

杉並区職員措置請求監査結果

(平成26年度政務活動費に関する住民監査請求(その2))

平成28年6月

杉 並 区 監 査 委 員

目 次

第 1 請求の概要と受理	
1 請求人	1
2 請求書の提出	1
3 請求の概要	1
4 請求の受理	1
第 2 監査の実施	
1 証拠の提出及び陳述	2
2 監査対象事項	2
3 対象部局とその抗弁要旨	2
3-1 区議会事務局	2
3-2 総務部総務課	4
4 区議会議長の調査回答の要旨	5
4-1 平成 28 年 5 月 20 日付け調査回答	5
4-2 平成 28 年 6 月 17 日付け調査回答	5
第 3 監査の結果	
1 結 論	7
2 政務活動費に係る条例等の制定等の経緯	7
3 判 断	8
3-1 監査の基本的な考え方と視点	8
3-2 項目別判断	9
3-2-1 月極駐車場料金	9
3-2-2 自宅兼用議員事務所の光熱水費	12
3-2-3 ホームページ代	13
3-2-4 携帯電話代	16
3-2-5 ガソリン代	20
3-2-6 視察費	24
3-2-7 区政報告関係費用	26
3-2-8 交通費	43
3-2-9 人件費	44
3-3 まとめ	46
4 意見・要望	47

<別紙>

1	措置請求書等	
1-1	措置請求書	49
1-2	追加の証拠資料	177
2	区議会事務局抗弁書	199
3	総務部総務課抗弁書	215
4	区議会議長の調査回答	
4-1	平成28年5月20日付け調査回答	221
4-2	平成28年6月17日付け調査回答	251

<資料>

1	政務活動費条例	255
2	政務活動費規則	259
3	政務活動費規程	261
4	事務処理の手引	265

【注】

- 1 政務活動費条例、政務活動費規則及び政務活動費規程は、平成26年4月1日現在のもので、事務処理の手引は平成26年度版である。
- 2 本監査結果においては、必要に応じてマスキングを行うとともに、第三者の個人情報等を仮名（A等）で表示している。また、請求人は仮名（甲、a等）で表示し、その住所の記載は省略している。

第 1 請求の概要と受理

1 請求人

甲
共同代表 a
同 b

2 請求書の提出

平成 28 年 4 月 28 日

3 請求の概要

請求人が提出した措置請求書は別紙 1 - 1 のとおりであり、その概要は次のとおりである。なお、次の各請求項目（駐車料金を除く。）における「返還請求の対象及び金額」並びに「請求人の主張要旨」は、9 ページ以降の「3 - 2 項目別判断」において記載した。

措置請求書記載の会派及び議員の平成 26 年度政務活動費のうち、次の違法又は不当な支出の合計「1,515 万 8,773 円」について、当該会派及び議員に対して速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。

- (1) 月極駐車場料金
- (2) 自宅兼用議員事務所の光熱水費
- (3) ホームページ代
- (4) 携帯電話代
- (5) ガソリン代
- (6) 視察費
- (7) 区政報告関係費用
- (8) 駐車料金
- (9) 交通費
- (10) 人件費

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、平成 28 年 5 月 13 日の監査委員会会議において受理することを決定した。

なお、富本卓監査委員及び太田哲二監査委員は、同日の監査委員会会議において、同法第 199 条の 2 の規定に基づき、除斥とした。（富本卓監査委員及び太田哲二監査委員は同年 5 月 18 日に退任）

また、同年 5 月 19 日に就任した浅井邦夫監査委員及び河津利恵子監査委員は、同日の監査委員会会議において除斥とした。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成28年5月27日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、追加の証拠資料（別紙1－2）を提出し、請求の趣旨を補足する陳述を行った。

2 監査対象事項

措置請求書記載の会派及び議員の平成26年度政務活動費のうち、請求人が違法又は不当と主張する各支出について、違法又は不当の有無等を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

ただし、本件監査請求のうち、①6ページに記載した収支報告書及び出納簿の訂正により政務活動費への計上を取り消された支出に係る部分、②支出額の50パーセントに相当する金額の返還請求において、当初から50パーセントに按分されている支出に係る部分（田中ゆうたろう議員の区政報告「平成26年初夏号」の郵送代に係る請求）、③政務活動費の交付を受けていない議員（斉藤常男議員）に対する請求に係る部分（視察先への土産代に係る請求）については、監査の対象外（却下）とした。

3 対象部局とその抗弁要旨

杉並区議会事務局（以下「区議会事務局」という。）及び杉並区総務部総務課（以下「総務部総務課」という。）を本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求め、抗弁書の提出を受けるとともに、区議会事務局については、同年5月27日に説明聴取を行った。

平成28年5月20日付けの区議会事務局の抗弁書（別紙2）及び同年5月16日付けの総務部総務課の抗弁書（別紙3）の要旨は、次のとおりである。

3-1 区議会事務局

区議会事務局の抗弁書には、①政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等、②政務活動費の交付に関する規定と交付手続、③収支報告書等の提出に関する手続等、④政務活動費の執行に係る区議会議員等の役割、⑤領収書その他の証拠書類の取扱い、⑥政務活動費の平成26年度の状況、⑦請求人の主張に対する見解等及び⑧平成28年度からの取組について記載されている。

その主な内容は、次のとおりである。

(1) 政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等

平成24年の地方自治法の一部改正により、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされ、また、議長は、政務活動費の用途の透明性の確保に努め

ることとされた。(平成25年3月1日施行)

これを受け、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」(以下「政務調査費条例」という。)の一部が改正され、政務活動費を充てることができる経費の範囲が「調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定められ、別表において具体的な経費区分が定められた。

また、議長は、収支報告書等関係書類について必要な調査を行うとともに、使途の透明性の確保に努めるものとされた。

(2) 政務活動費の執行に係る議長の役割

政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派及び議員の自律的な判断に委ねられるものと考え、平成24年の地方自治法の改正に伴い、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」(以下「政務活動費条例」という。)に、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努める旨が明記されたことから、議長は、政務活動費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等から疑われるような場合は、当該会派及び議員に対して説明を求めるなど必要な調査を行い、使途の透明性の確保に努めることが求められている。

(3) 請求人の主張に対する見解等

政務活動とは、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動を行い、政務活動費として交付するに当たっては、こうした活動に必要な経費の一部として、「政務活動に要する経費」の範囲内で支出されなければならないことは当然のことである。

また、会派及び議員においては、その一部が公費として負担される以上、コスト意識をもって活動を行う必要があるとともに、当該経費の使途の透明性を確保し、区民に対して説明責任を果たすことが求められていることは、十分に認識しているところである。

しかし一方で、どのように活動するかは、政務活動の主体である会派及び議員の自律的な判断に委ねられているものである。また、当該活動の一部に政務活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が政務活動に当たるかといった判断についても、会派及び議員の活動の実態に照らして自ら判断し、その判断は、説明責任を果たすことを前提に尊重されるべきものである。

※ その他、個別の請求項目等(①按分、②ガソリン代・月極駐車場代・駐車料金、③事務所費、④ホームページ、⑤携帯電話、⑥視察先の謝礼品、⑦視察費、⑧区政報告、⑨茶菓代、⑩交通費及び⑪人件費)に対する見解が記載されている。

(4) 平成28年度からの取組

政務活動費の適正な執行の確保により一層努めていくため、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」(以下「政務活動費規程」という。)を一部改正し、ガソリン代については、議員一人当たり月額5,000円を限度とすることとし、自宅兼用事務所光熱水費については、自己所有及び自宅兼用の事務所の光熱水費は計上できないこととした。

また、書籍や備品について、特に区民に疑義が生じやすい支出に関しては、明確化・厳格化を図る観点から、支出計上に当たって特に留意する必要がある事項として、会派及び議員から説明を求めることとしたところである。

なお、交付額を超えた収支報告書について、平成27年度から交付額の範囲内での収支報告に努めるものとする運用を改めたところであるが、平成28年度からは交付額の範囲内で収支報告するものとした。

今後も、政務活動費の適正な運用と使途の透明性の更なる確保に努め、より一層区民に信頼される制度となるよう、引き続き不断の検証・見直しに取り組むこととしている。

3-2 総務部総務課

総務部総務課の抗弁書には、①政務活動費の制度制定の経緯、②政務活動費の交付及び返還等に関する手続、③政務活動費の適正化に向けた取組及び④今回の措置請求に関する区の見解について記載されている。

その主な内容は、次のとおりである。

(1) 政務活動費の適正化に向けた取組

平成27年度に提出された平成25年度の政務活動費に関する措置請求の監査結果における監査委員からの意見・要望を踏まえ、区議会で検討を重ね、平成28年2月1日に「平成27年度政務活動費調査検討委員会検討結果」をまとめ、平成28年4月から政務活動費規程を改正し、更なる政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めている。

(2) 今回の措置請求に関する区の見解

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、その執行については、第一に会派及び議員の倫理観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査し、議会の自律性の中で処理することが前提であると認識している。その上で執行機関としては、会派及び議員が活動していく上で支障のないような政治活動の自由を保障する視点で、対応すべきものである。

今回の措置請求の対象となっている政務活動費については、政務活動費条例第11条に基づき、議長が報告書及び領収書等を調査し、適正に執行したものと考えている。

先に述べた平成 27 年度の区議会の取組は評価するものであるが、引き続き、適正な運用が図られるよう必要な助言に努めながら、自律的な取組を後押ししていく。

4 区議会議長の調査回答の要旨

政務活動費条例第11条で、議長は収支報告書等について必要に応じて調査を行うこととされていることから、請求人が指摘している政務活動費の支出の違法性又は不当性の有無等について、議長に調査を依頼した。

議長の回答要旨は、次のとおりである。

4-1 平成 28 年 5 月 20 日付け調査回答（別紙 4-1）

議長の調査回答には、①政務活動費条例に基づく議長の調査の実施、②調査結果、③今回の措置請求に対する議長の見解、④個別事項についての会派及び議員からの説明について記載されている。

その主な内容は、次のとおりである。

ア 調査結果

政務活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成 26 年度の「政務活動に要する経費」及び「政務活動に要する経費細目」に基づく適正な支出が行われていた。

なお、無所属区民派、田中ゆうたろう議員、増田裕一議員及び松浦芳子議員については、本人からの申出により、収支報告書及び出納簿の訂正処理を進める。

イ 今回の措置請求に対する議長の見解

政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派及び議員の自律的な判断に委ねられていると考えており、平成 26 年度当時の基準により、会派及び議員がそれぞれ良識ある判断に基づき、計上しているものと認識している。

政務活動費の適正な運用の確保に向けては、これまでも不断の検証・見直しを行ってきたが、政務活動費の用途については、区民に対する説明責任を十分に果たすことがより一層求められており、今後は、政務活動費がこれまで以上に区民の信頼が得られる制度として確立できるよう、更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める。

※ その他、措置請求書記載の個別の請求事項についての会派及び議員の説明が記載されている。

4-2 平成 28 年 6 月 17 日付け調査回答（別紙 4-2）

本件監査請求後に行われた「平成26年度政務活動費収支報告書及び出納簿」の訂正（誤記控除・誤記更正）について、追加回答がされている。

上記の訂正により、政務活動費への計上を取り消された額等は、次のとおりである。

会派及び議員名	訂正日	取り消された額	内 容
無所属区民派	平成 28 年 6 月 8 日	1 万 5, 996 円のうちの 3, 200 円	平成 26 年 5 月 7 日 トラメガ修理代
		2, 930 円のうちの 586 円	平成 26 年 6 月 11 日 拡声器用電池代
田中ゆうたろう 議員	平成 28 年 6 月 7 日	6, 400 円のうちの 3, 200 円	平成 26 年 12 月 22 日 ほか 駐車場代 (13 件)
増田裕一議員	平成 28 年 6 月 10 日	3 万 1, 200 円のうちの 1 万 5, 600 円	平成 27 年 3 月 2 日 葉書購入費
		4, 000 円のうちの 2, 000 円	平成 27 年 3 月 26 日 区政報告会会場費等
松浦芳子議員	平成 28 年 6 月 8 日	1 万 6, 000 円のうちの 4, 000 円	平成 27 年 2 月 28 日 2 月分補助職員賃金

※ 増田裕一議員については、平成28年6月14日に1万7,600円が返還された。
ただし、平成27年3月26日の区政報告会会場費等は、本件監査請求の対象とされていない。

なお、本件監査請求の対象とされた支出に関し、本件監査請求前に行われた「平成26年度政務活動費収支報告書及び出納簿」の訂正（誤記控除・誤記更正）により、政務活動費への計上を取り消された額等は、次のとおりである。

会派及び議員名	訂正日	取り消された額	内 容
杉並区議会公明 党（渡辺富士雄 議員）	平成 28 年 4 月 15 日	25 万 9, 200 円	平成 26 年 4 月 30 日 ほか ホームページ管理費 (12 件)
田中ゆうたろう 議員	平成 27 年 8 月 5 日	20 万 657 円のうちの 10 万 329 円	平成 26 年 6 月 27 日 区政報告印刷代
		6 万 6, 744 円のうちの 3 万 3, 372 円	平成 26 年 7 月 2 日 区政報告封筒代

※ 杉並区議会公明党（渡辺富士雄議員）については、平成28年4月20日に25万9,200円が返還された。

第3 監査の結果

1 結 論

本件監査請求については、平成28年6月24日に監査委員2名（上原和義監査委員及び岩崎英司監査委員）の合議により、次のように決定した。

本件監査請求のうち、2ページの「監査対象事項」に記載した収支報告書及び出納簿の訂正により政務活動費への計上が取り消された支出に係る部分等（第2の2の①から③まで）については、これを却下し、その他の支出に係る部分については、請求に理由がないものと認められるので、これを棄却する。

2 政務活動費に係る条例等の制定等の経緯

杉並区における政務活動費（旧政務調査費）に係る条例等の制定等の経緯は、次のとおりである。

- (1) 平成12年の地方自治法の一部改正により政務調査費制度が創設されたことに伴い、平成13年に、政務調査費条例及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則」（以下「政務調査費規則」という。）が制定され、政務調査費の交付対象、交付額、交付方法、使途基準等が定められ、平成13年度から会派及び議員に対して政務調査費が交付された。
- (2) 平成19年に、区議会の自主的なルールとして、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」（以下「政務調査費規程」という。）が制定され、選挙活動、政党活動又は後援会活動に関する経費などの10項目の経費は区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないと明示された。
- (3) 平成20年に、政務調査費規程の一部が改正され、政務調査費規則別表で定められていた「使途基準」をより具体化した「使途基準細目」が定められた。
- (4) 平成24年の地方自治法の一部改正により政務調査費制度が改正され、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を条例で定めることとされた。
- (5) 平成25年に、政務調査費条例が政務活動費条例に改正され、「政務調査費」が「政務活動費」に改められ、政務活動費を充てることのできる経費が「会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」とされ、「使途基準」に代えて別表で「政務活動に要する経費」として10項目（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務費、事務所費及び人件費）の経費が定められた。

また、政務調査費規程が政務活動費規程に改正され、別表で定められていた「使途基準細目」が「政務活動に要する経費細目」に改められた。

3 判 断

3-1 監査の基本的な考え方と視点

本件監査に当たっての基本的な考え方と視点は、次のとおりである。

- (1) 政務活動費は、会派及び議員が行う「区政に関する調査研究その他の活動に資する」ことを目的として、必要とする経費の一部を助成するものであり、交付の対象、額及び方法並びに充てることができる経費の範囲、その使途の透明性を確保するための方法等については、各自治体がその実情に応じて制定する条例等に委ねられているものである。
- (2) 会派及び議員による政務活動は多岐にわたっており、それに伴い生じる経費も多様であるので、区では、平成 25 年 3 月から、政務活動費条例において、一部その使途の拡大を図り、政務活動費を充てることができる経費を「会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定めたところである。
- (3) 二元代表制を基本とする地方自治制度において、議会は首長と並ぶ重要な役割を担っており、議会の自律性やそれを構成する会派及び議員の政治活動の自由は保障されなければならない。そして、政務活動には執行機関に対する監視の機能の側面もあるので、執行機関と議会等との抑制と均衡の理念等に鑑み、会派及び議員がどのような政務活動を行い、そのためにいかなる政務活動費を支出するかについては、基本的に会派及び議員の自律的判断に委ねるべきものであると解するのが妥当である。
- (4) しかし反面、政務活動費は公金である以上、制度の趣旨に沿った使途の適正が自律的に確保されなければならないと、また、それらを客観的に確認できるように透明性を確保することが必要である。このため、政務活動費条例及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則」に加え、区議会による自主的なルールと仕組みが整えられてきたと認められるが、透明性の確保は、使途が拡大された政務活動費制度において、より一層求められているといえる。
- (5) こうしたことから、政務活動費の支出の適合性については、収支報告書等の記載から明らかに違反していることがうかがわれるような場合はその疑義を解明する必要があることはいうまでもないが、そうした場合を除くと、「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していない」とした政務調査費についての判例（平成 21 年 12 月 17 日最高裁判所判決）は、政務活動費制度においても同様に該当すると解される。

- (6) 以上から、本件監査において、政務活動費の支出については、政務活動費制度の趣旨を踏まえ、会派及び議員の自律性を尊重することを基本とし、政務活動費条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた「政務活動に要する経費細目（政務活動費規程別表）」等に照らし、また、使途の透明性の確保の観点にも留意してその適合性を総合的に判断するものとする。

3-2 項目別判断

請求人は、措置請求書記載の項目ごとに違法又は不当とする理由を述べている。

そこで、措置請求書記載の9項目（①月極駐車場料金、②自宅兼用議員事務所の光熱水費、③ホームページ代、④携帯電話代、⑤ガソリン代、⑥視察費、⑦区政報告関係費用、⑧交通費及び⑨人件費）について、請求内容の適否を判断することとする。ただし、先に述べたとおり、田中ゆうたろう議員の駐車料金に係る請求については、平成28年6月7日に返還請求額に相当する額（3,200円）の計上を取り消されたため、監査の対象外とした。

なお、[返還請求の対象及び金額]の欄には、返還請求の対象とされた会派及び議員名と括弧書きで措置請求書記載の返還請求額を記載した。

3-2-1 月極駐車場料金

[返還請求の対象及び金額]

- 1 川原口宏之議員（18万円）
- 2 渡辺富士雄議員（13万8,000円）
- 3 小泉やすお議員（13万8,000円）
- 4 河津利恵子議員（12万円）
- 5 島田敏光議員（10万8,000円）

[請求人の主張要旨]

①月極駐車場料金は、政務活動費条例の趣旨によって規定された政務活動費規程第2条において、政務活動に要する経費に該当しないものとされている「自動車の維持管理に関する経費」そのものであり、政務活動費への計上は、結果として政務活動費条例に違反する、②駐車場を有することは法的に必須条件とされており、政務活動費規程別表の「政務活動に要する経費細目」の「月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする」という規定そのものが政務活動費条例に違反する、③政務活動として使用したという確固たる証拠書類の提出や説明がなく、また、あったとしても非常に不十分であり、政務活動の経費とは認められない、④ガソリン使用量は政務活動よりも私的利用が多く、月極駐車場料金の50パーセントを政務活動費で補填する根拠はない、⑤月極駐車場料金はガソリン代の約4倍で、非

常に高額である、⑥一時駐車場料金の政務活動費への計上が少なく、又は全くないので、自動車を政務活動に使用したという証拠がない。よって、全額の返還を求める。

[判断基準]

- 1 区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、自動車・バイクを移動手段として利用し、その月極駐車場料金を支出することは、政務活動費条例別表に規定する「政務活動に要する経費」及び政務活動費規程別表に規定する「政務活動に要する経費細目」（以下「政務活動に要する経費・同細目」という。）で調査研究費として認められており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、領収書（これに類するものを含む。以下同じ。）及び賃貸借契約書の写しが提出され、支出割合の上限の範囲内で実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。
- 2 請求人は、①月極駐車場料金は、政務活動費規程において、政務活動に要する経費に該当しないものとされている「自動車の維持管理に関する経費」そのものである、②政務活動費規程別表の「政務活動に要する経費細目」の規定が政務活動費条例に違反すると主張する。
しかしながら、政務活動費規程別表の「政務活動に要する経費細目」において「月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする」と定められていることからすると、月極駐車場料金が、政務活動費規程第2条第1項第8号の「自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費」に該当しないことは明らかであり、また、政務活動費条例別表の「政務活動に要する経費」において、調査研究費の内容が「区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」と定められていることからすると、月極駐車場料金が明らかに当該経費に該当しないと解することはできない。
- 3 請求人は、一時駐車場料金の政務活動費への計上が少なく、又は全くないので、自動車を政務活動に使用したという証拠がないと主張する。
しかしながら、そもそも一時駐車場料金の政務活動費への計上については、会派及び議員の自律的な判断に委ねられているものであり、その計上がないことをもって、一時駐車場を利用していないということとはできず、また、公共施設で政務活動をする場合など、一時駐車場料金が発生しないこともあることなどからすると、一時駐車場料金の政務活動費への計上と自動車等の政務活動としての使用との関連性は希薄であるといわざるを得ず、一時駐車場料金の政務活動費への計上が少なく、又は全くないことをもって、自動車等を政務活動に使用していないということとはできない。

[議員別判断]

1 川原口宏之議員

上記判断基準のとおり、領収書及び賃貸借契約書の写しが提出され、支出割合の上限の範囲内の按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「昼夜を問わず、膨大な区民からの相談、意見聴取をはじめとする政務活動を行っており、自動車の使用に占める政務活動割合は非常に高く、実態としては50パーセントを大きく上回っており、その按分は過大ではない」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 渡辺富士雄議員

上記判断基準のとおり、領収書及び賃貸借契約書の写しが提出され、支出割合の上限の範囲内の按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「自動車は、調査研究活動や広聴広報活動等のみならず、頻発する河川氾濫による浸水被害発生時の出動等、夜間の不測の事態の対応を含め、政務活動に使用しており、政務活動としての使用の割合は高く、実態として50パーセントを上回っている」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3 小泉やすお議員

上記判断基準のとおり、領収書及び賃貸借契約書の写しが提出され、支出割合の上限の範囲内の按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「政務活動としての自動車の利用実態は、50パーセントを大きく超過しているのが現状であり、「政務活動に要する経費細目」に沿って適正に按分し計上している」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

4 河津利恵子議員

上記判断基準のとおり、領収書及び賃貸借契約書の写しが提出され、支出割合の上限の範囲内の按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていること

が認められる。

そして、按分率について「議員活動専用の車を所有し、政務活動に要する使用実態については50パーセントを上回っており、「政務活動に要する経費細目」にのっとり計上している」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

5 島田敏光議員

上記判断基準のとおり、領収書及び賃貸借契約書の写しが提出され、支出割合の上限の範囲内の按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「自動車は広聴広報活動や調査研究活動等で使用し、政務活動での使用は50パーセントをはるかに超えており、政務活動費規程にのっとり適正に支出している」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3-2-2 自宅兼用議員事務所の光熱水費

[返還請求の対象及び金額]

- 1 岩田いくま議員 (1万6,667円)
- 2 富本卓議員 (2万4,774円)
- 3 小泉やすお議員 (3万4,572円)

[請求人の主張要旨]

自宅（自身が代表を務める会社を含む。）兼用議員事務所の光熱水費については、政務活動費規程別表の「政務活動に要する経費細目」において、「事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする。なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする」と定められているが、当該事務所は議員、家族等が日常に生活する場であり、自宅の事務所部分の面積の按分率で按分することは、議員、家族等が使用した光熱水費を按分するもので、いくら按分してもグレーゾーンの部分を払拭できず、政務活動費条例に違反することは明らかである。よって、全額の返還を求める。

[判断基準]

区政に関する調査研究その他の活動を行う拠点として自宅に事務所を設置し、その光熱水費を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で事務所費として認められており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、領収書及び面積割合を示す書類（図面）が提出され、支出割

合の上限の範囲内で、事務所部分の面積等を考慮して、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

[議員別判断]

1 岩田いくま議員

上記判断基準のとおり、領収書及び面積割合を示す書類（図面）が提出され、支出割合の上限の範囲内で、事務所部分の面積等を考慮して、按分率10パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 富本卓議員

上記判断基準のとおり、領収書及び面積割合を示す書類（図面）が提出され、支出割合の上限の範囲内で、事務所部分の面積等を考慮して、按分率16.6パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3 小泉やすお議員

上記判断基準のとおり、領収書及び面積割合を示す書類（図面）が提出され、支出割合の上限の範囲内で、事務所部分の面積等を考慮して、按分率10パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3-2-3 ホームページ代

[返還請求の対象及び金額]

- 1 富本卓議員（9万円）
- 2 横山えみ議員（7万2,713円）
- 3 河津利恵子議員（6万3,000円）
- 4 山本ひろこ議員（3万8,880円）
- 5 山本あけみ議員（6,480円）
- 6 北明範議員（5,832円）
- 7 岩田いくま議員（1,564円）

※ なお、先に述べたとおり、渡辺富士雄議員のホームページ代に係る請求については、本件監査請求前の平成28年4月15日に返還請求額（9万7,200円）を超える25万9,200円の計上を取り消され、同年4月20日に同額が返還されているため、監査の対象外とした。

[請求人の主張要旨]

ホームページ代の按分率は議員からの申請のみであり、その根拠となる説明や客観的な資料の提示もなく、政務活動費の支出として不透明である。よって、2分の1を超える部分の金額の返還を求める。

[判断基準]

会派及び議員が行う活動並びに区政について区民への報告等を行うため、ホームページを作成し、その経費を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で広聴広報費として認められており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、領収書が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということはいできない。

[議員別判断]

1 富本卓議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「ホームページの構造は、ホーム、プロフィール、スタイル、政策、実績、活動報告、応援団募集の7つのコーナーに大別され、その中で、応援団募集コーナーなど一部は政務活動に該当しないことから、80パーセント按分とした」と説明され、また、その按分率が明らかに相当でないとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはいできない。

2 横山えみ議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「区政報告の一環として、①議会活動、②調査研究の過程や報告、③議会質問、④実績一覧等を掲載し、また、多くの区民へ区政報告を周知するため、横山えみ通信も活用しており、ほとんどが政務活動のためのものであり、80パーセント按分とした」と説明され、また、その按分率が明らかに相当でないとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはいできない。

3 河津利恵子議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「トップページであいさつ・自己紹介、ツイッター、区政報告を掲載し、その他、政策、プロフィール、ブログのページを設定し、日常的にブログで区政や区議会、委員会の報告、地域活動、視察、勉強会、地域の行事などの報告を行っており、80パーセント按分とした」と説明され、また、その按分率が明らかに相当でないとは

認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

4 山本ひろこ議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「ホームページは、調査研究過程や議会質問など議会活動の報告、区政報告書「山本ひろこ通信」、区民の声を区政に届け実現できたことなどを中心に掲載しており、その中で、公明党ホームページをリンクさせている部分など政務活動に該当しない部分が2割あることから、80パーセント按分とした」と説明され、また、その按分率が明らかに相当でないとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

5 山本あけみ議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「ホームページは、トピックス、政策、プロフィール、応援して下さる方へ、ブログ、リンクで構成され、このうち、応援して下さる方へとブログの一部などの2割は政治活動に当たると考え、80パーセント按分とした」と説明され、また、その按分率が明らかに相当でないとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

6 北明範議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「ホームページには、日常の活動報告、議会質問、動画、実績一覧、北あきのりニュースを随時掲載し、区民に広報をするなど、ほとんどが政務活動のためのものであり、80パーセント按分とした」と説明され、また、その按分率が明らかに相当でないとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

7 岩田いくま議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「政党に所属していないため政党活動はなく、後援会としての活動等も特段行っていないことから、実態としてほとんどが政務活動事務費と考えているが、保守的に見積もって80パーセント按分とした」と説明され、また、その按分率が明らかに相当でないとは認められない。

なお、政務活動費の支出として不透明であるとの請求人の主張につい

ては、「客観性・透明性については、ホームページを全区民に対してオープンにしている（申込制等閲覧制限はかけていない）ことで担保されている」と説明されている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということはできない。

3-2-4 携帯電話代

[返還請求の対象及び金額]

- 1 渡辺富士雄議員（8万5,717円）
- 2 大槻城一議員（5万2,563円）
- 3 浅井くにお議員（3万9,740円）
- 4 川原口宏之議員（4万9,994円）
- 5 山本ひろこ議員（4万8,059円）
- 6 北明範議員（4万7,352円）
- 7 井口かづ子議員（3万141円）
- 8 河津利恵子議員（3万6,087円）
- 9 大和田伸議員（3万5,790円）
- 10 山本あけみ議員（2万3,425円）
- 11 吉田あい議員（2万9,795円）
- 12 中村康弘議員（3万2,281円）
- 13 島田敏光議員（2万8,572円）
- 14 横山えみ議員（1万9,585円）
- 15 はなし俊郎議員（5,510円）

[請求人の主張要旨]

多岐にわたる議員活動には携帯電話の使用は不可欠であるが、その使用には、政務活動の対象となる活動と選挙活動、政党活動、後援会活動、私的利用等の対象外の活動とが混在していることは当然である。

「政務活動費支出の基本的な考え方」の按分の原則における「社会通念上相当な割合による按分」とは50パーセント程度をいい、また、議員から按分率の理由の説明がなく、議員の申請どおりに按分率を決定しており、不透明である。よって、2分の1を超える部分の金額の返還を求める。

[判断基準]

区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、携帯電話を使用し、その通信費を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で事務費として認められており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、領収書が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されてい

れば、違法又は不当であるということとはできない。

[議員別判断]

1 渡辺富士雄議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「携帯電話で長時間の区民相談を受ける場合が多く、使用の大部分が政務活動に資するものであることから、実態に即して80パーセント按分とした」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足る具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 大槻城一議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「携帯電話で日々多くの区民相談をいただき、それに対応するため、区役所各所管をはじめ関係機関などに問い合わせるなど、大部分を政務活動に使用していることから、実態に即して80パーセント按分とした」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足る具体的事情も認められない。

なお、2台の携帯電話を使用したことについては、「当時、1台目のスマートフォンは通話時間によって料金が加算される契約であったため、長時間の区民相談を受けた場合、料金が多額になることから、通話料金定額制の通信機能に特化した携帯電話を持つことで、1台だけのときより携帯電話総額は割安になった」と説明されている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3 浅井くにお議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「近年の活動状況では、全体の利用に対する政務活動での利用の比重がかなり大きくなり、70～80パーセントとなっていることから、70パーセント按分とした」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足る具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

4 川原口宏之議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「使用の大部分が区民相談等の政務活動に要するものであることから、使用実態に即して80パーセント按分とした」

と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

5 山本ひろこ議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「携帯電話で長時間の区民相談を受ける場合もあり、使用の大部分が政務活動に要するものであることから、実態に即して80パーセント按分とした」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

6 北明範議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「携帯電話で長時間の区民相談もあり、大部分が政務活動に要するものであることから、実態に即して80パーセント按分とした」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

7 井口かづ子議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「私的利用の携帯電話と議員用の携帯電話を分けて所持し、議員用の携帯電話は完全に議員の職務専用であり、その大部分が政務活動に要するものであることから、70パーセント按分とした」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

8 河津利恵子議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「家族割で家族との通信は基本的に無料、党務も引き受けていないなど、政務活動に関する通信がほとんどを占めていることから、80パーセント按分とした」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

9 大和田伸議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「使用の大部分が政務活動であるが、まれにそれ以外にも使用する場合もあるので、実態に即して80パーセント按分とした」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

10 山本あけみ議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「政治活動に関しては事務所として公開している固定電話を使用し、携帯電話は政務活動に必要な情報収集や区民の陳情などに主に使用していることから、80パーセント又は50パーセント按分とした」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

11 吉田あい議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「政務活動用と選挙活動などの私的用を分けるため、携帯電話を2台持っており、政務活動用は陳情や区民相談、区民要望の聴取専用で使用していることから、75パーセント按分とした」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

12 中村康弘議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「携帯電話で長時間の区民相談を受ける場合もあり、使用の大部分が政務活動に要するものであることから、実態に即して80パーセント按分とした」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

13 島田敏光議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「使用の大部分が区民相談等の政務活動に要するものであることから、利用実態に即して80パーセント按分とした」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

14 横山えみ議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「ほとんどが区民相談の利用等の政務活動に要するものであることから、80パーセント按分とした」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

15 はなし俊郎議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「区民相談などほとんど政務活動に使用しているが、まれに政務活動以外で使用することもあるので、70パーセント按分とした」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3-2-5 ガソリン代

[返還請求の対象及び金額]

- 1 大和田伸議員 (6万9,283円)
- 2 川原口宏之議員 (4万9,015円)
- 3 島田敏光議員 (4万4,766円)
- 4 中村康弘議員 (3万9,500円)
- 5 河津利恵子議員 (3万7,502円)
- 6 今井ひろし議員 (3万1,037円)
- 7 北明範議員 (3万391円)
- 8 小泉やすお議員 (2万9,367円)
- 9 大槻城一議員 (2万8,501円)
- 10 井口かづ子議員 (2万2,679円)
- 11 山本あけみ議員 (1万8,463円)
- 12 松浦芳子議員 (1万4,000円)
- 13 渡辺富士雄議員 (8,509円)

[請求人の主張要旨]

①政務活動に使用した証拠書類（「ガソリン使用記録簿」等）を提出せず、ガソリン代の領収書を提出するだけで、その50パーセントを政務活動費から支出するという現状は、政務活動費条例第11条（透明性の確保）や「政務活動費支出の基本的考え方」の実費弁償の原則等に違反する、②ガ

ソリン使用は議員から説明がなければ政務活動費と判断する根拠がない、③一時駐車場料金の政務活動費への計上が少なく、又は全くないので、自動車等を政務活動に使用したという証拠がなく、透明性に欠ける。よって、全額の返還を求める。

[判断基準]

- 1 区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、自動車・バイクを移動手段として利用し、そのガソリン代を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で調査研究費として認められており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、領収書が提出され、支出割合の上限の範囲内で実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。
- 2 3-2-1で述べたとおり、一時駐車場料金の政務活動費への計上と自動車等の政務活動としての使用との関連性は希薄であるといわざるを得ず、一時駐車場料金の政務活動費への計上が少なく、又は全くないことをもって、自動車等を政務活動に使用していないということとはできない。

[議員別判断]

1 大和田伸議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出され、支出割合の上限の範囲内の按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「政務活動としての使用実態は50パーセントを上回っており、50パーセントの按分計上をしている」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 川原口宏之議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出され、支出割合の上限の範囲内の按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「昼夜を問わず、膨大な区民からの相談、意見聴取をはじめとする政務活動を行っており、自動車の使用に占める政務活動割合は非常に高く、実態としては50パーセントを大きく上回っており、その按分は過大ではない」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3 島田敏光議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出され、支出割合の上限の範囲内の按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「自動車は広聴広報活動や調査研究活動等で使用し、政務活動での使用は50パーセントをはるかに超えており、政務活動費規程にのっとり適正に支出している」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

4 中村康弘議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出され、支出割合の上限の範囲内の按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「昼夜を問わず、膨大な区民からの相談、意見聴取をはじめとする政務活動を行っており、自動車の使用に占める政務活動割合は非常に高く、実態としては50パーセントを大きく上回っており、その按分は過大ではない」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

5 河津利恵子議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出され、支出割合の上限の範囲内の按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「議員活動専用の車を所有し、政務活動に要する使用実態については50パーセントを上回っており、「政務活動に要する経費細目」にのっとり計上している」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

6 今井ひろし議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出され、支出割合の上限の範囲内の按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「毎月、数か所の保育園の園長と面談し、相談等の訪問を行うほか、区内の高齢者施設、障害者施設なども足しげく訪問し、区民の相談などにも地域を問わず訪問するなど、政務活動としての使用実態は50パーセントを上回っている」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

7 北明範議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出され、支出割合の上限の範囲内の按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「昼夜を問わず、区民からの膨大な相談や意見聴取を行っており、自動車も公共交通機関も効率よく利用し、同じ日に自動車と公共交通機関を使う場合もある。自動車の使用に占める政務活動割合は非常に高く、実態としては50パーセントを大きく上回っている」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

8 小泉やすお議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出され、支出割合の上限の範囲内の按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「政務活動としての自動車の利用実態は、50パーセントを大きく超過しているのが現状であり、「政務活動に要する経費細目」に沿って適正に按分し計上している」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

9 大槻城一議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出され、支出割合の上限の範囲内の按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「日夜、たくさんの区民からの相談や意見聴取などの政務活動を行っており、自動車使用に占める政務活動割合は非常に高く、実態としては50パーセントを大きく超えている」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

10 井口かづ子議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出され、支出割合の上限の範囲内の按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「農業従事者からの区政相談など、政務活動としての使用実態は50パーセントを上回っている」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

11 山本あけみ議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出され、支出割合の上限の範囲内の按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「政務活動としての使用実態は50パーセントを大きく上回っており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき、50パーセントの按分で計上している」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

12 松浦芳子議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出され、支出割合の上限の範囲内の按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「政務活動としての使用実態は50パーセントを大きく超えており、「政務活動に要する経費細目」に基づき計上している」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

13 渡辺富士雄議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出され、支出割合の上限の範囲内の按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について「自動車は、調査研究活動や広聴広報活動等のみならず、頻発する河川氾濫による浸水被害発生時の出勤等、夜間の不測の事態の対応を含め、政務活動に使用しており、政務活動としての使用の割合は高く、実態として50パーセントを上回っている」と説明され、また、その按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情も認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3-2-6 視察費

[返還請求の対象及び金額]

1 視察先への土産代

- (1) 島田敏光議員、大槻城一議員、川原口宏之議員、北明範議員、中村康弘議員、山本ひろこ議員 (6,480円)
- (2) 小泉やすお議員、大泉時男議員、浅井くにお議員、大熊昌巳議員、今井ひろし議員、富本卓議員、脇坂たつや議員、大和田伸議員 (5,145円)

※ なお、先に述べたとおり、斉藤常男議員に対する請求について

は、当該議員はそもそも政務活動費の交付を受けていないため、監査の対象外とした。

- (3) 横山えみ議員、川原口宏之議員、北明範議員、中村康弘議員、山本ひろこ議員 (2,160円)
- (4) 増田裕一議員、小川宗次郎議員、山下かずあき議員、山本あけみ議員、市来とも子議員 (1万2,960円)
- (5) 山本ひろこ議員 (平成26年7月15日、2,646円)
- (6) 山本ひろこ議員 (平成26年7月16日、2,370円)
- (7) 北明範議員、中村康弘議員 (4,320円)
- (8) 山本ひろこ議員 (平成26年11月6日、1,029円)

2 理科教育のための視察費用

島田敏光議員、大槻城一議員、川原口宏之議員、北明範議員、中村康弘議員、山本ひろこ議員 (26万4,300円)

[請求人の主張要旨]

1 視察先への土産代

政務活動費規程第2条で、「飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費」は、政務活動に要する経費に該当しないものとされていることから、視察の際土産に茶菓を持っていくことは、明らかに禁止されており、また、社会通念としても土産は個人で買うべきである。よって、全額の返還を求める。

2 理科教育のための視察費用

理科教育の目的で「スーパーカミオカンデ」を視察しているが、区の理科教育の拠点であった「科学館」の閉鎖の議論に、この視察が何一つ生かされておらず、無駄なものであったといわざるを得ない。よって、全額の返還を求める。

[判断基準]

- 1 視察先への土産代は、視察への協力に対する謝礼としての意味を有するものと解され、社会通念上適正な範囲内のものであれば、「政務活動に要する経費」の調査研究費に該当するというべきであり、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、領収書が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。
- 2 区政に関する調査研究その他の活動のために、視察をし、その経費を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で調査研究費として認められており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、領

収書及び視察先、視察目的、行程、概要等を記載した「政務活動視察報告書（宿泊を伴うか、往復の交通費が1万円を超える場合のみ）」が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

[議員別判断]

1 上記[返還請求の対象及び金額] 1の「視察先への土産代」の欄に記載した各議員

上記判断基準のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、上記の各土産代は、その金額に照らして、社会通念上適正な範囲内のものと認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 上記[返還請求の対象及び金額] 2の「理科教育のための視察費用」の欄に記載した各議員

上記判断基準のとおり、領収書及び「政務活動視察報告書」が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、「スーパーカミオカンデ」の視察目的について、「委員会において、小中学生のスーパーカミオカンデへの見学等も提案しており、その可能性を探るとともに、小柴博士の研究成果の展示内容や展示方法の改善点などについて調査するため、同所への視察を行った」と説明されていることなどからすると、当該視察は区政との関連性を有するものと認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3-2-7 区政報告関係費用

[返還請求の対象及び金額]

- 1 木梨もりよし議員（区政報告ポスティング代 41万5,587円）
- 2 今井ひろし議員、大和田伸議員、小泉やすお議員、富本卓議員、はなし俊郎議員、脇坂たつや議員、吉田あい議員（杉並区議会自由民主党のチラシの作成費 52万5,000円（7万5,000円×7））
- 3 安斉あきら議員（区政報告作成費等 99万9,953円）
- 4 はなし俊郎議員（区政報告作成費等 79万9,200円）
- 5 岩田いくま議員（区政報告作成費等 56万6,328円）
- 6 市来とも子議員（区政報告作成費等 32万6,000円）
- 7 浅井くにお議員（区政報告作成費等 38万7,984円）
- 8 増田裕一議員（区政報告会お知らせはがき代等 2万7,750円）

- 9 富本卓議員（区政報告作成費 11万5,880円）
- 10 大和田伸議員（区政報告作成費等・区政報告会会場費等 28万9,879円、区政報告はがき代等 20万5,589円）
- 11 脇坂たつや議員（区政報告作成費等 73万4,418円）
- 12 今井ひろし議員（区政報告作成費等 62万3,430円）
- 13 吉田あい議員（区政報告作成費等 57万8,489円）
- 14 河津利恵子議員（区政報告作成費等 38万5,886円）
- 15 松浦芳子議員（区政報告作成費等 66万2,652円）
- 16 田中ゆうたろう議員（区政報告作成費等 59万3,886円）
- 17 無所属区民派（区政報告作成費等 114万3,591円、拡声器（トラメガ）修理代等 9,463円）
- 18 川原口宏之議員（区政報告作成費等 55万9,960円）
- 19 横山えみ議員（区政報告作成費等 20万521円）
- 20 大槻城一議員（三脚購入費 2,200円、区政報告作成費等 42万8,724円）
- 21 北明範議員（区政報告作成費等 40万6,912円）
- 22 中村康弘議員（区政報告作成費等 58万7,390円）

[請求人の主張要旨]

1 木梨もりよし議員

区政報告のポスティング代を按分なしで計上しているが、当該区政報告の平成25年度末の新聞折込み部数と平成26年度のポスティング部数の合計は印刷部数（28万部）とほぼ一致しており、全戸配布をしているとみられる実態からすると、明らかに当該議員の政治活動及び選挙対策というべきものであり、区政報告の内容いかんを問わず、按分なしで政務活動費として計上することは認められない。よって、2分の1の金額の返還を求める。

2 今井ひろし議員、大和田伸議員、小泉やすお議員、富本卓議員、はなし俊郎議員、脇坂たつや議員、吉田あい議員

杉並区議会自由民主党のチラシの作成費を按分なしで計上しているが、当該チラシは、面積の約半分が議員らの写真や名前、自由民主党の大文字で占められ、名前や写真を広く区民に知らせることが目的で、平成28年2月4日の京都地方裁判所判決にあるように政務活動とは認められず、写真以外の記事部分をみても、自民党の内容ばかりである。よって、4分の3の金額の返還を求める。

3 安斉あきら議員

区政報告の作成費等を按分なしで計上しているが、①「区議会レポートNo.15」について、記事の大半は第4回定例会での当該議員の質問で占

められ、区議会のホームページで見られる内容であり、顔写真や名前を大きく載せ、按分なしで発行することは、3か月後の区議選を意識した選挙活動として受け取れる、②「区議会レポートNo.16」について、「広報すぎなみ」を丸写しにして区政報告として発行することは、1か月後の区議選を意識した自身の広報活動と思われ、明らかに政務活動費条例に違反する。よって、2分の1の金額の返還を求める。

4 はなし俊郎議員

「広報すぎなみ」の丸写しなど、議員として独自に調査せず、安易に杉並区発行の資料を貼り付けて、区政報告として発行することは、1か月後の区議選を意識した自身の広報活動と思われ、明らかに政務活動費条例に違反する。よって、全額の返還を求める。

5 岩田いくま議員

区政報告の作成費等を按分なしで計上しているが、当該区政報告は、全体の2分の1程度が選挙活動、政党活動及び後援会活動と区分することが困難で、そのような内容が随所に点在している。よって、2分の1の金額の返還を求める。

6 市来とも子議員

区政報告の作成費等を按分なしで計上しているが、当該区政報告には福士前都議会議員、保坂世田谷区長との対談が掲載され、これは平成27年1月25日のキックオフ集会における対談であり、当該議員の選挙に向けた集会での対談記録は政務活動費を使う活動としてはふさわしくない。よって、2分の1の金額の返還を求める。

7 浅井くにお議員

区政報告の作成費等を按分なしで計上しているが、当該区政報告の主な内容は、区議会定例会での当該議員の質問の要旨の全文の掲載と予算、決算の概要であり、按分なしで政務活動費として計上することは認めがたい。よって、4分の1の金額の返還を求める。

8 増田裕一議員

区政報告会お知らせのはがき代等を按分なしで計上しているが、当該はがきの内容は、区議選に向けてのお知らせであり、政務活動費の使用としてふさわしくない。よって、2分の1の金額の返還を求める。

9 富本卓議員

区政報告の作成費等を按分なしで計上しているが、①「区政報告A 5版」について、表面の半分は「とみもと卓47歳」と書き、大きな顔写真で、残りの半分は「頼れる卓さん」と当該議員のプロフィールであり、区政報告ではなく、知名度を上げるための広報活動であり、政務活動ではない、②「区政報告B 4版」について、紙面の約半分が、当該議員の顔写真、名前、経歴等で占められていて、政務活動ではない。よって、

2分の1の金額の返還を求める。

10 大和田伸議員

区政報告作成費、区政報告会会場費、区政報告はがき代等をいずれも按分なしで計上しているが、①「区議会レポート平成26年春号」について、当該議員の約20枚の写真、石原のぶてる・舛添要一氏との写真等、明らかに政務活動とそうでない活動の記事が混在している、②「平成26年5月17日の区政報告会」について、石原のぶてる環境大臣等を招いての集まりであり、政務活動とはいいい難く、選挙活動・政党活動・後援会活動を含むものである、③「区議会報告用はがき」について、内容は年末年始のあいさつ文であり、按分なしで政務活動費から支出することは認められない。よって、2分の1の金額の返還を求める。

11 脇坂たつや議員

区政報告の作成費等を按分なしで計上しているが、当該区政報告は、区政レポートの題字、当該議員の数枚の写真、名前、プロフィール、自身の定例会や委員会での発言で構成され、政務活動とそうでない部分が混在しており、また、区政報告の目的は自身の宣伝活動であることは否定できず、按分なしで政務活動費から支出することは認められない。よって、2分の1の金額の返還を求める。

12 今井ひろし議員

区政報告の作成費等を按分なしで計上しているが、他の議員の約2倍のポスティング代、デザイン代の請求等に説明が必要な部分があり、透明性に欠け、また、記事の内容も政務活動とそうでない内容が混在している。よって、2分の1の金額の返還を求める。

13 吉田あい議員

区政報告の作成費等を按分なしで計上しているが、①「区政レポート平成26年春季号」のポスティング代について、平成25年度末に郵送し、さらに年度末から平成26年度初めにポスティングをして区民に二重に配り、また、25年度分も含まれ、政務活動費の支出としては不適である、②「区政レポート平成26年決算号」について、当該議員の大きな顔写真5枚と「子育て奮闘記」の記事で紙面の多くを占め、明らかに政務活動でない内容が多く、また、ポスティングの人件費について、午前9時から午後6時まで続けてポスティングをすることは無理である。よって、2分の1の金額の返還を求める。

14 河津利恵子議員

区政報告の作成費等を按分なしで計上しているが、①「区政報告No.9」について、平成25年度末から平成26年度にかけて区民に二重に配布し、また、当該区政報告は、当該議員の数枚の写真、7枚の似顔絵等、政務活動とそうでない記事が混在している、②「区政報告No.10」について、かわづりエコプロフィール、永年勤続15周年の表彰、杉並区監査委員に

就任等、自身の活躍を訴える記事が多く、100パーセント政務活動ということはありません。よって、2分の1の金額の返還を求めます。

15 松浦芳子議員

区政報告の作成費等を按分なし（松浦芳子ありがとう通信平成27年春号は、75パーセント按分）で計上しているが、①「松浦芳子ありがとう通信平成26年10月号」について、送料が杉並郵便局は1通67円、杉並南・荻窪郵便局は1通77円であることからすると、後者の郵便局では区政報告以外の資料を送付したと考えられ、さらに按分なしで政務活動費から支出することは実費弁償の原則、按分の原則等に違反する、②「松浦芳子ありがとう通信平成27年新春号」について、政務活動とそうでない記事が混在している、③「松浦芳子ありがとう通信平成27年春号」について、前杉並区長山田宏衆議院議員の記事が多く、区政とは関係ない記事で占められていて、政務活動とそうでない記事が混在している。よって、2分の1（松浦芳子ありがとう通信平成27年春号は、4分の1）の金額の返還を求めます。

16 田中ゆうたろう議員

区政報告の作成費等を「按分なし」又は「50パーセント按分」で計上しているが、区政報告等を印刷し、封筒を買ってきて入れる作業をし、郵送するという流れで支払が生じることからすると、按分していない費用も当然按分すべきである。よって、按分していない費用の2分の1の金額の返還を求めます。

17 無所属区民派

区政報告の作成費等及び拡声器修理代等を按分なしで計上しているが、①区政報告について、広く知名度や活動を広報する意図もあるし、ホームページと同様に実際の内容は多様であることから、ホームページと同じ按分率（50パーセント）とすることが最も妥当であり、全区配布、軒並み配布等はその内容のいかんにかかわらず、党派・選挙活動に極めて近い要素を本質的に含むものであり、按分なしでの計上は認められない、②紙代・インク代について、現実の運用上は別用途も含め、ある程度自由な使い方が想定されるので、按分50パーセントが適切である、③拡声器修理代等について、使用目的や期間、時間なども証明できるものではなく、多目的運用が現実である以上、按分50パーセントが適切である。よって、2分の1の金額の返還を求めます。

18 川原口宏之議員

区政報告の作成費等を按分なしで計上しているが、①「区政報告4月号、7月号、11月号」について、「川原口ひろゆき通信」の題字と本会議等での当該議員の大きな写真やプロフィールで紙面の4分の1強を占めているが、区政報告に議員の大きな写真は必要ではなく、そもそも区政報告を発行することには、選挙を意識して、議員自身のアピールの

部分が当然含まれており、按分なしで計上することは認められない、②「区政報告1月号(はがき)」について、はがきの書き出しが新年のあいさつ文であり、4か月後の区議選を意識していると思われる。よって、2分の1の金額の返還を求める。

19 横山えみ議員

区政報告の作成費等を按分なしで計上しているが、区政報告を発行することには、選挙を意識して、知名度対策、議員自身の広報活動を含む部分があることは否定できず、また、当該区政報告には、当該議員の大きな写真、あいさつ等、政務活動とそうでない記事が混在している。よって、4分の1の金額の返還を求める。

20 大槻城一議員

- (1) 三脚購入費について、三脚の購入理由は「区政報告などを作成するときに、本人が写っている写真を掲載するため」とされているが、区政報告に当該議員が一人で写っている写真はなく、使用した事実は見つげられない。よって、全額の返還を求める。
- (2) 区政報告の作成費等を按分なし(ラベル印刷インク代は、按分80パーセント)で計上しているが、①平成27年3月24日の「区政報告郵送代」について、一部(281通分)、安価な「郵便区内特別郵便」を利用しておらず、差額分の金額の返還を求める、②当該区政報告は、当該議員の大きな顔写真、桜満開の善福寺川と相生橋の写真、プロフィール、「森田実氏とお会いしました!」の記事等、政務活動とは関係ない記事が多くを占め、特に区議選選挙公報の当該議員の欄を見ると、森田実氏が推薦人になっており、この記事は明らかに選挙活動であり、政務活動とそうでない記事が混在し、また、印刷枚数に比べて郵送枚数が非常に少なく、4分の3の金額の返還を求める。

21 北明範議員

- (1) 区政報告(第18号)の作成費等を按分なしで計上しているが、①平成26年11月9日の「区政報告郵送代」について、一部(384通分)、安価な「郵便区内特別郵便」を利用しておらず、差額分の金額の返還を求める、②当該区政報告は、紙面の半分は当該議員の写真で占められ、当該議員がいかに頑張っているかという記事や町会活動が多く、政務活動とそうでない記事が混在し、また、印刷枚数に比べて郵送枚数が非常に少なく、4分の3の金額の返還を求める。
- (2) 区政報告はがきの作成費等を按分なしで計上しているが、当該はがきは、新年のあいさつのほか、「北あきのりと語る会」開催のお知らせが約5分の2を占め、政務活動でない記事がかなり混在し、また、印刷枚数に比べて郵送枚数が少ない。よって、4分の3の金額の返還を求める。

22 中村康弘議員

- (1) 区政報告 (vol. 20) の作成費等を按分なしで計上しているが、①平成26年7月18日の「区政報告郵送代」について、一部 (224通分)、安価な「郵便区内特別郵便」を利用しておらず、差額分の金額の返還を求める、②当該区政報告は、「中村やすひろ通信」の題字、当該議員の写真、プロフィール等で紙面の5分の2以上を占め、記事は第2回定例会の当該議員の質疑応答であり、また、印刷枚数に比べて郵送枚数が少なく、4分の3の金額の返還を求める。
- (2) 区政報告 (vol. 21) の作成費等を按分なしで計上しているが、①平成26年10月16日の「区政報告郵送代」について、一部 (215通分)、安価な「郵便区内特別郵便」を利用しておらず、差額分の金額の返還を求める、②当該区政報告は、「中村やすひろ通信」の題字、当該議員の写真、プロフィール等で紙面の約4分の1を占め、記事の内容からして按分4分の1が妥当であり、また、印刷枚数に比べて郵送枚数が少なく、4分の3の金額の返還を求める。
- (3) 区政報告 (vol. 22) の作成費等を按分なしで計上しているが、①平成27年1月19日の「区政報告郵送代」について、一部 (221通分)、安価な「郵便区内特別郵便」を利用しておらず、差額分の金額の返還を求める、②当該区政報告は、「中村やすひろ通信」の題字、当該議員の写真、プロフィール等で紙面の約4分の1を占め、記事の内容からして按分4分の1が妥当であり、また、印刷枚数に比べて郵送枚数が少なく、4分の3の金額の返還を求める。

[判断基準]

- 1 会派及び議員が行う活動並びに区政について区民への報告等を行うため、区政報告を作成し、又は区政報告会等を開催し、それらの経費を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で広聴広報費等として認められており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、領収書 (区政報告の場合は、領収書及び原本) 等が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。
- 2 請求人は、そもそも区政報告を発行することには、選挙を意識して、議員自身のアピールの部分が当然含まれており、按分なしで計上することは認められないなどと主張する。

たしかに、会派及び議員の活動の多面性に照らせば、区政報告等によって、区議会での質問内容など会派及び議員の活動等を紹介することが選挙の際に役立つこともあり得るところではあるが、これはいわば副次的な効果というべきものであるので、専らこれを目的として区政報告等がされているなどの事情がない限り、このような側面があることのみを理由として区政報告等の経費を政務活動費から支出することができな

いと解することは妥当でない。

したがって、区政報告等に選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとか、専ら選挙活動等のために行われたなどの具体的事情がない限り、政務活動費から支出することができない経費に該当するとは認められない。

- 3 請求人は、区政報告に議員の写真、プロフィール等を掲載することは、知名度を上げるための広報活動であり、政務活動とは認められないなどと主張するが、区政報告は、区民の意見等を収集し、把握する前提としての意義を有するものであり、収集等をするためには、議員の写真、プロフィール等を掲載することが効果的な場合もあると考えられる。

したがって、区政報告に議員の写真、プロフィール等を掲載することが直ちに政務活動とは認められないと解すべきでなく、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえる事情がある場合に初めて、政務活動費から支出することができない経費に該当するというべきである。

また、請求人は、「広報すぎなみ」等を丸写しにし、また、区議会のホームページで見ることができる区議会での質問内容などを掲載して、区政報告を発行することは、選挙を意識した自身の広報活動と思われ、明らかに政務活動費条例に違反すると主張するが、幅広く区民の意見等を収集し、把握するためには、「広報すぎなみ」等の掲載内容や区議会での質問内容などを区政報告に再掲載し、区民に配布することが効果的な場合もあると考えられ、政務活動費条例等に違反するとはいえない。

- 4 請求人は、区政報告等を100通以上郵送する場合は安価な「郵便区内特別郵便」を利用すべきであり、通常の郵送方法で郵送することは、無駄な支出をしたことになり、その差額分の返還を求めると主張する。

区政報告等の郵送に当たり、その経費の節減に努めることは当然であるが、「政務活動費の支出に関する事務処理について（平成26年度版）」においては、安価な「郵便区内特別郵便」（同時に100通以上出す場合）等がある点に留意して計上するものと定められていることからすると、100通以上郵送する場合に「郵便区内特別郵便」の利用が支出の要件とされているとまでは解することはできず、状況に応じて通常の郵送方法を選択することも許容されると解するのが相当である。

- 5 請求人は、意見陳述において、平成26年度政務活動費収支報告書で全体の傾向を見てみると、総じて広聴広報費の支出に占める割合が大きく、しかもその多くが按分なしで計上されており、企業会計であれば、直ちに不適切処理が疑われるものであると主張する。

しかしながら、地方自治法やこれに基づく政務活動費条例等において、調査研究費、広聴広報費などの特定の経費項目における支出額を制限するような規定は存在せず、また、先に述べたとおり、二元代表制を基本とする地方自治制度における執行機関と議会等との抑制と均衡の理念

等に鑑み、会派及び議員がどのような政務活動を行い、そのためにいかなる政務活動費を支出するかについては、基本的に会派及び議員の自律的判断に委ねるべきものと解されるものであり、さらにいえば、政務活動における広聴広報活動の重要性に鑑みると、広聴広報費の支出が多いことは何ら不自然なことではなく、請求人の主張は、上記の政務活動費の性格に対する基本的理解を欠いており、失当であるといわざるを得ない。

[会派・議員別判断]

1 木梨もりよし議員

上記判断基準のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告には選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、当該区政報告は専ら選挙活動等のために発行されたなどの具体的事情があると認めることもできない。

また、上記判断基準のとおり、区議会での質問内容などを区政報告に再掲載し、その費用を政務活動費から支出したとしても、政務活動費条例等に違反するとはいえない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 今井ひろし議員、大和田伸議員、小泉やすお議員、富本卓議員、はなし俊郎議員、脇坂たつや議員、吉田あい議員

上記判断基準のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告には選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、当該区政報告は専ら選挙活動等のために発行され、当該議員の写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたなどの具体的事情があると認めることもできない。

なお、請求人は、平成28年2月4日の京都地方裁判所判決を違法又は不当とする根拠としているが、当該判決は集合写真代の支出を違法としたものであって、当該議員の説明によると、本件支出には集合写真代は含まれておらず、本件と事案を異にするものであり、当該判決の当事者である京都市は、平成28年2月16日に大阪高等裁判所に控訴しており、当該判決は確定していない。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3 安齊あきら議員

上記判断基準のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告には選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、当該区政報告は専ら選挙活動等のために発行され、当該議員の写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたなどの具体的事情があると認めることもできない。

また、上記判断基準のとおり、「広報すぎなみ」の掲載内容や区議会での質問内容などを区政報告に再掲載し、その費用を政務活動費から支出したとしても、政務活動費条例等に違反するとはいえない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

4 はなし俊郎議員

上記判断基準のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告には選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、当該区政報告は専ら選挙活動等のために発行されたなどの具体的事情があると認めることもできない。

また、上記判断基準のとおり、「広報すぎなみ」等の掲載内容を区政報告に再掲載し、その費用を政務活動費から支出したとしても、政務活動費条例等に違反するとはいえない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

5 岩田いくま議員

上記判断基準のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告には選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、当該区政報告は専ら選挙活動等のために発行されたなどの具体的事情があると認めることもできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

6 市来とも子議員

上記判断基準のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告には選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、当該区政報告は専

ら選挙活動等のために発行されたなどの具体的事情があると認めることもできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

7 浅井くにお議員

上記判断基準のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告には選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、当該区政報告は専ら選挙活動等のために発行されたなどの具体的事情があると認めることもできない。

また、上記判断基準のとおり、区議会での質問内容などを区政報告に再掲載し、その費用を政務活動費から支出したとしても、政務活動費条例等に違反するとはいえない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

8 増田裕一議員

平成27年3月19日の「アンケート調査はがき印刷代」については、上記判断基準のとおり、領収書及び当該はがきの原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該はがきには選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、当該はがきは専ら選挙活動等のために発行されたなどの具体的事情があると認めることもできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、先に述べたとおり、平成27年3月2日のはがき代については、平成28年6月10日に返還請求額に相当する額（1万5,600円）の計上を取り消され、同年6月14日に同額が返還されたため、監査の対象外とした。

9 富本卓議員

上記判断基準のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告には選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、当該区政報告は専ら選挙活動等のために発行され、当該議員の写真、プロフィール等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたなどの具体的事情があると認めることもできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

10 大和田伸議員

- (1) 「区議会レポート平成26年春号」及び「区議会報告用はがき」については、上記判断基準のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告には選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、当該区政報告は専ら選挙活動等のために発行され、当該議員の写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたなどの具体的事情があると認めることもできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

- (2) 「平成26年5月17日の区政報告会」については、上記判断基準のとおり、いずれも領収書が提出され、案内用紙代については区政報告会案内の原本が提出され、お茶代については支出金額の上限（1人につき500円）の範囲内で支出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告会の内容について「南伊豆町との連携による特別養護老人ホーム整備等の話を中心に区政に関する報告を行った。また、請求人から「石原のぶてる環境大臣等を招いての集まり」との指摘があるが、私の政務活動において国・都・区の連携が不可欠という視点によるものである」と説明されており、当該区政報告会には選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、専ら選挙活動等のために行われたなどの具体的事情があると認めることもできない。

なお、お茶の本数（240本）と第5、第6、第7集会室の使用人数（70人）との差については、「メイン会場は、第8、第9、第10集会室（定員146名）であったが、政務活動費として計上しなかった」などと説明されている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

11 脇坂たつや議員

上記判断基準のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告には選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、当該区政報告は専ら選挙活動等のために発行され、当該議員の写真、プロフィール等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたなどの具体的

事情があると認めることもできない。

また、上記判断基準のとおり、区議会での質問内容などを区政報告に再掲載し、その費用を政務活動費から支出したとしても、政務活動費条例等に違反するとはいえない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

12 今井ひろし議員

上記判断基準のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告には選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、当該区政報告は専ら選挙活動等のために発行されたなどの具体的事情があると認めることもできない。

なお、ポスティング代については「単にポストに入れる業者ではなく、できるだけ手渡しを行ってくれる業者を選択した」と説明され、デザイン代の請求等については「デザイン料も校正料もページ当たりの単価としての請求である」と説明されている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

13 吉田あい議員

上記判断基準のとおり、いずれも領収書が提出され、区政報告の印刷代等についてはその原本が提出され、人件費については「政務活動補助職員勤務報告書」が提出されているほか、1月当たりの支出金額の上限の範囲内で支出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告には選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、当該区政報告は専ら選挙活動等のために発行され、当該議員の写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたなどの具体的事情があると認めることもできない。

また、請求人は、区政報告のポスティング代について、「平成25年度分も含まれ、政務活動費の支出としては不適當である」と主張するが、政務活動費条例には、政務活動とその支出が同一年度内でなければならないとする特段の定めがないので、交付年度内に実際に支出された経費であれば、政務活動費から支出することができるものと解される。

なお、郵送とポスティングにより二重に配布したとの請求人の主張については「郵送分とポスティング分とで、受け取る相手が異なっている」と説明され、ポスティングの人件費の時間数については「配布先でできるだけ丁寧に意見を聴いてくるようお願いしているため、時間がかかっても致し方ないと感じている」と説明されている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

14 河津利恵子議員

上記判断基準のとおり、いずれも領収書が提出され、区政報告の印刷代等についてはその原本が提出され、人件費については「政務活動補助職員勤務報告書」が提出されているほか、1月当たりの支出金額の上限の範囲内で支出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告には選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、当該区政報告は専ら選挙活動等のために発行され、当該議員の写真、プロフィール等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたなどの具体的事情があると認めることもできない。

なお、平成25年度末から平成26年度にかけて二重に配布したとの請求人の主張については、「作成や配布が想定どおりに進まなかったことから、年度をまたいで2回支払を行う形になってしまったが、二重配布ではない」と説明されている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

15 松浦芳子議員

上記判断基準のとおり、いずれも領収書が提出され、区政報告の印刷代等についてはその原本が提出され、人件費については「政務活動補助職員勤務報告書」が提出されているほか、1月当たりの支出金額の上限の範囲内で支出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告には選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、当該区政報告は専ら選挙活動等のために発行されたなどの具体的事情があると認めることもできない。ただし、「松浦芳子ありがとう通信平成27年春号」の作成費等については75パーセントに按分されていたところ、その発送準備に係る人件費のみ按分なしで計上されていたため、平成28年6月8日に収支報告書及び出納簿が訂正され、75パーセントに按分されている。

なお、「松浦芳子ありがとう通信平成26年10月号」の送料が杉並郵便局と杉並南・荻窪郵便局とで異なっていることについては、「3局とも全て同じ内容のものを送っている。発送前に自宅で重さを量ったときは、1通25g以内と認識していたが、各郵便局の請求どおり支払をした。認識は67円だったので、杉並郵便局の67円に合わせて3局とも67円で計上した」と説明されている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

16 田中ゆうたろう議員

上記判断基準のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告には選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、当該区政報告は専ら選挙活動等のために発行されたなどの具体的事情があると認めることもできない。

また、「平成27年春号」の封詰め代・郵送代については、「後援会事務所案内を同封したため、50パーセントに按分した」と説明されている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、先に述べたとおり、「平成26年初夏号」の印刷代・封筒代については、本件監査請求前の平成27年8月5日に返還請求額に相当する額（13万3,701円）の計上が既に取り消されており、また、その郵送代については当初から50パーセント按分で計上されているため、監査の対象外とした。

17 無所属区民派

- (1) 区政報告作成費等については、上記判断基準のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告には選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、当該区政報告は専ら選挙活動等のために発行されたなどの具体的事情があると認めることもできない。

なお、区政報告についてもホームページと同じ按分率（50パーセント）にすべきとの請求人の主張については「ホームページには、ブログの一部など、おおむね3分の1程度は政務活動以外の内容が掲載されている実態から50パーセント按分とした、また、区政報告の内容によっては、按分する、計上しない等、その整合性を保ってきた」と説明され、紙代・インク代については「郵送や駅頭又は業者委託により配布した区政報告の紙代・インク代であり、政務活動費の規程に従い計上した」と説明されている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

- (2) 拡声器（トラメガ）修理代等については、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

なお、当該支出については按分なしで計上されていたが、「月に12～13回の区政報告での使用に比べると僅かではあるが、月に1～

2回程度、市民団体の依頼により街頭宣伝で使用することがある」ことから、平成28年6月8日に収支報告書及び出納簿が訂正され、80パーセントに按分されている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

18 川原口宏之議員

上記判断基準のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告には選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、当該区政報告は専ら選挙活動等のために発行され、当該議員の写真、プロフィール等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたなどの具体的事情があると認めることもできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

19 横山えみ議員

上記判断基準のとおり、いずれも領収書が提出され、区政報告の印刷代等についてはその原本が提出され、人件費については「政務活動補助職員勤務報告書」が提出されているほか、1月当たりの支出金額の上限の範囲内で支出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告には選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、当該区政報告は専ら選挙活動等のために発行され、当該議員の写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたなどの具体的事情があると認めることもできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

20 大槻城一議員

- (1) 三脚購入費については、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

なお、区政報告に当該議員が一人で写っている写真はなく、三脚を使用した事実は見つけられないとの請求人の主張については、「調査研究活動等は単独で行うことが多く、撮影時に自身も映像に入れたりするためカメラ固定用三脚を使用し、区政報告会等で発表している」と説明されている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

- (2) 区政報告作成費等については、上記判断基準のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同

細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告には選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、当該区政報告は専ら選挙活動等のために発行され、当該議員の写真、プロフィール等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたなどの具体的事情があると認めることもできない。

また、「郵便区内特別郵便」の利用については、上記判断基準のとおり、状況に応じて通常の郵送方法を選択することも許容されると解するのが相当であり、当該議員からも「以前杉並郵便局では宛名ラベル付きの封筒の場合、ラベルが仕分けや配達の際に支障があると言われたため、受付可能な杉並南郵便局からの発送となった」と説明されており、通常の郵送方法による郵送代の支出が違法又は不当であるとまではいえない。

なお、印刷枚数に比べて郵送枚数が少ないことについては「区政報告会や区政相談時などで配布している」と説明され、ラベル印刷インク代のみ80パーセントで按分していることについては「使用実態に鑑みて80パーセントとした」と説明されている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

21 北明範議員

上記判断基準のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告には選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、当該区政報告は専ら選挙活動等のために発行され、当該議員の写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたなどの具体的事情があると認めることもできない。

また、「郵便区内特別郵便」の利用については、上記判断基準のとおり、状況に応じて通常の郵送方法を選択することも許容されると解するのが相当であり、当該議員からも「時間的に他の郵便局に持ち込む余裕がなく、荻窪郵便局からのみの発送となった」と説明されており、通常の郵送方法による郵送代の支出が違法又は不当であるとまではいえない。

なお、印刷枚数に比べて郵送枚数が少ないことについては、「区民意見聴取のための訪問活動や区政報告会などで配布している」と説明されている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

22 中村康弘議員

上記判断基準のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告には選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められず、また、当該区政報告は専ら選挙活動等のために発行され、当該議員の写真、プロフィール等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたなどの具体的な事情があると認めることもできない。

また、上記判断基準のとおり、区議会での質問内容などを区政報告に再掲載し、その費用を政務活動費から支出したとしても、政務活動費条例等に違反するとはいえず、「郵便区内特別郵便」の利用については、状況に応じて通常の郵送方法を選択することも許容されると解するのが相当であり、当該議員からも「時間的に他の郵便局に持ち込む余裕がなく、荻窪郵便局からのみの発送となった」と説明されており、通常の郵送方法による郵送代の支出が違法又は不当であるとまではいえない。

なお、印刷枚数に比べて郵送枚数が少ないことについては、「個々の手渡しや駅等で手配りするなどの形で広く配布している」と説明されている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3-2-8 交通費

[返還請求の対象及び金額]

岩田いくま議員（3万9,785円）

[請求人の主張要旨]

当該議員は、自宅から出張先の杉並区役所を往復するに当たり、「富士見ヶ丘—吉祥寺—荻窪—南阿佐ヶ谷」の経路を使用しているが、吉祥寺駅から阿佐ヶ谷駅に直行せず、荻窪駅でJRから丸ノ内線に乗り換えることで高い運賃を支払うことは無駄である。よって、2分の1の金額の返還を求める。

[判断]

区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、公共交通機関を利用し、交通費を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で調査研究費等として認められており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、出張先、経路、金額、出張内容等を記載した「政務活動交通費記録簿」が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

本件の交通費については、「政務活動交通費記録簿」が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、適正に処理されていることが認められる。

また、「吉祥寺―荻窪―南阿佐ヶ谷」という経路は、一般的に合理的でない経路であるということとはできず、ほかに当該議員の「政務活動交通費記録簿」に合理的でないと考えられる経路は認められず、当該議員も、状況に応じて、「吉祥寺―阿佐ヶ谷」という経路を使用していることが認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3-2-9 人件費

[返還請求の対象及び金額]

- 1 はなし俊郎議員 (24万1,000円)
- 2 河津利恵子議員 (41万7,000円)
- 3 横山えみ議員 (1万9,000円)
- 4 松浦芳子議員 (6万400円)
- 5 吉田あい議員 (39万5,000円)

[請求人の主張要旨]

1 はなし俊郎議員

区民相談に補助職員を223時間必要とする理由が不明であり、また、「杉並区内警察署放置バイク等調査補助」は、議員の仕事ではなく、警察の仕事である。よって、全額の返還を求める。

2 河津利恵子議員

議員本来の仕事と思われる調査研究に補助職員を414時間必要とする理由が不明であり、また、視察のまとめを行うことは、補助職員ではなく、視察に行った議員の仕事である。よって、全額の返還を求める。

3 横山えみ議員

名簿整理事務手伝いとして人件費が支払われているが、これは選挙に向けた名簿整理であり、政務活動費からの支出が禁じられている経費である。よって、全額の返還を求める。

4 松浦芳子議員

区政報告会関係で人件費が支払われているが、区政報告会を行ったという証拠書類は提出されていない。よって、全額の返還を求める。

5 吉田あい議員

①名簿整理のための人件費については、議員の名簿整理は選挙のための仕事であって、政務活動費からの支出は禁じられている、②陳情対応や調査研究のための人件費については、長時間にわたる陳情対応や調査

研究がどのように区政に生かされているのか不明であるなど、不透明な部分が多い。よって、「名簿整理と郵便物発送作業」に係る人件費については2分の1の金額、その他の人件費については全額の返還を求める。

[判断基準]

区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、職員を雇用し、その経費を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で人件費として認められており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、領収書及び勤務日、勤務時間、金額、勤務内容等を記載した「政務活動補助職員勤務報告書」が提出され、1月当たりの支出金額の上限の範囲内で、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

[議員別判断]

1 はなし俊郎議員

上記判断基準のとおり、領収書及び「政務活動補助職員勤務報告書」が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、1月当たりの支出金額の上限の範囲内で適正に処理されていることが認められる。

なお、補助職員の必要性については「様々な区民相談の手伝いに必要であり、以前建築関係者であったため、建築関係の相談業務にも対応してもらっている」と説明され、「杉並区内警察署放置バイク等調査」については「私道のバイク放置が問題となっており、その駐車場の必要性も投げかけていかないと、狭あい道路の拡幅整備事業にも影響が出る」とその必要性が説明されている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 河津利恵子議員

上記判断基準のとおり、領収書及び「政務活動補助職員勤務報告書」が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、1月当たりの支出金額の上限の範囲内で適正に処理されていることが認められる。

なお、補助職員の必要性については「議員は、あらゆる分野の事柄に精通し、常に知見を広げることが求められていることから、政治経済や社会状況、格差や子どもの置かれている状況、保育、高齢者の問題など、補助職員と政策的な議論などを日常的に行っており、その有効性は大きい」と説明され、視察のまとめの補助については「所感などの最終的なまとめは当然自身が行っているが、区政報告会などの資料として、訪問先の自治体や団体からの膨大な資料をまとめることが必要である」とその必要性が説明されている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3 横山えみ議員

上記判断基準のとおり、領収書及び「政務活動補助職員勤務報告書」が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、1月当たりの支出金額の上限の範囲内で適正に処理されていることが認められる。

なお、名簿整理については、選挙に向けた名簿整理ではなく、「区政報告の郵送先の名簿整理である」と説明されている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

4 松浦芳子議員

上記判断基準のとおり、領収書及び「政務活動補助職員勤務報告書」が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、1月当たりの支出金額の上限の範囲内で適正に処理されていることが認められる。

なお、区政報告会は「自宅や街頭で行っている」と説明されている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

5 吉田あい議員

上記判断基準のとおり、領収書及び「政務活動補助職員勤務報告書」が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、1月当たりの支出金額の上限の範囲内で適正に処理されていることが認められる。

なお、名簿整理については、選挙のための名簿整理ではなく、「区政報告の郵送先の名簿整理である」と説明され、陳情対応や調査研究のための補助職員の必要性については、「自身が不在の間の陳情や相談の対応や調査研究を行う場合の資料収集など、その役割はとて大きい」と説明されている。

以上のことから、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3-3 まとめ

以上のとおり、本件各支出に違法又は不当な点は認められず、本件監査請求には理由がないものと認められるので、これを棄却する。

4 意見・要望

監査の結果を踏まえ、監査委員としての意見・要望を以下に述べる。

- (1) 区議会が、平成 27 年度の「杉並区職員措置請求監査結果（平成 25 年度政務活動費に関する住民監査請求（その 1）～（その 3））」における監査委員の意見・要望を受けて、運用改善についての検討を進め、平成 28 年度から、政務活動費規程を改正し、①ガソリン代について、議員一人当たり月額 5,000 円の上限を設ける、②自己所有及び自宅兼用の事務所の光熱水費は、計上できないものとするなどの「政務活動に要する経費細目」等の見直しを行ったことは評価することができる。

ただし、なお検討すべき課題があると思われるので、以下、要望する。

ア 私的活動（使用）が混在する場合の按分の割合（上限）について

「政務活動に要する経費細目」において、政務活動費の対象となる活動と選挙活動、政党活動等の対象外の活動とが混在する場合、2分の1を上限とする割合で適切に按分すると定められている経費があるが、私的活動が相当程度に混在する場合とそうでない場合との間で按分の上限に差異は設けられていない。このため、一般的に私的使用が混在する自家用車のガソリン代なども、他と同様に2分の1の按分で計上されるケースが見受けられる。

私的活動（使用）が混在する場合の按分の割合（上限）の妥当性について、再検討されたい。

イ 按分の割合（上限）が定められていない経費について

上記アとも関連するが、現行の「政務活動に要する経費細目」においては、政務活動とその他の議員活動や私的活動が混在する場合の按分について、ガソリン代、事務所賃借料等のように支出割合の上限を2分の1とするもののほかは、「実態に即して按分する」、「社会通念上相当な割合により按分する」などとされ、按分の割合（上限）が定められていない。

透明性の向上、区民の理解促進などのため、按分の割合（上限）が定められていない経費については、適切な按分の割合（上限）を設定すること、及び個々の会派又は議員においてそれを超える実態がある場合は、より詳細かつ合理的な説明を付して、その割合で按分することを検討されたい。

- (2) 議長は、調査回答において、「政務活動費の使途については、区民に対する説明責任を十分に果たすことがより一層求められており、今後は、政務活動費がこれまで以上に区民の信頼が得られる制度として確立できるよう、更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める」との見解を明らかにしている。

区議会におかれては、今後も、制度の検証と改善を継続的に進めるとともに、これまでの改善内容を着実に実施し、制度の適正な運用により、議会活動の活性化、審議能力の充実強化を図るよう期待するものである。

別 紙

2016年4月28日

杉並区監査委員御中

杉並区議会の会派および議員に対する平成26年度政務活動費に関する措置請求書

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

1. 請求の趣旨、措置請求内容及び事実証明書
別紙の通り

2. 請求人

甲  印

共同代表 a

共同代表 b

(署名は次ページ)

- a ① 共同代表
- b ① 共同代表
- c ①
- d ①
- e ①
- f ①
- g ①
- h ①
- i ①
- j ①
- k ①
- l ①
- m ①
- n ①
- o ①
- p ①

1. 請求の趣旨

請求人は、地方自治法第242条（住民監査請求）第1項「普通地方公共団体の住民は、（中略）違法若しくは不当な公金の支出（中略）があると認めるとき、監査委員に対して、監査を求め、当該行為を防止し、もしくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」の規定に拠り、平成26年度の政務活動費（政活費と略す）の監査請求を行なう。

請求人は、一般市民・区民の立場から政活費の「違法若しくは不当な公金の支出等」の検証を行った。

特に平成26年度政務活動費の使途は、多くの議員が広聴広報費関係の広報紙作成・郵送料等に按分なしで多額の支出をした。

例えば安齊あきら議員は1月と3月の2回の区議会レポートの作成及び発送代に交付額の192万円を上回る1999907円を支出した。はなし俊郎現議長は3月23日に区政報告印刷&ポスティング代799,200円を政活費で払った。

両議員の3月の区政報告は、杉並区が2月21日に発行した「広報すぎなみ」の3面をそのまま利用（いわゆるコピーである）して制作し、発行した紙面であり、これは明らかに政務活動費の目的を逸脱し、次年度の4月の区議選を意識した選挙目的の広報活動と、多くの区民は受け取った。

以上は一例であるが、請求人は、使途が不当であると判断した政活費の返還を求めて監査請求を行うものである。

今までの監査の中で疑問点は多々ある。

例1、平成23年度政務調査費から、田中ゆうたろう議員が「明治大学大学院ガバナンス研究科及び諸経費947,500円」を支出したことに、住民監査請求が提出され、区民から返還請求が出された。議長調査で田中ゆうたろう議員は大学院を休学後、退学しているにもかかわらず「通学している」と嘘の証言をし、小林・岩崎監査委員は田中ゆうたろう議員の嘘の証言を鵜呑みにして、適正な支出と認めた。

翌年、田中議員の嘘が明らかになり、田中議員は退学したことを認めたにもかかわらず、再度の住民監査請求に対し、小林・岩崎監査委員は「一事不再理」という理由で監査を退けた。監査の中で「議員が嘘の証言をする」、そして「監査委員は議員の嘘の証言を鵜呑みにした」という事実があり、杉並区の監査の歴史に汚点を残した。

例2、2016年4月13日に区民が公明党渡辺富士雄議員の平成26年度政務活動費（ホームページ管理費）25万9,200円に関して住民監査請求を監査委員宛に提出した。

請求理由の要旨は以下のとおりである。

〈杉並区議会公明党渡辺富士雄議員は広聴広報費（ホームページ管理費）名目で、レンタル&ディスプレイ「R&D I SHI W A T A」（東京都杉並区下井草1-8-12 TEL & F A X 03-3397-6448）宛に、2014年度政務活動費から25万9200円（按分80% 21,600円×12か月）を支出した。

ところが政務活動費25万9200円の支出先である「R&D I SHI W A T A」（以下、「R&D社」と書く）は、以下にのべるとおり会社としての実体を確認できない。杉並区議会公明党渡辺富士雄議員が2014（平成26）年度政務活動費からHP管理費にかかる費用を支出した際の領収書には、発行人として「R&D I SHI W A T A」（以下、「R&D社」と書く）との名称とともに「東京都杉並区下井草1-8-12」と住所が記載されている。しかしながら、当該住所に「R&D社」なる会社は存在しない。請求人が領収書記載の電話番号「03-3397-6448」に架電または訪問して確かめたところ、応答した家人は「『R&D I SHI W A T A』という会社は聞いたこともありません。代表者の名前も聞いたこともない」と説明した。看板や宣伝もいっさいないほか、電話帳への案内登録もない。法人登記もなされていない。

以上の事実から判断すると、「R&D社」とは実在しない架空の会社であると判断せざるを得ない。架空会社に対して政務活動費から支出を行うことは、使途基準、条例、地方自治法に反して違法である。）

以上が、4月13日に区民が提出した住民監査請求の理由の要旨である。

その2日後の4月15日に公明党はホームページ管理費25万9200円を誤記控除として訂正を行い、その5日後、4月20日付で全額25万9200円を区に返還した。全額が返還されたため、住民監査請求は却下された。

平成18年度から、公明党渡辺富士雄・島田敏光議員は「R&D社」に、HP管理費、区政報告等の発行を依頼してきた。（公明党議員の収支報告書に記載）

平成19年度から、杉並区では、政調費・政活費の支出には、議員からの領収書の提出が義務付けられ、平成19年度～26年度まで「R&D社」から発行された領収書記載の住所、電話番号は同一であり、途中から代表者名は記載されるようになった。

収支報告書、領収書に基づいて計算すると、2006（平成18）年度～2014（平成26）年度まで、島田敏光・渡辺富士雄議員が「R&D I SHI W A T A」A氏に払った金額は約1,249万円である。

甲は何年にもわたり、この領収書に疑問を持ち、厳正なる監査を求め続けてきた。

平成24年度の住民監査請求の中で、公明党島田敏光議員は「R&D社」について

「R&D ISHIWATAは個人事業主の屋号であり、会社組織ではない。領収書は適正であると認識しているが、平成25年度からは代表者名も記載してある」【「杉並区職員措置請求監査結果（平成24年度政務調査費に関する住民監査請求（その2～その4）」のP246）と答えた。

この島田議員の意見に基づいて、小林・岩崎監査委員は「不適切とする理由はない」（同P25）と判断し、「R&D社」の領収書は適切と判断した。

ところが公明党渡辺富士雄議員の平成26年度政務活動費（ホームページ管理費）の領収書発行先は住所、電話番号、代表者が同一であるにもかかわらず、渡辺議員は住民監査請求が提出された2日後に訂正をし、全額を区に返還したのである。

4月21日付、はなし俊郎議長からの

「政務活動費に関する職員措置請求について（報告）」によれば

〈収支報告書の訂正理由

杉並区議会公明党より、本件は過去の住民監査請求で問題なしとされているが、今回また同様の監査請求を受け、これ以上関係者に迷惑をかけられないと判断し、また議員本来の活動に全力を尽くすため返還し、収支報告書を訂正するとの申し出を受けた。〉

公明党の回答にある「これ以上関係者に迷惑をかけられないと判断し」という文は何を意味するのか、仕事の対価として領収書が発行されることに迷惑がかかるのか、不可解な公明党の理由である。

平成26年度分は公明党が領収書に問題があることを認め、全額を返還したのである。

しかし、平成19年度～26年度まで、「R&D社」の発行した全ての領収書の住所、電話番号、代表者は同一である。今までの監査の中で、請求人の指摘に対し、監査委員は現地に赴き、領収書について、厳格な調査を行ったのだろうか。もっと早くに監査委員が現地に赴き、領収書の信憑性を調査し、「R&D社」の実体を確認していれば、実在しないことが明らかになったはずである。

平成24年度の島田議員の「領収書は適正であると認識」という意見を監査委員はそのまま受け入れ、現地調査をしなかったということは明らかである。

今までの監査結果書を読むと、「議員が・・・と説明されている」として、監査委員は判断の根拠としてきた。これは、議員の意見を監査委員として検証することなく、議員の意見を復唱・追認して、証拠なしに判断したことを意味する。

例 I、例2とも、監査委員の監査放棄であり、不作為であると指摘する。

請求人の目的は税金の無駄遣いをなくすことであるが、監査委員が監査放棄を行う限り、税金の無駄遣いが無くならないどころか、監査委員によって、税金の無駄遣いが追認されているのが実情である。民間企業の内部監査でもこのようなルーズさは許されるものではない。杉並区の監査委員が企業会計より甘い管理で良しとする根拠はなにか？説明責任は果たされていない。

以上、今までの監査の中での疑問点を2点だけのべたが、上記のようなことがこれ以上起きないように、監査委員においては厳正な事実調査をされることを求める。

請求として、地方自治法第199条8項「監査委員の職務権限」の規定及び区の政務活動費の交付に関する条例第11条「議長は、報告書、出納簿及び領収証等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努める、」との規定に拠り、厳正な監査を求める。

平成26年度の政務活動費について、会派・議員の支出状況の精査・検証を進めてきたが、過去の検証結果と同様に、その合理性・妥当性に疑問を持たざるを得ない使途が多数あることが判明したため下記の措置を要請する。

2. 措置請求

本件により、杉並区の被った損害額に関し、平成26年度政務活動費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告すること求める。要返還額の合計は、15,158,773 円である。

事実証明書

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政務活動費の検証を行い、その使途が、政務活動費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その使途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その使途に計上された政務活動費の返還を求めた。

返還を求める根拠として、「地方自治法」、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則」「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」等の、法令、条例、規則、規程等に基づいて、検証した。

「政務調査費検討委員会」報告書（平成20年3月）

政務活動費支出の基本的な考え方、

(1) 実費弁償の原則 (2) 按分の原則 (3) 透明性の原則 に依拠した。

Ⅰ 基本編

1 政務活動費支出の基本的考え方

(1) 実費弁償の原則

政務活動費は、議員の調査研究、及びその他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものであり、必要経費の一部を実費として充当する（実費弁償）ものでなければならない。

(2) 按分の原則

政務活動費の支出に当たっては、調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区分することが困難である場合には、社会通念上相当な割合による按分をして、政務活動に資するために必要な費用の金額を確定しなければならない。

(3) 透明性の原則

区民に対する説明責任を果たすために、政務活動費の使途の透明性を高めていくものとする。使途内容を区民に説明できるよう留意して調査研究その他の活動を行わなければならない。また、政務活動費を効率的かつ有効に活用し、調査研究その他の活動の成果を広く区民に周知するように努めなければならない。

（「政務調査費検討会」報告書（平成20年3月）より抜粋）

杉並区議会議員の政務活動費から支出している月極駐車場料金について

自動車を購入する際には、議員であろうとなかろうと、誰もが自動車の保管場所を警察署に申請して、車庫証明が必要である。月極駐車場料金の按分50%を政務活動費から支払っている議員がいるが、これは、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」（以下、条例という）に違反する。

例えば、公明党渡辺富士雄議員の場合、平成26年度政活費からの支出はガソリン購入代、12月、1月、2月の3回、合計8,509円であった。

しかし、月極駐車場代は4月～3月までの12ヶ月にわたり138,000円を政活費で払った。政務活動に使用したという根拠のないまま、毎月、政活費で払っているのが現状である。

返還を求める理由

1、条例に違反している

条例第9条で規定されているように、政活費は「政務活動」に要する経費に対して交付されるものである。

駐車場の維持経費は、条例の趣旨によって規定された「○杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程（以下、規程という）」議長訓令第2条において、政務活動に要する経費に該当しないとされている第8項の自動車維持管理に関する経費そのものであり、政活費への計上は、結果として条例に反するものである。

2、駐車場を有することは法的に必須条件だが、区議だからといって月極駐車場料金を税金で補てんする根拠はない。

「規程」の別表（第2条関係）政務活動に要する経費細目、項目、調査研究費の欄で、「○月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする」と、規定している。

区議たちは、この規程に基づき、按分50%で、月極駐車場料金を政活費から支出したが、この規程そのものが条例に違反している。

自動車を購入するためには、車両税を支払い、法定の車検を受け、対人保障等への加入と同じく、私有であろうと、借用であろうと、駐車場を有することが、法的に必須条件とされている。

なお、区議ではなく、私人の場合は月極駐車場代は自動車維持費として全額自分で払う。区議になったからといって月極駐車場代を政活費に計上することは税金で補てんすることを意味し、按分したとしても認められるものではない。市民感覚からみて不適切である。

3、「規程」で規定したことで、区議は月極駐車場を政活費から支出しているが、「規程」

そのものが条令に違反している。過去の監査では、区議にとって有利な「規程」を規定し、「規程」に則って支出することに問題はないとする議員の感覚、またそれを追認してきた監査委員の監査結果であった。条例に照らし、納税者である市民感覚からの視点で、厳正な監査を求める。

4、政活費で月極駐車場料金を計上している議員から、政務活動として使用したという確固たる証拠書類の提出、説明がない。或いはあったとしても非常に不十分であり、政務活動としての経費とは認められない。

甲は過去8年間、政務調査費、政務活動費について検証してきたが、議員から政務活動として使用したという確固たる証拠書類の提出は無かった。

5、ガソリン使用量は政務活動よりも、私的利用の方が多い。

ガソリン購入の50%を按分して、政活費から支出しているが、50%に按分していることは私的利用と政務活動が混在しているということである。

私的利用の場合には、領収書の提出はもちろん必要ではない。按分50%のガソリン代と領収書の提出の無い私的利用を考えると、ガソリンの使用量は私的利用の方が多いことは明白である。

平成24年度大泉時男議員は箱根で給油したガソリン代を政調費から支出したが、監査請求後、自主返還した。平成25年度島田敏光議員から返還を無かったが、小涌園で給油した。請求人は区議が私的にガソリンを購入し、私的に利用することには異議はない。しかし、私的に利用したと思われるガソリン代まで、政活費で計上することが問題である。

このように考えると区議の全体のガソリン使用量は私的利用の方が多いのに、月極駐車場代の50%を政活費で補てんする根拠はない。

6、区議は使用している車種について公表していない。政務活動よりは区議が日常生活で必要とする車のサイズで月極駐車場代が決定されている。例えば公明党川原口宏之議員の月極駐車場代の月額は30,000円であり、かなり高額である。政務活動に高額な月極駐車場代を払わなければいけない程の車が必要だろうか。

7、ガソリン購入額に比較して、月極駐車場料金は非常に高額である。

月極駐車場代はガソリン代の約4倍のである。

月極駐車場代を計上した5議員の月極駐車場代合計684,000円に対し、5議員のガソリン代合計は169,159円である。

平成26年度、政活費から支出した5名の議員の月極駐車場代とガソリン購入額。

川原口宏之議員 月極駐車場料金15,000円×12か月＝180,000円

ガソリン代合計49,015円

渡辺富士雄議員 月極駐車場料金11,500円×12か月＝138,000円

ガソリン代 合計8,509円 4～11月、3月はガソリンを購入していない。

小泉やすお議員 月極駐車場料金11,500円×12か月＝138,000円

ガソリン代合計29,367円

河津利恵子議員 月極駐車場料金10,000円×12か月＝120,000円

ガソリン合計37,502円

島田敏光 議員 月極駐車場料金 9000円×12か月＝108,000円

ガソリン代合計44,766円

以上1～7の理由でわかるように、月極駐車場代の50%を政務活動費で支出する根拠はなく、車の維持費である。

○川原口議員は年間のガソリン代は49,015円であるが、8月のガソリン購入は他の月の約2倍である。一時駐車場利用料金については領収書等貼付用紙に「区民意見聴取および調査のため」と記載しているが、利用日は年間で59日である。

上記の1～7の理由、及び年間を通して月極駐車場料金を政活費で支払う根拠はない。よって月極駐車場料金15,000円×12か月＝180,000円の返還を求める

○渡辺議員の年間のガソリン代は8,509円で、4～11月までのガソリン購入は無い。

ガソリンを購入したのは12月20日、3006円（440の50%）

1月10日、2810円（440の50%）

2月14日、2693円（430の50%）の3回だけである。

また、一時駐車場利用料金の使用日は1年間で8回である。それ故、年間を通して、自動車を政務活動に利用している証拠がない。また、上記の1～7の理由で、月極駐車場料金11,500円×12か月＝138,000円の返還を求める

○小泉議員はガソリン購入29,367円の領収書を領収書等貼付用紙に、「ガソリン代×50%＝金額」と記載しているだけ、政務活動の説明はない。一時駐車場利用料金は一度もないので、政務活動として使用したという証拠、説明がない。また、上記の1～7の理由で、月極駐車場料金11,500円×12か月＝138,000円の返還を求める

○河津議員はガソリン購入37,502円の領収書を領収書等貼付用紙に「ガソリン代使途基準に則り50%計上」と記載しているが、一時駐車場利用料金は一度もない。政務活動として使用したという証拠、説明がない。また、上記の1～7の理由で、月極駐車場料金10,000円×12か月＝120,000円の返還を求める。

○島田議員は5人の議員のなかで一番多く、区民意見聴取等の一時駐車場を利用しているが、年間で77日である。

ガソリン代合計44,766円はカード決済なので、ガソリン購入日と出納簿記載日は異なる。ガソリン購入日を見ると、8月、12月の使用量が他の月に比べ約2倍である等、自動車を政務活動で50%利用しているという根拠に乏しい。また、上記の1～7の理由で、月極駐車場料金9000円×12か月＝108,000円の返還を求める

自宅（自身が代表を務める会社を含む）兼用議員事務所の光熱水費について

政務活動費から光熱水費を支出することは、条例違反である。

自宅（自身が代表を務める会社を含む）を議員事務所として兼用している議員が光熱水費を按分して政務活動費から支出しているが、この兼用議員事務所は議員・家族・会社が日常生活する場で、議員・家族・会社が使用した光熱水費を按分するもので、いくら按分してもグレーゾーンの部分を払拭できず、条例に違反することは明らかである。議員や家族が日常生活に使用した光熱水費を按分したとはいえ、政活費で払い続けることに対し、議員はどのような見解をお持ちか、問いたい。

「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取り扱いに関する規程」（以下、「規程」という）別表（第2条関係）政務活動に要する経費細目で

○事務所光熱水費について

事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする。

なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする。

支出割合上限設定基準額

$(\text{自宅光熱水費} \times \text{按分率}) \times 1/2$

以上のように、規定しているが、自宅の事務所部分の面積の按分率で、家族の使用した光熱水費を按分すること自体、条例違反である。

条例に違反する「規程」に基づいて、議員は光熱水費を政活費で支出しているが、「規程」そのものが条例違反なので、支出は許されるものではない。

監査では、条例違反の「規程」に基づくのではなく、実態に即した厳正なる監査を求める。

平成26年度自宅兼用事務所の光熱水費を政活費で支出したのは、岩田いくま・富本卓・小泉やすお議員の3人である。

○岩田いくま議員

光熱水費

電気代按分1/10、合計8,271円（4月～11月まで、12月以降無し）

904円（4月）、879円（5月）、927円（6月）、938円（7月）、1,401円（8月）、1,393円（9月）、919円（10月）、910円（11月）以上の8271円、

ガス代按分1/10、合計4,870円（4月～11月まで、12月以降無し）

847円（4月）789円（5月）540円（6月）460円（7月）426円（8月）456円（9月）654円（10月）698円（11月）

水道代按分1/10、合計3,526円（6月～9月まで、10月以降無し）

1,683円（6・7月）1,843円（8・9月）

岩田議員の自宅兼用事務所部分には水道・ガス施設はない。どのようにガスや水道を政務活動として使用したのか、説明を求める。また、自宅事務所の家賃は年間計上したが、電気代・ガス代は12月以降、水道代は10月以降、計上がない。自宅兼用事務所の使用状況の実態説明を求める。

また、上記に述べた理由で、自宅兼用事務所の光熱水費を政活費から支出することは、条例違反なので、**電気代・ガス代・水道代の合計16,667円の返還を求める**

○富本卓議員

光熱水費

電気代按分16.6%、合計17,895円

1,722円（4月）、1,072円（5月）、1,070円（6月）、1,354円（7月）、1,723円（8月）、1,800円（9月）、1,320円（10月）、939円（11月）、1,294円（12月）、1,484円（1月）、1,863円（2月）、2,254円（3月）

ガス代按分16.6%、合計3,875円

326円（4月）、330円（5月）、343円（6月）、287円（7月）、287円（8月）、229円（9月）、285円（10月）、284円（11月）、311円（12月）、339円（1月）、453円（2月）401円（3月）

水道代16.6%合計3,004円

588円（4・5月）604円（6・7月）604円（8・9月）604円（10・11月）604円（12・1月）

富本議員のガス代・水道代の使用料をみると、ほぼ毎月同じような額で、これは議員自身が生活を維持するための基本料金に相当するもので政務活動とは認めがたい。

また、上記に述べた理由で、自宅兼用事務所の光熱水費を政活費から支出することは、条例違反なので、**電気代・ガス代・水道代の合計24774円の返還を求める。**

○小泉やすお議員 事務所費合計34,572円について

光熱水費10%、電気、ガス、水道

電気代、按分10% 合計22896円

2004円（4月分）、1840円（5月分）、1426円（6月分）、1479円（7月分）、1984円（8月分）、1532円（9月分）1302円（10月分）1362円（11月分）1936円（12月分）2737円（1月分）2652円（2月分）2642円（3月分）

ガス代、按分10% 合計9321円

549円（3月分）、531円（4月分）、490円（5月分）、429円（6月分）309円（7月分）205円（8月分）239円（9月分）389円（10月分）760円（11月分）1343円（12月分）2299円（1月分）1778円（2月分）

水道代、按分10% 合計2355円

422円（3・4月分）、504円（5・6月分）、536円（7・8月分）、459円（9・10月分）、434円（11・12月分）

小泉議員の自宅はふとん店であり、「与謝野晶子サロンカレッジ」として、有名である。按分10%としているが、事務所部分に相当する部屋で、お店や与謝野晶子カレッジを行い、按分率が不透明である。

また、上記に述べた理由で、自宅兼用事務所の光熱水費を政活費から支出することは、条例違反なので、電気代・ガス代・水道代の合計34,572円の返還を求める。

HP代の政務活動費からの支出について

HP代の按分比は議員からの申請のみである。按分比の根拠となる説明はなく、根拠となる客観的な資料の提示もない。政活費（税金）の支出として、不透明であるため、按分比50%超の支出については返還を求める。

多くの区議会議員が、会派や議員自身の活動を載せるためのHPを持つようになった。HPに関する経費を政務活動費で計上しているが、議員からその経費が妥当かどうか判断するデータの提出はない。

計上した会派・議員は、経費の50%～100%を政務活動費（政務調査費）から支出してきた。この現状は、社会通念上、納税者、区民から納得を得られる状態ではない。さらに、全ての区民がパソコンを持っているわけではないので、見ることのできない区民も多くいる。

議員活動は多岐にわたり、平成19年3月に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取り扱いに関する規程」を制定し、選挙活動、政党活動、後援会活動などに関する経費は政務調査費（現、政務活動費）から支出できないと明示した。HPに掲載した記事に選挙活動、政党活動、後援会活動に関する内容が含まれることは当然ある。そのために、**按分の原則**がある。

杉並区職員措置請求監査結果（平成25年度政務活動費に関する住民監査請求その1～その3）〈以後、25年度監査結果書と記す〉のP11で

監査委員は「**監査の基本的な考え方と視点**」として「**政務活動費は公金である以上、制度の趣旨に沿った用途の適正が自律的に確保されなければならない**、また、それらを**客観的に確認できるような透明性を確保することが必要**である。」と、記載した。

また、監査委員は、25年度監査結果書のP33でホームページに関する**[判断基準]**を「会派・議員が行う活動及び区政について区民への報告等を行うため、ホームページを作成し、その経費を支出することは、『政務活動に要する経費・同細目』で広聴広報費として認められている。

同細目等に則して、領収書が提出され、**実態に即して適切に按分するなど適正に処理**されていれば、**不適切ということはない**」と記載した。

ところが、現状は、会派・議員からはHPに関する経費の領収書が提出されているだけで、「**客観的に確認できるような**」資料の提出、「**実態に即して適切に按分するなど適正に処理**」しているという説明はない。

監査委員の「**監査の基本的な考え方と視点**」や**[判断基準]**とは関係なく、会派・議員は

領収書のみを提出し、説明もなく、自身で按分を決定しているのが現状である。

例えば、公明党島田敏光議員は平成24年度HP代を以下のように訂正した。

按分無し100%計上→収支報告書提出約2か月後按分を90%に訂正→監査委員は島田議員の申請のまま、監査で認める。

この支出を不当として、請求人が東京地方裁判所に提訴→島田議員は監査で認められた全額を誤記控除として区に返還した。

島田議員は平成24年度政務調査費のHPに関する経費について、収支報告書提出日平成25年4月26日の時点では按分なし100%にあたる378,000円を政活費から支出した。その後、島田議員からの申請で、平成25年7月9日に按分90%に変更し、340,200円と金額を訂正し、37,800円を区に返還した。平成26年4月に返還を求める住民監査請求が出されたが、監査委員は340,200円の経費は適切と判断し、支出を認めた。

請求人はこの支出について、不当とし、平成26年7月23日に東京地方裁判所に提訴した。

公明党島田議員は監査委員が適切と認めたHP代の経費340,200円の全額を平成26年9月16日に「誤記控除」として区に返還した。

以上の例でわかるように、島田議員のHP経費について監査委員は厳格に調査することなく、島田議員の申請のまま、追認したのである。しかし、司法の場で明らかにされると、島田議員は全額を返還した。島田議員は監査で認められたHP代全額を裁判が始まる前に、何故に区に返還したのか、理解に苦しむところである。

上記のように、議員は自己申請で按分比を決定し、監査委員は、「客観的に確認できる資料」「実態に即して適切に按分するなど適正に処理」しているかどうか、確認せず、議員の申請通り、追認してきたのが、監査の現状である。

監査がこのような現状なので、

公明党山本ひろこ議員は平成26年度のHPに関する経費の訂正。

理由説明はなく、誤記更正と書くだけで90%→80%と訂正。

平成26年度政務活動費のHPに関する経費について

26年度政活費収支報告書提出日の平成27年4月28日で按分90%、116,640円であった。

その後、8か月以上経った平成28年1月28日に、

誤記更正として按分80%、103,680円と訂正した。

公明党山本議員は客観的資料を提出せず、90%の按分を収支報告書提出後8カ月経って、誤記更正と書くだけで80%に訂正したのである。

公明党山本議員が、公金をこのように軽々に扱うことに対し、社会通念上、納税者、区民から納得が得られる状態ではない。

要するに何年にもわたって、杉並区の監査では、議員は按分比を客観的資料を提出しな
いまま申請し、監査委員は議員の申請のまま、追認してきたので、議員は簡単に誤記控
除、誤記更正と書いて訂正するのである。

このことは、監査によって、政活費の本来趣旨がゆがめられ、議員のモラル低下を招く
ことにつながっている。

平成26年度、政活費にHP代を計上した議員の金額と按分比

(金額は按分後の金額)

最高額は富本議員の340,000円、最少額は岩田議員の4,170円である。

HP代を計上した議員は按分比の説明、及びその根拠となる客観的資料の提示を求め
る。

富本卓議員 (按分80%) 240,000円 + Facebook (按分50%) 90,000円

渡辺富士雄議員 (按分80%) 259,200円

上保まさたけ議員 (按分50%) 229,068円

大熊昌巳議員 (按分70%) 226,800円

大熊議員についてはすでに住民監査請求提出済み

横山えみ議員 (按分80%) 193,900円

河津利恵子議員 (按分80%) 168,000円

くすやま美紀議員 (按分50%) 132,300円

山本ひろこ議員 (按分80%) 103,680円

松浦芳子議員 (按分50%) 58,320円

井口かづ子議員 (按分50%) 18,085円

山本あけみ議員 (按分80%) 17,280円

北明範議員 (按分80%) 15,552円

浅井くにお議員 (按分50%) 5,000円

岩田いくま議員 (按分80%) 4,170円

共産党区議団 (按分50%) 222,127円

無所属区民派 (けしば・新城議員) (按分50%) 60,885円

以上が政活費にHPに関する経費を計上した会派・議員である。

議員はHP代の按分比を申請し、決定しているが、その根拠は不明である。また、根拠
となる説明がなく、政活費(税金)の支出として、不透明である。

政務活動費支出の基本的な考え方の「按分の原則」に基づき、

按分比50%超の支出については返還を求める。

渡辺富士雄議員（按分80%） 259,200円 按分50%にあたる金額は162,000円である。

よって、97,200円の返還を求める。

富本卓議員（按分80%） 240,000円 按分50%にあたる金額は150,000円である

よって、90,000円の返還を求める。

横山えみ議員（按分80%） 193,900円 按分50%にあたる金額は121,187円である。

よって、72,713円の返還を求める。

河津利恵子議員（按分80%） 168,000円 按分50%にあたる金額は105,000円である。

よって、63,000円の返還を求める。

山本ひろこ議員（按分80%） 103,680円 按分50%にあたる金額は64,800円である。

よって、38,880円の返還を求める。

山本あけみ議員（按分80%） 17,280円 按分50%にあたる金額は10,800円である。

よって、6,480円の返還を求める。

北明範議員（按分80%） 15,552円 按分50%にあたる金額は9,720円である。

よって、5,832円の返還を求める。

岩田いくま議員（按分80%） 4,170円 按分50%にあたる金額は2,606円である。

よって、1,564円の返還を求める。

上記、公明党島田議員・山本ひろこ議員の欄で述べたが、議員たちは客観的資料を提示せず、按分比を申請してきた。そして監査委員はそれを追認してきた。

監査委員は監査結果書に「政務活動費は公金である以上、一略一 客観的に確認できるような透明性を確保することが必要である。」と述べながら、客観的な資料に基づいた確認を怠ってきた。

従来のように、議員の申請をそのまま追認するのではなく、平成26年度政活費の監査では、議員に対し、客観的資料の提示を求め、按分比の根拠を明確にすることを求める。今までの監査では、政活費の本来趣旨をゆがめ、議員のモラル低下を招くことにつながっていた。それと同時に、これは、監査委員の監査放棄にあたりと指摘する。厳正なる監査を求める。

携帯電話代について

多岐にわたる議員活動には携帯電話の使用は不可欠である。しかし、携帯電話使用時に選挙活動、政党活動、後援会活動に関する内容、それと私的利用が混在していることは当然だろう。

条例や規程で、選挙活動、政党活動、後援会活動などに関する経費は政務活動費（政務調査費）から支出できないと規定されている。

しかしながら、携帯電話に関する経費について、議員から按分比率の根拠について説明はなく、議員自身の申請のまま政務活動費から支出しているのが現状であり、政務活動費支出の基本的な考え方の「透明性の原則」に悖る（もとの）。

平成26年度政活費から支出した議員の按分比率。

按分比率80%の議員

渡辺富士雄・大槻城一・川原口宏之・山本ひろこ・北明範・河津利恵子・大和田伸・中村康弘・島田敏光・横山えみ議員

山本あけみ議員は7・8月以外の月は80%、7・8月は50%

按分比率75%の議員

吉田あい議員

按分比率70%の議員

浅井くにお・井口かづ子・はなし俊郎議員

按分比率50%の議員

藤本なおや・富本卓・今井ひろし・大熊昌巳・松浦芳子・岩田いくま・脇坂たつや・小泉やすお・田中ゆうたろう議員

何故か、公明党議員は全員80%の按分比である。公明党議員であつてもそれぞれの議員活動は異なるはずと思われるが、一律に80%とした理由は何か。説明を求める。

携帯電話代は政務活動の対象となる活動と選挙活動、政党活動、後援会活動に関する内容、それと私的利用等、対象外の活動等が混在しているので、以下の理由で按分比50%超の支出は認められない。

理由1、「政務活動費支出の基本的な考え方」の「按分の原則」では

「政務活動費の支出に当たっては、調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区分することが困難である場合には、社会通念上相当な割合による按分をして、政務活動に資するために必要な費用の金額を確定しなければならない」と、明記している。

「社会通念上相当な割合による按分」とは50%程度をいうのではなかろうか。

理由2、議長の見解

(平成25年度政務活動費の住民監査請求の監査結果書 P 36)

区民に対する説明責任を十分に果たすことが求められている。

更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める。

〈議長は、調査回答について、「政務活動費の使途については、区民に対する説明責任を十分に果たすことがより一層求められており、今後は、政務活動費がこれまで以上に区民の信頼が得られる制度として確立できるよう、更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める」との見解を明らかにしている。〉

上記の議長見解と異なり、携帯電話代の按分比について区議から説明はなく、申請のまま、按分比を決めているのが現状である。区議には説明責任もなく、改善に向けて努力をしている様子がみられない。

理由3、区議会の姿勢

区民の納得と信頼が得られるように、以前にも増して、議員の自律と説明責任が求められている。(平成25年度監査結果書の P 220)

「区議会では、政務活動費の適正な運用の確保について、これまでも不断の見直しに努めてきたが、昨夏の兵庫県議会議員による不正支出(計上)が発覚して以降、他の地方議会においても不自然な支出が相次いで発覚し、この制度に対する信頼は大きく揺らいだところである。当区においても、監査委員や区長から議長に対して区民の納得と信頼が得られる制度の確立を求める要望が出され、以前にも増して、議員の自律と説明責任が求められていることから、議員一人ひとりの意識を変えていく必要があるものと考えている。」

さらに続けて「特に区民に疑義の生じやすい支出に関しては、明確化・厳格化を図る観点から、支出計上にあたって特に留意する必要」があると記載している。

上記のように、按分の原則、議長見解、区議会の姿勢を公文書に明記した。しかし、現実には理由説明もなく、按分比は議員の申請のままで、不透明な部分を残す。公文書に書いたことを議員自身が蔑にすることは、公的地位にある議員として、公文書を粗雑に扱い、不当に公金の管理を怠る行為にあたるので、明記したことの実行を求める。

政務活動費支出の基本的な考え方の「透明性の原則」 「按分の原則」に基づき、按分50%を超える金額について返還を求める。

以下は平成26年度政務活動費に携帯電話代の50%超を計上した議員の按分率と金額

である。 (50%超にあたる金額の返還を求める。)

渡辺富士雄議員 80% 228,577円 → 85,717円の返還を求める。

大槻城一議員 80% 140,166円 → 52,563円の返還を求める。

(4~1月まで2台の携帯を使用した。以前、大熊昌巳議員が2台の携帯電話の経費を計上したが、監査途中で1台分の経費を区に返還した。大熊議員同様、1台分の電話代の返還も求める。)

浅井くにお議員 70% 139,089円 → 39,740円の返還を求める。

川原口宏之議員 80% 133,317円 → 49,994円の返還を求める。

山本ひろこ議員 80% 128,157円 → 48,059円の返還を求める。

北 明範議員 80% 126,270円 → 47,352円の返還を求める。

(4~9月はタブレット、10~1月はドコモ)

井口かづ子議員 70% 105,493円 → 30,141円の返還を求める。

河津利恵子議員 80% 96,232円 → 36,087円の返還を求める。

大和田伸議員 80% 95,439円 → 35,790円の返還を求める。

山本あけみ議員 7, 8月以外は80%62,466円 → 23,425円の返還を求める。

(7, 8月は50%28,381円合計90,847円)

吉田あい議員 75% 89,384円 → 29,795円の返還を求める。

中村康弘議員 80% 86,081円 → 32,281円の返還を求める。

島田敏光議員 80% 76,191円 → 28,572円の返還を求める。

横山えみ議員 80% 52,226円 → 19,585円の返還を求める。

はなし俊郎議員 70% 19,284円 → 5,510円の返還を求める。

(補選当選のため4か月分)

区議会議員の購入するガソリン代について

議員の常識はガソリン代の領収書を提出するだけで、50%を政活費（税金）で払うことが認められるというのか。

区議会議員は購入したガソリン代の50%を政務活動費として計上しているが、政務活動として使用した証拠書類の提出は無い。現状は領収書を提出するだけで、ガソリン代の50%を政務活動費から支出しているのが現状である。

一般の民間企業では社員の自家用車（いわゆるマイカー）を使って営業活動等をする場合は多々ある。しかし、社員が理由も言わずガソリンを自分で購入し、会社に対し領収書を提出した場合、会社が即、理由も聞かず、50%のガソリン代を社員に渡すということはまずありえない。しかし、現在、区議の政務活動費としてのガソリン代請求は、上記のような状態であり、これは、社会通念上、納税者・区民から納得を得られる状態ではない。

請求人は「政務活動交通費記録簿」同様、ガソリン使用についても、「政務活動ガソリン使用記録簿、自動車記録簿」等の書類等により、議員に対し、使用実態の証明記録簿の提出を求める。

請求人はガソリン代について、以下の理由で返還を求める。

理由1、ガソリン購入の領収書だけを提出するという現状は「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」第11条、（透明性の確保）に違反している。

理由2、「政務調査費検討会」報告書（平成20年3月）には

「政務活動費支出の基本的考え方」

（1）実費弁償の原則 **（2）按分の原則** **（3）透明性の原則**、が示されている

上記の原則に照らしてみると、区議のガソリン代の政活費からの支出の現状は、原則から大きく逸脱している。

理由3、区議のガソリン使用は、区議から政務活動の説明がなければ政務活動費と判断する根拠がない。、過去に政活費からの支出とは認めがたい支出が多くあった。

例えば平成25年度のガソリン購入場所、

島田敏光議員、7月17日、埼玉県秩父郡横瀬町、8月3日小涌園、

川原口宏之議員、8月12日茨城県つくば市、

大槻城一議員8月16日福島県いわき市、

大熊昌巳議員11月12日埼玉県蓮田市、

松浦芳子議員3月29日埼玉県蓮田市、等々

理由4、ガソリン使用の実態説明をすでに議会事務局から求められているが議員は提出していな

い。

杉並議会事務局が議員に配布した「政務活動費の支出に関する事務処理について」の冊子に

◇支出にあたっての留意事項に

【ガソリン代】について、「ひと月あたりの給油頻度が多い場合、ゴールデンウィーク・お盆・年末年始及びその前後に計上する場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。」と、明記している。

このことは、区議会事務局でさえ、ゴールデンウィーク・お盆・年末年始及びその前後の給油について、疑問を持っていると解される。

上記の理由1~4に基づいて、2014（平成26）年度のガソリン代＋一時利用駐車料金を計上した議員の検証を行い、返還を求める。

（以下は、議員のガソリン購入と、一時駐車場料金の使用料である。）

大和田伸議員 ガソリン代合計69,283円（合計約8820の50%=約4420）

領収書等貼付用紙に「ガソリン代按分1/2→金額」と記載

一時駐車場利用日数は年間23日

ガソリン代（当日入れたガソリンの量の50%を政活費で支払う）と一時駐車場料金（按分なし）

4月 （駐4/4, 400円宮前） （駐 4/9, 300円高円寺南）

ガ4/11, 3750円（47.10の50%） （駐 4/13, 300円阿佐ヶ谷南+300円高円寺南+500円下高井戸） （駐4/18, 200円高円寺南）

ガ4/24, 4565円（57.40の50%）

（駐 4/27, 1600円南荻窪） （駐 4/30, 800円阿佐ヶ谷北）

5月、ガ5/7, 4160円（52.30の50%） （駐5/15, 400円高円寺北2）

ガ5/31, 4515円（56.40の50%）

6月、ガ6/14, 3320円（40.90の50%） （駐6/17, 400円下井草1） （駐 6/19, 300円高円寺南3）

ガ6/21, 4420円（54.50の50%）

7月、ガ7/12, 4710円（57.00の50%） （駐7/24, 600円梅里2）

ガ 7/26, 4501円（55.90の50%）

8月、ガ8/13, 4360円（53.80の50%）、 駐車場料金無し

9月 ガ9/1, 4925円（61.90の50%） （駐9/7, 400円成田東1） （駐9/19, 600円高円寺南2） ガ 9/27, 4755円（60.10の50%） （駐9/27, 600円高円寺南3）

10月 （駐10/6, 1500円高円寺南3） （駐10/11, 400円阿佐ヶ谷南1）

ガ10/12, 4545円（57.50の50%） （駐10/12, 600円高円寺南）

ガ10/26, 4000円（52.50の50%）

11月 ガ11/7, 4180円（56.10の50%）

（駐11/22, 600円上荻1） （駐11/28, 500円成田東1）

12月、ガ12/1, 4402円（60.30の50%） （駐 12/3, 900円阿佐ヶ谷南3）

(駐 12/20, 600円阿佐ヶ谷南3) (駐 12/21, 1800円上荻1)

(駐 12/31, 400円高円寺南3)

1月、ガソリン無、(駐1/9, 1000円高円寺南4)

2月 ガ 2/17, 4175円 (58.3ℓの50%) 駐車場料金無し

3月 ガソリン無、駐車場料金無し

自転車関係、12/17, 自転車籠取り換え50%1,505円、2/20, 修理代50%3,096円を政活費から支出した。

上記は大和田伸議員の出納簿、領収書に記載されたものである。

大和田議員のガソリン代は69,283円 (合計約882ℓの50%=約442ℓ) である。

杉並区のHPによれば、杉並区の東西は約7.5km、南北は約7.2kmである。以下は単純な計算上のことであるが、大和田議員の政活費で購入したガソリン442ℓを区民相談等で走行すると考えれば、杉並区の東西を、1ℓ=10kmを走行できる車では約580回、1ℓ=20kmの車なら約1170回を行ったり来たりしたことになる。

大和田議員のガソリン購入は16回あるが「区民相談のため」の一時駐車場利用日数は年間23日である。領収書等貼付用紙に「ガソリン代按分1/2→金額」と記載しているだけである。例えば、7月末から9月初めの夏の期間を検証すると、ガソリン購入は7/26の4501円 (55.9ℓの50%) 8/13の4360円 (53.8ℓの50%) 9/1の4925円 (61.9ℓの50%) の3回合計13,786円 (171.6ℓの50%) がある。しかし、この間に一時駐車場利用日は一度もない。その後、9/7に成田東1で駐車場を利用した。大和田議員から7/26～9/6の間に171.6ℓの50%=85.8ℓのガソリン、つまり、1ℓ=10kmを走行できる車では858km、1ℓ=20kmの走行できる車なら約1700kmをどのように使用したのか説明がなければわからない。杉並区で路上駐車は不可能である。大きな敷地の区民のところでは区民相談？ 走り続けていた？ ガソリンの使用状況について、大和田議員から説明がなければ、この間のガソリン代が政務活動とは判断できない。単純に政活費で購入したガソリン約442ℓを駐車場利用日数23日で割り算すると、1回当たり約20ℓ利用したことになり、1ℓ=10kmを走行できる車で200km走ったことになる。大和田議員(住所は高円寺南2-16-2)の一時利用駐車場は高円寺、宮前、阿佐ヶ谷、成田等で、ガソリン使用はわずかと思われるが説明がなければ政活費と認めるには透明性に欠ける。さらに年間約882ℓのガソリンを使用しているので、議員活動のために多くの時間を車上で費やしているのではないかと、区民としては心配になる。

「平成25年度政務活動費に関する住民監査請求の監査結果書」P241ページで大和田議員は「7月や8月には前述の通り、旧南伊豆健康学園跡地等、遠方に赴き視察を実施したものの、その時期は奇しくも世間では夏季休暇期間にあたるのも事実である。

故に、言われのない誤解を招き、一般的には疑義を生じさせてしまう可能性がないとも言

い切れない。それこそ誠に遺憾である。そこで、やむなく8月4日及び8月14日のガソリン代は、計上を取り消し、収支報告書を訂正することにする」と、意見を述べ、そしてガソリン代9,120円を区に返還した。視察であるならば、視察報告書を提出して、ガソリン代の返還は必要でないのに、大和田議員が返還した根拠は何か、問いたい。

確かに、政務活動は区内に限られない。区外の区所有施設の点検、視察、他自治体の活動、施設の視察・研究などもあるであろう。証拠書類の提出によって明らかにすればよいのである。議員として、「政務調査費検討会」報告書（平成20年3月）にあるように、①実費弁償の原則、②按分の原則、③透明性の原則に沿うよう、例えば「ガソリン使用記録簿」等に所有車の行く先を記載すれば明らかになることである。現行のガソリン代の領収書の提出だけでは、区民に対する説明責任が果たされていない。併せて視察、研究結果をホームページ、区政報告などで明らかにすれば、活動の透明性が上がり、納得性も出てくるだろう。

また、大和田議員は自転車もよく利用し、自転車カゴ老朽化のため交換し、政活費から12/17に、按分50%で1,505円を支出した。その後、自転車の後輪部分が破損したため、政活費から2/20に、修理代按分50%で3,096円を払った。

大和田議員のガソリン代69,283円（合計約882ℓの50%＝約442ℓ）の使用については不透明な部分が多いので、ガソリン代69,283円の返還を求める。

川原口宏之議員（公明党2000番）

ガソリン代合計49,015円（約 653.1ℓの50%＝約326.5ℓ）

夏場のガソリン購入額が多い。

領収書等貼付用紙に一時駐車場料金については「区民意見聴取および調査のため」と記載
一時駐車場利用日は年間で59日である。

ガソリン代（当日入れたガソリンの量の50%を政活費で支払う）と一時駐車場料金（按分なし）

4月（駐4/7, 200円堀の内3）（駐4/20, 600円高井戸東） **ガ 4/24, 4875円（61.3ℓの50%）**

5月（駐5/5, 400円和田2）（駐5/18, 900円高円寺南）（駐5/23, 900円高円寺南）

6月 **ガ 6/5, 2400円（30ℓの50%）**、（駐6/14, 400円堀の内I）（駐6/18, 600円和田）（駐6/22, 400円阿佐ヶ谷南） **ガ 6/22, 2430円（30ℓの50%）**

7月（駐7/6, 600円堀の内3+1000円梅里1） **ガ 7/8, 4845円（58.7ℓの50%）**（駐7/8, 200円堀の内3）（駐7/12, 400円桃井+300円松ノ木3）（駐7/13, 600円松ノ木3）

（駐7/18, 1200円梅里I）（駐7/20, 300円梅里）（駐7/21, 300円松ノ木3）

（駐7/25, 800円上荻1）（駐7/26, 400円松ノ木）（駐7/27, 1000円阿佐ヶ谷南2）

8月 **ガ 8/1, 4850円（60.2ℓの50%）**（駐8/3, 800円松ノ木）（駐8/9, 200円堀の内2）

(駐8/18, 400円高円寺南) **ガ 8/27, 4750円 (59.7 ㊦の50%)** (駐8/28, 600円松ノ木)
 9月 (駐9/2, 1000円上荻1) (駐9/3, 600円上荻1) (駐9/7, 600円松ノ木1) (駐9/10, 600円松ノ木2) (駐9/21, 1200円阿佐ヶ谷南3) (駐9/25, 900円梅里1)
ガ 9/26, 4940円 (62.5 ㊦の50%)
 10月 (駐10/5, 500円松ノ木3) (駐10/18, 800円高井戸東) (駐10/21, 300円梅里2)
 (駐10/22, 800円和田3) (駐10/23, 400円松ノ木1) (駐10/25, 600円堀の内2+300円大宮1) (駐10/26, 300円梅里2) (駐10/27, 600円大宮2) ,
ガ 10/31, 4030円 (53.7 ㊦の50%)
 11月 (駐11/10, 1200円方南2) (駐11/11, 600円大宮1+500円松ノ木)
 (駐11/12, 400円梅里2) (駐11/13, 400円大宮1)
ガ 11/27, 3550円 (47.9 ㊦の50%) (駐11/30, 400円成田東4)
 12月 (駐12/9, 300円大宮2) (駐12/13, 300円梅里1) (駐12/18, 900円高円寺南3)
ガ12/26, 3940円 (58.3 ㊦の50%)、
 1月 (駐1/6, 400円堀の内2) (駐1/15, 600円梅里1+300円梅里2)
 (駐1/18, 400円阿佐ヶ谷南2+200円高円寺南2)
 2月 (駐2/1, 300円阿佐ヶ谷南3) (駐2/5, 800円堀の内) **ガ2/5, 3615円 (58.3 ㊦の50%)**、
 (駐2/18, 400円堀の内2) (駐2/21, 300円梅里2) **ガ2/26, 2290円 (34.7 ㊦の50%)**
 3月、(駐3/1, 1200円堀の内3) (駐3/2, 800円方南2) (駐3/7, 400円和田3)
 (駐3/17, 400円松ノ木3) (駐3/18, 300円大宮1) (駐3/22, 400円梅里1)
ガ3/26, 2500円 (37.8 ㊦の50%) (駐3/28, 300円梅里2) (駐3/31, 200円高円寺南2)

8月のガソリン購入額が多い。また、単純に政活費で購入したガソリン約326.5 ㊦を駐車場利用日数59日で割り算すると、1回当たり約5.5 ㊦利用したことになる。1 ㊦=10kmを走行できる車では55km、1 ㊦=20kmの車なら110kmを走行したことになる。川原口議員（住所は和田1-11-5）の利用駐車場は堀の内、高井戸、和田、高円寺、阿佐ヶ谷、松ノ木、梅里、大宮、上荻等であり、区民相談に要するガソリン使用はわずかと思われるが説明がなければ政活費と認めるには透明性に欠ける。例えば、平成25年8月12日茨城県つくば市で給油を行うなど政務活動との関係に疑義が持たれた。それ故、例えば「ガソリン使用記録簿」等に所有車の行く先を記載すれば政務活動との関係が明らかになる。現行のガソリン代の領収書の提出だけでは、区民に対する説明責任が果たされていない。

よって、川原口宏之議員ガソリン代合計49,015円の返還を求める。

島田敏光議員（公明党7000番）

ガソリン代合計44,766円 (約597.5 ㊦の50%=約298.78㊦)

ガソリン代はカード決済なので、ガソリン購入日と出納簿記載日は異なる。

ガソリン購入日を見ると、8月、12月の使用量が他の月に比べ約2倍である。また、区民意見聴取等の一時駐車場利用日は、年間で77日である。透明性を保つために説明が必要である。

出納簿に記載されたガソリン代は以下のとおりである。()内は実際の購入日
ガソリン代

3月分 5/7カード決済 6311円 (3/2の41.80の50%+3/26の42.20の50%)、
4月分 6/9 カード決済3129円 (4/25の39.30の50%)
5月分 7/7 カード決済3651円 (5/26の46.20の50%)
6月分 8/7 カード決済3403円 (6/23の42.80の50%)
7月分 9/8 カード決済3630円 (7/22の45.60の50%)
8月分 10/7 カード決済6945円 (8/14の43.80の50%+8/27の43.80の50%)
9月分 11/7 カード決済3533円 (9/24の45.00の50%)
10月分 12/8 カード決済3049円 (10/24の44.80の50%)
11月分 1/7 カード決済2267円 (11/21の31.00の50%)
12月分 2/9 カード決済6439円 (12/8の46.00の50%+12/20の48.00の50%)
1月分 3/9 カード決済2409円 (1/13の37.20の50%) ガソリン代以上

ガソリン代と一時駐車場料金

3月分のガソリン代 (3/2の41.80の50%+3/26の42.20の50%) 合計6,311円

4月 (駐4/9, 300円天沼+600円天沼+500円天沼) (駐4/10, 100円本天沼) (4/16, 300円天沼)
駐4/23, 400円天沼) **ガ**、4/25の3129円(39.30の50%) (駐4/28, 400円天沼)
5月 (駐5/5, 400円高円寺南) (駐5/7, 300円天沼) (駐5/8, 200円井荻) (5/20, 600円清水)
(駐5/21, 800円阿佐谷北3) **ガ**5/26、3651円(46.20の50%) (駐5/28, 400円天沼)
6月、(駐6/3, 400円高円寺南) (駐6/4, 400円天沼) (駐6/7, 1400円天沼) (駐6/13, 500円天沼)
(駐6/20, 400円 西荻南) **ガ**6/23、3403円(42.80の50%) (6/23, 400円下井草)
(駐6/25, 100円本天沼) (駐6/26, 300円阿佐ヶ谷北) (駐6/28, 100円本天沼+700円天沼)
7月 (駐7/7, 1000円天沼+800円下井草) (駐7/16, 400円天沼) (駐7/18, 900円高円寺北+400
円天沼) (駐7/19, 200円上荻) **ガ**7/22、3630円(45.60の50%) (駐7/22, 100円下井草)
(駐7/23, 300円天沼) (駐7/28, 800円清水)
8月 (駐8/5, 100円下井草) (駐8/6, 400円天沼) (駐8/7, 400円下井草) **ガ**8/14(43.80の50%)
(駐8/17, 200円阿佐ヶ谷北) (駐8/19, 100円下井草) (駐8/20, 300円天沼)
ガ8/27(43.80の50%、8月分ガソリン代計6945円)
9月 (駐9/2, 1200円上荻) (駐9/3, 400円天沼+400円天沼) (駐9/7, 500円梅里) (駐9/10, 300
円天沼) (駐9/11, 900円阿佐ヶ谷南) (駐9/17, 400円天沼+300円下井草) (駐9/19, 300円
天沼) **ガ**9/24、3533円(45.00の50%) (駐9/29, 300円阿佐ヶ谷北+400円清水)
10月 (駐10/7, 200円阿佐ヶ谷北6+100円下井草) (駐10/8, 300円天沼) (駐10/15, 300円天沼)

- (駐10/16, 400円下井草) (駐10/21, 200円阿佐ヶ谷北) (駐10/23, 400円天沼3)
ガ10/24、3049円 (44.8 ㊦の50%) (駐10/24, 400円阿佐ヶ谷北)
(駐10/30, 800円杉並公会堂+800円阿佐ヶ谷北)
- 11月 (駐11/5, 300円天沼) (駐11/9, 700円天沼) (駐11/11, 600円天沼) (駐11/12, 200円天沼)
(駐11/13, 500円天沼2) (駐11/17, 100円本天沼2) **ガ11/21、2267円 (31.0 ㊦の50%)**
- 12月 **ガ12/8、(46.0 ㊦の50%)** (駐12/8, 400円天沼) (12/9, 700円梅里+1200円天沼)
(駐12/10, 200円上荻) (駐12/12, 200円本天沼) (駐12/14, 800円和田堀公園) (駐12/15, 200円下井草+100円天沼+100円上荻+700円天沼2) (駐12/17, 600円阿佐谷北2)
ガ12/20 (48.0 ㊦の50%、12月分ガソリン代計6439円) (駐12/20, 600円下井草+200円本天沼3) (駐12/24, 400円天沼) (駐12/26, 500円西荻北)
- 1月 (駐1/5, 200円下井草+300円阿佐ヶ谷北+200円阿佐ヶ谷北) (駐1/7, 400円天沼)
(駐1/8, 600円天沼) (駐1/9, 100円下井草) **ガ1/13、2409円 (37.2 ㊦の50%)**
(駐1/21, 400円天沼) (駐1/25, 600円高井戸東) (駐1/28, 400円天沼+800円阿佐ヶ谷北2+300円阿佐ヶ谷北)
- 2月 (駐2/4, 400円天沼+500円天沼2) (駐2/25, 300円天沼) (駐2/26, 400円善福寺)
- 3月 (駐3/3, 200円下井草) (駐3/5, 200円下井草) (駐3/11, 200円天沼+300円天沼)
(駐3/14, 300円天沼)

ガソリン代はカード決済なので、ガソリン購入日と出納簿記載日は異なる。5月7日にカード決済したので前年の3月分 6311円 (3月2日の41.8㊦の50%+3月26日の42.2㊦の50%) が支払われているが、一時駐車場等の利用説明がないので、政活費と認めるには不透明である。単純に政活費で購入したガソリン約298.7㊦を駐車場利用日数77日で割り算すると、1回当たり約3.9㊦利用したことになる。島田議員(住所は下井草4-5-8)の一時利用駐車場は天沼、本天沼、高円寺、井荻、清水、阿佐ヶ谷、下井草、梅里、高井戸、善福寺等であり、区民相談に要するガソリン使用はわずかと思われるが説明がなければ政活費と認めるには透明性に欠ける。

また、8月、12月のガソリン購入代が他の月に比べ約2倍であるので説明を求める。

平成25年度の夏は7月17日、埼玉県秩父郡横瀬町、8月3日小涌園で給油をした。個人的にガソリンを購入することは当然自由であるが、それを政活費で購入するので疑義が生じるのである。それ故、例えば「ガソリン使用記録簿」等に所有車の行く先を記載すれば、使用目的が明らかになるのである。現行のガソリン代の領収書の提出だけでは、区民に対する説明責任が果たされていない。

よって、ガソリン代合計44,766円の返還を求める。

中村康弘議員(公明党6000番)

ガソリン代合計 39,500円 約518.2ℓの50%＝約259.1ℓ 購入回数30回

ガソリン購入回数30回に対し、一時駐車場利用日は59日である。計算上は一時駐車場を2日、利用するとガソリンを買ったことになる。これほどこまめに、ガソリンを購入する理由は中村議員の説明がないので不明である。

ガソリン代（当日入れたガソリンの量の50%を政活費で支払う）と一時駐車場料金（按分なし）

- 4月 (駐4/7, 300円西荻北3) ガ4/10, 1500円 (19.7ℓの50%) (駐4/12, 200円上井草1)
(駐4/14, 600円西荻北3) (駐4/27, 300円天沼2) ガ4/30, 1500円 (19.4ℓの50%)
- 5月 (駐5/9, 200円西荻北3) ガ5/14, 1000円 (12.9ℓの50%) (駐5/19, 200円井荻+900円西荻北3)
(駐5/20, 400円松庵1) 5/22, 1500円 (19.4ℓの50%) (駐5/27, 300円清水3)
- 6月、ガ6/4, 1500円 (19.2ℓの50%) (駐6/11, 100円下高井戸11:02-11:15の13分間、
区民意見聴取のための移動) ガ6/18, 1500円 (19.2ℓの50%) (駐6/18, 400円和泉4)
(駐6/21, 600円高円寺北1) (駐6/22, 400円善福寺1) (駐6/26, 300円西荻北3)
ガ6/26, 1000円 (12.7ℓの50%)
- 7月、 ガ7/5, 500円 (6.1ℓの50%) ガ7/9, 1000円 (12.6ℓの50%)
ガ7/17, 1000円 (12.2ℓの50%)
(駐7/17, 900円上井草3) (駐7/19, 400円高円寺北1) ガ7/23, 1000円 (12.7ℓの50%)
(駐7/27, 300円井草1+500円善福寺3) (駐7/28, 600円高円寺北2+400円高井戸西
2) ガ7/30, 1000円 (12.8ℓの50%)
- 8月、ガ8/7, 1500円 (19.2ℓの50%)、ガ8/14, 1000円 (12.8ℓの50%)
(駐8/14, 300円西荻北4+600円荻窪3+200円西荻北3) (駐8/17, 400円阿佐ヶ谷南1)
ガ8/27, 1500円 (19.3ℓの50%) (駐8/31, 400円上井草3)
- 9月 (駐9/3, 300円清水1)
ガ9/4, 1000円 (12.9ℓの50%)、(駐9/6, 200円天沼2) (駐9/8, 300円天沼2)
(駐9/10, 400円阿佐ヶ谷南) ガ9/18, 1000円 (12.9ℓの50%)
(駐9/22, 400円西荻北3) (駐9/26, 100円桃井3、9:15-9:32の17分間区民意見聴取の
ための移動+200円井草1)
- 10月、ガ10/2, 1000円 (12.9ℓの50%)、(駐10/11, 400円和田3)
ガ10/12, 1000円 (12.8ℓの50%)、(駐10/12, 600円堀の内3) (駐10/17, 400円西荻北3)
(駐10/18, 400円高井戸東4) ガ10/19, 1500円 (19.4ℓの50%)、
(駐10/22, 200円上井草 19:56-20:06の10分間、区民意見聴取のための移動+400円
荻窪保健所) (駐10/26, 200円善福寺1+300円阿佐ヶ谷南1+1000円井草3) (駐10/27, 600
円和田1) (駐10/28, 400円阿佐ヶ谷南3) ガ10/29, 1500円 (20.6ℓの50%)
- 11月、(駐11/2, 200円清水2+200円井草2) (駐11/4, 500円下井草4) (駐11/5, 300円井草3)
ガ11/6, 1500円 (20.6ℓの50%)、
(駐11/11, 200円井草) (駐11/17, 200円上荻1、15:24-15:31の7分間、区民意見聴

取のための移動) (駐11/24, 400円井草1) ガ11/24, 1000円 (13.80の50%)、
 ガ11/29, 1500円 (20.40の50%)

12月 (駐12/1, 600円上井草3+200円方南1) (駐12/4, 400円井草5) ガ12/7, 1000円 (13.9
 0の50%) ガ12/16, 1500円 (21.40の50%)、(駐12/16, 300円上井草3) (駐12/18, 200
 円上井草1) ガ12/23, 1500円 (22.00の50%)、(駐12/25, 200円桃井3)

1月、ガ1/6, 1000円 (15.20の50%)、(駐1/10, 700円成田東5) (駐1/16, 600円井草2) ガ
 1/19, 1500円 (24.0の50%)、(駐1/25, 400円高円寺南3) (駐1/28, 300円桃井2、14:40
 -14:53の13分間、区民意見聴取のための移動) (駐1/31, 400円善福寺1+200円西荻北)

2月 (駐2/6, 200円西荻北) ガ2/12, 2000円 (34.10の50%)、(駐2/14, 200円天沼3、13:42
 -13:55の13分間、区民意見聴取のため移動+200円梅里2、14:47-14:53の6分
 間、区民意見聴取のため移動) (駐2/18, 200円阿佐ヶ谷南3) (駐2/22, 600円上井草2+600
 円桃井4)

3月 (駐3/1, 200円桃井4+600円下井草3+200円方南15:10-15:24の14分間区民意見聴
 取のための移動) (駐3/7, 200円下井草2) (駐3/8, 600円桃井4) (駐3/9, 400円善福寺3)
 ガ3/11, 2000円 (31.70の50%)、(駐3/28, 400円阿佐ヶ谷南3) (駐3/31, 800円桃井4)

領収書等貼付用紙に「ガソリン代50%」と書いてあるだけである。上記でわかるように、ガソ
 リン購入回数30回に対し、一時駐車場利用日が59日なので、計算上は一時駐車場を2日、利
 用するとガソリンを買ったことになる。6月末から8月は9回ガソリンを購入した。

中村議員の住所は上井草2-10-2で、西荻、上井草、井草、天沼、阿佐ヶ谷等の一時駐車場
 の利用が多いので、1回あたりのガソリン使用は少ないと思われるが、2日一時駐車場を利用
 すると、こまめにガソリンを購入する理由が不明である。

一時駐車場利用については、「区民意見聴取のための移動」と説明しているが、6月11日、
 10月22日、11月17日、1月28日、2月14日、3月1日の駐車場利用は、短い時で6分間、長い
 時で13分間である。このような短時間で「区民意見聴取のための移動」ができるのか、説明
 がなければわからない。それ故、例えば「ガソリン使用記録簿」等に所有車の行く先を記載す
 れば、使用目的が明らかになり、透明性が保たれる。現行のガソリン代の領収書の提出だけ
 では、区民に対する説明責任が果たされていない。

よって、ガソリン代合計39,500円の返還を求める。

河津利恵子議員

ガソリン合計37,502円 (373.1 l + α (2枚の領収書に記載なし)) の50%だが、量
 は確定できない。購入回数12回、一時駐車場利用料金は一度もない。

領収書等の貼付用紙に (購入額-ポイント分) $\times 0.5$ と記載しているが、政務活動の説明
 はない。

ガソリン代（当日入れたガソリンの量の50%を政活費で支払う）

4月 4/3, 4023円 (47.0 ㍓の50%)

5月 5/2, 2516円 (30.2 ㍓の50%)

6月 6/13, 2248円 (25.9 ㍓の50%)

7月 7/19, 4321円 (領収書に購入量の記載がない)

8月 8/28, 2831円 (33.6 ㍓の50%)

9月 9/12, 3682円 (43.7 ㍓の50%)

10月 10/3, 3350円 (40.3 ㍓の50%) 10/31, 2580円 (32.6 ㍓の50%)

11月無し

12月 12/5, 3362円 (領収書に購入量の記載がない)

1月 1/11, 3191円 (45.7 ㍓の50%)

2月 2/24, 3958円 (54.1 ㍓の50%)

3月 3/19, 1440円 (20.0 ㍓の50%)

ガソリン代には使用明細（区間表示など）がない。

また、政務活動に自家用車を使いながら、一切一時駐車場を利用していない。路上駐車は、区内ではほとんど禁止されている。駐車場のあるところしか出向かないのであれば、その目的地を示すことで、透明性を確保しなければならない。

それ故、例えば「ガソリン使用記録簿」等に所有車の行く先を記載すれば、使用目的が明らかになり、透明性が保たれる。現行のガソリン代の領収書の提出だけでは、区民に対する説明責任が果たされていない。

よって、ガソリン代合計37,502円の返還を求める。

今井ひろし議員 ガソリン代合計31,037円（約379 ㍓の50%=約189.5 ㍓）

一時駐車場料金は5月19日の一度だけである。

カード決済なので、出納簿記載日と購入日が異なる。領収書等貼付用紙にはガソリン購入の領収書が貼ってあり、「引き落とし明細別紙」と記載するだけである。政務活動の説明はない。

出納簿と異なり、実際の購入日を以下に書く。

4月 4/10, 3656円 (43 ㍓の50%)

5月 5/2, 3673円 (43.9 ㍓の50%) (駐5/19, 800円都庁)

6月 6/23, 4215円 (49.3 ㍓の50%)

7月 7/10, 3989円 (46.6 ㍓の50%)

9月 9/22, 4255円 (50.3 ㍓の50%)

10月 10/19, 4213円 (50.7 ㊦の50%)
11月 11/19, 3831円 (48.5 ㊦の50%) 12月無し 1月無し
2月 2/14, 3205円 (46.1 ㊦の50%)

一時駐車場料金は5月19日の都庁に行ったときの一度だけである。あとは一切一時駐車場利用がないので、どのように車を利用しているか、不明であり、政務活動とは判断できない。

それ故、例えば「ガソリン使用記録簿」等に所有車の行く先を記載すれば、使用目的が明らかになり、透明性が保たれる。現行のガソリン代の領収書の提出だけでは、区民に対する説明責任が果たされていない。

よって、ガソリン代合計31,037円の返還を求める。

北 明範議員 (公明党5000番)

ガソリン代合計30,391円約402.6 ㊦の50%=約201.3 ㊦

ガソリン購入回数14回 一時駐車場利用日29日

ガソリンを購入したが、車で出かかず、鉄道、バス、タクシーを利用して交通費を政活費で払う日もある。北議員はガソリンを買いに行くだけで、自宅に車を置いて出かけているのだろうか。(下段でガソリン購入日に交通費を計上した日は●で記す)

車で出かけ一時駐車場代を払い、同日にバス、鉄道、タクシーを利用して交通費を払っている日もある。(下段で車で出かけたが、交通費を計上した日は▲で記す)

北議員はバス、鉄道、タクシーの利用が多く、毎月、政活費から交通費を多く払っている。

4月から12月までの交通費の合計は198,751円である。毎月約2万円の交通費を支出していたが、1~3月は交通費の計上は0円である。

ガソリンを購入している議員のなかで交通費が198,751円と高額であり、他の議員と比較して、

突出して交通費が多い。ガソリン使用と、交通費の使用について説明がなければ透明性に欠

ける。ガソリンを購入している人は本人ではないかも・・・という疑惑を持たれても仕方がない。交通費の利用はスイカと思われるので、利用明細を提出することで、利用履歴が明らかにするべきである。スイカ等の利用明細の提出を求める。

4月、ガ4/4, 2989円 (39 ㊦の50%)、駐車場利用料金無

4月は1・2・3・4・5・8・9・10・17・18・19・22・23・25・27日にバス、鉄道、タクシーを使用し、政活費から交通費を29,697円払った。

●ガソリンを購入した4月4日は(バス)西荻窪—善福寺—西荻窪(鉄道)西荻—荻窪(バス)荻窪—清水—荻窪—高井戸—荻窪(鉄道)荻窪—西荻で交通費を1,562円払った。

ガソリン購入後、車を利用しないのは何故か。(次頁に4月分・政務活動交通費記録簿)

(" ・タクシー代領収書)

議員名 北 明範

日	出張先	利用交通機関	経路(出発駅-到着駅)	交通費(円)	項目	備考
1(火)	宮前・下井草・高円寺	バス・鉄道	(鉄道)西荻窪-荻窪(バス)荻窪-宮前-荻窪-下井草-荻窪 (鉄道)荻窪-高円寺-西荻窪	1,284	広聴広報費	区民意見聴取
2(水)	高井戸・上荻・宮前	バス・鉄道	(鉄道)西荻窪-荻窪(バス)荻窪-高井戸-荻窪-上荻-荻窪-宮前-荻窪 (鉄道)荻窪-西荻窪	1,562	広聴広報費	区民意見聴取
3(木)	本天沼・桃井・阿佐ヶ谷	バス・鉄道	(鉄道)西荻窪-荻窪(バス)荻窪-本天沼-荻窪-桃井-荻窪 (鉄道)荻窪-阿佐ヶ谷-西荻窪	1,284	広聴広報費	区民意見聴取
4(金)	善福寺・清水・高井戸	バス・鉄道	(バス)西荻窪-善福寺-西荻窪(鉄道)西荻窪-荻窪(バス)荻窪-清水-荻窪-高井戸-荻窪 (鉄道)荻窪-西荻窪	1,562	広聴広報費	区民意見聴取
5(土)	下井草・本天沼・高井戸	バス・鉄道・タクシー	(鉄道)西荻窪-荻窪(バス)荻窪-下井草-本天沼 (タクシー)本天沼-高井戸(バス)高井戸-荻窪	2,364	広聴広報費	区民意見聴取
8(火)	阿佐ヶ谷・高円寺・下井草	バス・鉄道	(鉄道)西荻窪-阿佐ヶ谷-高円寺-荻窪 (バス)荻窪-下井草-荻窪(鉄道)荻窪-西荻窪	985	広聴広報費	区民意見聴取
9(水)	久我山・下井草	バス・鉄道	(バス)往復)西荻窪-久我山(鉄道)往復)西荻窪-荻窪(バス)荻窪-下井草-荻窪	1,130	広聴広報費	区民意見聴取
10(木)	下井草・清水・高井戸	バス・鉄道	(鉄道)往復)西荻窪-荻窪(バス)荻窪-下井草-清水-荻窪-高井戸-荻窪	1,346	広聴広報費	区民意見聴取
17(水)	久我山・下井草	バス・鉄道	(バス)往復)西荻窪-久我山(鉄道)往復)西荻窪-荻窪(バス)荻窪-下井草-荻窪	1,130	広聴広報費	区民意見聴取
18(金)	善福寺・和田・今川	バス・鉄道・タクシー	(バス)西荻窪-善福寺(タクシー)善福寺-和田 (鉄道)高円寺-荻窪(バス)荻窪-今川-荻窪 (鉄道)荻窪-西荻窪	4,524	広聴広報費	区民意見聴取
19(土)	松庵・下井草・阿佐ヶ谷	バス・鉄道・タクシー	(バス)西荻窪-松庵(タクシー)松庵-下井草(バス)下井草-阿佐ヶ谷 (鉄道)阿佐ヶ谷-西荻窪	3,296	広聴広報費	区民意見聴取
22(火)	阿佐ヶ谷・高円寺・高井戸・天沼	バス・鉄道・タクシー	(鉄道)西荻窪-阿佐ヶ谷-高円寺-荻窪 (バス)荻窪-高井戸(タクシー)高井戸-天沼 (鉄道)荻窪-西荻窪	2,129	広聴広報費	区民意見聴取
23(水)	本天沼・天沼・松庵・高井戸・東	バス・鉄道・タクシー	(鉄道)往復)西荻窪-荻窪(バス)荻窪-本天沼-荻窪 (鉄道)荻窪-西荻窪(バス)西荻窪-松庵(タクシー)松庵-高井戸 (バス)高井戸-荻窪	2,580	広聴広報費	区民意見聴取
25(金)	高井戸・高円寺	バス・鉄道	(鉄道)西荻窪-荻窪(バス)往復)荻窪-高井戸(鉄)荻窪-高円寺-西荻窪	852	広聴広報費	区民意見聴取
27(日)	阿佐ヶ谷・高円寺・高井戸・清水	バス・鉄道・タクシー	(鉄道)西荻窪-阿佐ヶ谷-高円寺-荻窪 (バス)荻窪-高井戸(タクシー)高井戸-清水-荻窪 (鉄道)荻窪-西荻窪	3,689	広聴広報費	区民意見聴取
				1,954		

29,697

領収書 (現金・クレジット・カード・振込)
 日付 2014年04月05日
 車番 2128
 基本運賃 ¥1450円
合計 ¥1450円
 (内消費税等 ¥107円)
 円
 通送料、他
 上記正に領収いたしました。
 ご利用ありがとうございます。
kmグループ
国際自動車株式会社
 緑陽営業所
 東京都練馬区関町4-20-16

お忘れもの、領収書に
 関するお問い合わせは
 TEL 03-3920-4148

お気付きの点、ご要望は
 kmグループお客様相談室
 TEL 0120-717-039
 または03-5520-5588
 <ネット予約>kmdesk.jp
 <お問い合わせ>
 A36-3614-2014
 (営業回数4071)

領収書 現、チ、ク
 2014年04月22日 -016
 ¥1,360円
 現、チ、ク
 車番 000138
 支払
合計 ¥1,360円
 毎度ご乗車ありがとうございます。
 上記金額正に領収致しました。
ゴールド交通株式会社
 TEL 03-3594-5551

領収書
 (現金・クレジット・カード・福祉)
 日付 2014年04月18日
 車番 6734
 基本運賃 ¥3610円
合計 ¥3610円
 (内消費税等 ¥267円)
 円
 通送料、他
 上記正に領収いたしました。
 ご利用ありがとうございます。
kmグループ
緑切タクシー株式会社
 東京都杉並区堀内1-8-25

お忘れもの、領収書に
 関するお問い合わせは
 TEL 03-3312-6266

お気付きの点、ご要望は
 kmグループお客様相談室
 TEL 0120-717-039
 または03-5520-5588
 <ネット予約>kmdesk.jp
 <お問い合わせ>
 A40-1484-1451
 (営業回数7257)

領収書
 現、チ、ク・割引 No.2709
 日付 '14年04月23日
 車番 003191
 運賃 ¥1450円

運賃料金計 ¥1450円
合計 ¥1450円
 上記の通り領収致しました
INANOCHI TAXI
 ドア番号：491

お忘れ物は下記所属団体へ
全東京個人タクシー協同組合
 平日 9:00~17:00
 時間外は
 日働連東京都営業協同組合
 TEL 03-3379-3451
 日働連東京都営業協同組合
 TEL 03-5976-9166
 お問い合わせは
 (一社) 東京都個人タクシー協会
 TEL 03-3947-1461
 ご要望は
 (公財) 東京タクシーセンター
 TEL 03-3648-0300

領収書 No.038
 2014年04月19日
 車番 1196
 運賃 2710円
合計 2710円

お忘れ物は当社へ
池袋交通株式会社
 TEL 03(3955)6131
 ご要望は当社又は
 (財) 東京タクシーセンター (3648) 0300

領収書 No.035
 2014年04月27日
 車番 161
 運賃 730円
合計 730円

お忘れ物は当社へ
第三コンドルタクシー株式会社
 杉並区高円寺南2-37-17
 TEL 03-3312-0176

領収書 No.2916
 2014年04月27日
 車番 009770
 メーター 2170円
合計 2170円

お忘れ物は、お気付きの点は、
 TEL 03-3382-1533
葵交通株式会社

5月、ガ5/7, 1456円 (18.8 ㊦の50%) (駐5/7, 500円荻窪4) (駐5/10, 200円西荻南4)

5月は1・8・9・11・15・16・19・19・22・23・24・26・30・31日にバス、鉄道を使用し、**政活費から交通費を17,554円払った。**

6月、ガ6/4, 1941円 (25.1 ㊦の50%) (駐6/15, 600円上荻1) ガ6/27, 3233円 (40.3 ㊦の50%)

6月は2・3・4・6・7・8・14・16・17・18・19・20・24・25・27日にバス、鉄道、タクシーを使用し、**政活費から交通費を20,088円払った。**

ガソリンを購入した6月4日、27日の両日とも交通費を政活費で払っている。

●6月4日は(鉄道)西荻一荻窪(バス)荻窪一本天沼一荻窪(タクシー)荻窪一松庵(バス)松庵一西荻窪で、交通費を2,501円使った。

●6月27日はバス、鉄道利用で852円の交通費を払った。

両日ともガソリンを購入した後、車を利用しないのは何故か。ガソリン購入の目的は何か。

7月 (駐7/10, 800円久我山) (駐7/11, 200円荻窪) (駐7/18, 1200円)

ガ7/21, 1941円 (24.8 ㊦の50%)

7月は1・5・6・8・13・14・16・19・20・21・23・25・26・29・30・31日にバス、鉄道、タクシーを使用し、**政活費から交通費を24,185円払った。**

●ガソリンを購入した7月21日は(鉄道)西荻窪一阿佐ヶ谷一高円寺一荻窪(バス往復)荻窪一高井戸(鉄道)荻窪一西荻窪で交通費を985円払った。

ガソリン購入後、車を利用しないのはなぜか。ガソリン購入の目的は何か。

8月、ガ8/3, 1942円 (24.5 ㊦の50%) (駐8/4, 300円西荻南4+200円下井草) (駐8/9, 400円久我山) (駐8/24, 1400円荻窪) (駐8/26, 400円西荻南) ガ8/27, 2000円 (24.6 ㊦の50%)

8月は1・2・3・8・9・10・17・23・27・28・29・31・31日にバス、鉄道を使用し、**政活費から交通費を17,262円払った。**

●ガソリンを購入した、8月3日は(バス)西荻一桃井一上荻一荻窪一宮前一荻窪(鉄道)荻窪一西荻で交通費を1,213円払った。

▲8月9日は車で出かけ、久我山で一時駐車場を利用した。この日はバス、鉄道も利用して(バス)西荻一善福寺一荻窪一下井草一荻窪(鉄道)荻窪一西荻窪で交通費を997円払った。

●ガソリンを購入した8月27日はバス、鉄道を利用して交通費を1,130円払った。

3日・27日はガソリン購入後、車を利用しないのはなぜか。ガソリン購入の目的は何か。

9月、ガ9/8, 2000円 (24.6 ㊦の50%)、(駐9/12, 800円荻窪) ガ9/27, 1941円 (25.0 ㊦の50%)

9月は2・3・4・6・7・8・15・17・19・20・21・22・23・25・27・28日にバス、鉄道、タクシーを使用し、**政活費から交通費を20,532円払った。**

●9月8日はガソリンを購入したが、車は利用せず、バス、鉄道利用で交通費を1,130円払った。

●27日はガソリンを購入したが、車は利用せず、バス、鉄道利用で1,716円払った。
ガソリン購入後、車を利用しないのはなぜか。ガソリン購入の目的は何か。

10月、(駐10/27, 800円高円寺南) (駐10/31, 400円久我山4) **ガ10/31, 2882円 (39.7 ㊦の50%)**
10月は4・5・11・12・13・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・27日にバス、鉄道、
タクシーを使用し、**政活費から交通費を25,383円払った。**

▲10月27日は車で出かけ、一時駐車場を利用したが、交通費はバス、鉄道利用で1,213円を払った。

11月、(駐11/1, 1400円西荻南) (駐11/3, 200円宮前) (駐11/9, 597円、宮前+400円善福寺1)
(駐11/11, 200円久我山) **ガ11/26, 2659円 (35.7 ㊦の50%)**、(駐11/28, 900円西荻南)
11月は1・2・4・5・6・7・8・10・12・15・17・21・23・24・29日にバス、鉄道、タクシー
を使用し、**政活費から交通費を23,317円払った。**

▲11月1日は車で出かけ、西荻南で一時駐車場使用料を1400円払った(11:30~14:30)。
同日、西荻窪一荻窪(バス) 一下井草(タクシー) 下井草一高井戸(バス) 高井戸一荻窪を利用し、
交通費を2,958円払った。かなり高額な交通費である。ガソリン購入の目的は何か。

12月 (駐12/4, 400円久我山) **ガ12/8, 1435円 (20.5 ㊦の50%)**、(駐12/8, 400円阿佐ヶ谷南)
(駐12/15, 400円阿佐ヶ谷南) (駐12/16, 500円宮前) (駐12/28, 300円西荻南)
(駐12/29, 400円西荻南)

12月は2・4・5・6・8・12・13・15・16・22・23・25・27日にバス、鉄道、タクシーを使用し、
政活費から交通費を20,733円払った。

▲12月4日は車で出かけ一時駐車場を利用しているが、バス、鉄道も利用して交通費を997円払った。

●12月8日はガソリンを購入、一時駐車場も利用したが、バス、鉄道を利用して交通費を698円払った。

▲12月15日は車で出かけ一時駐車場を利用したが、バス、タクシー、鉄道を利用して(鉄道)西荻一荻窪(バス) 荻窪一下井草(タクシー) 下井草一方南町の交通費を3,509円払った。

▲12月16日は車で出かけ一時駐車場を利用したが、バス鉄道を利用して交通費を1,417円払った。

1月 (駐1/6, 1700円荻窪) **ガ1/9, 1330円 (20.0 ㊦の50%)** (駐1/22, 400円善福寺)
1月分の交通費の計上なし

2月 **ガ2/17, 2642円 (40.0 ㊦の50%)** (駐2/17, 600円宮前) (駐2/18, 1000円上荻)
(駐2/23, 300円西荻南) 2月分の交通費の計上なし

3月、ガソリン代、駐車場料金、交通費の計上なし

領収書等貼付用紙に（ガソリン代ーポイントの50％）と記載しているが使用目的については説明はない。単純に計算すると、ガソリン購入14回に対し、一時駐車場利用が29日なので、2日一時駐車場を利用するとガソリンを購入したことになる。北議員（住所西荻南4-25-13）の駐車場利用は 荻窪、西荻、上荻、久我山、高円寺、宮前、阿佐ヶ谷、善福寺等である。区民相談に要するガソリン使用はわずかと思われるが、説明がなければ政活費と認めるには透明性に欠ける。

ガソリン購入日に交通費の支出がある。ガソリンを購入した後、車を利用しないで、バス、タクシー、鉄道を利用して交通費を政活費から支出している。ガソリン購入の目的が不明である。また、車で出かけ、一時駐車場を利用している日にも、バス、タクシー、鉄道を利用して交通費を支出した日もある。

区民意見聴取のためにガソリンを購入し、さらに交通費を4～12月までは1ヶ月約2万円、合計198,751円を支出していた北議員が、1～3月は0円である。1～3月は殆ど区民意見聴取を止めてしまったのか、北議員の説明がなければ不明である。

それ故、例えば「ガソリン使用記録簿」等に所有車の行く先を記載すれば、使用目的が明らかになり、透明性が保たれる。また、交通費についてはスイカ等を利用しているので、利用履歴の提出で、透明性が保たれる。現行のガソリン代とタクシー代の領収書だけの提出では、区民に対する説明責任が果たされていない。

よって、ガソリン代合計30391円の返還を求める。

小泉やすお議員

ガソリン代合計29,367円（約262.2ℓの50％＝約131.1ℓ）

バイク用と思われる少量の購入回数が27回、乗用車用と思われる購入回数は7回。

一時駐車場利用は一度もない

4月	4/5, 361円 (4.3 ℓの50%)	4/14, 372円 (4.4 ℓの50%)	4/22, 357円 (4.3 ℓの50%)
5月	5/4, 380円 (4.5 ℓの50%)	5/15, 373円 (4.3 ℓの50%)	5/18, 2805円 (34.0 ℓの50%)
6月	6/3, 432円 (5.1 ℓの50%)	6/17, 477円 (5.4 ℓの50%)	6/25, 458円 (5.2 ℓの50%)
7月	7/12, 425円 (4.9 ℓの50%)	7/25, 490円 (5.7 ℓの50%)	
8月	8/6, 391円 (4.6 ℓの50%)	8/9, 2788円 (34.0 ℓの50%)	8/19, 445円 (5.2 ℓの50%)
		8/30, 444円 (5.2 ℓの50%)	
9月	9/10, 350円 (4.0 ℓの50%)	9/25, 445円 (5.2 ℓの50%)	9/26, 2672円32.0 ℓの50%)
10月	10/12, 519円 (6.2 ℓの50%)	10/16, 431円 (5.1 ℓの50%)	
11月	11/1, 2052円 (26.8 ℓの50%)	11/4, 377円 (4.8 ℓの50%)	11/22, 330円 (4.2 ℓの50%)

12月 12/8, 373円(4.7ℓの50%) 12/26, 335円(4.7ℓの50%) 12/26, 2362円(35.0ℓの50%)
 1月 1/16, 376円(5.3ℓの50%)
 2月 2/1, 417円(4.9ℓの50%) 2/3, 1675円(26.5ℓの50%) 2/14, 2004円(31.4ℓの50%)
 2/14, 269円(3.8ℓの50%)
 3月 3/2, 370円(5.1ℓの50%) 3/18, 274円(3.8ℓの50%) 3/29, 2738円(38.3ℓの50%)

領収書等貼付用紙に、「ガソリン代×50%=金額」と記載しているだけであり、また、一時駐車場利用もないので、政務活動として使用したという証拠、透明性に欠ける。

それ故、例えば「ガソリン使用記録簿」等に所有車の行く先を記載すれば、使用目的が明らかになり、透明性が保たれる。現行のガソリン代の領収書提出だけでは、区民に対する説明責任が果たされていない。

よって、ガソリン代合計29,367円の返還を求める。

大槻城一議員（公明党4000番）ガソリン代合計28,501円（約382ℓの50%=約191ℓ）

領収書等貼付用紙にはガソリン代×50%=金額のみ記載

ガソリン購入回数は14回に対し、一時駐車場利用日は22日である。特に6月から7月にかけて、4回給油しているがこの間に一時駐車場利用はない。

また、（駐6/2, 1500円西友関町店10：39－17：20区民意見聴取）を平成28年1月12日に誤記控除と書くだけで、区に返還したが、その説明はない。

大槻議員は、政務活動費の使い方について、説明もなく、誤記控除と書くだけで、単純に訂正すればいいと思っているのだろうか。これは公文書の取り扱いを粗雑にして、不当に公金の管理を怠る行為である。

4月、ガソリン無、駐車場料金無

5月、ガ5/3, 2420円(31.0ℓの50%) (駐5/11, 200円杏林大学病院) (駐5/19, 300円井草3)

6月、（駐6/2, 1500円西友関町店10：39－17：20区民意見聴取、平成28年1月12日に誤記控除）

ガ6/2, 1000円(12.5ℓの50%) ガ6/3, 1705円(21.8ℓの50%)

ガ6/25, 1,475円(18.2ℓの50%)

7月、ガ7/17, 2175円(27.8ℓの50%) (駐7/17, 600円、西友関町店18：30－23：05)

(駐7/24, 200円西友浜田山店) (駐7/27, 300円、阿佐ヶ谷南3)

8月、ガ8/3, 2101円(26.1ℓの50%)、(駐8/5, 600円上高井戸1) (駐8/16, 1000円松庵1)

ガ8/17, 2067円(25.9ℓの50%) (駐8/23, 400円和泉3)

(駐8/29, 1550円都第1本庁舎17：32－20：51+300円阿佐ヶ谷南21：27－22：49)

9月、(駐9/1, 300円和泉3) (駐9/8, 200円和泉3) (駐9/19, 200円清水1+800円御殿山1)

ガ9/22, 2496円(31.6ℓの50%)、

- 10月 (駐10/5, 300円島忠ホームズ中野店(方南2) 17:00-19:18 + 400円八幡山(上高井戸1) 12:57-13:35) **ガ10/13, 2397円 (30.9 ㊦の50%)**
- 11月 **ガ11/4, 2236円 (30.9 ㊦の50%)** (駐11/27, 100円武蔵野赤十字病院)
- 12月 (駐12/5, 200円荻窪4、16:18-16:30の12分間区民意見聴取、+600円高円寺南1+200円高円寺南4) **ガ12/5, 2195円 (31.0 ㊦の50%)**
(駐12/12, 200円和田13:04-13:14の10分間+100円和田13:19-13:26の7分間、
 ともに区民に資料を渡すため)
(駐12/13, 300円高井戸西2) (駐12/16, 500円久我山) **ガ12/27, 1905円 (29.0 ㊦の50%)**
- 1月、**ガ1/2, 652円 (10.0 ㊦の50%)**、(駐1/6, 600円下高井戸5)
ガ1/14, 1715円 (25.5 ㊦の50%)、(駐1/23, 100円久我山病院18:46-19:09)
- 2月 (駐2/13, 100円清水20:59-21:13の14分間)
- 3月 (駐3/25, 400円井草1) **ガ3/26, 1962円 (29.8 ㊦の50%)**

大槻議員は平成25年8月16日福島県いわき市で給油を行うなど、政務活動として、不透明な部分があった。

26年度も、6月2日の一時駐車場利用料金の訂正、また、(駐12/12, 200円和田13:04-13:14の10分間+100円和田13:19-13:26の7分間、ともに区民に資料を渡すため)等、の一時駐車場利用状況をみると、政務活動と理解するには説明がなければ、透明性に欠ける。

それ故、例えば「ガソリン使用記録簿」等に所有車の行く先を記載すれば、使用目的が明らかになり、透明性が保たれる。現行のガソリン代の領収書提出だけでは、区民に対する説明責任が果たされていない。

よって、ガソリン代合計28,501円の返還を求める。

井口かづ子議員、ガソリン代合計22,679円(約 288㊦の50%=約144㊦)

一時駐車場利用は一度もないので、政務活動として使用したという証拠、透明性に欠ける。

- | | | |
|-----|------------------------|------------------------------|
| 5月 | 5/4, 2645円 (31 ㊦の50%) | 5/27, 2058円 (25 ㊦の50%) |
| 6月 | 6/4, 2835円 (33 ㊦の50%) | |
| 7月 | 7/5, 2550円 (31 ㊦の50%) | |
| 8月 | 8/19, 4950円 (58 ㊦の50%) | 9月無し、10月無し |
| 11月 | 11/3, 2159円 (29 ㊦の50%) | |
| 12月 | 12/8, 1962円 (28 ㊦の50%) | 12/22, 2145円 (32 ㊦の50%) 1月無し |
| 2月 | 2/22, 1375円 (21 ㊦の50%) | 3月無し |

領収書等貼付用紙にはガソリン代×50%=金額のみが記載されていて、説明はない。

また、一時駐車場利用もないので、政務活動として使用したという証拠、透明性に欠ける。

それ故、例えば「ガソリン使用記録簿」等に所有車の行く先を記載すれば、使用目的が明らかになり、透明性が保たれる。現行のガソリン代の領収書提出だけでは、区民に対する説明責任が果たされていない。

よって、ガソリン代合計22,679円の返還を求める。

山本あけみ議員 ガソリン代合計18,463円（合計約228.9ℓの50%＝約114.4ℓ）

一時駐車場利用は一度もないので、政務活動として使用したという証拠、透明性に欠ける。

4月ガ4/11, 2488円（31.5ℓの50%）

5月ガ5/7, 2936円（36.8ℓの50%）

6月ガ6/6, 3781円（46.6ℓの50%） ガ6/29, 3784円（46.9ℓの50%）

7月ガ7/16, 2986円（36.7ℓの50%） 8月なし、

9月ガ9/16, 2488円（30.4ℓの50%）

10月なし 11月なし 12月なし 1月なし 2月なし 3月なし

領収書等貼付用紙には50%計上と記載しているだけであり、説明はない。

また、一時駐車場利用もないので、政務活動として使用したという証拠、透明性に欠ける。

それ故、例えば「ガソリン使用記録簿」等に所有車の行く先を記載すれば、使用目的が明らかになり、透明性が保たれる。現行のガソリン代の領収書提出だけでは、区民に対する説明責任が果たされていない。

よって、ガソリン代合計18,463円の返還を求める。

松浦芳子議員 ガソリン代合計14,000円（約179.8ℓの50%＝約89.9ℓ）

ガソリン購入回数は8回あるが、一時駐車場利用は2回のみである。

領収書等貼付用紙に「政務活動と他活動用のため按分50%」と記載しているが政務活動の説明はない。

4月 6月、10月、3月なし

5月 ガ5/17, 1545円（18.5ℓの50%）

7月 ガ7/8, 2028円（24.0ℓの50%）

8月 ガ8/27, 2535円（30.0ℓの50%）

9月 (駐9/5, 1200円高円寺北) ガ9/12, 1000円（12.1ℓの50%）、(駐9/14, 1400円高円寺北2)

11月 ガ11/11, 2370円（30.0ℓの50%）

12月 ガ12/11, 1500円（19.8ℓの50%）

1月 ガ1/9, 2022円（29.1ℓの50%）

2月 ガ2/11, 1000円（16.3ℓの50%）

松浦芳子議員は平成25年度末の3月29日埼玉県蓮田市で給油し、政務活動との関係が不透明であった。26年度も一時駐車場利用は2度しかないので政務活動として使用地という透明性に欠ける。、それ故、例えば「ガソリン使用記録簿」等に所有車の行く先を記載すれば、使用目的が明らかになり、透明性が保たれる。現行のガソリン代の領収書提出だけでは、区民に対する説明責任が果たされていない。

よって、ガソリン代合計14,000円の返還を求める。

渡辺富士雄議員

ガソリン代 合計8,509円 (約1310の50%=約65.5 l)

一時駐車場利用は1年間で8回あるがガソリンを購入した12月～2月は利用していないので政務活動としての透明性に欠ける。

ガソリン代 (当日入れたガソリンの量の50%を政活費で支払う)

ガ12/20, 3006円 (44 lの50%)

ガ1/10, 2810円 (44 lの50%)

ガ2/14, 2693円 (43 lの50%)

一時駐車場料金 (按分なし)

4/21, 400円 (成田東) 4/29, 500円 (済美山運動場)

6/17, 900円 (東京国際日本語学院)

8/21, 500円 (済美山運動場) 8/26, 400円 (済美山運動場)

9/7, 1,000円 (駒沢オリンピック公園) 9/14, 800円 (済美山運動場)

11/22, 300円 (阿佐谷北1、区民相談)

渡辺議員は月極駐車場料金を年間分、11,500円×12か月=138,000円を政活費で払っているが実際のガソリン利用は12/20, 1/10, 2/14, の3回だけで、政務活動に車が必要とは判断できない。ガソリン購入の期間に一時駐車場利用は1回もなく、政務活動に利用したとは判断できない。よって、ガソリン代8,509円の返還を求める。

平成26年（2014年）政務活動費を使って行った視察旅行についての提言

- 「政務活動費の支出に関する事務処理について（平成26年度版）」⑤によると、飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関する諸団体が主催する会合に伴うものを除く）に関する経費は禁じられています。

視察旅行は「会議等を主催」するわけではありません。その際手土産に茶菓を持っていっていますが、これは、明らかに禁止されているのではないのでしょうか。

社会通念としても 手土産は個人で 買うべきではないのでしょうか？税金を使って手土産を持っていく慣行は断ち切らねばなりません。

※ 返還要求

- ① 公明党6人 島田・大槻・川原口・北・中村・山本ひろ子
5月12日～5月14日 土産代6480円
- ② 自民党9人 小泉・大泉・浅井・斉藤・大熊・今井・富本・脇坂・大和田
7月2日～7月4日 土産代5145円
- ③ 横山・河原口・北・中村・山本 7月2日～7月4日 土産代2160円
- ④ 増田・小川・山下・山本あけみ・市来 7月9日～7月11日 土産代12960円
- ⑤ 山本ひろ子 7月15日 土産代2646円
- ⑥ 山本ひろ子 7月16日 土産代2370円
- ⑦ 北・中村 8月5日～8月7日 土産代4320円 (1080円+3240円)
- ⑧ 山本ひろ子 11月6日 土産代1029円

- 「政務活動費の支出に関する事務処理について（平成26年度版）」によれば、「政務活動による現地調査（研修）であることを明確に記載すること。」「何を調べるため（学ぶため）に訪問したか記載すること。」とありますが、現地調査が区政に何らかのメリットがある必要があるということが、自明なことではないのでしょうか？

5月12日から5月14日まで公明党議員6名が岐阜県飛騨市のカミオカンデに旅行に行っています。後にノーベル賞受賞もあり、脚光をあびている場所です。そこを「理科教育」の目的で行ってます。それならば、その旅行で学んだことを生かして杉並区の「理科教育」の拠点であった「科学センター（科学館）」を閉鎖するという議論のとき、何を言ったのでしょうか？あっさり閉鎖賛成するとは、この視察がなにひとつ生かされていない、無駄なものだったと言わざるを得ません。

※ 返還要求

- ⑨ 5月12日～5月14日 島田・大槻・川原口・北・中村・山本ひろ子
「理科教育」のための視察費用合計 264300円

平成26年(2014年)杉並区議会議員が政務活動費を使って行った視察旅行

議員名	月日	月日	行き先	目的		金額				
山本ひろ子	4.17	4.18	1、佐久平岩田村商店街	「何かで日本一」	交通費	17780				
			2、小布施市街図書館	イベント話題の商店街	新幹線					
			東京-佐久平-長野	住民との意見	宿泊費	9900				
			長野-東京	交換で建設した	合計	27680				
(公明党)										
島田敏光	5.12	5.14	1、金沢21C美術館	文化、教育活動の	宿泊費	42970				
大槻	5.12	5.14	2、金沢大学付属図書館	地域拠点の役割	と	42970				
川原口	5.12	5.14	(設置経緯、特徴、評判	や取り組み状況	交通費	42970				
北	5.12	5.14	課題、今後の展望)	東京-金沢		42970				
中村	5.12	5.14	3、スーパーカミオカンテ	(新幹線)	(スカイ	42970				
山本ひろ子	5.12	5.14	(理科教育)	飛騨市神岡町	ウォーカー)	42970				
			4、複合型高齢者施設	(レンタカー)						
			ジョイフル名駅	名古屋市	土産代	6480				
			ジョイフル砂田橋	(レンタカー乗り捨)						
			(高齢者複合施設)		合計	264300				
今井ひろし	5.14	5.15	神戸国際会議場	1日、社会保障	【高速バス】	4400				
				制度改革と	新宿-神戸					
				自治体の課題	(スカイマーク)					
					神戸-羽田	12200				
					羽田-新宿	1230				
					芦花公園					
					-新宿	174				
					三宮					
					-市民広場	250				
				2日、子ども子育て	市民広場					
				支援新制度	-神戸空港	250				
				と自治体の課題	新宿-					
					芦花公園	174				
					合計	18428				
(自民党)										
小泉やすお	7.2	7.4	京都府京都市	教育改革	土産代	5145				
大泉時男							大阪府大阪市	(堀川高校)	駐車代	8080
浅井くにお							大阪市西淀	公共施設の複合化	高速代	12040
斉藤常男							川又	(京都市立京都	ガソリン代	9796
大熊昌巳								御池中学校)		
今井ひろし								障害者スポーツ	【交通費	
富本卓								スポーツ施設	宿泊	
脇坂たつや								(アミティ舞洲)	レンタカー]	58703
大和田伸								生活保護	合計	93764
横山							7.2	7.4	1、社会福祉	食育重視の保育内容
川原口	7.2	7.4	法人福栄会			80390				
北	7.2	7.4	高取保育園	マルチメディア貸し出し図書		80390				
中村	7.2	7.4	2、佐賀市立図書館			80390				
山本	7.2	7.4	3、宇佐市安心院	認知症予防プログラム		80390				
			総合福祉センター							
			4、北九州市立高須	アーサーショートニング	土産代					
			小学校		(保育園					
					図書館へ)	2160				
					合計	404110				
増田裕一	7.9	7.11	見附市	防災公園	土産代	12960				
小川宗次朗							(刈谷川防災公園)	地域に開かれた	高速代	2560

山下かずあき 山本あけみ 市来とも子			上越市議会 富山市議会 金沢市議会 東京一長岡 一見附市 宿泊施設	学校作り 総合型 スポーツクラブ 協働による 行政推進について	駐車代 高速代 高速代 ガソリン代 タクシー代 タクシー代 合計	500 3250 1400 5333 1170 1090 28263
山本ひろ子	7.15		調査研究費	新宿区 「女性の 健康支援 センター」	土産代 合計	2646 2646
山本ひろ子	7.16		都立王子第2特別支援 学校		土産代 合計	2370 2370
北明範 中村康弘	8.5	8.7	山口県宇部市 兵庫県川原市 大阪市枚方市 山口 新大阪 川口池田市 大阪 枚方 京都	1、認知症 「オレンジサポーター」 生活支援 2、行政経営 品質向上プログラム 3、高齢者見守り 110番	視察交通費 (中村) 東京一新大阪 京都一東京 土産代 (宇部市・北) (川西市役所 枚方市役所) 合計	29300 1080 3240 33620
山下かずあき	8.14	8.15	富士学園 井萩一富士山 一富士学園	杉並 福島の子ども 保養 プロジェクト	レンタカー ガソリン代 合計	5832 931 6763
けしば 新城	8.22 8.22	8.23 8.23	博多、佐賀、 別府市 北九州市 石川県金沢市 石川小松空港	生保研修ツアー代 生活保護を学ぶ	参加費 宿泊代金 参加費 宿泊代金 合計	16900 6900 16900 6900 47600
けしば 新城	9・27 9・27	9・28 9・28	鹿児島市 薩摩川内市 鹿児島市 薩摩川内市	川内原発 現地視察 川内原発 現地視察	羽田 一鹿児島 羽田 一鹿児島 合計	32800 32800 65600
山本ひろ子	11.4	11.5	神戸三ノ宮 TKP三ノ宮会議室	教育基本法 改正で 盛り込まれた 「家庭教育」 に対して行政指導 のあり方を学ぶ	宿泊料 東京一大阪 受講代4日 5日 合計	8600 28280 15000 15000 66880
山本ひろ子	11.6		南相馬市 中央図書館		新幹線 東京一福島 土産代 合計	17180 1029 18209
横山	11.13	11.14	滋賀県高島市 京都府	認知症対策 食育出前授業教育	セミナー 受講代 東京-京都 京都-東京 駐車料金	15000 13910 13910 200

					合計	43020
北	11.13	11.14	「地域福祉 政策」の理論と実践	地方議会研究会	施設資料代	1000
					セミナー 受講代	15000
					合計	16000
中村	11.13	11.14		乗車券類 視察旅費 東京-京都 安曇川-京都 -宿泊 -東京	視察資料代	1000
					受講代	15000
					合計	44700

政務活動費による現地調査についての一区民の感想

前年に比べると、海外視察はなくなり、区議会議員のみなさんも税金を使って「旅行」をするという印象を区民にあたえてはいけなと「自覚」しつつあるかと思う。周囲の目を感じたときはじめて税金を使っているという感覚になるのだろうか？しかし、区民の目がなくなってしまうたら又どうなるかわからない。区議会議員の「税金意識」をきちんと正すことは、区政にとって喫緊の課題であると考え。

「スーパーカミオカンデ」に理科教育の名目で行くのだったら、「科学センター」を子どもたちの「なくさないで」の声を一顧だにせず、無くしてしまった区議会議員はとても矛盾している。ただの物見遊山で「理科教育」を口実に利用したとしか考えられない。

すべての「視察」について杉並区でどう生かされているのかは、謎である。中でも「自民党」の視察は「杉一小の計画」が関連付けられている。しかし、結論が「『杉一小の計画』とは少しイメージが異なるものであった」ではどうしようもない。

その中で「杉並区はかつての和田中学校の取り組み等、全国的にはトップリーダーと目されてはいるが…」と勝手にトップリーダーにしているが、和田中の取り組みは区民からすれば非常に問題の多いものであり、そういう点でも、この税金で行く「視察」が本当に区民のために、真実をしっかりと見てくることを期待できるか、大変にこころもとなく思う。

なお、手土産も政務活動費で買っているが、これも疑問が多い。なぜ税金を使って土産を買っていくのか？土産は個人の気持ちの問題であるから、自分のお金で買うのが社会通念ではないだろうか？もし 議員の方々が自分のお金で土産をもっていくのなら、うがった見方で恐縮だが、誰も土産は持参しないであろう。税金で自分の腹は痛まないから、持って行くのではないだろうか？図書館や市役所に税金で土産を持っていく神経がわからない。

[2014 (平成 26) 年度広聴広報費、区政報告関係費用について]

木梨もりよし区議 (共生) 26年度政務活動費監査請求

政活費交付額	1, 920, 000円
出納簿支出合計額	899, 847円
(収支残額)	1, 020, 153円)

返還要求額 415, 587円

木梨もりよし議員に対して速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。

広聴・広報費

- 1) 区政報告印刷代 26年度計上無し
- 2) ポスティング代 118,401部 831,174円 按分なし
領収書に地域、配布内容、実施日記載なしで不透明

広報費としては26年度 831,174円

支出額のうち92.3%を単一科目で占める額である。

ここで政務活動費としての広報費支出の監査の視点から、広報活動全体像を見ておく必要があるのは、26年度分処理と連動している「区政報告の印刷と新聞折り込み」の前年度末支出行為である。そのために25年度末3月と26年度始め4月を以下に時系列に記す。

26年3月26日付領収書	区政報告印刷代	280,000部	1,260,000円
26年3月28日付領収書	区政報告新聞折込	152,800部	673,848円
26年4月30日付領収書	ポスティング	118,401部	831,174円

これら区政報告の印刷部数と2回に分けた新聞折込とポスティング依頼数は28万部でほぼ一致しているのであり、つまり3～4月に渡り実施した一連の区内全戸配布相当の広報であった。印刷物の区政報告とは印刷現物は一種類であって、全数区内各戸一律の投函をしていると見られるものであった。

この実態からすれば、明らかに区議自身の広報・会派政治活動及び選挙対策と見るべきものであり、区政報告(A3カラー印刷)の内容いかんを問わず、按分なしの100%を政務活動費として無条件には認められないので、少なくとも按分5

0%以下とすべきである。

従って今回の適正・適法な広報費支出額とは $831,174 \times 50\% = 415,587$ 円以内となる。これにより、前述の返還額415,587円の請求を区長に勧告するようよう求める。

監査委員への留意事項：

請求人らは木梨議員及び区監査委員に対して、これまでも再三警告してきたように、全戸への無差別投げ込み一本の広報費が按分なしの政務活動費としていることに条例・規定等解釈に無理（規定別表にも印刷製本費及び広報費等送料については、実態に即して按分する・・・と明記）があると考える。区政報告の名をかたろうとも、全区的知名度対策（無差別配布）の実施事実と見るのが納税者の社会通念でもある。

重ねて、私費による区議としての政治広報活動の道は閉ざされておらず自由である。区監査委員がルーズに解釈、特段甘く容認する必然性もない。むしろ政務活動費として条例・規則・規程違反である点を恣意的に見逃がすのかと問われている事を区監査委員は自覚しなければならない。

過去より監査請求で警告したことを監査委員は無視、是正措置がとられなかったため、木梨議員には按分なしの100%広聴・広報費予算消化が常態化しており、区監査委員はこの責任を逃れることはできない。

政活費の中で、年度末計上等が発生するケースが無いわけではないが、年1回特定科目で一括処理する異常さは、企業会計の中であれば予算消化目的と見なされ（たとえば次期にまたがる経費の処理、資金プール、無目的等）内部監査が入ることとなるので、詳細な説明、根拠が必要である（社会通念上の常識として何度も指摘した）。

少なくとも区政報告制作費と全戸配布経費の按分が必要であり、監査実態、基準無き追認による按分なしは不当である。

過去からの請求人らの警告に対し、監査委員はこのような肥大した広報費（按分なし）を何ら指摘することなく見逃しているため、木梨区議は政務活動費の広報費への極端な処理を全く是正していない。これは監査委員の責任である。条例・規則・規程以前の問題としても公金である政務調査費の経費処理として健康なことではないということを経験者区民として申し入れする。

領収書等証憑不備

まず、広報費の証憑における問題点として内訳不明があるので、適切な経費であるかも判断できない。これについては内訳の証憑なく、実施日や配布地域等不透明である。これも業者に内訳明細を作らせればいいわけで（見積もりや請求時点、領収時点でも可）、公費としては最低限の事務処理であるに過ぎない。

税金に対する透明性ある処理、コスト意識が必要だということでもあり、企業はじめ社会通念上経費処理の常識であることが議員にできていないのは、監査委員の不作為、責任である。（条例第10条第1項、2項、規定第3条にある証明となる領収書に違反）

区政報告（A3版4頁ちらし）内容

区政報告の現物の内容について政務活動費としての按分なしは不当である。

区政報告全4ページは、全ページが2014年2月17日の木梨区議の第一回定例会での一般質問そのものだけである。他の記事や解説は一切ない。公開されている議会議事録版と一字一句変わらないということである。請求人は、この区政報告春季号の内容について、木梨議員が一年間進めてきた政務調査研究活動であるかどうかの議論に立ち入るのではなく、また、政務活動の内容そのものは、木梨議員の自律・自立的判断に依拠していると解している。しかし、按分なしに、全額を政活費に計上することに配布手法含めて疑念を持たざるを得ない。それは、議員本人の名前、「共に生きる世の中を」の標語、会派名、顔写真、事務所住所、連絡先電話、FAXとあとは議会議事録と全く同一のものだけを記事とした区政報告（木梨議員の解説や区民の意見を聞くためと言う具体的根拠、表現が区政報告本文には無い）を杉並区内に無差別全戸ポスティングしているからである。今回も過去同様で議員の支持者や後援会関係者へのDMではなくいわば杉並区全住人不特定多数宛でのチラシで、年度内この一回だけである。これは、広報費の扱いについて区の監査結果に言うところの「区の施策の一部や議会質問内容などを区政報告として区民に配布することは、自らが関心を持つ施策や考え方を区民に周知することを通じて、それらの課題に対する区民の意見等を収集し、区政に関する調査研究の一助にしようとする試みとして理解されるのであって、少なくとも『議員の調査活動基盤を充実させその審議能力を強化させる』ものとしてみることができる」

・・・と言う見解からしても按分なし100%支出は規程に合致しえない。つまり、明確な意見等収集の意図がないこと、議員の調査活動基盤との関連が無いことも一方明白な内容だからである。

（規程第2条（1）（2）（3）（9）及び別表：政治活動に関する経費細目別表（広聴広報費）に反し、実態に即した按分もない）

無差別全戸配布（ポスティング）

客観的に見れば「木梨議員の名前」をとにかく年度末年初等に政活費を使って区内全戸無差別配布したことになる。

政活費にそのような知名度アップや選挙活動・政治活動につながる活動趣旨は無い、条例、規則、規程違反である。 今回のポスティングも過去を踏襲してその度合いに何ら是正が無い。 監査委員が問題性を指摘し、按分等是正勧告できてないのは不作為にあたる。

各議員が自費でどのような区政報告や各種広報紙、後援会チラシを無差別全戸配布で出そうと主体的な自由な活動であり、その道は閉ざされていない。

ただし公金である政活費は全く別である。 税金・公費として政活費が一括で今回のような区政報告ポスティングのみで経費処理される状態は条例・規則・規定違反であり、本来的にも区民・納税者にとっては政務調査活動としての按分なし100%は適正処理だとは思えないし、不当である。 極論すれば区議全員が、このような政活費の大半を木梨議員のような折り込みチラシ代やポスティング無差別全戸配布に一括処理する場合に、監査委員は法令・条例・規則・規程及びその趣旨に照らして適法性・正当性があるとする説明が存在するのか、杉並区としてよろしいのかということである。

政活費の広報費における全区配布、無差別配布の支出は区政報告等内容のいかんにかかわらず、党派・選挙活動に極めて近い要素を本質的に含むものであり、按分なしでの政活費と認められないとすべきものである。 (上位法である地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」及び地方財政法第4条第1項「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」に抵触するルーズな政活費処理である。)

以上から出納簿における広報費処理831, 174円は法令・条例・規則・規程違反の処理であり、かつ不当であるので少なくとも按分50%以内の政活費交付額を限度とし、従って415, 587円を返還するよう請求する。

本件監査請求についての追記：

過去の監査での議長調査の会派・議員の回答（木梨議員分）について次の指摘をしておく。 今回（26年度監査）で監査委員としての判断を明確に求める。

1. 領収書は規程で内訳はいらない・・・という答弁があったが規程から言っても、納税者から言っても認めがたい。 印刷代内訳や配布部数、地区、実施日付等は記載が当然で困難性は無く、証明事項として省略を容認する運用は奇異である。法令・条例・規則・規程趣旨からいって透明性を持って処理すべきで内訳を拒否する理由にはならない。 企業会計でできているような社会通念上の考え方が、監査委員は是正指導しないとすれば、税金の使途透明性について現状を甘く追認する理由は何

か？

2. 過去に主要新聞各社折込みは区民多くに知ってもらうため・・・という答弁があったが、なぜ、木梨議員が過去に一方で主張する心を込めた切手貼り（DM）と異なるのか不明で、納得性が無い。未だに**知名度**を狙ったとの指摘に結局反論できていない。無差別全戸配布は少なくとも50%按分の政務活動費とすべきである。
3. 議会発言のありのままの表現は区政報告で認められている・・・という答弁は外見上の事だけであり、そのことと経費按分ゼロの正当性とは関係ない。
4. 区政報告に電話とFAXを記載した・・・からと言って、直ちに区民からの明確な意見収集を目的とした理由とはならないし、そう読み取れる記事もない。一般質問をしたという事と、その報告をさせていただきます・・・というのが唯一本人から表示されている文言で、後は一面トップにタイトル「共に生きる世の中を」等と木梨区議の顔写真、右上部に共に生きる杉並、杉並区議会議員、木梨もりよしの名前と本人略歴が掲載されている。あとは議会議事録と全く変わらない内容である（按分なしの根拠たりえない）。
5. 26年度政活費支出総額に対する広聴・広報費比率は92.3%を一括処理したことについて、木梨区議同様に全議員が区政報告を全戸無差別配布を実施しても法令・条例・規則・規程内か？ 按分なしは健康な経費支出といえるのか、納税者である請求人らに監査委員の回答を求める。

ある区議の1事例を甘く追認するような監査の繰り返しは、全議員に対する監査モラルの低下、不公平感、無基準を招くこととなると指摘する。

最後に繰り返すが、私費により区議の政党・選挙対策や自由な広報内容の全戸配布手法はいつでもできるのであって、公金である政活費処理を按分なし100%で甘く追認していく監査態度は、結果として議員の政活費の本来趣旨をゆがめ、モラル低下（あれも有りならこれも有り）、適切な政活費処理をしている他区議との不公平感）を招くことにつながり、それは正に監査委員の監査放棄、不作為であると指摘する。

以上

「杉並区議会自由民主党／私たちは杉並区の専門家です」のチラシの費用について

自民党区議がB4版両面カラー刷りのチラシを、1月28日、120万円の費用をかけて印刷した。表面の約半分は自民党杉並区議12人の集合写真である。裏面の半分以上は、



生活にもっとも近い政治は区政です。今まさに、地方分権が進んでいます。防災施策、産業振興、雇用対策、高齢者福祉、保育・子育て、障害者福祉、環境施策、教育施策等、区民と直接向き合う最前線が杉並区の仕事です。

私たち杉並区議会自由民主党は、それぞれが、地域や区民の声に耳を傾け、区政についてチェックを行い、政策提言して参りました。区民福祉の向上を進めつつ財政の健全性を図り、課題を解消して未来へと繋げております。今後も重要な課題として少子高齢社会の本格到来にどう立ち向かうのか、私たちの「議員力」が問われています。

自由民主党は、自主自立や自助・共助・公助の関係性を大切に、頑張る人こそ報われ、努力する機会とその能力に恵まれない人を皆で支えていく社会こそ、在るべき世の中の姿だと信じている保守政党です。

私たちはこれまでの知識と経験を活かし、区政の専門家として、現場・区民目線で総合的に政治を前に進めて参ります。

私たちがこれまでの4年間に
取り組んできた実績

私たちは杉並区議会第一会派として、また区政の責任会派として、これまで4年間様々な視点から施策に対し、提言や質問を行い、取り組んで参りました。今般、区政において一定の実現を行った施策をお伝え致します。

※数値は平成23年4月と26年4月との比較です。

区政運営

- ▶基本構想、総合計画、実行計画への自主自立を提言し、実現
- ▶財政を健全化するため将来世代を見据えた提言
- ▶施設の統合化・複合化等資産管理の充実(施設再編整備計画の策定)
- ▶行政改革の推進(受益者負担の適正化)
- ▶公共事業における適正な工事価格の是正
- ▶国、都との連携を活かした公有地利活用(保育施設整備の推進)
- ▶緊急経済対策の継続実施への提言(緊急経済対策融資、雇用の創出)

まちづくり

- ▶東電グラウンドの取得による(仮称)下高井戸公園整備の実現
- ▶屋敷林、社寺林、保護樹木、農地の保全(荻外荘取得、緑地保全方針の策定)
- ▶狭あい道路整備の推進(161キロ→182キロ)
- ▶交通不便地域の解消への提言(新たな地域交通の整備・検討実施)
- ▶バリアフリー基本構想策定への提言・施設のバリアフリー化推進実現

防災・防災

- ▶災害弱者への対応を提言し、実現
- ▶建物の耐震化、不燃化促進(耐震比率79.0%→81.7%)
- ▶木造住宅密集地域解消に向けた取り組み(重点地区の指定、阿佐谷南・高円寺南地区への建替助成、職員戸別訪問)
- ▶防犯カメラ増設の推進(街角防犯カメラ162台→234台)
- ▶水害対策への提言により、浸透施設の助成、水防情報システム改修実現
- ▶空き家対策に向けた実態調査の実施・対応検討の実現

保健福祉

- ▶保育施設整備(定員1,392名増)
- ▶学童クラブの受け入れ枠拡大(受入数324名増)
- ▶独居高齢者支援(安心おたっしや訪問事業の開始 延べ39,256名)
- ▶高齢者施設の整備(特別養護老人ホームの定員231名増)
- ▶東京都二次救急指定医療機関の誘致(佼成病院)
- ▶子育て環境の整備(病児保育「佼成病院」、保育コーディネーターによる保育総合相談窓口、保育ほっとなび開設)

区民生活

- ▶自動車の「杉並ナンバー」の実現
- ▶商店街活性化支援(チャレンジ商店街支援プログラムの開始)
- ▶町会、自治会支援(掲示板の設置助成の充実)
- ▶若年世代支援の実現(就労支援センターの開設により年600人雇用創出)

教育

- ▶小中学校の特別教室へのエアコン設置提言
- ▶義務教育の負担軽減(小学校教材費の公費負担、中学校修学旅行費の一部公費負担)
- ▶部活動活性化推進(部活動活性化事業のモデル実施)
- ▶ICT教育の導入(小中学生の普通教室に電子黒板付プロジェクターの導入)
- ▶2020年オリンピック・パラリンピック大会へ向けた取り組み(次世代トップアスリート育成・支援事業の開始)
- ▶放射能測定の実施(給食食材の測定検体数(区立学校) 0→294検体)
- ▶区内部立高校施設の夜間使用(27年度実施に向けて、試行的に都と協議中)
- ▶次世代育成支援に関する提言(次世代育成基金の創設 基金活用事業6事業)

私たちが考える杉並の明日への提言

持続可能な財政運営の堅持

コミュニティバスをはじめとした
交通網の更なる充実

待機児童根絶の実現

地域を俯瞰的に捉えた
施設再編整備の実施

東京一を目指した総合的な
子育て支援の拡充促進

木造住宅密集地域の早期解消

**未来に向けて
全力で
取り組んで
いきます**

認知症対策をはじめとした
高齢者施策の充実

狭あい道路拡幅整備の促進

障害者総合支援法サービスの
上乗せ拡充の推進

河川整備をはじめとした
都市型水害対策の充実

若者世代への支援の拡充

条例設置も視野に入れた
空き家対策の促進

2020年オリンピック・パラリンピックを
見据えた観光インフラの整備

農業振興とみどり施策の拡充

社会性を育むことに
重点を置いた教育の推進

プレミアム付きなみすけ商品券の復活

地域コミュニティの
再構築や活性化施策の充実

総合型地域スポーツクラブの
創設の実現

杉並区議会自由民主党所属議員紹介

区政へのご意見・ご要望をお聞かせください。

杉並区議会自由民主党 〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号杉並区役所内3階 電話03-3312-2111(内線2307) FAX 03-3312-2270

<p>小泉 やすお こいずみ やすお</p>  <p>◎会派議員団長、杉並区監査委員 ◎南荻窪1-40-15 ◎03-3333-6778</p>	<p>斉藤 富男 さいとう とみお</p>  <p>◎杉並区議会議長 ◎方南2-23-9 ◎090-7183-7320</p>	<p>大泉 時男 おおいし ときお</p>  <p>◎前杉並区議会議長 ◎永福1-30-2 ◎03-3328-3428</p>	<p>富本 卓 とみもと たく</p>  <p>◎会派幹事長、議会運営委員会委員長 ◎西荻北4-8-8-302 ◎03-5382-4103</p>
<p>井口 かづ子 いぐち かづこ</p>  <p>◎総務財政委員会委員長 ◎清水3-16-2 ◎03-3390-7775</p>	<p>はなし 俊郎 はなし としろう</p>  <p>◎総務財政委員会委員 ◎堀ノ内2-36-18 ◎03-3311-5657</p>	<p>大熊 昌巳 おおくま 昌巳</p>  <p>◎会派副幹事長、農業委員 ◎久我山3-17-24 ◎03-3333-5738</p>	<p>吉田 あい よしだ あい</p>  <p>◎区民生活委員会委員長 ◎高円寺北4-20-13 ◎080-1083-8341</p>
<p>監坂 たつや かみさか たつや</p>  <p>◎会派政調会長、保健福祉委員会副委員長 ◎阿佐谷南3-27-10 ◎03-3391-7717</p>	<p>浅井 くにお あさい くにお</p>  <p>◎都市環境委員会副委員長 ◎上井草4-24-13 ◎03-6762-0920</p>	<p>今井 ひろし いまい ひろし</p>  <p>◎災害対策特別委員会副委員長 ◎上高井戸2-4-24-303 ◎03-5932-3976</p>	<p>大和田 伸 おおわだ しん</p>  <p>◎道路交通対策特別委員会委員長 ◎高円寺南2-16-2 ◎03-6768-9011</p>

12議員の一人一人の写真と現在の役職、住所、電話番号で占めている。討議資料としているが、区民から見れば「討議資料」ではなく、3か月後の区議会議員選挙に向けての自民党の宣伝ビラにしか見えない。

2016年2月4日、京都地裁で以下のような判決が出た。

政務調査費返還訴訟

自民会派と15人に2080万円返還命令 地裁 / 京都

- ・ **京都府**

京都市議会の2009年度政務調査費の使途が条例に基づく基準に違反しているとして、市民団体「京都・市民・オンブズパーソン委員会」のメンバーが門川大作市長に対し、2会派と現職市議8人と元議員7人の計15人から計約5200万円を返還させるよう求めた訴訟の判決が4日、京都地裁であった。神山隆一裁判長は、自民会派と15人から計2080万円の返還を求めるよう門川市長に命じた。

市民団体が目的外支出と主張したうち、職員雇用のため支出した「人件費」について、神山裁判長は「専ら政務調査活動を行う職員として雇用されているとは認められない」とし、「事務所費」についても「使用実態は明らかではない」などと指摘。市会が定めた各費用の50%を超える公金支出は違法とした。

また、自民会派が広報誌に掲載した市議の集合写真についても「政務調査以外の活動や宣伝が目的」として写真代約4万円全額を違法支出などと認定した。

以上は毎日新聞2016年2月5日 地方版より

「杉並区議会自由民主党／私たちは杉並区の専門家です」のチラシの作成のためにかかった費用印刷代120万円を一人当たり10万円の負担とした。自民党区議12人のうち8人が負担分の10万円を按分なしで、合計80万円を政務活動費から払った。しかし、12人の自民党議員のうち4人の議員が、政活費からチラシ作成費を支出していない。

自民党区議12人のうち、政務活動費でまかなった8人の議員は・大熊昌巳・今井ひろし・大和田伸・小泉やすお・富本卓・はなし俊郎・脇坂たつや・吉田あい議員である。政務活動費は政治活動や選挙活動、政党活動には使えない。切り分けが難しい場合は按分して分ける努力をするのが原則である。

8人の自民党議員は、按分なしで費用を政活費から支出したが、チラシは、面積の約半分が議員らの写真や名前、「自由民主党」の大文字で占められ、名前や写真を広く区民に知らせることが目的で、判決にあるように「政務活動」とは認められない。

また、チラシ作成費用には、自民党議員の活動や宣伝を目的とした集合写真等の代金も含まれているだろう。これらの費用は、京都地裁の判決で、違法な支出と認定された。

写真以外の記事部分をみても、3か月後の区議選に向けて、自民党の内容ばかりである。つまり、写真やタイトル部分は100%政治的な活動である。記事の部分の50%が政治的活動とみるべきだろう。結論として、按分25%が妥当ではないか。議員ひとりの支出上限は2万5000円である。

よって・今井ひろし・大和田伸・小泉やすお・富本卓・はなし俊郎・脇坂たつや・吉田あい議員に対し、それぞれ各75000円の返還を求める。

(大熊議員については、すでに4月13日に住民監査請求を提出済みである。)

安齊あきら議員の区議会レポート と はなし俊郎議員の区政報告
「広報すぎなみ」NO2120 (平成27年2月21日発行) を 丸写し

下は「広報すぎなみ」NO2120 (平成27年2月21日発行) である。

広報すぎなみを添付

数値で見る27年度当初予算(案)

各会計当初予算規模

(単位:千円)

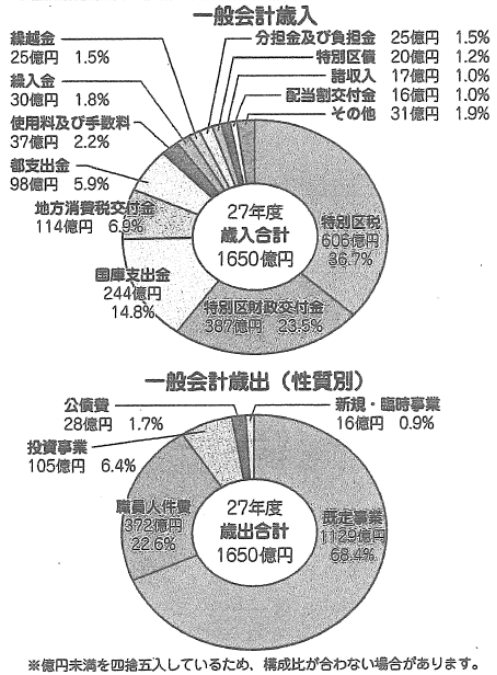
	27年度	26年度	差引増減額	前年比(%)
一般会計	164,972,000	161,150,000	3,822,000	102.4
国民健康保険事業会計	63,657,449	53,473,597	10,183,852	119.0
介護保険事業会計	37,181,702	37,861,634	△679,932	98.2
後期高齢者医療事業会計	12,718,269	12,517,223	201,046	101.6
中小企業労働者福祉事業会計	132,902	154,156	△21,254	86.2
合計	278,662,322	265,156,610	13,505,712	105.1

区の子算の使い道 (一般会計の総額を1万円に換算すると)

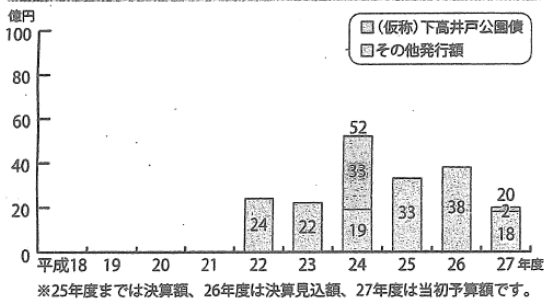
保健福祉費 5832円 福祉の充実、健康を守るために 	教育費 1219円 学校教育の充実、生涯学習のために 	都市整備費 855円 公園整備、道路管理、まちづくりのために
総務費 735円 広報、区民相談のために 	環境清掃費 560円 環境保全、清掃、リサイクルのために 	生活経済費 551円 産業振興、消費生活、区民施設、地域活動のために
公債費 167円 特別区債の償還のために 	議会費 63円 区議会の運営のために 	その他 18円 予備費等のために

※「区政経営計画書—予算の概要—」をご覧ください。区政資料室(区役所西棟2階)、図書館、区民事務所のほか、区ホームページでもご覧いただけます。

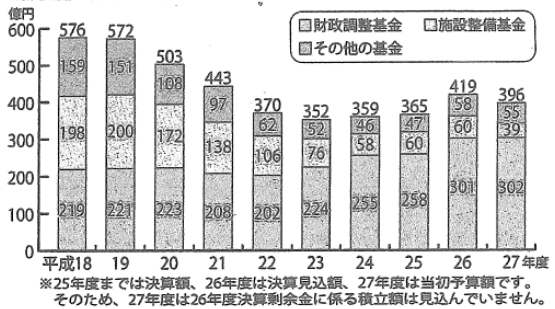
一般会計の内訳



区債発行額の推移



主な基金残高の推移



- 5.人を育み共につなぐ心算がなまちは
- ◇保育施設の改修 : 776.9万円
 - ◇杉並区保育室の整備 : 326.2万円
 - ◇保育施設の整備 : 7億1786万円
 - ◇下高井戸保育園の改築 : 2億9899万円
 - ◇下高井戸子供園の改築 : 3412万円
 - ◇(仮称)成田東保育園の整備 : 132.8万円
 - ◇阿佐合南保育園の改築 : 670万円
 - ◇杉並保育園の移転整備 : 1202万円
 - ◇上高井戸保育園の整備 : 1億3179万円
 - ◇高円寺東保育園の改築 : 1090万円
 - 引き続き増加が見込まれる保育需要に的確に対応するため、認可保育所を核とした保育施設の着実な整備を進めます。
 - ◇和泉学童クラブの移転整備 : 941.3万円
 - ◇桃井第二小学校学童クラブの整備 : 160万円
 - ◇高円寺地域小中一貫教育校学童クラブの整備 : 210万円
 - 小学校内への学童クラブ整備等を計画的に進め、増加する学童クラブの需要に的確に対応します。
 - ◇小中一貫校の施設整備(高円寺地区) : 4820万円
 - 施設一体型小中一貫教育校の基本設計を行います。

次は、安斉あきら議員の区議会レポートである。

(3月20日に作成、発送代として按分なしで1,011,647円を政活費から払った)
区議会レポートを添付

数値で見る平成27年度当初予算

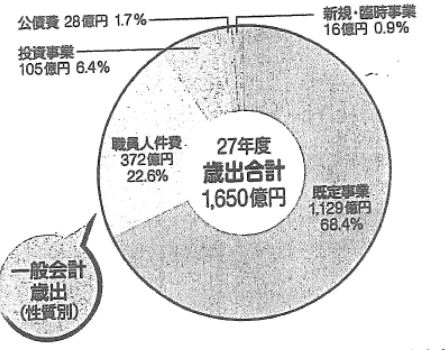
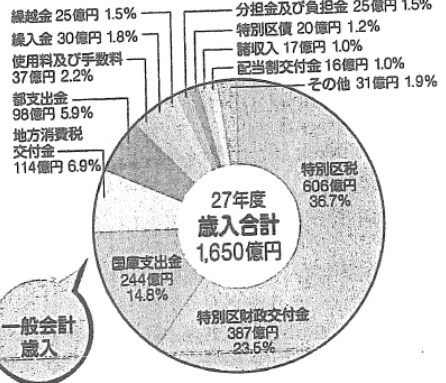
各会計当初予算規模

	27年度	26年度	差引増減額	前年比(%)
一般会計	164,972,000	161,150,000	3,822,000	102.4
国民健康保険事業会計	63,657,449	53,473,597	10,183,852	119.0
介護保険事業会計	37,181,702	37,861,634	-679,932	98.2
後期高齢者医療事業会計	12,718,269	12,517,223	201,046	101.6
中小企業勤労者福祉事業会計	132,902	154,156	-21,254	86.2
合計	278,662,322	265,156,610	13,505,712	105.1

区の予算の使い道 (一般会計の総額を1万円に換算すると)

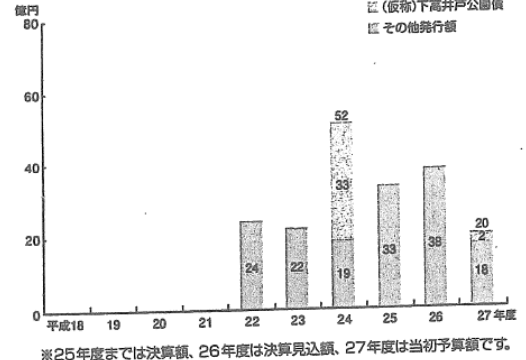
保険福祉費 5,832円 福祉の充実、健康を守るために	教育費 1,219円 学校教育の充実、生涯学習のために	都市整備費 855円 公園設備、道路管理、まちづくりのために
総務費 735円 広報、区民相談のために	環境清掃費 560円 環境保全、清掃、リサイクルのために	生活経済費 551円 産業振興、消費生活、区民施設、地域活動のために
公債費 167円 特別区債の償還のために	議会費 63円 区議会の運営のために	その他 18円 予備費などのために

一般会計の内訳

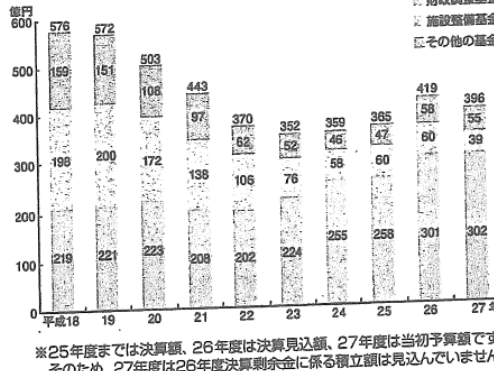


※億円未満を四捨五入しているため、構成比が合わない場合があります。

区債発行額の推移



主な基金残高の推移



皆様の区政に関するご意見をお聞かせください

安斉あきら


東京都杉並区西荻南2-18-19 ウィンク西荻南102
TEL. 03-6412-9381 FAX. 03-6412-9382
E-MAIL. info@anzaiakira.jp

その次は、はなし俊郎議長の区政報告の表面である。

(3月23日に区政報告印刷&ポスティング代として、按分なしで799,200円を
政活費で払った)

はなし俊郎の 区政報告

号外
(平成27年3月20日発行)



〒166-0013 杉並区堀ノ内2丁目36番18号 電話・FAX 3311-5657

平成27年度 第一回定例会にて総額2,786億円予算可決

2月10日、区長の予算編成方針から始まり、新規事業経費・継承すべき事業経費等、当該年度予算が審議されました。さまざまな立場から意見・要望等を交えて、一問一答形式による質疑応答が行われました。私も持ち時間を有効に活用し、質問いたしました。

「安全・安心を実感できるまちづくり」「みどりとにぎわいが創出される環境づくり」「健康長寿の推進」「切れ目のない子育て環境づくり」「共に輝く地方創生に向けた自治体連携の推進」の5つの視点で予算が重点的に審議され、3月13日本会議にてすべて可決されました。

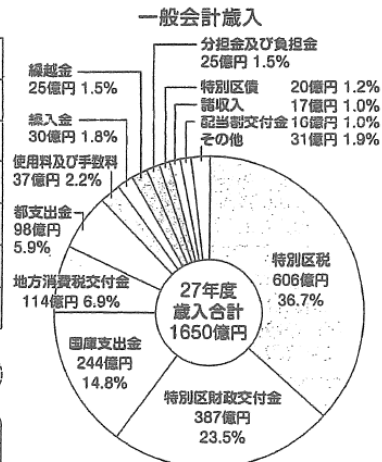
数値で見る平成27年度当初予算

各会計当初予算規模

各会計当初予算規模(単位:千円)

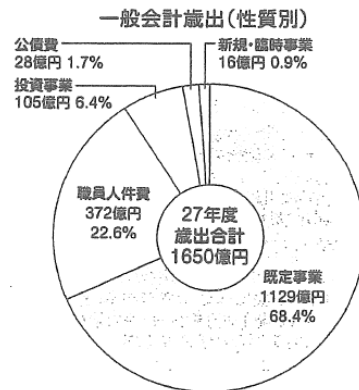
	27年度	26年度	差引増減額	前年比(%)
一般会計	164,972,000	161,150,000	3,822,000	102.4
国民健康保険事業会計	63,657,449	53,473,597	10,183,852	119.0
介護保険事業会計	37,181,702	37,861,634	△679,932	98.2
後期高齢者医療事業会計	12,718,269	12,517,223	201,046	101.6
中小企業勤労者福祉事業会計	132,902	154,156	△21,254	86.2
合計	278,662,322	265,156,610	13,505,445	105.1

一般会計の内訳



区の子算の使い道 一般会計の総額を1万円に換算すると

保健福祉費 5832円 福祉の充実、健康を守るために 	教育費 1219円 学校教育の充実、生涯学習のために 	都市整備費 855円 公園整備、道路管理、まちづくりのために 
総務費 735円 広報、区民相談のために 	環境清掃費 560円 環境保全、清掃、リサイクルのために 	生活経済費 551円 産業振興、消費生活、区民施設、地域活動のために 
公債費 167円 特別区債の償還のために 	諸会費 63円 区議会の運営のために 	その他 18円 予備費等のために 



上記の3枚を比較してわかるように、「広報すぎなみ」そのままである。

杉並区は、毎月1、11、21日に「広報すぎなみ」を発行する。その費用は「平成26年度杉並区会計歳入歳出決算書」によれば、104,426,169円である。約1億円かけて、区民に配布している。

ところが、安斉議員、はなし議長は「広報すぎなみ」の発行の1か月後に、紙面の多くをそのまま、丸写しをして、安斉議員は約100万円、はなし議長は約80万円の費用を政活費から支出し、区政報告を発行した。政務活動の本来の目的を無視し、「広報すぎなみ」を丸写しにして「区政報告」として発行することは、1か月後の区議会選挙を意識した、自身の広報活動と思われ、これは明らかに、**条例違反**である。

杉並区が約1億円かけて発行する広報を、丸写しして、はなし議長、安斉議員がわざわざ政活費を使って区政報告を発行することは、**地方自治法第2条14項に違反**する。

区議会レポート、区政報告に使用した経費の返還を求める。詳細は下段に述べる。

安斉あきら議員の区議会レポート代について

安斉あきら議員の2014（平成26）年度政務活動費収支報告

交付額	1,920,000円、
出納簿支出合計額	2,057,076円

支出の内訳

広聴広報費 1,999,907円

資料購入費 48,220円、朝日新聞購読代

(月3,925円×2か月=7,850円と、月4,037円×10か月=40,370円)

会派事務費・通信費 8,949円 以上合計2,057,076円である。

上記からわかるように、**安斉議員の政活費の使い方は、**

朝日新聞の購読料48,220円

会派事務費・通信費8,949円、

他の残金は全て**区議会レポートの作成、発送代、1,999,907円**であった。

安斉議員にとって、朝日新聞を購読することだけで、政務活動を行っていたのだろうか。

区議会レポート関係の経費に交付額以上の金額を投入することは、政務活動本来の目的に反する。その上、区議会レポートNO16は「広報すぎなみ」を丸写ししている状態である。

区議会レポートNO15 988,260円について

1月13日作成及び発送代（株）ミットワークへ988,260円の支払い

デザイン費一式 100,000円
印刷費 20,000部×13円=260,000円
加工費（三つ折り）20,000部×3.1円=62,000円
長3封筒印刷費 7000部×7.5円=52,500円
発送作業費 6,205部×71円=440,555円
消費税 73,205円 以上合計988,260円

紙面は「杉並区議会議員安斉あきら」の名前を2か所に大きく書き、安斉議員の写真を3枚載せている。これで紙面の約1/4を占める。

記事の大半は、第4回定例会での安斉議員の質問で占められ、区議会のホームページで見られる内容である。それを、この時期に、顔写真や名前を大きく載せ、約100万円の政活費を使って按分なしで発行することは、3か月後の区議選を意識した選挙活動・広報活動として、区民には受け取れる。この記事の内容でデザイン料が10万円というのも、高額で驚きである。

政務活動費は政治活動や選挙活動、政党活動には使えない。切り分けが難しい場合は、「政務活動費支出の基本的な考え方」の「按分の原則」に則り、按分すべきである。社会通念上相当な割合とは按分50%をいうのではなかろうか。よって、発行にかかった費用988,260円の50%、494,130円の返還を求める。

区政レポートNO16 作成及び発送代 1,011,647円について

3月20日作成及び発送代（株）ミットワークへ1,011,647円の支払い

デザイン費一式 100,000円
印刷費 20,000部×13円=260,000円
加工費（三つ折り）20,000部×3.1円=62,000円
長3封筒印刷費 7000部×7.5円=52,500円
発送作業費 6,510部×71円=462,210円
消費税 74,937円 以上合計1,011,647円

区議選1か月前の区政レポートの発行である。
杉並区が毎月3回発行している「広報すぎなみ」2月21日号（NO2120）の3面をそ

のまま、丸写した区政レポートである。大学生や若者が言う「いわゆるコピペ」である。大学生が丸写しのコピペのレポートを教授に提出すれば、単位はもらえない。安斉議員はこのような行為を、100万円以上の政活費（税金）を使って行ったのである。紙面の他の部分は「安斉あきら」の名前と顔写真、予算委員会審議のQ&Aである。この内容のデザイン料が10万円というのも、高額で驚きである。

「広報すぎなみ」を丸写しにした区政レポートに100万円以上の税金を使うことは、区民を愚弄した態度であり、安斉議員の政治姿勢が問われるところである。区政レポートNO16 作成及び発送代の費用 1,011,647円は、「按分の原則」に基づいて50%の505,823円の返還を求める。

はなし俊郎議員（現議長）の区政報告代799,200円について

3月23日に区政報告印刷&ポストイン代799,200円を政活費で払った。

紙面の表面は上記に載せた通り、「広報すぎなみ」の丸写しである。

裏面は、杉並区が発行している

【平成27年度区政経営計画書～予算の概要～「少子高齢社会」へのチャレンジ予算】

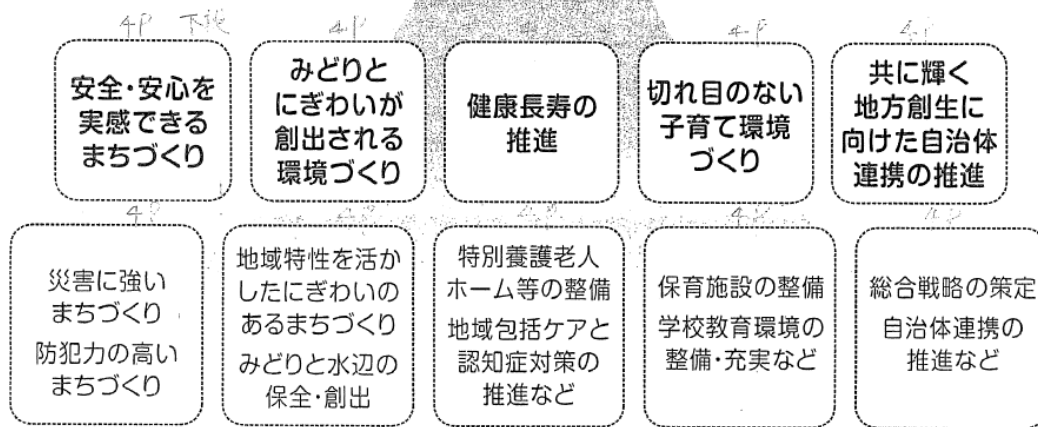
の P 4の表をそのまま用い、他はP 3、7、9、11、16等の引用である。

次ページに、はなし議員の区政報告の裏面と杉並区発行の27年度区政経営計画書を添付する。

新しい明日の杉並を築く

質の高い住宅都市「杉並」

— 誰もが健やかに、豊かに —



- 安全・安心を実感できるまちづくり
- みどりとにぎわいが創出される環境づくり
- 健康長寿の推進
- 切れ目のない子育て環境づくり
- 共に輝く地方創生に向けた自治体連携の推進
- 災害に強いまちづくり
防犯力の高いまちづくり
- 地域特性を活かしたにぎわいのあるまちづくり
みどりと水辺の保全・創出
- 特別養護老人ホーム等の整備
地域包括ケアと認知症対策の推進など
- 保育施設の整備
学校教育環境の整備・充実など
- 総合戦略の策定
自治体連携の推進など

安全・安心を実感できるまちづくり

防災まちづくりの推進

- 水害多発地域対策の推進
- 特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化等
- 狭あい道路拡幅整備の推進
- 区役所本庁舎に地下水活用システムを導入

方南町駅周辺での防災まちづくり

みどりとにぎわいが創出される環境づくり

総合的な住まいのあり方検討

区内の観光地・ロケ地PR事業

東京高円寺阿波おどりが台湾台北市を訪問

にぎわい創出・観光情報発信拠点の整備

歴史的、文化的価値を踏まえた(仮称)荻外荘公園の整備促進

プレミアム付商品券の発行支援

健康長寿の推進

高齢者の地域包括ケアの推進

- 「地域包括ケア推進員」の配置
- 在宅医療地域ケア会議

要介護高齢者の住まいと介護施設の整備

- 特別養護老人ホーム等の建設助成
- 南伊豆町との自治体間連携による特別養護老人ホームの整備
- 認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護施設の建設助成

切れ目のない子育て環境づくり

保育施策等の推進

- 保育施設の整備
- 保育施設・介護施設の人材確保に向けた取組

(仮称)すくすくひろばの整備

区内医療機関とのアレルギー対応ホットラインの開設

新たな産後ケア事業による妊娠・出産期の支援の充実

共に輝く地方創生に向けた自治体連携の促進

地方創生に向けた自治体連携の推進

- (仮称)地方創生・交流自治体連携フォーラムの設置
- 連携事業の具体化に向けた調査研究

地方創生総合戦略の策定

はなし議員の区報告の裏面

④切れ目のない子育て環境づくり

待機児童対策として、引き続き保育施設の整備を進めます。また、民間保育施設等に勤務する職員の人材確保のための支援策を講じます。園庭のない保育施設周辺に乳幼児を中心とした遊びのエリアとして「(仮称) すくすくひろば」を整備するほか、児童の放課後等居場所事業を充実します。次世代育成基金を更に有効に活用するため、民間事業者からの提案による新たな事業を実施します。

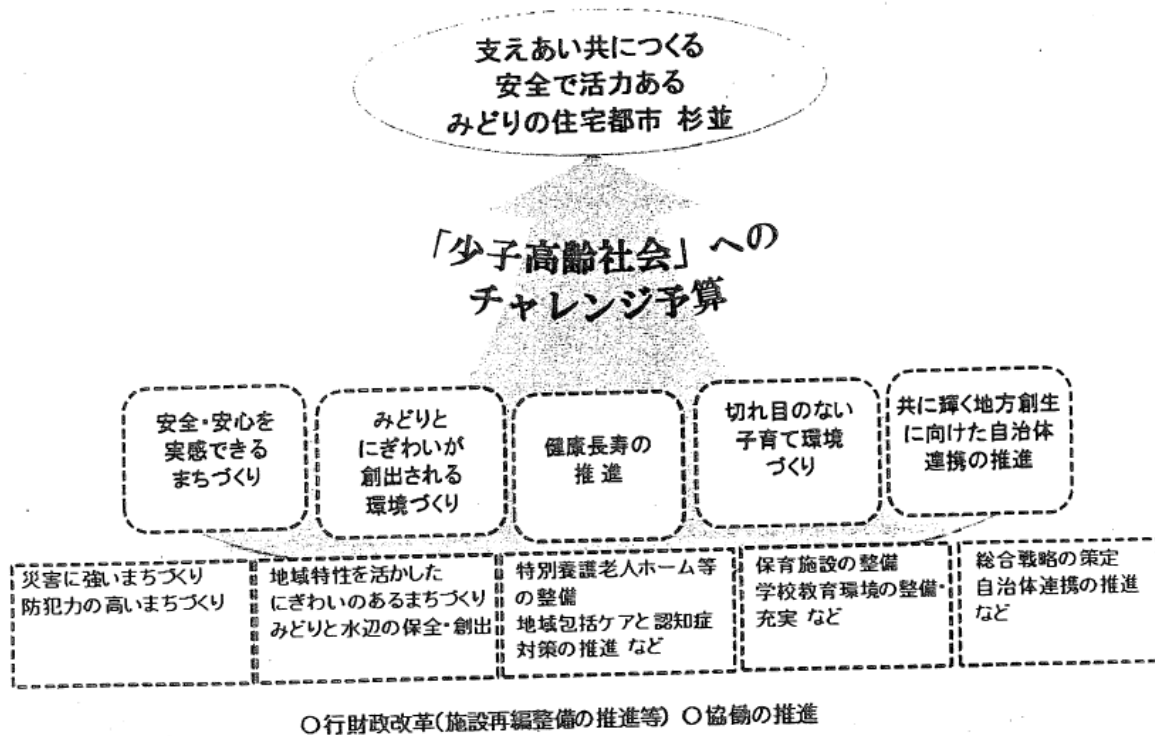
また、重症心身障害児のための療育施設や都内初の放課後等デイサービス事業所を整備するなど、すべての児童が健やかに成長できる環境づくりを進めます。

区内医療機関とのアレルギーホットラインを開設するほか、(仮称) 就学前教育支援センター構想や次世代科学教育の拠点等の検討などを進めていきます。

若者就労支援として、就労支援センター機能をあんさんぶる荻窪に移し、生活自立相談支援と一体となって充実を図ります。

⑤共に輝く地方創生に向けた自治体連携の推進

地方創生総合戦略の策定に合わせ、交流自治体間で「(仮称) 地方創生・交流自治体連携フォーラム」を設置・開催し、都市と地方の共存共栄の観点から、相互に発展していく取組の研究を行い、実施可能となった事業は、先行して試行していきます。



「27年度区政経営計画書」P4.

はなし議員は現議長であり、杉並区を代表する区議会議員である。その議長が、議員として独自に調査せず、安易に杉並区発行の資料を貼り付けて、約80万円の政活費（税金）を使って、区政報告を発行することは許されることではない。

表裏面とも杉並区発行の資料を貼り付けたはなし議長の区政報告代799,200円の返還を求める。

条例11条（透明性の確保）

議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

現議長ははなし議員である。

以前、平成17年度にはなし議員は自宅を議員事務所にして、平成17年4月10日に事務所備品（厨房調理機器冷蔵庫）を購入した。政務活動になぜ、厨房調理機器が必要なのだろうか。明らかにこれは条例違反である。

請求人はこの冷蔵庫について情報開示請求を行ったが、

平成27年12月21日にはなし議長から「公開しません」という「区議会情報公開可否決定通知書」を貰った。この冷蔵庫はどこに行ったのか、不明のままである。

杉並区発行の資料を多く貼り付けたはなし議員発行の区政報告について、現議長であるはなし議長は条例11条（透明性の確保）に基づき、議長として、厳正なる調査を行うことを要望する。

岩田いくま議員

区政報告Vol.42, 43, 44, 45及びVol.42～45の要約版を発行している。発行に関する問題は印刷代、郵送代、封筒代（全て按分なし）である。合計1,132,657円を支出している。

4/8	区政報告Vol. 42印刷代	按分なし	15,090円
4/14	区政報告Vol. 42郵送代	按分なし	49,920円
4/14	区政報告Vol. 42郵送代	按分なし	52,032円
4/14	区政報告Vol. 42郵送代	按分なし	30,217円
7/9	封筒印刷	按分なし	10,700円
7/14	区政報告Vol. 42, 43要約版印刷	按分なし	14,060円
7/15	区政報告Vol. 43印刷代	按分なし	16,070円
7/29	区政報告Vol. 43郵送代	按分なし	49,536円
7/29	区政報告Vol. 43郵送代	按分なし	51,648円
7/29	区政報告Vol. 43郵送代	按分なし	29,949円
7/29	要約版Vol. 42, 43郵送費	按分なし	244,350円
10/18	封筒印刷	按分なし	10,700円
10/25	区政報告Vol. 44印刷代	按分なし	17,620円
10/30	区政報告Vol. 44郵送代	按分なし	49,216円
10/30	区政報告Vol. 44郵送代	按分なし	51,712円
10/30	区政報告Vol. 44郵送代	按分なし	29,279円
12/18	封筒印刷	按分なし	10,700円
12/23	区政報告Vol. 44, 45郵送代	按分なし	14,240円
12/23	区政報告Vol. 45印刷代	按分なし	17,620円
1/13	区政報告Vol. 45郵送代	按分なし	47,680円
1/13	区政報告Vol. 45郵送代	按分なし	50,624円
1/13	区政報告Vol. 45郵送代	按分なし	28,743円
1/13	区政報告Vol. 44, 45要約版郵送費	按分なし	240,951円
	合計		1,132,657円

○ 政務活動費・支出に関する事務処理について（杉並区議会事務局 平成26年度版）

【 [区政報告の内容]

選挙活動、政党活動、講演会活動などに関する記述がある場合は按分が必要です。】とありますが、岩田議員の区政報告は全体の1/2程度が上記の三項（選挙活動、政党活動、後援会活動）と区分することが困難で、そのような内容が随所に点在している。按分する

ことにより透明性を高めることが責務である。よって1,132,657円の1/2 の566,328円の返還を求める。

岩田議員の区政報告の抜粋（P66～69）を添付します。

以上でわかるように少なくとも区政報告製作費と発送代行料には、内容に即した按分が必要である。過去の請求人らの警告に対し、監査委員はこのような増大した広報費（按分なし）をなんら指摘することなく見逃していた。そのため多くの区議は税金である政務活動費を広報費として按分もなしに使うことが当然のように行われている。

このような事態を招いたのは監査委員の責任である。 条例・規則・規定以前の問題としても公金である政務活動費の経費処理としてまっとうではないことを納税者区民として指摘し、正しい使いかたをするべく申し入れする。

調査活動

在宅医療推進フォーラム

1月18日(土)、平成25年度在宅医療推進フォーラム「在宅での看取りを考える」に参加しました(主催:杉並区医師会・歯科医師会・薬剤師会及び杉並区)。



	内容
第1部:基調講演	安心して自宅で死ぬための5つの準備
第2部:シンポジウム	在宅での看取り経験を通して

第2部は、実際に在宅で看取りを体験した区民の方と、その看取りを支えた医師及び看護師の方が発表者でしたので、吸い込まれるようにお話しに聞き入りました。

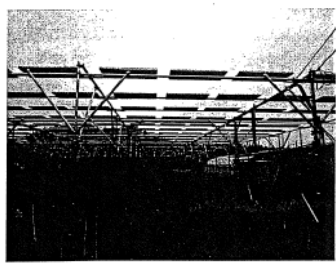


人生の終末期をどのように過ごすかは、本人及び家族にとって、切実な問題です。そして、天寿が伸びた現在においては、高齢者医療の目的は「治す」ことだけではなく、「支える」要素が高まってきます。誰もが「生活の質」を可能な限り維持しながら生を全うするために、どのような環境整備が必要なのか、今後も考え、取組んでいきたいと思ひます。

災害対策特別委員会視察

12月19日(木)、災害対策特別委員会として、(1)西高野ソーラーシェアリング発電所(2)独立行政法人 防災科学技術研究所を視察しました。

なお、ソーラーシェアリングとは、農地の上に、藤棚のような高い架台を設置し、隙間をあけて小型ソーラーパネルを並べることにより、発電と農業を両立させる方法です(写真参照)。



自然エネルギーの活用に向け、様々な取組が行われております。東京に適した方法は何か、考えていきたいと思ひます。

次世代育成基金活用事業成果報告会

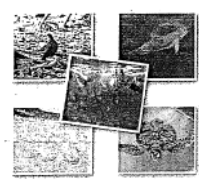
1月25日(土)、平成25年度「杉並区次世代育成基金」活用事業成果報告会に参加しました。

報告された事業

交流自治体中学生親善野球大会(於:台湾)

中学生小笠原自然体験交流
中学生海外留学(オーストラリア)

杉並区中学生小笠原自然体験交流
【平成25年度 派遣生徒報告会】



開催日時:平成25年7月29日(土)~28日(日)

杉並区教育委員会

学習発表の内容は、発表時間の関係もあり苦笑いせざるを得ないところもありましたが、派遣生徒を代表して「お礼の言葉」を述べた中学生が、原稿を全く見ずに話したのが印象的でした。



参加できた生徒にとっては、非常に有意義な事業だと思います。しかしながら、上記3事業の参加生徒数は77名であり、公費負担額は2,700万円強にのぼります(他に、基金から800万円強を活用)(*)。一方で、自己負担はほとんどありません。こうした形で特定の生徒に公費を集中的に使うのであれば、事業や参加生徒の選抜方法は常に見直していく必要があるように思ひます。

(*)参加生徒数及び金額は、いずれも予算段階。

新・大宮前体育館落成式

3月24日(月)、新・大宮前体育館の落成式が行われました。

主な施設

体育館棟	プール棟
大体育室	プール
小体育室	キッズプール
武道場	ジャグジー
トレーニング室	キッズルーム
屋上広場	多目的室

一般使用料金は、●プール:1時間につき250円(子供は130円) ●トレーニング室:1回400円です。



住宅街の施設ということで、地上に出る部分を低く抑えているため、採光面で残念なところはありますが、せっかくの新しい運動施設ですので、皆様ぜひご利用いただければと思ひます。

地域での活動

スペシャルオリンピックス・バレーボール

7月5日(土)、私が主任コーチをつとめるスペシャルオリンピックス(*1)のバレーボール・プログラムに、大学体育会女子バレー部の皆さん約20名が参加してくれました。

皆さん初めての参加でしたが、準備体操の段階から、積極的にアスリート(*2)に声をかけたり手をあわせたりと、うまく練習にとけこんでくれました。

アスリートも、いつもと違う雰囲気ながら、一気に“仲間”が増えたような感覚で、楽しんでくれたように思います。

こうした機会の中から、ボランティアで手伝ってくれる若い人達が少しでも増えると嬉しいですね。

(*1)スペシャルオリンピックス…知的障害のある人達に様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を、年間を通じ提供している国際的なスポーツ組織

(*2)アスリート…スペシャルオリンピックスのスポーツ活動に参加する知的障害のある人



久我山ホテル祭り

6月7日(土)・8日(日)、第19回久我山ホテル祭りが開催されました。

例年は「お客さん」として子供達と参加しておりましたが、今年は幼稚園チームパパ(おやじの会)の現役・OB有志約30名で初出店。

事前の設営、祭り当日(7日)、事後の撤収と、全ての日に雨に降られるという状況ではありましたが、多くの友人と楽しく、また貴重な機会を得ることができました。

自分達が楽しみながらも、「子供達のために」「地域のために」という思いを持つ人達が、実は地域にたくさんおられます。こうした方達が力を発揮できる場づくりに、これからも積極的にかかわっていきたく思います。



次回の定例区議会(平成26年第3回定例会)は、9月9日(火)開会予定です。

区政に関する意見交換会開催 (入場無料)

- 第59回 9月3日(水) 19:00~20:30 久我山会館(久我山3-23-20) 第一・第二集会室
- 第60回 9月6日(土) 14:00~15:30 高井戸地域区民センター(高井戸東3-7-5) 第九集会室

④ 43号(岩田議員) P4原村大

意見交換会の内容

□ 地方議会・地方議員のあり方を考える

議会での野次や政務活動費の活用方法がマスコミでも話題となりました。

そもそも地方議会はどのような仕組みになっているのか?

また、地方議員は何をやっているのか?

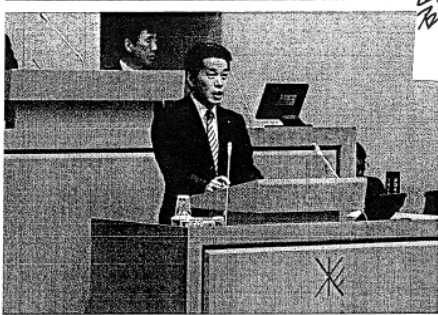
改めて皆様に杉並区議会の“仕組み”をご紹介し、地方議会及び地方議員のあり方について、皆様からご意見をお伺いしたいと思っております。

多くの皆様のご参加をお待ちしております。

ぜひご参加ください。



区政や岩田いくまに対する質問・ご意見・ご要望をおきかせください。
FAX:03-3247-8660 もしくは E-Mail:ikuma@gakushikai.jp



つながりのある医療・介護 (予防⇄在宅療養⇄施設の連続性確保)

必要な医療・介護は、誰でも心身の状態の変化により異なってきます。
 住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、状況に適した医療・介護を在宅で受けられるようにするとともに、多様な施設整備を推進します。
 また、予防医療の充実に取組みます。

教育こそ政治の根本

未来をつくるのは、今の、そしてこれからの子供達です。
 親世代として、地域ぐるみで教育を担う仕組みづくりに率先して取組みます。

- 地域による学校支援のさらなる拡充
 - 授業等への地域人材の活用推進
 - 放課後・休日における多様な学びの場の設置
- 全ての世代が使える学校づくり(学校施設の有効活用)
- 保育施設及び子育て交流拠点の拡充

次世代に負担を先送りしない

私達の責任は、「いい世の中」を子供達に引き継ぐことであり、決して「多大な借金」を引き継いではなりません。
 次世代への責任、未来への責任として、健全財政を堅持することは最低限の責務です。

- 財政収支の黒字化堅持
- 区立施設の複合化・多機能化
- 複数業務の一括委託等、民間の創意工夫を活かす民間委託の推進

岩田 新たな 提案

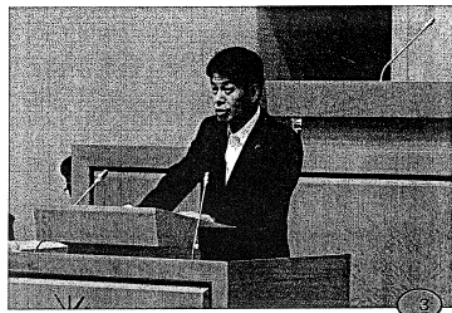
- 多職種連携による、医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供
- 身近な健診拠点の拡充
- 区内及び近隣交流自治体での、特別養護老人ホーム等の整備

安全・安心まちづくり

何事もない日常こそ、かけがえのない日々の暮らしです。
 地域に根差した視点で、災害や犯罪に強いまちづくりを行っていきます。

- 豪雨水害対策の充実
- 倒れにくく燃えにくいまちづくりの推進
- 予防保全によるインフラ(道路・橋梁等)の維持管理
- 空き家対策/空き家の有効活用

注 46号
(平成27年春号)
P3 原付大



地域での活動

教育や地域の活動への参加を通して、現場からの視点で「区政をどうすればよいか」を考える一助となっています。

小学校でのゲストティーチャー

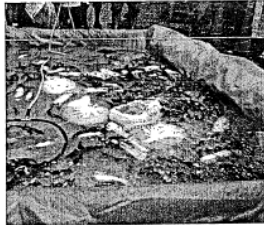
- 運動会に向けた「よさこいソーラン節(踊り)」の指導(平成16年～)
- 6年生向け社会科授業(平成27年)



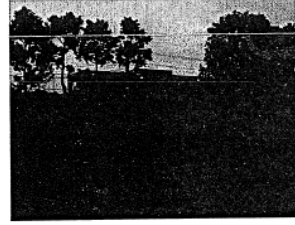
運動会に向けた授業の様子

PTA等の活動

- 幼稚園チーム・パパ(親父の会)(平成18年～26年)
- 小学校での読み聞かせ(平成21年～)
- 小学校・学校に泊まろう会(平成22年～平成23年から実行委員長。)
- 小学校放課後子ども教室でのバレーボール指導(平成22年～25年)



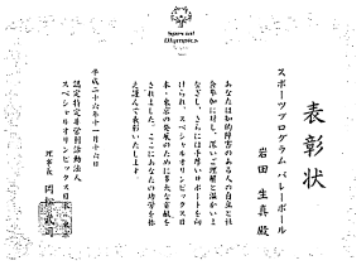
幼稚園チーム・パパでの活動
(ニジマスつかみ取り)



「学校に泊まろう会」での活動
(子供達がテントで就寝中の、朝4:30の校庭)

知的障害児・者へのスポーツ指導

- スペシャルオリンピックス・バレーボール・プログラムへの参加(平成18年～平成19年から主任コーチ。)



昨年いただいた功労表彰

子供達への踊りの指導

- 地域の子供達に「よさこいソーラン節(踊り)」の指導(平成15年～25年)

防犯活動、地域イベント等

- 防犯自主団体や美・道路組(道路沿いの花壇の美化活動を実施)の一員として活動
- 自転車放置防止協力員
- 富士見丘節分祭や久我山ホテル祭りにスタッフとして参加
- インターン生(大学生4名・社会人1名)の受入れ

皆様への広報活動

今期も、下記を通じて皆様に区政の状況をご報告させていただきました。

- ◆ 議会開催毎に区政報告書発行 (年4回。要約版は年2回。)
- ◆ 定期的に「区政に関する意見交換会」を開催(毎年4回)
- ◆ ホームページで毎日情報発信
- ◆ メールマガジンを毎月発行 (平成27年2月段階で118号)

注 46号(平成27年) 原寸大P4

区政や岩田いくまに対する質問・ご意見・ご要望をおきかせください。
FAX:03-3247-8660 もしくは E-Mail: ikuma@gakushikai.jp

市来ともこ議員

広聴広報費

区政ニュース 按分なし 合計652,000円 返還要求額 326,000円

2月9日	区政ニュース	(印刷費)	按分なし	157,580
2月26日	区政ニュース	(作成費)	按分なし	210,600
3月12日	区政ニュース	(デザイン料)	按分なし	43,200
3月12日	区政ニュース	(ポスティング代)	按分なし	189,540
3月16日	区政ニュース	(印刷費)	按分なし	51,080
合計	652,000円			

市来ともこ議員の広報は2015年2月増刊号、2015年3月増刊号はそれぞれ福士敬子氏、保坂展人氏との対談が掲載されている。これは1月25日「1.25市来ともこキックオフ集会」よりと記録されている。市来ともこ議員の選挙に向けた集会での対談記録は杉並区の政務活動費を使う活動としてはふさわしくない。紙面の割合から1/2の按分を求める。

○ 政務活動費・支出に関する事務処理について（杉並区議会事務局）

〔区政報告の内容〕

選挙活動、政党活動、後援会活動などに関する記述がある場合は按分が必要です。

以上でわかるように少なくとも区政報告製作費と発送代行料には、内容に即した按分が必要である。過去の請求人らの警告に対し、監査委員はこのような増大した広報費（按分なし）をなんら指摘することなく見逃していた。そのため多くの区議は税金である政務活動費を広報費として按分もなしに使うことが当然のように行われている。

このような事態を招いたのは監査委員の責任である。条例・規則・規定以前の問題としても公金である政務活動費の経費処理としてまっとうではないことを納税者区民として指摘し、正しい使いかたをするべく申し入れする。



いちき 市来とも子

あなたを、ひとりにしない。

杉並区議会議員 | 民主・社民クラブ

区政報告ニュース【2015年2月増刊号】

ふくし 前都議会議員 福士敬子さんと語る“みらいづくり”

「困ったときに相談できる」が大事。
政治は生活を見てこそ。

市来：今日は、前都議会議員の福士敬子さんと「みらいづくり」についてお話をしたいと思います。

福士：市来さんは区議1期目だけど、どんなことを感じていますか？

市来：そうですね。私は、「駆け込み寺」のような支援がもっと必要だと思っています。

福士：「駆け込み寺」ですか。面白いですね。

市来：「困ったときに相談できる」という支援が大事だと痛感しています。生活をしていたら本当に困るときがあります。例えば、寝たきりの方がベッドから落ちた、子育て中の方が病気になって一時的に

子どもを預けたい、そういった時に相談できる暮らしの中の「駆け込み寺」の仕組みづくりがもっと必要です。

福士：政治は、人々や生活をどこまで見ているか、ということが大切。そうしないと、人々に必要なものにお金を使わなくなってしまいます。市民にも、金の使い道について政治家に任せきりにしないで、きちんと見てほしいですね。



photo:小野寺 宏友

杉並区に「若者支援課」をつくりたい。

福士：若者支援にも力を入れてきましたね。

市来：はい。今や、非正規雇用の割合は37%で、特に若者は安定した就労が困難です。このため、私は若者の就労支援を訴えてきました。

福士：杉並区にはじめてハローワークを持ってきたのよね。

市来：2012年にはハローワークと就労相談サービス「すぎJOB」をそなえた「就労支援センター」を阿佐ヶ谷に開設することができました。自転車でいける距離にハローワークがあること、交通費がかからないことが大きなポイントなんです。

福士：2013年には8,800人も利用があったのね。

市来：そうなんです。さらに必要なのは、就労・相談・福祉、この3つを連携させること。そのためにも「若者支援課」をつくり、総合的に支援する仕組みを提案しています。

福士：市来さんの若者支援のように、税金を生活の問題に使っていくことが大事。生活に根差しながら、少しでも現状を改善していく市来さんには期待します。

市来：ありがとうございます！「あなたを、ひとりにしない。」という思いで、本当に困っている方の声を大事にしていきます。



前都議会議員
福士敬子さん

(2015年1月25日「1.25市来とも子キックオフ集会」高円寺パンドットにて)

市来とも子の政策

2011年～2014年の間に
提案・実現したこと。

食物アレルギー対策を実現

▶食物アレルギーの子どもをまもるため、給食の食器を変更する取組みを提案・実現。アレルギーについての講習会を拡充。



若者の就労支援を提案・実現

▶若者の雇用をつくるため、就労支援センターを提案・実現。中間的就労支援や職業訓練の実施につながる。



子育てが安心してできるまちへ

子どもの食物アレルギー対策が早急に必要です。2014年には食物アレルギーの生徒は区内に943名、特に重い症状が出る生徒は106名いました。給食の誤配のようなヒューマンエラーがあっても、命が失われたい重症にならないような対策が必要です。また、給食の業務委託が行われる場合も多く、委託先の指導を徹底し、子どもの命をまもっていきます。



若者が元気なまちへ

若者は社会の担い手。若者が働きやすい環境をつくれます。具体的には、「区内の就業希望者と事業者のマッチング」や「就労支援、生活支援、住宅支援などをワンストップ窓口で実施」をしていきます。居場所づくり、ネットワークづくりも必要でしょう。それらをスムーズに行うため「若者支援課」の創設を提案しています。



「耐震シェルター」の助成を実現

▶高齢者や障害者など、災害時にすぐには逃げられない人を家具などから守る「耐震シェルター」の助成を提案・実現。

代読・代筆サービスの拡充を実現

▶高齢者や障害者が気軽に利用できる代読・代筆サービスの拡充を提案・実現。障害者地域相談支援センター「スマイル」3か所で開設。

エネルギーの地産地消を実現

▶特定規模電気事業者(PPS)からの電気購入の継続を提案・実現。新清掃工場の発電力をUPし、地域で消費することを提案・実現予定。

空き家の利活用を提案

▶空き家の利活用と相談窓口の設置を提案。総合的な施策を検討する庁内連絡会が立ち上がりました。

い ち き 市来とも子

杉並区議会
議員

市来とも子 プロフィール

宮崎県延岡市出身。現在、本天沼3丁目在住。関西学院大学・大学院卒業。研究分野は中世ドイツ思想と東洋哲学。2000年3月から1年かけてインド・チベットはじめ20か国を旅し、世界の貧困問題に関心をもち、大学院卒業後、社民党衆議院議員の公設秘書をつとめる。その間、デザイン会社を起業、NGOなどで幅広く活動。2011年、杉並区議に初当選。自治体議員立憲ネットワーク共同代表。趣味は旅、観劇、タイム・パトロン監督の映画、『攻殻機動隊』など。犬・猫大好き。

Profile

〒167-0031 杉並区本天沼 3-34-38-104

Tel 03-5938-0802 Fax 03-5930-0824

E-mail mail@ichiki-tomoko.org URL http://ichiki-tomoko.org

Twitter @ichiki_tomoko



72



いちき 市来とも子

あなたを、ひとりにしない。

杉並区議会議員 民主・社民クラブ

区政報告ニュース [2015年3月増刊号]

世田谷区長

保坂 展人さんと語る“まちづくり”

若者の就労支援と生活支援

市来：今日は、世田谷区長の保坂展人さんと「まちづくり」についてお話をしたいと思います。

保坂：市来さんは、地域での若者就労支援を掲げています。

市来：はい。若い人の就労支援を一貫して訴えています。2年前に「就労支援センター」を阿佐ヶ谷に設立できました。ここはハローワークと就労相談が一体となったセンターになっています。

保坂：若者支援という就労と考えがちだけど、「就労から遠い人」「就労の手前の人」がかなりいる。世田谷では5,000人ぐらいが引きこもっているといわれています。

市来：杉並では3,600人程です。そうした方への生活支援がもっと必要ですね。

保坂：世田谷では2013年から「子ども若者部若者支援担当課」が若者の生活支援を行っています。

市来：世田谷は一步先を歩いています。私も杉並に若者支援課をつくるよう訴えています。縦割りを解消し、就労・相談・福祉を連携させる支援が必要です。



photo:小野寺 宏友

「地域のきめ細かい拠点づくり」が大事

保坂：東日本大震災があったので、災害対策に関心が高いですね。

市来：災害時にすぐには逃げられない方への支援として耐震ベッドの助成を訴えて実現しました。これからは地域の中の拠点づくりが必要だと感じます。

保坂：世田谷区は27の地区に分かれています。さらにきめ細かい相談窓口をつくります。

市来：いかにきめ細かい拠点をつくれるかがこれからの課題ですね。いざ困ったときに相談できる「駆け込み寺」が必要です。市民の生活に根差した拠点づくりを行います。

保坂：市来さんには、市民運動や区民の身近に立って、小さな声や、声にならない声をしっかり聞きとっていく、そんな自治体議員として、今後も成長されることを期待しています。

市来：「あなたを、ひとりにしない。」という思いで頑張ります。本日はどうもありがとうございました。

(2015年1月25日 「1.25市来とも子キックオフ集会」高円寺パティオにて)



世田谷区長
保坂展人さん

市来とも子の政策

2011年～2014年の間に
提案・実現したこと。

食物アレルギー対策を実現

▶食物アレルギーの子どもをまもるため、給食の食器を変更する取組みを提案・実現。アレルギーについての講習会を拡充。



若者の就労支援を提案・実現

▶若者の雇用をつくるため、就労支援センターを提案・実現。中間的就労支援や職業訓練の実施につながる。



子育てが安心してできるまちへ

子どもの食物アレルギー対策が早急に必要です。2014年には食物アレルギーの生徒は区内に943名、特に重い症状が出る生徒は106名いました。給食の誤配のようなヒューマンエラーがあっても、命が失われたり重症にならないような対策が必要です。また、給食の業務委託が行われる場合も多く、委託先の指導を徹底し、子どもの命をまもっていきます。



若者が元気なまちへ

若者は社会の担い手。若者が働きやすい環境をつくります。具体的には、「区内の就業希望者と事業者のマッチング」や「就労支援、生活支援、住宅支援などをワンストップ窓口で実施」をしていきます。居場所づくり、ネットワークづくりも必要でしょう。それらをスムーズに行うため「若者支援課」の創設を提案しています。



「耐震シェルター」の助成を実現

▶高齢者や障害者など、災害時にすぐには逃げられない人を家具などから守る「耐震シェルター」の助成を提案・実現。

代読・代筆サービスの拡充を実現

▶高齢者や障害者が気軽に利用できる代読・代筆サービスの拡充を提案・実現。障害者地域相談支援センター「スマイル」3か所で開設。

エネルギーの地産地消を実現

▶特定規模電気事業者(PPS)からの電気購入の継続を提案・実現。新清掃工場の発電力をUPし、地域で消費することを提案・実現予定。

空き家対策を提案

▶空き家の総合的な相談窓口の設置を提案。区民や学識経験者などが、空き家対策や住まいのあり方を総合的に検討する審議会が立ち上がります。

杉並区議会
議員

い ち き 市来とも子

市来とも子プロフィール

1977年8月2日生まれ。宮崎県延岡市出身。現在、本天沼3丁目在住。関西学院大学・大学院卒業。研究分野は中世ドイツ思想と東洋哲学。2000年3月から1年かけてインド・チベットはじめ20か国を旅し、世界の貧困問題に関心をもち、大学院卒業後、社民党衆議院議員の公設秘書をつとめる。その間、デザイン会社を起業、NGOなどで幅広く活動。2011年、杉並区議に初当選。自治体議員立憲ネットワーク共同代表。趣味は旅、観劇、ティム・バートン監督の映画、『攻殻機動隊』など。犬・猫大好き。

Profile

〒167-0031 杉並区本天沼3-34-38-104
Tel 03-5938-0802 Fax 03-5930-0824
E-mail mail@ichiki-tomoko.org URL http://ichiki-tomoko.org
Twitter @ichiki tomoko



74

浅井くにお議員

広聴広報費 1,551,937円

返還要求額 387,984円

浅井くにお議員に対して按分なしの根拠の説明を求める。

納得できる説明がなされない場合は1/4%に按分のうえ、387,984円を速やかに返還するよう杉並区長に勧告することを求める。

8/8	区政レポートNo8版下制作料	按分なし	45,000円
8/12	区政レポートNo8郵送料	按分なし	47,288円
8/12	区政レポートNo8郵送料	按分なし	7,370円
8/18	区政レポート封筒作成	按分なし	55,620円
8/18	区政レポートNo8印刷代等	按分なし	644,523円
12/22	区政レポートNo9版下制作費	按分なし	50,000円
12/31	区政レポートNo9郵送料	按分なし	43,081円
12/31	区政レポートNo9郵送料	按分なし	13,334円
1.16	区政レポートNo9印刷代等	按分なし	645,721円
合計			1,551,937円

浅井くにお議員は、広報「浅井くにお区政レポート」を平成26年夏号No8と平成27年新年号NO9の二部を制作、配布している。

主な内容は、第一回～第四回までの杉並区議会定例会での浅井くにお議員の質問の要旨の全文の掲載と予算、決算の概要である。

浅井議員はこの広報でかかった費用の全額を政務活動費から支出した。これは政務活動費全額の192万円の80%余に値する。こんなに多くの金額を広報費として使っているのだろうか？広報では区政について区民に報告されているが、内容は議事録全文の掲載のみである。これは按分なしの100%政務活動費としては認めがたい。よって按分の原則に基き、かかった費用1,551,937円の1/4の387,984円の返還を求める。

政務活動費の基本的な考え方

- (1) 実費弁償の原則
- (2) 按分の原則
- (3) 透明性の原則

(「政務調査費検討会」報告書(平成20年3月)より抜粋)に基づく。

少なくとも区政報告製作費と発送代行料の内容に即した按分が必要であり、監査実態、

基準無き追認による按分なしは不当である。

過去の請求人らの警告に対し、監査委員はこのように増大した広報費（按分なし）をなんら指摘することなく見逃してきたため、多くの区議たちは税金である政務活動費から広報費を当然のように按分もなしで使っている。このような状況になっているのは監査委員の責任である。また条例・規則・規定以前の問題としても、公金である政務活動費の経費処理として妥当な使用を区民として申し入れする。

増田裕一議員

広聴広報費

3月2日	ハガキ購入	按分なし	31,200円
3月19日	アンケート調査用ハガキ印刷代	按分なし	24,300円
	合計		<u>55,500円</u>
	返還金額		<u>27,750円</u>

添付ハガキ（2016年3月吉日）の内容にあるとおり、これは区議会選挙に向けてのお知らせであり、政務活動費の使用としてふさわしくない。選挙活動は政務活動費使用に関して禁じられているものであり、合計金額55,500円の1/2の27,750円の返還を求める。

参照： 政務活動費・支出に関する事務処理について（杉並区議会事務局 平成26年度版）

【 [区政報告の内容]

選挙活動、政党活動、後援会活動などに関する記述がある場合は按分が必要です。】



1660015

各位

増田裕一 区政報告会 開催のお知らせ



謹啓 早春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。さて、私・増田裕一が杉並区議会議員に再選しまして、早いもので任期満了を迎えようとしております。日頃お支え頂いている皆さまのお陰もございまして、誠心誠意、議員活動に取り組んでまいりました。

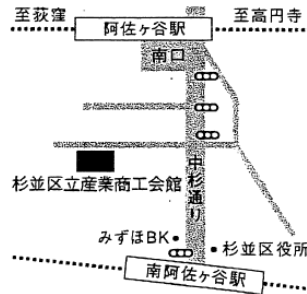
本年4月の改選を控え、これまでの活動報告と、三選に向けた新たな決意を皆さまにお伝えしたく、下記の通り区政報告会を開催させていただきます。ご家族・お知り合いをお誘い合わせの上、奮ってご参加下さいますよう、心よりお願い申し上げます。

なお、返信ハガキにご出欠を記載の上、3月23日(月)までにご返信下さいますよう、お願い申し上げます。 謹白

記

○日時：2015年3月26日(木) 午後7時 開会

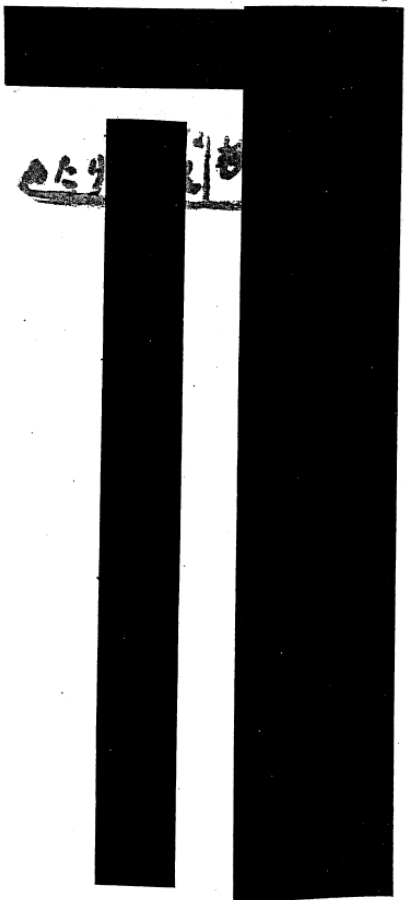
○会場：杉並区立産業商工会館 1階 展示室
杉並区阿佐谷南3-2-19 TEL 3393-1501



以上

この折り目を内側にして折って差し出してください。

杉並区成田東2-14-11-1101
杉並区議会議員
増田裕一 事務所 行



2015年3月26日(木) 「区政報告会」に

出席します () 名



欠席します

フリガナ

ご芳名

ご住所

電話番号 ()

◇ 杉並区政に対するご意見・ご要望

78

※ 恐れ入りますが2015年3月23日(月)までにご出席の有無をお知らせ下さい。



富本卓議員の2014（平成26）年度広聴広報費、区政報告関係費用

富本議員は毎年、政務活動費の領収書綴りに
 「政務活動費の主な按分の考え方等」
 「主な成果事例」

の2点を添付しているのがとてもわかりやすく、他の議員も見習ってほしい処である。

富本卓議員の区政報告関係の費用は、按分無し、50～32%等、記事の内容に応じて、按分比をそれぞれ設定し、支出している。

しかし、請求人が区民の目線で検証すると、必ずしも富本議員の按分比とは合致しないので返還を求める。

7/14, 123,760円 区政報告作成代A5版について、
 A5版両面カラーでリーフレットのようにになっている。

区民とともに
きめ細かい行動力で 地域に笑顔

政治理念 5か条

あるべき姿。
 真面目に頑張る人が報われる社会づくり。
 投資効果のある政策。
 パラマキでなく、「種まき」の政策づくり。
 税の使い道に公平。
 多くの区民に幸せを呼ぶ視野の広い政策づくり。
 正すべきは正す。
 責任を持って 逃げずに本音で語る政治づくり。
 世相をキャッチ。
 社会学の視点を持った政治づくり。

プロフィール
富本卓 Taku Tomimoto

昭和42年6月10日 大阪生まれ ふたご座 B型 47歳
 大阪教育大学教育学部附属池田小、同中、府立桜塚高校、早稲田大学へ。
 在学中より石原伸晃代議士の秘書となる。
 平成11年 杉並区議会議員初当選。以後連続当選。現在4期目。
 この間 第65代・第69代杉並区議会議長をはじめ 多くの役職を歴任。
 現在は 杉並区議会自由民主党幹事長（4年連続）、議会運営委員長（同）、
 自由民主党杉並総支部幹事長等を務める。
 地元では保護司、広小路親米会商店会副会長、西荻窪商店会連合会青年部 等で活動。

「未来に誇れる杉並」宣言!

とみもと卓 47歳

杉並区議会議員
 議会運営委員会委員長（4年連続）

元 石原伸晃代議士秘書
 自由民主党

本区流政

自由民主党杉並総支部幹事長
 区議会スポーツ振興議員連盟会長(超党派)

区民相談実績 =15年間で908件!! 区政のお困りごと等
 お気軽にご相談を!

とみもと卓 事務所 www.taku-tomimoto.jp
 〒167-0042 東京都杉並区西荻北4-8-8-302
 Tel/Fax: 03-5392-4103
 E-mail: info@taku-tomimoto.jp
 blog: http://ameblo.jp/taku-tomimoto/

討論資料 | 区政報告

4期目の報告 確かな実現力で みんなに笑顔 **とみもと卓の実績**

「暮らしやすい都市 杉並」づくり
 ・すぎ丸バス かえで路線の一部路線変更の実現
 ・西荻地域の道路改善・カラー舗装化 防犯カメラ設置
 ・商店会副会長として 現場目線での商店会施策の推進
 ・善福寺川の河川改修で ゲリラ豪雨・水害対策の充実
 ・公共バイク駐輪場の計画事業化

「子育て安心都市 杉並」づくり
 ・保育園の増設、定員増のハード面の拡充
 ・保育指数の改善やコンシェルジュ制度の導入などソフト面の充実
 ・私立幼稚園への支援拡大
 ・区立小中学校の私費負担の軽減
 ・IT教育の推進

「納得納税都市 杉並」づくり
 ・減税自治体構想に代わる 財政の5大ルール の制定
 ・利用者と未利用者の格差解消 施設使用料の適正化
 ・保育料等の滞納者対策の強化
 ・生活保護施策による 逆転現象への警鐘
 ・議会の新ルール、申し合わせ事項の制定

「スポーツ・健康都市 杉並」づくり
 区議会で初! 政策的議連・スポーツ
 振興議員連盟(超党派)の立ち上げ
 都立高校体育館の区民への夜間開放のモデル事業化
 杉並区健康づくり推進条例の制定
 歯科保健センターの機能強化
 緩和医療ケア体制の充実

「忍可外も酒杯 特別実情調査」
 「忍可外も酒杯」特別実情調査

子育て特別委員会

未来へのプラン 豊かな発想力で 未来に笑顔 **任せた卓さん!** **とみもと卓の約束**

・巻き起こせ! 「杉並 オリンピックムーブメント」
 ・バリエーション溢れる施策で「子育て先進都市 杉並」の実現
 ・活きた対策を「実践的で現場目線の防災対策」の一層の充実
 ・その時に慌てない「高齢者介護施設」と「地域包括ケア」の強化

・人材こそ 日本の資源「力強く社会を生きる力を育む教育」の推進
 ・次世代への責任「魅力ある施設再編」の着実な実現
 ・真面目に頑張る人が納得できる「生活保護支援策の抜本的改革」
 ・議会の責任で 未来にツケを残さない「健全財政」の維持

民間の知恵を役所に「行革」の推進と「経済効果」を意識した区政
 ・誰もが元気で「健診事業」の対象年齢の拡充と受診率の向上
 ・他者を思いやり、寛容な心を育む「道徳教育」の一層の実践
 ・活動促進には基礎整備「町会」「商店会」等への助成」の実施
 ・一部の区民にしわ寄せが行かない「新たな自治のシステム」の創造

・高齢社会と施設再編に対応「小型交通システムの推進」で交通不便なし
 ・安心して歩ける街を「自転車ルールの強化」と「歩きスマホ」の防止
 ・身近で気軽に集える「高齢者ふれあいサロン」の全区での開設
 ・「街を快適に」「電線の地中化」の推進
 ・「障害者にやさしい街」は人にやさしい街づくり

表面の半分はとみもと卓47歳と書き、大きな顔写真である。あとの半分は「頼れる卓さん」と富本議員のプロフィールで、全然区政報告ではなく、富本議員の知名度を上げるための広報活動であり、政務活動ではない。

「政務活動費支出の基本的な考え方」の「按分の原則」「透明性の原則」に基づき、最大に見積もって、按分比50%である。

よって、かかった費用123,760円の50%の61,880円の返還を求める。

3/31, 108,000円 区政報告B4版について、
 按分無しでかかった費用の100%を計上しているが、紙面の約半分が、富本議員の顔写真、名前、自身の経歴等で占められていて、政務活動ではない。

「政務活動費支出の基本的な考え方」の「按分の原則」「透明性の原則」に基づき、按分比50%相当である。

よって、かかった費用108,000円の50%の54,000円の返還を求める。

大和田伸議員の区政報告、区政報告会、区議会報告用葉書について

○区議会レポート平成26年春号と5月17日の区政報告会にかかった経費

大和田議員は按分なしで、すべての経費を政活費から支出。

内訳

4/13, 4800円区議会レポート発送備品宛名ラベル (按分なし)

4/17, 13,450円 区政報告会案内用紙イエロー5000枚 (按分なし)

～大和田 伸 区政報告会～のお知らせ

日時 5月17日(土) 時間午後7時00分～(1時間程度)

場所 セシオン杉並、3階「集会室」

*当日は石原のぶてる環境大臣をはじめ、

ご来賓の方々にもお越しいただく予定です。の案内チラシ。

おおだしん
～大和田 伸 区政報告会～
のご案内

おかげさまで、区議会議員として3年が経過を致しました。
改めて皆様に御礼を申し上げますと共に、この間の杉並
区議会での活動や、杉並区政の現状等をご報告させて
頂きたく、下記の通り、『大和田 伸 区政報告会』を
開催致します。ぜひ、お越しください！

記

日時:5月17日(土)
時間:午後7時00分～(*1時間程度)
場所:セシオン杉並
3階「集会室」
(杉並区梅里1-22-32 TEL3317-6611)

*当日は石原のぶてる環境大臣をはじめ、
ご来賓の方々にもお越し頂く予定です。

*特に「区政報告でお聞きしたい内容」が
あれば、恐れ入りますが事前に大和田
事務所までご連絡頂けると幸いです。

4/25, 352,037円区議会レポート郵送料合計

内訳杉並郵便局 @51×4,807通=245,157円

荻窪郵便局 @64×771通=49,344円

杉並南郵便局 @64×899通=57,536円

4/30, 70,843円 区議会レポート発送用封筒印刷代(按分なし)

5/9, 99,468円 区議会レポート作成・印刷代(按分なし)

大きな和、大和田 伸 33歳、直球で真っ向勝負!大和田議員の顔写真

4色刷り、7000枚印刷。

紙面は大和田議員の約20枚の写真、石原のぶてる・舛添要一氏との写真等、明らかに政務活動とそうでない活動の記事が混在している。

5/17, 2,340円区政報告会会場費(第5集会室、定員は26名)

大和田議員が領収書に記載した使用人数は20人。

4,680円区政報告会会場費(第6,7集会室の一体使用で定員は56名)

同じく大和田議員が領収書に記載した使用人数は50人

32,141円区政報告会お茶代240本

(大和田議員は領収書貼付用紙の備考欄に来場者250名と記載)

区政報告会については平成25年度の住民監査請求でも指摘した。

第5と、第6,7集会室と2か所に分かれ定員は両方を合わせて最大82名であるが大和田議員は使用人数は合計で70名と領収書に記載している。大和田議員は使用人数を領収書に70名と記載したが、お茶代ペットボトルについては250名参加と書いてある。参加者数とペットボトル本数との数の差が、25年度同様、かなり大きい。どうして250名が参加できたのか、説明を求める。明らかに定員オーバーで消防法に違反している。

上記の案内チラシにあるように石原のぶてる環境大臣等を招いての集まりであり、政務活動として区政報告とは言い難く、政活費からの支出を禁じられている選挙活動・政党活動・後援会活動を含むものである。

上記にかかった費用の合計は579,759円である。

内訳

4/13のラベル代 4800円+4/17の 区政報告会案内用紙代13,450円+4/25の郵送料代, 352,037円+4/30の封筒代 70,843円+5/9のレポート作成・印刷代 99,468円 +5/17の会場費 2,340円と4,680円+お茶代32,141円

以上、区議会レポート平成26年春号と5月17日の区政報告会にかかった経費には政務活動とそうでない部分が混在しているので、「政務活動費支出の基本的な考え方」の(2)按分の原則、に基づきかかった費用の50%289,879円の返還を求める。

○区議会報告用はがきについて

12/18, 312,000円区議会報告用葉書代(按分なし)

セブンイレブン新宿西落合1の東店で52円葉書を6000枚買った。

12/22, 7,099円区議会報告用ラベルシール(按分なし)

お正月直前の12/28に、杉並郵便局で3回に分け、区議会報告用葉書を買った。

21:26に52円はがき150枚7,800円、

同じく21:26に52円はがき200枚10,400円

21:28に52円葉書50枚2,600円の3回。

合計400枚20,800円。(按分なし)

1/5, 71,280円区議会報告はがき印刷代(按分なし)

領収書には印刷部数が記載されていない。印刷部数が不明である。

領収書は1月5日になっているが、請求書は12月27日である。28日に購入したはがき400枚の印刷代はどうか、疑問である。説明を求める。

大和田議員は区議会報告用はがきと知っているが、請求人から見れば、年末年始のあいさつ文であるが、大和田議員は100%を政務活動として按分なしで政活費から支出した。このはがきについて、大和田議員から100%政務活動であるという根拠の説明を求める。

区議会報告用葉書にかかった費用の合計は411,179円である。

内訳、はがき代52円×6,400枚=332,800円

直球で勝負!!



平成二十七年一月

杉並区議会議員

大和田 伸

《杉並区議会報告》

ラベルシール 7,099円

印刷代 71,280円

皆様には健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。
私が河野庄次郎前区議会議員の後継者として歩み出してから、早4年が
経ち、まもなく今春、一期目の任期も終えようとしています。
―東日本大震災―。この大きな悲しみを胸に刻み、私はこの4年間、
杉並区を災害に強いまちにする、このことに全力を傾けて参りました。
耐震性を有する区内の建物は全体の8割に向上しました。幅の狭い
道路の拡幅整備は区職員の戸別訪問等により、区内の道路総延長の約2割を
実施して参りました。空き家対策は区独自の「空き家実態調査」により、
今後、区が積極的に関与するための一歩を踏み出しました。
私の責務はまさに、これらの芽をしっかりと将来に渡って育むことです。
大和田 伸、三十四歳。本年も決意を胸に区政に臨みます。

「政務活動費支出の基本的な考え方」の(2)按分の原則、に基づき、かかった費用の50%205,589円の返還を求める。

(平成26年4月、杉並区議会事務局から、すべての議員に配布された
「政務活動費の支出に関する事務処理について(平成26年版)」

P6の【ハガキの購入】欄に

・ハガキを大量に購入する場合は、その理由を示すなど説明が必要です。

(換金可能な点に留意)

と、書いてあるのには、驚いた。

このような議員が杉並区にはいたのだろうか。

大和田議員ははがき印刷部数について、説明をしなければ、区民に疑念を持たれる恐れがある
るので、説明をすべきである。

1/28, 100,000円会派区政報告作成費については別紙

脇坂たつや議員の区政報告関係費用について

脇坂たつや議員 交付額192万円、 支出192万円、 残額0

脇坂議員は「杉並区政レポート惑星」vo1.10とvo1.11と号外、それと自民党会派全員で出した「私達は杉並区の専門家です」の4種類の広報を発行した。全ての広報にかかった費用の全額、按分なしで100%を政活費から支出した。その総額は1,568,836円で、政活費の80%強を占め、非常に偏った使い方である。

区政報告等にかかった費用の100%を政活費から支出しているが、脇坂議員が按分比を100%と申請しているだけでその根拠はない。

区政レポート惑星の紙面には「脇坂たつやプロフィール」が必ず書いてある。按分なしでこの広報の経費を政活費から払っていることは、「脇坂たつやプロフィール」の記事も、政務活動と理解しているのであろうか。自身のプロフィールまで、政務活動と捉えているならば、政務活動本来の趣旨に反している。

区政レポートの題字、脇坂議員の数枚の写真、名前、プロフィール、議員自身の定例会や委員会での発言で紙面が構成されている。

脇坂議員も広報を出す目的は自身の宣伝活動であることは否定しないだろう。

そのため、多くの議員は、按分をしているのである。区政レポートの紙面を見て、脇坂議員が按分せず、100%計上した根拠が不明である。

要するに区政レポートは、調査研究を主とした政務活動だけでなく、そうでない部分が混在しているのである。

「政務調査費検討会」(平成20年3月)では
「政務活動費支出の基本的な考え方」として

(1) 実費弁償の原則、(2) 按分の原則、(3) 透明性の原則、を決定した。

(2) 按分の原則、では「調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区分することが困難である場合には、社会通念上相当な割合による按分をして」としている。社会通念上とは50%程度をいうのではないだろうか。

(3) 透明性の原則では、「用途内容を区民に説明できるよう留意して調査研究その他の活動を行われなければならない」としている。

政活費の80%強を区政レポートだけに費やす政治姿勢は、透明性の原則に悖る。

区政報告関係、1,568,836円の内訳は以下のとおりである。

このうち、脇坂議員が区政レポートに要した費用は1,468,836円である。

6/2, 291,600円、区政レポート代 (26250枚)

7/11, 103,129円、封筒・レポート号外・封入代 (3000枚/3030枚/3030セット)

7/11, 167,368円、発送代 (区政レポート3030枚)

7/11, 143,132円、ポストイング代 (22850枚)

12/24, 294,624円、区政レポート代 (27500枚)

《1/28, 100,000円、「私達は杉並区の専門家です」 (自民党会派人数12人で按分)》

2/4, 106,953円 封筒・封入代 (4000枚/3943セット)

219,211円、発送代 (区政レポート3943枚)

142,819円 ポスティング代 (22800枚) 以上

脇坂議員が区政レポートに要した費用1,468,836円の50%734,418円の返還を求める。

注《1/28, 100,000円、「私達は杉並区の専門家です」 (自民党会派人数12人で按分)》
については、別の欄に、書いてある。

今井ひろし議員の「今井ひろし通信」vol,5、vol,6の費用について

○「今井ひろし通信」vol,5、vol,6にかかった費用 合計1,246,860円

10/28, 172,800円 vol,5「今井ひろし通信」ポストイング料金

@10円×16,000枚+消費税

今井洋区政報告チラシポストイング料 配布地、高井戸西、東、上高井戸、下高井戸

1/29, 172,800円、 vol,6「今井ひろし通信」ポストイング料金

@10円×16,000枚+消費税

今井洋区政報告チラシポストイング料 配布地、高井戸西、東、上高井戸、下高井戸

10月、1月共に発注先はヴェラ マッキナ 代表B

〒168-0071高井戸西1-29-2ヴェラカーサたかの601である。

他の議員と比較し、チラシポストイング代の単価が約2倍の料金であり、非常に高額である。ポストイングをした業者の「ヴェラ マッキナ」をインターネットで検索すると、「自動車やマンション等」の販売業と出てくる。インターネットに載っているこの業者だろうか。他議員に比べ、2倍以上の価格でポストイングをすることは地方自治法第2条14項に違反する。

3/26, 489,240円 区政報告VOL5制作・印刷代
 412,020円 区政報告VOL6制作・印刷代
 共に支払先は〒197-0823 あきる野市野辺215-1

有限会社 轍 代表取締役C である。

Vol5, 6とも、請求書にデザイン代4点、校正代4点とあり、その意味が不明であり、説明を求める。

他の議員の約2倍のポストिंग代、デザイン代の請求等に説明が必要な部分があり、透明性に欠ける。また、記事の内容も政務活動とそうでない内容が混在しているので「政務活動費支出の基本的な考え方」の「按分の原則」「透明性の原則」に基づいて、かかった費用1,246,860円の50%、623,430円の返還を求める。

1/28, 100,000円 会派討議資料印刷代は別紙

請 求 書 2015年1月19日

No. _____

ヴェラ マッキナ

代表

〒168-0071 東京都杉並区高井戸西1-29-2
 ヴェラカーサたかの601

TEL&FAX 03-3247-5291
 携帯電話 090-1539-8231

今井 洋 様

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額		¥172800	税率	8%	消費税額等	12800
月日	品名	数量	単価	金額(税込)	税	要
	区政報告本印刷	16000	10	160000		
	杉並区高井戸西, 京					
	上高井戸					

お客様コードNo.

請 求 書

No. _____

2015年3月2日

今井ひろし 様

下記の通り御請求致します。

〒197-0823
 東京都あきる野市野辺215-1
 有限会社 轍
 代表取締役
 TEL&FAX(042)558-5182

振込銀行:
 口座番号:
 口座名義:



御 請 求 金 額 ¥412,020- (消費税込)

品名	数量	単位	単価	金額
区政報告書Vol.6制作費用	0	-	0	0
1. デザイン代	4	点	15,000	60,000
2. 校正代	4	点	10,000	40,000
3. 図版制作費 小	2	点	10,000	20,000
4. 写真使用料	1	式	20,000	20,000
5. 印刷費(コート90kg1000部)	1	式	30,000	30,000

吉田あい議員の区政報告関係の費用について

吉田あい議員の区政報告関係の経費は、

○前年の25年度末に出した2014年春季号の郵送費と

○2015年決算号と

○自民党会派全員で出した「私達は杉並区の専門家です」のチラシに
要した費用である。

○5/12, 区政報告ポスティング代146,286円 について

「自由民主党 吉田あい区政レポート、2014年春季号（平成26年）」のポスティング代である。

この、「2014年春季号（平成26年）」は、

前年（平成25年度）の3月27日に印刷代244,650円（按分なし）

3月30日に区政報告郵送代216,364円（按分なし）

合計、461,014円を政務活動費から支出した。

この同じ区政レポートを、25年度年度末に郵送し、さらに年度末から26年度初めにポスティングをして、区民に対し2重に配った。この費用は全て政務活動費＝税金である。

株式会社Aースタイルの発行した領収書には、

ポスティング、2014/3/28～4/12ワンルームを除く配布 31500部

と書いてあり、25年度分も含まれ、政務活動費の支出としては不適である。

記事の内容も、「B4」版の区政レポートに吉田議員の大きな顔写真が3枚、さらに「あいとおばあちゃんの育児日記」等、吉田議員の個人的な内容で占められていて、区政とは関係のない内容が多くある。

「政務調査費検討会」（平成20年3月）では

「政務活動費支出の基本的な考え方」として

(1) 実費弁償の原則、(2) 按分の原則、(3) 透明性の原則、を決定した。

2014年春季号（平成26年）については、「按分の原則」に基づき、按分50%にするのが妥当である。 区政報告ポスティング代146,286円50%の73,143円の返還を求める。

○「自由民主党 吉田あい区政レポート2014年決算号（平成26年）」

按分なしで政活費から960,693円の支出について

11/1, 204,801円 区政報告郵送代、

内訳、荻窪郵便局53440円（835通）、杉並郵便局103683円、杉並南郵便局47678円、
（杉並・杉並南郵便局発行の領収書には部数が書いていないので郵送部数は不明）

12/11, 755,892円 区政報告印刷代（区政報告100000枚、長封筒10000枚）

10万部印刷して、封筒は1万枚である。

ポスティング代の人件費が合計50,000円計上されている。

内訳

D氏に合計24時間、30,000円

11月1日、2日、4日（各9：00～18：00）各日10,000円

E氏に合計16時間、20,000円

11月1日、2日（各9：00～18：00）各日10,000円 以上がポスティング代人件費
実働から考察して1日に9時～6時まで続けてポスティングは無理なのではないでしょうか？枚数は何枚なのでしょう。明確に説明すべきです。

吉田あい区政レポート2014年決算号（平成26年）の記事と内容

決算号も吉田区議の大きな顔写真5枚と子育て奮闘記！の記事で紙面の多くを占めている。特に裏面の幼稚園児数十人をバックに吉田議員の顔写真を載せ、

「明日に羽ばたく子供達が誇りを持てる日本、そして愛ある杉並区を築きます」とコメントをつけているが、幼稚園児の顔の大きさは約5mm、吉田議員の顔写真は約5cm。紙面全体から見て、明らかに政務活動でない内容が多いのである。

吉田議員に顔写真や個人的な内容までを政務活動とする根拠の説明を求める。

請求人は政務活動とそうでない部分が混在していると判断するので、

「政務活動費支出の基本的な考え方」の

「按分の原則」が適用されると判断する。

よって、決算号にかかった経費960,693円＋人件費50000円の
合計1,010,693円の50%の505,346円の返還を求める。

1/28, 100,000円 会派区政報告印刷代*会派人数で割った一人については別紙

高齢者在宅介護や子育ての課題、自分の経験を区政の場へ!

育児と介護、ダブルケア対策について

晩婚化・晩産化の影響で、子育ての時期と家族の介護が重なり、大変な負担を背負う人が増えています。かく言う私も39歳で出産した時には、新生児の世話と96歳の祖母の介護に追われ、大変な経験をいたしました。

このように育児と介護を同時に行うことを「ダブルケア」と呼びます。

問 ダブルケアの人が抱える課題は?

答 出産後の女性が育児に加え、自分の両親や夫の両親の介護をするケースが多く、妻

に負担が集中しやすい。区役所の中で子育てや介護関係の部署など、必要な部署との連携は出来ていますが、子育て、介護の専門性の高い支援を提供できるような部署のネットワークを強化し対応してまいります。

問 精神的孤立を招かないためにも、支援や相談窓口を構築すべきでは?

答 ご指摘の通り、現状から一歩踏み出し、各部署が相談者に寄り添った支援を行うよう積極的に取り組めます。



明日に羽ばたく子供達が誇りを帯てる日本、そして愛ある杉並区を築きます

身元不明高齢者を、出さない取組みを!

他区で認知症高齢者が、身元が不明のまま保護されました。当区でそのような事例はありませんか?

答 現在はありませんが、もし今後、発生する可能性はあります。

問 身元の確認方法など、近隣自治体などの連携はどうなっていますか?

答 名前や生年月日など本人が話した情報や保護された場所などを東京都の情報共有システムに載せ、自治体間で情報を共有しながら身元確認を進めます。

問 高齢者を行方不明にさせない取組みは?

答 GPSを利用した探索システムや地域の助け合いネットワークなど、ハードソフト両面で認知症高齢者を見守ります。

※高齢者の行方不明を未然に防ぐ、方が一方不明になった時には早期発見・保護につなげるために、地域の見守り体制作り、捜索活動に関する取組、身元確認に関する取組、そして介護する家族を孤立させない取組みが大切です。

高齢者が安心して暮らせる杉並区を実現させます!

早急な防災まちづくりを!

問 高円寺・阿佐ヶ谷地域に必要な防災まちづくりとは?

答 狭い道路や主要区画道路の拡幅整備、延焼防止のためのオープンスペースの確保が重要。今後も防災まちづくりに尽力して参ります。

問 都市型水害対策への支援を伺います。

答 雨水浸透施設設置助成、高床化工事助成、防水版設置工事助成など、住宅に雨水が入らない対策助成を行っています。

※高円寺・阿佐ヶ谷地域は、区内有数の木造住宅密集地域。防災に強いまちづくりが急がれます。区は10月から杉六小学校周辺の不燃化特区内全戸訪問を予定。地域と連携しながら、木密地域解消に向け取組みます。

★ 高円寺駅前事務所の後は… ★

施設再編整備計画で今年12月に廃止が決まった高円寺駅前事務所。駅前事務所廃止後には、認可保育園が出来るとの計画です。今のところ43人前後の受入れ規模で、来年の6月に開園の予定です!

働くママが増え、保育園の整備は待たなしです。女性が安心して子供を産み、育てることが出来るよう私も働くママの一人として頑張っています!



☆ 子育て奮闘記! ☆

娘が一歳4か月になりました。歩き回るようになり、目が離せない毎日です。

イタズラが大好きで、議会の質問作をしていると原稿に落書きをしたり、資料を破いたり好き放題です。夜、娘を寝かしつけてから仕事をしようと思っても、そう言う時に限ってなかなか寝てくれません。寝てもすぐに起きて、今度は夜泣きが始まります。また、忙しい日に限って熱を出したり、本当にテンテコ舞の毎日です。

子育てって大変ですね! 高齢出産の私は、毎日、寝せる思いです。(本当に寝せました!) でも、子供から学ぶ事はたくさんあります。自分が感じた課題や経験を、区の子育て施策に繋げてまいります!



今年の防災訓練は子供と一緒に参加しました

祝日には国旗を掲揚しましょう

拉致問題の早期解決を!

日本人拉致被害者の再調査が行われています。当区でも四名の特定失踪者が存在し、けて他人事ではありません。

杉並区では人権教育などの授業を使って、平成25年度小中学校合わせて13校で日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」のDVDを鑑賞。拉致と言う深刻な問題と向き合いました。

拉致被害者もご家族も高齢化が進み、早期の奪還が望まれています。その為にも1人ひとりの意識を高め、全国的な運動として盛り上げる事が重要です!



河津利恵子議員の区政報告No9, No10の費用について

○区政報告No9にかかった費用について、
区政報告No9について、前年度末に、500,718円を支出した。

前年度（2013年度、平成25年度）の
3月19日に制作一式 109,200円
3月20日にA3版27000枚、印刷代、送料、 100,900円
3月24日に折り及び封入に49,055円
3月27日にメール便、ポスティング代 241,563円
合計500,718円を政活費から支出した。

区政報告No9は2014年春号となっていて、2013年度末から2014年度にかけて区民に二重に配布した。

紙面は、表面は河津議員の第一回定例会の代表質問の記事で多くを占めている。

裏面は河津りえ子プロフィール、視察、勉強会・活動の報告等である。

紙面全体では河津議員の数枚の写真、7枚の似顔絵等、政務活動とそうでない記事が混在している。

2014（平成26）年度区政報告No9にかかった費用

4月10日、8,200円 切手 82円×100枚 区政報告No9、郵送費
4月29日、ポスティング代人件費50,000円 合計58,200円である。
上記の金額は、按分なしの金額である。

「政務活動費支出の基本的な考え方」の「按分の原則」に基づき、かかった費用、58,200円の50%、29,100円の返還を求める。

○区政報告No10にかかった費用按分なしで合計713,572円

内訳
1/30, 7,128円、区政報告NO10発送用宛名シール代
2/5, 38,670円 封筒作成費区政報告NO10発送用のり付き6000部
人件費 合計30,000円 区政報告No10、発送作業補助
1/23, 4000円 1/26, 4000円 1/27, 4000円 1/29, 5000円 1/30, 5000円
2/16, 4,000円 2/17, 4,000円
2/18, 137,300円 区政報告NO10印刷費両面4色30000部
2/25, 40,629円 区政報告NO10封入作業3,762部×10円 和泉作業所
2/26, 32,800円 区政報告NO10切手代82円×400枚
2/27, 108,000円 区政報告NO10 データ製作費
3/6, 167,670円 区政報告NO10メール便@45×3450
133,585円 区政報告NO10ポスティング代@5×24738
3/25, 17,790円 区政報告NO10ポスティング及びメール便 阿佐谷北5丁目

以上、区政報告No10にかかった費用691,572円は全て按分なしで、全額政活費から支出した。

特に2/26, 32,800円 区政報告No10切手代82円×400枚は、100通以上出す場合は、安価な「郵便区内特別郵便」があるにもかかわらず、400枚も82円切手を購入することは慎むべきである。

紙面は区政報告とそうでない記事が混在している。この区政報告が配布されたのは、1か月後に迫った区議選の直前である。紙面をみると、かわづりエコプロフィール、永年勤続15周年の表彰、杉並区監査委員に就任して等、議員としての自身の活躍を訴える記事が多い。議員が作成する区政報告に100%政務活動ということはありません。そのために「政務活動費支出の基本的な考え方」として「按分の原則」があるのである。

区政報告No10「杉並区監査委員に就任」（平成21年に続き2回目）の記事に、「公平公正な立場で実効性のある監査を行うことが求められています」と、河津議員は書いている。平成21年度5月30日（土）に監査委員に就任した河津議員は30、31日、土日の2日間の就任で監査委員報酬15万円を受け取り、裁判が行われたことは区民の記憶に強力に残っている。

「按分の原則」に基づき、区政報告No10にかかった費用713,572円の50% 356,786円の返還を求める。

松浦芳子議員のありがとう通信の費用について

○松浦芳子ありがとう通信平成26年10月号の費用767,151円について
杉並郵便局と、杉並南・荻窪郵便局から送った郵便物の重さの違いは何故？

紙面は松浦議員の第3回区議会定例会の一般質問、決算特別委員会での様子。

杉並区内の素晴らしい道徳授業について

杉並区議会議員の政務活動費について、

東京都・杉並区合同総合防災訓練や杉並区の子どもの写真等々が沢山載っている。

内訳

10/21, 3,200円、10月区政報告専用インク代 弘志堂（按分なし）

10/24, 102,600円、封筒代金、10月区政報告用、弘志堂（按分なし）

10/27, 22,000円、宛名ラベル用紙 弘志堂（按分なし）

10/27, 144,640円、区政報告印刷代、プリントネット（按分なし）

10/31 212,256円（3168通） + 81,606円（1218通） +76,849円（1147通）送料

10月号に要した人件費

9月Fへ区政報告資料集め、20時間 20000円

10月Gへ10月号区政報告発送準備20時間 16,000円

Hへ10月号区政報告発送準備50時間 40000円

11月Iへ10月号区政報告ポスティング48時間 48,000円

以上合計、767,151円

紙面に杉並区議会議員の政務活動費について 松浦議員は意見を書いてあるが、書いてある記事の内容と実際の領収書には齟齬があり、松浦議員の領収書には疑問がある。

10月31日の送料、重さの違う郵便物があるのはどうしてか。

212,256円(3168通) + 81,606円(1218通) + 76,849円(1147通) 送料
領収書をみると、実際に松浦議員が払った金額は以下のとおりである。

杉並郵便局、23時05分に区内特別基(定) @67円3168通で212,256円。

杉並南郵便局、22時03分に区内特別基(定) @77円1,218通で93,786円

荻窪郵便局、21時38分に区内特別基(定) @77円1,147通で88,319円は

区内特別基(定)の郵送料は1000通以上であれば、1通当たりの料金は一緒である。

杉並郵便局は@67円、杉並南・荻窪郵便局は@77である。この10円の差は、重さの違いである。@67円は25g以下の定形、@77は25g以上である。松浦議員は、杉並郵便局と杉並南・荻窪郵便局では違う重さのものを送ったのである。

松浦議員は杉並南郵便局からの送料@77円1,218通で93,786円のうち、

それを@67円で計算し、政活費から81,606円を計上した。

荻窪郵便局からの送料@77円1147通で88,319円のうち

それを@67円で計算し、政活費から76,849円を計上した。

松浦議員は、杉並南・荻窪郵便局の送料を10円分、自己負担したのだから問題ないと思っているのだろうが、インク、封筒、人件費、送料等の費用を政活費=税金を使って、区政報告以外の資料を送ったということが、問題である。

その上、紙面には松浦議員の「杉並区議会議員の政務活動費について」の意見を書いているのである。

「政務調査費検討会」(平成20年3月)では

「政務活動費支出の基本的な考え方」として

(1) 実費弁償の原則、(2) 按分の原則、(3) 透明性の原則、を決定した。

(1) 実費弁償の原則 松浦議員のように政務活動とは関係のない物を送ってはいけないのである。

(2) 按分の原則、では「調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区分することが困難である場合には、社会通念上相当な割合による按分をして」としている。社会通念上とは50%程度をいうのではないだろうか。

(3) 透明性の原則では、「使途内容を区民に説明できるよう留意して調査研究その他の活動を行われなければならない」としている。

松浦議員が区政報告とは関係のない物を送り、さらに按分なしで全ての金額を政活費で支出したことは、実費弁償の原則、按分の原則、透明性の原則、に違反する。ありがたい通信平成26年10月号の費用767,151円の50%383,575円の返還を求める。

○松浦芳子新春号合計69,300円

経費内訳

12/30, 17,300円 区政報告新春号専用インク代 弘志堂

人件費 1月Iへ新春区政報告ポスティング48時間 48,000円

Jへ新春号はがき宛名シール貼り 5時間4000円

紙面は松浦議員が和服姿で「本年もよろしくお願ひいたします」の挨拶。

1年間の松浦議員の行動

★杉並区長等の区職員給与が増額等

裏面はアンケートと区議会で松浦芳子取り組んだ質問

政務活動とそうでない記事が混在しているので、按分の原則に基づきかかった費用**69,300円**の50%34650円の返還を求める。

○ありがとう通信平成27年春号（按分75%で733,281円）

内訳

2/11, 197,043円、プリントネット、春号、75%

2/19, 118,260円、春号、封筒印刷、75%、弘志堂

2/19, 103,335円、JUNISO株十二社、春号新聞折り込み 75%

2/21, 170,096円、送料3385通、75%

2/24, 59,697円、送料1183通、75%

2/27, 68,850円、ポスティング。青葉広告(株)、75% 以上

人件費2月HへA 3区政報告春号発送準備 20時間 16,000円

松浦議員自身も75%に按分しているが、紙面は前杉並区長山田宏衆議院議員の記事が多く、区政とは関係ない記事で占められている。政務活動とそうでない記事が混在しているので、「按分の原則」に基づき、按分50%にするのが妥当である。

松浦議員は按分75%で733,281円としているが、紙面からして按分は50%である。按分50%の金額は488854円である。その差額244,427円の返還を求める。

田中ゆうたろう議員の区政報告の経費

田中ゆうたろう議員は「田中ゆうたろう通信」として、

平成26年に初夏号・平成27年に春号の二回及び新年の挨拶状で議会での活動及び自身の政治的意見の報告を行っています。

その区政報告に関する費用を下記に示します。

平成26年初夏号

印刷代	200,657-	按分なし
折り込み代	131,868-	按分50%
発送作業代	221,276-	按分50%
封筒代	66,744-	按分なし
郵送代	19,904-	按分なし

平成27年年賀状

宛名ラベル	18,468-	按分なし
はがき	234,000-	按分なし

平成27年春号

印刷代	648,000-	按分なし
封詰め代	21,004-	按分50%
郵送代	175,606-	按分50%

以上ですが、その出費内容を見ると按分されたものと按分されていないものが有ります。

政務活動費の基本的考え方としては、議員の調査観究・及びその他の活動に資するための必要な経費を認め、調査研究とそうでない部分とを合理的に区分が困難な場合は、社会通念上相当な割合による按分をしなければならないとなっています。

上記の考え方で田中ゆうたろう議員は按分を50%として行いましたが一部だけしかしていません。

報告や挨拶状の印刷をし、封筒を買ってきてそれを入れる作業をし、そして郵送する、その一環の流れで支払いが生じると思うのですが、なぜか按分しないものが有る。

これは社会通念上からするとおかしいと思わざるを得ません。

按分している経費があることは、田中議員が当然、按分すべきと判断して、50%を政活費から支出したのである。

按分していない計1,187,773円も当然、按分すべきである。「政務活動費支出の基本的な考え方」の「按分の原則」に基づき、かかった費用1,187,773円の50%593,886円の返還を求める。

返還請求内訳

区政報告平成26年初夏号	印刷代	200,657円
区政報告平成26年初夏号	封筒代	66,744円
区政報告平成26年初夏号	郵送代	19,904円
平成27年年賀状	ラベル代	18,468円
平成27年年賀状	ハガキ代	234,000円
区政報告平成27年春号	印刷代	648,000円
合計		1,187,773円
<u>返還額合計</u>		<u>593,886円</u>

会派 無所属区民派（けしば誠一区議、新城せつこ区議） 26年度政務活動費監査請求

政活費交付額	3, 840, 000円	
出納簿支出合計額	4, 376, 121円	
収支残額	△536, 121円	(政務活動費記帳超過分)

*384万円以上での政務活動費公金不適切処理手法があるので、監査委員の責任において、政務活動費出納簿、収支報告書の384万円以上の処理を公費会計処理上の違法、規程違反とすること。杉並区監査委員は過去からの請求人らの指摘がありながら、現状追認としているのは、公費処理モラルの欠如がはなはだしい。監査委員が是正指導するからと言って、公費、私費を使い分ける会派会計からして支障を生じたり、手間暇が特段新たに発生するような作業量には無いものである。政務活動費には私費混在ではなく独立した出納簿会計が基本とするべきで、杉並区は早急に是正措置を取るよう請求する。

例えば、企業・団体等において補助金、助成金などと呼ばれるものや、特定科目での予算について経費処理する場合に私費やその他予算科目と混在させるような経理処理は通常ありえない。そのことから社会通念上、納税者視点から見ても政務活動費は区議の活動自体でその内容を規程されているのであって、最後に累計から差引処理するようなルーズで無管理な公費（政活費は報酬の補てんとしてしまう）が許されるものではない。これは区議会としても区監査委員としても大いなる恥と知るべきである。

*当該会派の出納簿処理においては、広聴・広報費のほとんどを占める「区政報告関連支出」計上を按分なしの100%政務活動費（2, 287, 183円）としている。これは以下に述べる理由により違法、不当なので返還を求める。同じく広聴・広報であるホームページ運営管理費計上は50%按分処理としていることとの差異も明確に見当たらないことから、「区政報告関連支出」の50%の返還を求める。

返還要求額	<u>区政報告関連経費分</u>	<u>1, 143, 591円</u>
	<u>拡声器維持費分</u>	<u>9, 463円</u>

無所属区民派に対して上記金額を速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。

① 広聴・広報費検証

会派収支報告書によれば、交付額のうち、広聴広報費支出については
2,421,809円 であり、交付総額の63.07%を占める。

この内訳として主たる経費項目を取り上げると以下である

1) 区政報告関連経費	2,287,183円	按分なし
2) ホームページ運営サポート委託経費	60,885円	50%按分

*各区議・会派にとって区政報告チラシ配布やホームページによる広報活動・政治活動・選挙活動は公私（経費処理手法）に渡り活用されているものである。

請求人らもその自由な主体性ある個々の内容、創意工夫に介入するものではない。

本監査請求上も、政務活動費としてまさに、税金である公費処理が条例規則規程に即して適法か、かつ社会通念上納税者の視点に耐えうるものか、不当ではないかを問うものである。

*これからすると請求人らの過去からの指摘に是正が見られず、監査委員自体が何ら基準無しのままに按分を追認しているだけの無監査、無作為に見える。

今回26年度分も当該会派の出納簿における区政報告とホームページ運営サポート経費における100%按分なしと50%按分の違いが何ら明確に理由説明されていないままである。

26年度分出納簿で以下に個別の支出処理を見る。

*区政報告関連経費の計上実績点検（各領収書、明細書、備考欄等で照合）

26.5.14	郵送料	けしば#212、新城#185	127,602	以下按分無 2502通
26.5.14	郵送料	同	127,194	2494通
26.5.14	郵送料	同	73,185	1435通
26.5.19	郵送料	同	9,922	121通
	(*郵送小計	6552通)		
26.5.21	用紙、インク代		50,629	30,000枚
26.5.21	封筒代		24,624	

26. 7. 7	用紙代	31,999
26. 7. 23	用紙代	15,713
	振り込み代	270
	15,000枚	
26. 8. 27	インク代	13,824
26. 9. 3	印刷代 けしば#230	264,075
	振り込み代	216
	130,000枚	
26. 9. 3	印刷代 新城#200	264,075
	振り込み代	216
	130,000枚	
	(*チラン印刷数計 260,000枚)	
26. 9. 3	作成料#230、#200	40,000
	振り込み代	108
26. 9. 4	作成料#230、#200	60,000
	振り込み代	108
26. 9. 11	配布代#230 (株)アト	178,200
	振り込み代	108
	50,000通 軒並み配布	
26. 9. 17	配布代けしば#230	146,480
	振り込み代	108
	41,100通 軒並み配布	
26. 9. 17	配布代新城#200	231,660
	振り込み代	216
	85,000通 軒並み配布	
26. 9. 29	配布代新城#200	228,096
	振り込み代	432
	64,000通 軒並み配布	
	(*軒並み配布計 240,100通)	
26. 12. 10	封筒代	24,624
	1,000枚	
26. 12. 19	用紙代けしば#235、新城#200	38,522
	振り込み代	216
	25,000枚	
26. 12. 31	郵送料けしば#235、新城#200	125,460
	2460通	

26. 12. 31	同	125, 307
		2457通
26. 12. 31	同	74, 154
		1454通
26. 12. 31	同	9, 840
		120通
	(*郵送小計	6491通)

出納簿による区政報告経費支出合計 2, 287, 183円

これによれば区政報告の展開手法は、郵送による6500通（個人あてと思われる）レベルといわゆるポスティングによる240, 000通余りを軒並み配布として業者委託している。このポスティング配布総数は、業者による杉並区内軒並み配布（199, 440件 首都圏ポスティング協同組合より）基準にも近いものである。

この様な配布手法のチラシ（区政報告、区政ニュース、号外等々）については、広く知名度、活動を広報する意図もあるし、ホームページと同様に実際の内容は多様である（一部区議の議会議事録丸写しの区政報告は例外として）。ここには「按分の原則」（政務活動費支出の基本的な考え方）を適用すべきであり、それからしてもホームページと同じ政活費計上への按分率50%（1, 143, 591円）が最も妥当性がある。

結果、区政報告関連支出の1, 143, 591円の返還を求める。

② 領収書等証憑は適切に

監査委員も良く証憑を点検いただく必要がある点を請求人らは再三述べてきた。適切な経費であるかも判断できないようなポスティング内容内訳の証憑なく、実施日や配布地域等不透明であるものがほとんど。これも業者に内訳明細を作らせればいいわけで（見積もりや請求時点、領収時点でも可）、請求人らは公費としては最低限の事務処理であるに過ぎない・・・とした請求をしてきた経過がある。

その意味からすれば、当該会派のポスティングの証憑類はお手本としたいことを強調しておく（領収書添付9月分#13, 14や）#36, 37等参照）。区議からの自己申告の証憑を甘く追認するだけでは監査と言えない。納税者視点から見ても、区議間の公平性、透明性の観点からも明細書付に是正されるべき点である（条例第10条第1項、2項、規程第3条にある証明となる領収書に違反）。

再度強調しておくが、領収書は規定で内訳はいらない・・・と言う答弁が過去の監査請

求への結果であったが規定から言っても、納税者から言っても、実施できている議員・会派が居る以上認めがたい。印刷代内訳や配布部数、地区、実施日付等は記載が当然で困難性は無く、証明事項として省略を容認する運用は奇異である。法令・条例・規則・規程趣旨からいって透明性を持って処理すべきで内訳を拒否する理由にはならない。企業会計でできているような社会通念上の考え方が、監査委員は是正指導しないとすれば、税金の使途透明性について現状を甘く追認する理由は何か？ 回答を求める。

③ 区政報告内容

区政報告の現物の内容の観点から政務活動費としての按分なしは不当である。当該会派ではホームページ開設は、けしば区議、新城区議の共通であり、その中で、各区議のページ、スペースを持っている。そこには、区政報告、区政ニュースもチラシの画像そのものとテキスト文書も閲覧できるようになっている。区議らのプロフィールやブログのリンクもある。選挙民や支持者、後援者にとっても印刷物（チラシ：DMやポスティングにより配布）の区政報告関連とネット上のホームページは別物として区分けするようなものではなく、自由に閲覧、読み取りする対象のはずであり、どちらかの媒体に限定するニュースがあるとは考えづらいし、不合理である。

区政報告のみに按分なしで全額を政活費に計上することに（配布手法を別にしても）疑念を持たざるを得ない。 それは、ホームページの内容を50%按分で政活費としている当該会派にとって、一方の区政報告（配布物としての）の場合は何ら基準無しで按分なし100%で経理処理してしまっていることへの矛盾である。納税者区民から見ても少なくとも同様な50%按分が適切である。

私費において自由な広聴・広報活動ができる余地がある以上、監査委員は区議の自主性を言い訳に、区政報告関連按分100%を追認すべきではない、是正指導を要求する。

④ 無差別全戸配布（ポスティング）等への節度が必要

客観的に見れば按分なしは政活費を使って無差別に軒並み配布したことになる。 政活費にそのような知名度アップや選挙活動・政治活動につながる活動趣旨は無い、条例、規則、規定違反である。 今回のポスティングも過去を踏襲してその度合い（按分）に何ら是正が無い。監査委員が問題性を指摘し、按分等是正勧告できてないのは不作為にあたる。

繰り返すが、各議員・会派が私費でどのような区政報告や各種広報紙、後援会チラシを無差別全戸配布で出そうと主体的な自由な活動であり、その道は閉ざされていない。

ただし公金である政活費は全く別である。税金・公費として政活費が一括で今回のよ

うな区政報告ポスティングを按分なしで経費処理される状態は条例・規則・規程違反であり、本来的にも区民・納税者にとっては政務調査活動としての按分なし100%は適正処理だとは認めがたく、不当でもある。

政活費の広報費における全区配布、軒並み配布等は区政報告等内容のいかにかわらなく、党派・選挙活動に極めて近い要素を本質的に含むものであり、監査委員は按分なしでの政活費と認められないとすべきものである。（上位法である地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」及び地方財政法第4条第1項「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度こえて、これを支出してはならない」に抵触するルーズな政活費処理である。）

⑤ 紙代・インク代等

広聴・広報費に計上している紙代やインク代は、仮に主たる目的が当座のニュース、号外等の印刷用であろうとも、政活費按分100%も不適切と言わざるを得ない。

現実の運用上は別用途も含め、ある程度自由な使い方と想定されるので、これも按分50%が適切と考える。

その他：

トラメガ（携帯用拡声器）維持費

当該会派は広聴・広報費に計上しているが、この機材の運用では、政活費処理按分なしの100%は明らかに無理がある。使用目的や期間・時間なども証明できるものではなく、多目的運用が現実である以上、これも少なくとも按分50%が適切と考える。

26. 5. 7	トラメガ修理代	15, 996円
26. 6. 11	同電池代	2, 930円
	計	18, 926円

これについては50%按分を求め、返還額は9, 463円を請求する。

以上

2014（平成26）年度 公明党区議会議員区政報告関係費用

川原口宏之議員の区政報告にかかった費用

○区政報告4月号にかかった費用324,870円（すべて按分なし）

4月9日区政報告書郵送料合計130,254円（按分なし100%）

杉並郵便局100878円@51円1,978通

杉並南郵便局20,992円@64円328通

荻窪郵便局8,384円@64円131通

4月11日区政報告書2014年4月号制作・印刷・折り、封入194,616円（按分なし100%）

長3封筒5000枚 35,000円

区政報告2700枚 94,000円

宛名・封入・局出し 2440枚 51200円

紙面は「川原口ひろゆき通信」の題字と予算特別委員会での川原議員の大きな写真、プロフィールで全体の4分の1強を占めている。区政報告に、議員の大きな写真は必要ではない。そもそも、区政報告を発行するということには、選挙を意識して、議員自身のアピールの部分が当然、含まれているのである。川原口議員の写真が強調され、さらに記事の部分の文字が大きく、按分なしで100%を政務活動とは認められない内容である。

そのために「政務活動費支出の基本的な考え方」には「**按分の原則**」がある。

川原口議員には按分なしで費用の100%を計上する根拠の説明を求める。

請求人は、社会通念上相当な割合による按分に基づいて、かかった費用**324,870円**の50%**162,435円の返還を求める。**

○区政報告7月号にかかった費用292,093円

6月18日区政報告用資料作成費3,240円（按分なし100%）

7月11日区政報告書7月号 288,853円（按分なし100%）

有限会社友美堂（中野区弥生町6-5-7）に制作・印刷・折り、発送代行一式及び郵送料

区政報告2700枚 94000円

区政報告 再CTP 2500円

宛名・封入・局出し 2423枚 51,000円

消費税 11,800円

郵送代 @51円1963通 100,113円 @64円460通 29,440円

7月号の紙面も4月号同様、「川原口ひろゆき通信」の題字と本会議での川原議員の大きな写真、プロフィールで全体の4分の1強を占めている。

川原口議員の写真が強調され、さらに記事の部分の文字が大きく、按分なしで100%を政務活動とは認められない内容である。

よって**按分の原則に基づき、かかった費用292,093円の50%、146,046円の返還を求める。**

○区政報告11月号にかかった費用325,985円（按分なし100%）

11月号も、有限会社友美堂（中野区弥生町6-5-7）に制作・印刷・折り、発送代行一式及び郵送料を一括して、発注している。

11月7日区政報告書11月号制作・印刷・折り、封入325,985円（按分なし100%）

区政報告2800枚 94000円

宛名・封入・局出し 2421枚 51000円

消費税 11600円

長3封筒増刷 3000枚 37000円

郵送料 荻窪局 @64円130通 8,320円

杉並郵便局 @51円1,963通 100,114円

杉並南郵便局@64円328通 20,992円

紙面の書き出しは「大変お世話になっています。温かいご支援に深く感謝申し上げます。」の挨拶文であり、5か月後の区議選を意識していると思われる。

「川原口ひろゆき通信」の題字と本会議での川原議員の大きな写真、プロフィールで全体の4分の1強を占めている。4・7月号同様に、**按分の原則に基づき、かかった費用325,985円の50%、162,992円の返還を求める。**

○区政報告1月号（ハガキ）にかかった費用176,975円（按分なし）

請求書の日付をみると、年末の12月26日に区政報告1月号（ハガキ）2700枚を有限会社友美堂（中野区弥生町6-5-7）に発注している。

1月5日区政報告書2015年1月号郵送料118115円（按分なし100%）

杉並郵便局で@52円2,391通（第二種通常はがき）124,332円

割引、バーコード5% -6,217円

1月15日区政報告書2015年1月号制作・印刷費58860円（按分なし100%）

活躍です



堀ノ内2丁目在住の横田勝さん（48歳）をご紹介します。
 横田さんは前頁で紹介した済美山運動場清掃ボランティアグループの中心者として、参加の呼びかけや善福寺川緑地管理センターとの折衝など、グループの発足に尽力され、実際の清掃活動も率先垂範で行なっておられます。これからも宜しくお願い致します。

堀ノ内2丁目バス停に屋根の設置を！

依成病院の建設に伴う環七通りの車線増加工事により、渋谷方面行き都営バス「堀ノ内2丁目バス停」が移設されましたが、利用者から屋根の設置を求める声が上がっています。歩道幅などの要件は満たしているのですが、7月末の要望書提出に向けて署名運動を展開しています。利用者の皆さん、署名にご協力をお願い致します！



杉並区議会公明党 幹事長に就任しました

プロフィール

川原口 宏之 かわらぐち ひろゆき 昭和39年10月生まれ 杉並育ち 49歳

公明党東京都本部労働局長、杉並区議会公明党幹事長、議会運営委員会副委員長、総務財政委員会委員、災害対策特別委員会委員
 【略歴】 杉並区立和田小学校、和田中学校、都立豊多摩高校、明治大学政治経済学部卒
 平成元年～平成18年 自動車メーカー勤務
 平成19年4月 杉並区議会議員初当選 現在2期目
 【所属】 杉並消防団第2分団、明治大学校友会杉並区地域支部、軟式野球杉並ホリデーリーグ、和田小PTA野球部、豊多摩同窓会、豊多摩高校硬式野球部OB会、和田八おやじの会



▲5月31日 杉並区高木簡聴で

みなさんのご意見・ご要望をお寄せください
 電話 090-6004-1360 FAX 03-3380-5514
 メールアドレス kawaraguchi@nifty.com
 ホームページ <http://www.komei.or.jp/km/ts-kt/> (「川原口ひろゆき」で検索できます)



区政報告

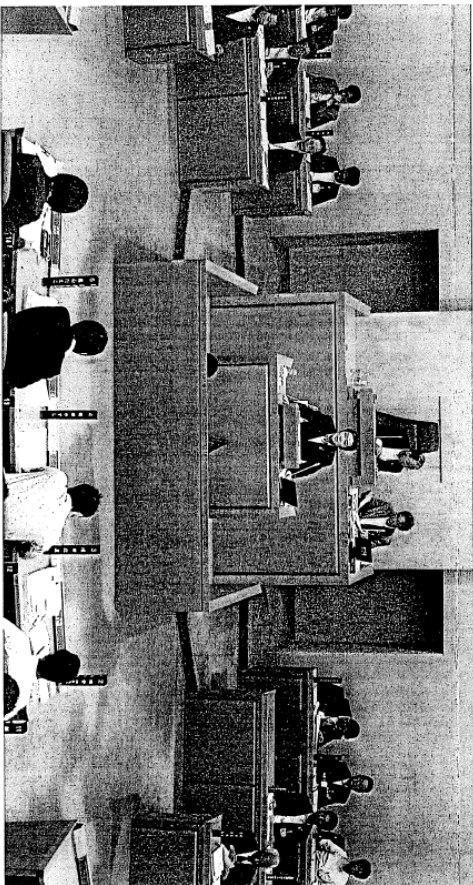
かわらぐち

川原口ひろゆき通信

発行人：川原口宏之 Tel：090(6004)1360 Fax：03-3380-5514 <http://www.komei.or.jp/km/ts-kt/>
 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区議会公明党控室 Tel：03(3312)2111 ホームページは「川原口ひろゆき」で検索できます

いつも大変にお世話になっております。お元気でお過ごしでしょうか。

杉並区議会では5月27日～6月13日まで第2回定例会が開催され、一般会計補正予算（第1号）をはじめ、10議案を審議しました。



▲5月27日 議会初日の本会議で一般質問を行いました

今議会では新条例「杉並区健康づくり推進条例」が上程され、審議の結果、原案通り可決されました。「いのちプロジェクト」および「健康寿命」を延ばす取り組みを推進・主張してきた私たちにとって、大きな成果がまた一つ増えました。

定例会最終日には、正副議長等の選任を行い、議長に斉藤議員（自民）、副議長に大槻議員（公明）が選任され、私は議会運営委員会副委員長に選任されました。併せて、総務財政委員会委員、災害対策特別委員会委員を務めることとなりました。

また、私は杉並区議会公明党の幹事長に就任致しました。全派内の意見集約・調整、対外的な窓口という責任を負うとともに、議会の円滑な運営に努めていくこととなります。自覚も新たに政務を遂行してまいります。

杉並区議会議員 **川原口宏之**

ハガキの書き出しが「新春の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。旧年中は格別のご厚恩に深く感謝申し上げます」

これは新年のあいさつ文である。4か月後の区議選を意識していると思われるが、公職選挙法に抵触する恐れはないだろうか。

按分の原則に基づき、かかった費用176,975円の50%、88487円の返還を求める。

横山えみ議員の「ほほえみメール」No38, 39にかかった費用について

○区政報告「ほほえみメール」No38 にかかった費用320,335円

内訳

4月11日通信印刷代No38 (3000枚) 152,280円 (単価47円) (按分なし100%)

4月15日通信郵送代合計123,853円 (按分なし100%)

杉並方南二郵便局 区内特別基 (定) @67円1,769通118,523円

@82円65通5,330円

4月16日通信郵送代合計12,562円 (按分なし100%)

杉並郵便局 区内特別基 (定) @67円152通 10,184円

@82円29通2378円

4月17日通信郵送代

杉並方南二郵便局@82円20通1,640円 (按分なし100%)

4月 1 2、13日、郵送事務手伝い、各日5000円、合計10,000円

6月20日翻訳代 「アンネの日記」から平和を考える記事の翻訳代 20,000円

横山議員は按分なしでかかった費用の全額を政活費から支出した。

しかし、区政報告を発行することには、選挙を意識して、知名度対策、議員自身の広報活動を含む部分があることは否定できないだろう。紙面をみると、冒頭に横山議員の大きな写真とご挨拶、「特別臨時給付金、公明党が推進！」横山議員の活動記録と写真等、政務活動とそうでない記事が混在している。混在している場合には、議員によっては按分しているが、横山議員は按分なしである。

「政務活動費支出の基本的な考え方」には「**按分の原則**」がある。

横山議員には按分なしで費用の100%を計上する根拠の説明を求める。

請求人は、記事の内容からして、かかった費用の1/4相当の返還を求める。かかった費用

320,335円の1/4の80,083円の返還を求める。

○区政報告「ほほえみメール」No 39 にかかった費用481,752円

11月13日通信送付代合計16,042円（按分なし100%）

杉並郵便局@82円60通4920円

@67円166通11,122円

11月14日通信送付代合計103,850円（按分なし100%）

杉並方南二郵便局@67円1550通、

11月17日区政報告・封筒の印刷 247,860円（按分なし100%）

区政報告通信No39印刷4500枚、封筒印刷3000枚

11月24日 通信No39編集、デザイン料45000円（按分なし100%）

郵送事務手伝い合計49000円

（K20000円、L19000円、M10000円）

11月30日宛名シール作成費N20000円（按分なし100%）

横山議員は按分なしでかかった費用の全額を政活費から支出した。

しかし、紙面をみると、冒頭に横山議員の大きな写真とご挨拶、横山議員がいかに頑張っているかという記事が多い。区政報告を発行する目的は、当然、選挙を意識して、議員自身のアピールの部分が含まれていることは否定できない。

横山議員が按分なしで費用の100%を政活費で支出する根拠の説明を求める。

請求人は「按分の原則」に基づいて、かかった費用の1/4相当の返還を求める。かかった費用の481,752円の1/4の120,438円の返還を求める。

大槻城一議員の区政報告関係の費用

12月22日カメラ固定用三脚の購入

大槻議員は、「区政報告などを作成する時に、本人が写っている写真を撮影するため」と理由を領収書等貼付用紙に書いている。甲は平成18年度から9年間の政調費・政活費を調査しているが、このような買い物をする議員は、今までにいなかった。

3,056円ーポイント分306円＝2,750円、2,750円の按分80%で2,200円を政活費で払った。

区政報告に大槻議員が一人で写っている写真はない。使用した事実は見つけられない。三脚の購入目的は何か。

よって、三脚の購入費、2,200円の返還を求める。

大槻議員の区政報告費用

大槻城一議員は毎年、年度末の3月に、多額の政活費を使っている。区民の目から見れば、予算消化と映る。

2014（平成26）年度も年度末の最終の1週間3月24日～31日に50万円以上の支出があった。

3月23日「料金別納」のハンコ2,268円を政活費で買う（按分なし）

大槻議員はこのハンコをどのように使ったのか、説明を求める。

3月24日区政報告郵送代82270円（按分なし100%）

杉並南郵便局22時25分発行の領収書である。

- ・ [別納1]区内特別基（定）13.5g @67円、884通59,228円
- ・ 第一種定形13.5g @82円105通、8,610円
- ・ 第一種定形13.5g @82円176通 14,432円 合計82270円（按分なし100%）

上記の料金でわかるように、〒166の郵便物は、杉並郵便局なので@67円である。

@82円の郵便物は、荻窪167・杉並郵便局166へ持って行けば@67円である。（?）

大槻議員の自宅から、杉並郵便局までは歩いて約10分である。

荻窪・杉並郵便局から郵送すれば、両方合わせて105通+176通=281通である。@82-@67=15円なので4,215円の無駄な支出をしたことになる。これは地方自治法第二条第14項に違反するので4,215円の返還を求める。

3月26日区政報告印刷代及び発送用封筒代5000セット219240円（按分なし100%）

3月27日区政報告案内状及び封筒（世界堂）封筒@144×3、便箋@240×3、
合計1244円（按分なし100%）

3月30日区政報告印刷代7800枚及び封筒代3000枚206971円（按分なし100%）

区政報告デザイン料30000円（按分なし100%）

3月31日区政報告用ラベル（100%）2292円（按分なし100%）、

区政報告用ラベル印刷インク（按分80%）3307円

ラベル（100%）2890円、

杉並南郵便局23時06分発行の領収書（あと、54分で2014年度は終わり）

郵送代（100%）20090円 @82×245通

100通以上あるのに、安価な「郵便区内特別郵便」を利用しない理由の説明を求める。

「おおつき城一通信ブリッジ」2015①②にかかった費用は上記のとおりである。
かかった費用は按分なしで計上しているが、3月31日の区政報告用ラベル印刷インク

森田実氏とお会いしました！



■森田実氏
昭和7年（1932年）
静岡県伊東市生まれ 82歳
東大工学部 政治評論家

先日、著名な政治評論家である、森田実先生とお会いしました。地方法論の重要性など、様々な政治課題について意見交換をさせていただきました。人生の大転機である森田先生は、無らな人柄で、いつも周りに気を配られる方です。一地方議員の私にも暖かい語りかけて下さり、多くのことを学ばせていただく機会となりました。

森田先生は、近著『森田実の一期一練』でこう述べています。「現在は、大きな変動時代である。自然も変動し、社会も変動し、人の心も変動する。このような大変な時代だからこそ、人生をよりよく生きるための力をもちたい。その力とは、人間の持つ智慧の力だろう。智慧の力とは、何があってもくじけない力、希望をもち続ける力と、いい換えられるのかもしれない。」

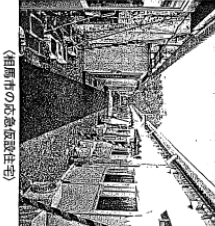
災害や人生の困難と立ち向かう皆様を、地方法論の分野で支え、力を感じてまいりました。

震災から4年 福島県相馬市を訪問

昨年12月、ボランティアの一員として福島県相馬市柗木町の仮設仮設住宅を訪問しました。警察区域のため通行可能道は限られ、所々に警官が立ち、他の車の進入を禁止しており、沿道の住宅はバリエートで塞がれています。

仮設住宅に住む皆様から様々な意見や要望を伺いました。住宅が狭くて物があふれていると、避難所を何度もたためおさんが4回も転校をしたこと。また、南相馬市から相馬市の仮設住宅に入られた方には、自宅のあった南相馬市の情報が届かないことなど、直接伺わないと気づかないこともありました。相馬市役所で現状を伺うと、興住宅が完成するとのこと、しかし、多くの課題が山積していると実感しました。

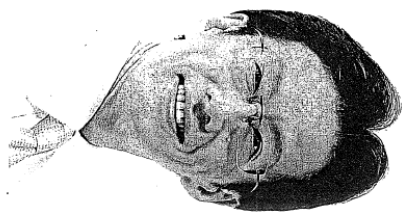
震災から4年目の春ですが、全国からの復興支援が、まだ必要です。



ポニーノーク（おおつき城）で検索できます
http://www.komei.or.jp/gim/otsuki_jouchi/
 区民相談はお気軽にお電話ください
 03-3312-2111（代表）「区議会公明党控室」まで

ブログ（おおつき通信）で検索できます
<http://ameblo.jp/otsuki-jouchi/>

発行人連絡先：杉並区阿佐谷南-1-15-1 区議会公明党控室
 杉並区政報告



110

大橋 じょういち
 おおつき城一通信ブリッジ
 2015.①
BRIDGE



人と地域に信頼と安心の懸け橋

- 〈目次〉
- 1P・・・おあいさつ
 - 2-3P・・・おおつき城、つきない情熱
「おしたのジョーイチ」10の実績
 - 4P・・・「森田実氏とお会いしました」
現地レポート「震災から4年 福島県相馬市を訪問」

いつも真心のご支援をいただき、心より感謝申し上げます。

桜の樹々も、開花の季節を迎えています。

私は現在、第75代杉並区議会副議長の職をいただき、公務として様々な行事に出席させていただいております。多くの区民の皆様から、区政に対して真摯なご意見をお寄せいただく機会も多く、感謝申し上げます。責任の大きさも実感しております。

私は現在2期目ですが、これまで3枚の名刺を使ってきました。1期目は赤色、2期目は緑色、そして現在は黄色の名刺です。

先日、障がいをお持ちの20代の男性とお会いしました。その方は、赤い名刺も、緑の名刺も持っていて下さり、新しい黄色の名刺をお渡しすると、「大橋さん、がんばって！」と、振り絞るような声で笑顔いっばいに、私を励まして下さいました。

一生懸命に毎日を生きている、この方のためには何ができるのか。私の仕事はこの方の役に立っているだろうか。一地方政治家として、常に自らに問い直しながら、愛する杉並で皆様の安心の拠り所をつくり、希望の足場をつくってまいりたいと決意しております。

私のおおつき城一は大きな夢をも、つきない情熱を燃やして、杉並のあしたのために、全力で働いてまいります。

3307円だけ、（按分80%）にしてある。このラベル印刷インクだけが按分80%の理由は大槻議員の説明がなければ、不明である。

紙面をみると、大槻議員の大きな顔写真、桜満開の善福寺川と相生橋の写真、プロフィール、「森田実氏とお会いしました！」の記事等々、政務活動とは関係ない記事が多くを占めている。特に1か月後の区議選選挙公報の大槻議員の欄を見ると、森田実氏が推薦人になっている。この記事は明らかに選挙活動である。副議長経験の大槻議員であれば、このことは政務活動費条例に違反することは十分承知のはずである。

区政報告作成は12,800枚（3/26に5000枚、3/30に7800枚）あるが、領収書で見ると、郵送したのはわずか1,410通である。残りの11,390枚はどのように配ったのか。説明を求める。

3月24日の郵送は884通+105通+176通=1,165通である。

3月26日区政報告印刷代及び発送用封筒代5000セット219240円

3月30日区政報告印刷代7800枚及び封筒代3000枚206971円

3月31日、郵送代（100%）20090円 @82×245通

印刷枚数に比べ、郵送枚数が非常に少ない。紙面には、政務活動とそうでない記事が混在している。このような場合には「政務活動費支出の基本的な考え方」の「按分の原則」「透明性の原則」に基づき、区民に対する説明責任がある。

「按分の原則・透明性の原則」に基づいて判断すると、かかった費用の3/4相当の返還を求める。かかった費用566,012円の3/4の424509円の返還を求める。

北明範議員の区政報告にかかった費用

○北明範議員区政報告11月号（18号）にかかった費用270,442円（按分なし）

11月9日区政報告郵送合計71,420円（按分なし）

荻窪郵便局@67円×596通、39,932円

@82円×384通 31,488円

12月10日区政報告ニュース18号、3840枚199022円（按分なし100%）

森総合印刷（杉並区下高井戸4-7-2）

区政報告第18号@39円×3840枚

DM折り @2円×1500枚
二つ折り @1円×2340枚
封入・シール貼り @6円×980枚
北明範語る会 @9円×1500枚

郵送料について、荻窪郵便局で@67円と@82円の郵送料である。@82円は、杉並・杉並南郵便局へ持参すれば、@67円で済むのである。三局のうちどれかが100通以上の可能性があります。なぜ安価な「郵便区内特別郵便」を使用しないのか。(82円－67円) × 384通 = 5,760円の返還を求める。

紙面の半分は北議員の写真で占められ、北議員がいかに頑張っているかという記事が多い。区政報告を発行する目的は、当然、選挙を意識して、議員自身の知名度を高め、広報活動の部分が含まれている。記事の内容は町会活動が多く、政務活動ではない。北議員が按分なしで費用の100%を政活費で支出する根拠の説明を求める。

印刷枚数は3840枚、郵送は980通

区政報告の印刷枚数は、3840枚であるが、領収書で見ると郵送は980通である。3840枚－980通＝2860枚の区政報告はどのように、区民に配布されたのか不明である。

印刷枚数に比べ、郵送枚数が非常に少ない。紙面には、政務活動とそうでない記事が混在している。このような場合には「政務活動費支出の基本的な考え方」の「按分の原則」「透明性の原則」に基づき、区民に対する説明責任がある。

「按分の原則・透明性の原則」に基づいて判断すると、かかった費用の3/4相当の返還を求める。かかった費用270,442円の3/4の202,831円の返還を求める。

○区政報告19号（ハガキ）にかかった費用264,428円（按分なし。）

1月1日区政報告郵送74,256円（按分なし100%）

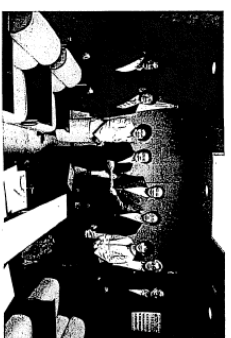
荻窪郵便局第二種通常はがき@52円×1,420通73840円
@52円切手×8枚 416円

1月4日郵送追加572円（11通）

1月16日区政報告115344円（按分なし100%）

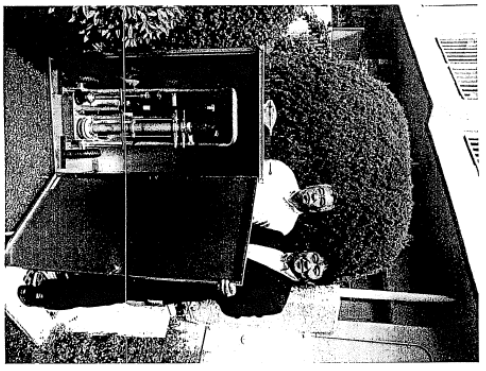
森総合印刷へ 区政報告ニュース19号（はがき両面カラー）@42円×2340枚
シール貼り@6円×1420枚

両面カラー刷りのハガキで、印刷代に@42円かかり、送料が@52円なのではがき1枚に



平成26年10月2日

1. 「災害に強く安全・安心に暮らせるまち」
 木造密集地域の不燃化促進事業の着実な実施（阿佐ヶ谷・高円寺・方南）
 浸水被害の対策強化
 水防情報システムの再構築
 狭い道路拡幅事業の推進（重点地域の設定）
 各駅周辺整備の推進
 地域の実状に合わせた自転車駐車場の増設
 観光事業の推進
2. 「暮らしやすく快適で魅力あるまち」
 狭い道路拡幅事業の推進（重点地域の設定）
 各駅周辺整備の推進
 地域の実状に合わせた自転車駐車場の増設
 観光事業の推進
3. 「みどり豊かな環境にやさしいまち」
 保護樹林維持管理のための具体策の推進
 スペースの監視カメラの設置
4. 「健康長寿と支えあいのまち」
 地域包括ケアシステム構築に向けての諸施策の推進
 障害者優先調達法に伴う支援強化
5. 「人を育み共につながる豊かなまち」
 障害者の就労支援の強化（特例子会社の更なる誘致等）
 産後ケア事業の構築
 食育事業の充実
 子育て支援新システムの権限と責務のもと、子どもの育ちを支援



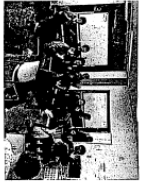
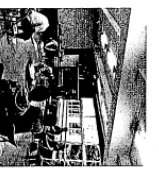
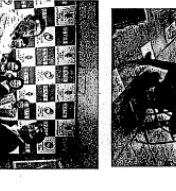
西荻南4丁目
小張様のご協力で初期消火用のスタンバイボックスを敷地に設置していただきました。



まち中でのスタンバイボックス消火訓練



町会主催の普通救命講習
(上) 町会防炎会が派遣した(下)



- 健康体操の指導を初めて6年目を迎えました
- ゆうゆう西荻北館（定員38名） 毎週水曜日午前10：00～10：45
 - ゆうゆう久我山館（定員20名） 毎月第1金曜日午前10：00～10：45
 - 高井戸西区営住宅集会所（定員30名） 第2第4金曜日午前10：00～10：45

北あきのり
2014
第18号11月発行

北あきのり

編集発行 杉並区議会議員
北あきのり
TEL 090 (1690) 1912



日頃より温かいご支援を賜り心より感謝申し上げます。私は暮らしやすい区域の実現と区民のための区政を反映するために政治家が常日頃から地域の皆様と一緒に汗をかくことが最も大切だと思います。2期約8年間、町会防炎会、町会防災会、法人会など、腰を据えて活動を続けてまいりました。結果として地域の皆様から沢山のお知恵をいただき、大きな成果を収めることができたと思っております。これからは「人間主義・現場主義」で「あなたの声を実現する」政治家としてがんばってまいります。皆様の応援を、上ろしお願い致します。



北あきのり
危険な道路に横断歩道設置
消えかかった横断歩道を補修
岡山大学病院認知症早期発見器
21団体との意見交換会
ハロー西荻
震災救援所運営連絡会
竹谷としこ参議院議員と意見交換会
探偵消防団操法大会で1番員表彰をいただきました
HPは北あきのりで検索 北 明鏡

94円かかっている。このはがきを1月1日に発送した。はがきには「旧年中は真心のご支援を賜り感謝申し上げます」と書き、新年のご挨拶である。「北あきのりと語る会」開催のお知らせが、はがきの約2/5を占め、政務活動でない記事がかなり混在している。

はがき印刷代は@42円と高額である。印刷は2340枚したが、領収書から見ると発送した枚数は1420通+切手8枚分+追加の11通で、合計1439通である。

2340枚—1439通=901枚の印刷分はどうなったのか。「政務活動費支出の基本的な考え方」の「透明性の原則」に基づき、901通（印刷代は $901 \times 42 = 37842$ 円に相当する）のはがきはどうなったのか、区民に対する説明責任がある。

「按分の原則・透明性の原則」に基づいて判断すると、かかった費用の3/4相当の返還を求める。かかった費用264,428円の3/4の198,321円の返還を求める。

中村康弘議員の区政報告かかった費用

○区政報告vo120にかかった費用249,101円

7月18日区政報告vo120、3550枚作成封入シール貼り129,630円（按分なし100%）、

森総合印刷（杉並区下高井戸4-7-2）

区政報告@24円×3550枚85200円

三つ折り@2円×3550枚7100円

封入・シール貼り@16円×1733枚

消費税9,602円

郵送代 合計119,471円（按分なし100%）

荻窪郵便局 @82円×224通10.0g 18,368円

@67円×1,509通10.0g 101,103円

荻窪郵便局の郵送代@82円と@67円がある。杉並・杉並南郵便局のうちどれかが100通以上の可能性があります。@82円の224通を杉並・杉並南郵便局から発送すれば、この送料は@67円になる可能性がある。なぜ安価な「郵便区内特別郵便」を使用しないのか。(82円-67円)×224通=3,360円の返還を求める。

郵送した区政報告はA4の両面1枚であり、重さはわずか10.0gである。A4の紙面のうち「中村やすひろ通信」の題字、中村議員の写真、プロフィール等で紙面の2/5以上を占めている。記事は第2回定例会の議員の質疑応答である。中村議員は按分なしで費用の100%

を政活費で払っているが、認められない。中村議員から按分なし100%とした根拠の説明を求める。

印刷した枚数が3550枚、領収書から見ると郵送は1733通である。3550枚－1733通＝1817枚の区政報告はどのように配布したのか。

「政務活動費支出の基本的な考え方」の「透明性の原則」に基づき、1817枚の区政報告はどのように配布したのか。区民に対する説明責任がある。

「按分の原則・透明性の原則」に基づいて判断すると、かかった費用の3/4相当の返還を求める。かかった費用249,101円の3/4の186825円の返還を求める。

○区政報告vol121にかかった費用293,305円（按分なし）

9月4日（区政報告郵送のため）宛名印刷ソフト2,838円（筆ぐるめ）

宛名用ラベル4635円

10月16日区政報告郵送代114,043円

荻窪郵便局@82円×215通、@67円×1439通

10月21日区政報告vol, 21, 171,789円（按分なし100%）

森総合印刷（杉並区下高井戸4-7-2）

区政報告@24円×3600枚 86400円

三つ折り@2円×3600枚 7200円

封入・シール貼り@16円×1654枚 26464円

封筒長3 @13円×3000枚 39000円

消費税 12725円

荻窪郵便局の郵送代@82円と@67円がある。@82円の215通を100通以上にまとまっていれば、杉並・杉並南郵便局からの発送なら、この送料は@67円になる。なぜ安価な「郵便区内特別郵便」を使用しないのか。（82円－67円）×215通＝3225円の返還を求める。

A4の紙面のうち「中村やすひろ通信」の題字、中村議員の写真、プロフィール等で紙面の約1/4を占めている。中村議員は按分なしで費用の100%を政活費で払っているが、認められない。中村議員から按分なし100%とした根拠の説明を求める。記事からして按分1/4が妥当と思われる。

しかしながら、印刷枚数3600枚に対し、領収書からみると郵送は1654通である。約2000枚の区政報告はどのように利用したのか。「政務活動費支出の基本的な考え方」

の「透明性の原則」に基づき、区民に対する説明責任がある。
約2000枚の区政報告はどうなったのか、説明を求める。

「按分の原則・透明性の原則」に基づいて判断すると、かかった費用の3/4相当の返還を求める。かかった費用293,305円の3/4の219978円の返還を求める。

○区政報告vo122にかかった費用227,583円（按分なし）

1月19日作成代vo122、3000枚、封入シール貼り等112579円（按分なし100%）

森総合印刷（杉並区下高井戸4-7-2）

中村やすひろ通信、@24円×3000枚 72000円

三つ折り @2円×3000枚 6000円

封入・シール貼り@16円×1640枚

郵送代 115,004円（按分なし100%）

荻窪郵便局 @67円×1,446通 96,882円

@82円×221通 18,122円

荻窪郵便局の郵送代@82円と@67円がある。100通以上まとまっていれば、@82円の221通を杉並・杉並南郵便局から発送すれば、この送料は@67円になる。なぜ安価な「郵便区内特別郵便」を使用しないのか。(82円-67円)×221通=3315円の返還を求める。

A4の紙面のうち「中村やすひろ通信」の題字、中村議員の写真、プロフィール等で紙面の約1/4を占めている。中村議員は按分なしで費用の100%を政活費で払っているが、認められない。中村議員から按分なし100%とした根拠の説明を求める。記事からして按分1/4が妥当と思われる。

しかしながら、印刷枚数3000枚に対し、郵送は1667通である。約1300枚の区政報告はどのように利用したのか。「政務活動費支出の基本的な考え方」の「透明性の原則」に基づき、区民に対する説明責任がある。
約1300枚の区政報告はどうなったのか、説明を求める。

「按分の原則・透明性の原則」に基づいて判断すると、かかった費用の3/4相当の返還を求める。かかった費用227,583円の3/4の170687円の返還を求める。

〔田中ゆうたろう議員の駐車場料金について〕

田中ゆうたろう議員の駐車場代と選挙運動

前回の杉並区、区議選は2015年4月に行われまして、田中ゆうたろう氏は二期目として当選しました。

当選する為には色々運動をされ、街頭での宣伝活動もやられたと思います。

その、いわゆる街宣は区議となった暁には「こうしたい・こう変えたい」と主張して区民の為に良かれの環境を整える事を訴える場で有ります。

しかし自分の就職運動とも言えます、結構な高給を得られ他に政務活動費も使える職場への。

政務活動費は条例で決められていて、政務に関する諸々の出費は認めますと言う事なので私用には使えない事になっています。

政務活動費は税金で賄われていますので、無駄使いや不要な事に使ってもらっては困る。

今回、田中ゆうたろう議員の政務活動費を調べさせて頂いたところ、議員の駐車場代に疑問が生じました。

駐車場代は広聴広報費の中に含まれます。

自動車に乗って現場に行き、区民の意見を聴いたり問題の場所を確認したりするから広聴広報費になるのでしょうか。

しかし田中ゆうたろう議員の駐車場の支払い領収書を見たところ、区議選挙前年の

12月終わり頃から駅前の駐車場の使用が増え、それも朝6時台から9時台まで時間帯になっています。この時間帯は皆急ぎ足でとても区民意見聴取等できないはずで

これは推察するに、朝の通勤時間帯に街宣を行っているのではないかと。

自分の意見を通勤される区民に訴える行動では有りますが、駐車場代として政務活動費を使って宜しいのか、言い換えれば自分の就職活動に政務活動費を使っても宜しいのか・・となります。

以下、就職活動と思われる駐車場代を上げてみます。

2014年

12月22日 浜田山 7時17分～9時23分 500円

24日 浜田山 6時47分～7時34分 100円

26日 浜田山 6時27分～9時07分 400円

2015年

01月09日 浜田山 6時40分～10時08分 800円

16日 浜田山 6時27分～10時02分 800円

19日 永福町 6時29分～9時20分 300円

20日 永福町 6時23分～8時40分 400円

22日 永福町 6時50分～9時18分 300円

23日 浜田山 6時06分～9時32分 800円

02月12日 永福町 6時30分～9時05分 300円

19日 永福町 7時24分～8時46分 200円

20日 浜田山 6時23分～10時47分 1,000円

26日 永福町 7時13分～9時43分 500円

以上駐車場代、合計6,400円

朝の駅前の駐車場利用は区議選を前にした街宣が含まれていると思われるので、「政務活動費支出の基本的な考え方」の「按分の原則」に基づき、かかった費用の50% 3,200円の返還を求める。

[交通費について]

岩田いくま議員

交通費（調査研究費・広聴広報費）

第2号様式（第3条関係）

政務活動交通費記録簿（4月分）

出納簿 整理番号	4 月分	No. 7
----------	------	-------

議員名 岩田いくま

日	出張先	利用交通機関	経路（出発駅－到着駅）	交通費(円)	項目	備考
1	区役所	JR、井の頭線	阿佐ヶ谷－吉祥寺－富士見ヶ丘	278	調査研究費	区役所にて調査
2	区役所	井の頭線、JR、丸の内線	富士見ヶ丘－吉祥寺－南阿佐ヶ谷 阿佐ヶ谷－吉祥寺－富士見ヶ丘	721	調査研究費	区役所にて調査
8	区役所	井の頭線、JR	富士見ヶ丘－吉祥寺－阿佐ヶ谷（往復）	556	調査研究費	区役所にて調査
10	区役所	井の頭線、JR、丸の内線	富士見ヶ丘－吉祥寺－阿佐ヶ谷 南阿佐ヶ谷－吉祥寺－富士見ヶ丘	721	調査研究費	区役所にて調査
14	区役所	井の頭線、JR、丸の内線	南阿佐ヶ谷－吉祥寺－富士見ヶ丘	443	調査研究費	区役所にて調査
15	荻窪	井の頭線、JR	富士見ヶ丘－吉祥寺－荻窪（往復）	556	広聴広報費	区政相談対応
17	区役所	井の頭線、JR、丸の内線	富士見ヶ丘－吉祥寺－阿佐ヶ谷 南阿佐ヶ谷－吉祥寺－富士見ヶ丘	721	調査研究費	区役所にて調査
18	区役所	井の頭線、JR、丸の内線	富士見ヶ丘－吉祥寺－南阿佐ヶ谷（往復）	886	調査研究費	区役所にて調査
項目別内訳				4,326	調査研究費	
				556	広聴広報費	

上記のように、岩田議員は自宅から出張先の杉並区役所を往復するにあたり、富士見ヶ丘→吉祥寺→荻窪→南阿佐ヶ谷のルートを使っている。吉祥寺からはJRに乗り二駅目の荻窪で下車（現金運賃160円）、荻窪から丸ノ内線に乗り換えて一駅目の南阿佐ヶ谷で下車（現金運賃170円）している。片道運賃に330円かけている。JR吉祥寺→阿佐ヶ谷に直行すれば160円の支払いで済む。荻窪駅でJRから丸ノ内線に乗り換えることで330円－160円＝170円も高くなる。往復で170×2＝340円も高い運賃を支払っている。少しでも安い料金を選んで暮らしている庶民感覚からすれば、荻窪駅でわざわざJRから丸ノ内線に乗り換えることで倍以上高い運賃を支払うことは無駄としか思えない。市民感覚から逸脱した高い運賃の支払いをこれまでの監査委員はすべて認めてきた。原資が税金であることを無視した監査は許されない行為である。

岩田議員は運賃を全てスイカで支払っている。

スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）の提出を求めるのが妥当と考えられる。

スイカ等の利用記録簿は小川宗次郎議員がすでに提出をしているので、これは区議会議員として不可能ではないはずである。

岩田議員にスイカ履歴記録の提出を求めるとともに、
合計金額79,579円の1/2の39,785円の返還を求める。

岩田議員交通費明細

	調査研究費	広聴広報費
4月分	6,654	1,112
5月	8,982	2,028
6月	6,861	1,606
7月	7,249	494
8月	5,790	1,822
9月	7,375	
10月	3,327	
11月	8,096	
12月	3,996	
1月	6,632	
2月	4,604	<u>402</u>
3月	<u>2,493</u>	
合計	<u>72,059</u>	合計 <u>7,520</u>
総合計	<u>79,579円</u>	

はなし俊郎議員の person fee

政務活動補助職員賃金として、毎月、限度額の50,000円を政務活動費から出している。（補選当選なので政務活動費交付は7～3月分）

毎月、限度額の5万円の person fee を計上する議員はほとんどいない。 person fee を必要とする勤務内容について、明確な開示を求める。

補助職員の勤務内容は区民相談補助業務が多い。時給は1,000円である。

区民相談補助業務に費やした時間と金額は以下のとおりである。

日にち（労働時間）で書く。

7月は合計51時間

4日（3時間）、5日（5時間）、6日（5時間）、9日（4時間）、
10日（7時間）、11日（5時間）、12日（6時間）、14日（2時間）、
15日（2時間）、16日（6時間）、22日（2時間）、23日（4時間）

8月は合計20時間

4日（7時間）、5日（7時間）、6日（2時間）、7日（4時間）

9月は合計34時間

8日（6時間）、13日（6時間）、17日（7時間）、18日（7時間）、
22日（4時間）、27日（4時間）

10月は合計26時間

2日（1時間）、4日（7時間）、11日（4時間）、15日（7時間）、16日（7時間）

11月は合計19時間

15日（4時間）、17日（7時間）、22日（4時間）、29日（4時間）

12月は合計11時間

3日（7時間）、4日（4時間）、

1月は合計19時間

6日（7時間）、7日（7時間）、26日（5時間）

2月は合計10時間

14日（4時間）、18日（6時間）

3月は合計33時間

16日（6時間）、17日（6時間）、18日（6時間）、20日（4時間）、
23日（6時間）、24日（5時間）

以上、区民相談補助業務に費やした時間は合計223時間である。

政活費から223,000円が支払われた。

政務活動費支出の基本原則の透明性の原則に基づき、

一日の勤務時間として、7時間にわたる長時間の区民相談補助業務の勤務場所の開示を
求める。

また、区民相談に補助職員を223時間必要とする理由を求める。その説明に合理性・
妥当性のない場合は人件費の区民相談補助業務に費やした223,000円の返還を求める。

人件費で「杉並区内警察署放置バイク等調査補助」に18時間費やした。

10月21日（7時間）、22日（6時間）23日（5時間）以上合計18時間、

杉並区内警察署放置バイク等調査補助は、議員の仕事ではなく、警察の仕事である。よ
って、杉並区内警察署放置バイク等調査補助に費やした人件費、18,000円の返還を求
める。

河津利恵子議員の人件費

河津議員の人件費は時給 1000 円である。調査研究として補助職員に 414 時間、
414,000円の人件費を払った。

また、10月27日には行政視察のまとめで補助職員に3時間分3000円を払った。

調査研究の内容は、「特別支援教育介助員に関する調査研究」「小中一貫教育に関する調
査研究」「障がい児保育に関する調査研究」「生活保護受給に関する調査研究」等々であ
る。区政の問題を調査研究することが議員の仕事と思われるが、補助職員がいなければ、
調査は不可能なのか、説明を求める。

「調査研究」のために政活費から払った人件費

5月 42時間×1000円＝42,000円

6月 40時間×1000円＝40,000円

7月 38時間×1000円＝38000円

8月 16時間×1000円＝16,000円

9月 48時間×1000円＝48,000円

10月 43時間×1000円＝43,000円

11月 43時間×1000円＝43,000円

12月 42時間×1000円＝42,000円

1月 24時間×1000円＝24,000円

2月 38時間×1000円＝36,000円

3月 40時間×1000円＝40,000円

以上が調査研究に要した補助職員の人件費である。

勤務時間は1日、11：00－16：00の4時間、お昼の休憩をはさみ拘束5時間の勤務日が多い。5時間の勤務場所の開示がないので、調査研究はどこで、どのようにされているのか不透明である。

また、補助職員の調査研究がどのように、区政に反映されているか、不透明である。

10月27日には11：00－14：00の3時間（拘束4時間）補助職員に「行政視察」のまとめとして3時間分3000円を払った。

視察のまとめを行うことは視察に行った議員の仕事ではないのか。

政務活動費支出の基本原則の透明性の原則に基づき

議員本来の仕事と思われる「調査研究」に補助職員が414時間必要だった理由、勤務場所、研究成果についての開示を求める。

視察に行った議員が書くべきである「視察のまとめ」に人件費は必要なのか、開示を求める。

調査研究に要した人件費414,000円と視察まとめの人件費3,000円について、人件費については不透明な内容が多いので、合計417,000円の返還を求める。

横山えみ議員の人件費

名簿整理事務手伝いとして、19時間分19,000円の人件費が払われているが、政務活動として名簿整理は認められる仕事内容ではない。これは選挙に向けた名簿整理であり、政務活動費からの支出が禁じられている経費である。

Lに

10月19日5時間5000円

10月26日4時間4000円

Oへ

10月19日5時間5000円

10月26日5時間5000円

よって、名簿整理の人件費19,000円の返還を求める。

松浦芳子議員の person fee

区政報告会関係で person fee が使われているが、区政報告会を行ったという資料は提出されていない。

4月 Hへ区政報告会準備10時間、10000円

Fへ区政報告会資料集め20時間 20000円

5月 Fへ区政報告会補助 20時間 20000円

12月 Fへ 区政報告会準備 13時間10400円

区政報告会を行ったという証拠書類が提出されていないので、区政報告会の為の経費 60,400円の返還を求める。

吉田あい議員の person fee

person fee はD氏とE氏に払った。

(1) 名簿整理&郵便物発送作業 二人合わせて72時間90,000円

D

E

4月1日8時間(9~18時) 10,000円、

4月1日8時間(9~18時) 10,000円

4月2日8時間(9~18時) 10,000円、

4月2日8時間(9~18時) 10,000円

4月3日8時間(9~18時) 10,000円

9月30日8時間(9~18時) 10,000円、

10月28日8時間(9~18時) 10,000円

10月30日8時間(9~18時) 10,000円、

10月30日8時間(9~18時) 10,000円

(2) 名簿整理は二人合わせて88時間、110,000円

D

E

5月2日8時間(9~18時) 10,000円

3月27日8時間(9~18時) 10,000円

6月29日8時間(9~18時) 10,000円、

3月29日8時間(9~18時) 10,000円

8月3日8時間(9~18時) 10,000円

9月3日8時間(9~18時) 10,000円

12月2日8時間(9~18時) 10,000円

I月7日8時間(9~18時) 10,000円

I月11日8時間(9~18時) 10,000円

2月3日8時間(9~18時) 10,000円

3月2日8時間(9~18時) 10,000円

政務活動には名簿整理という仕事はない。

区民から見れば、議員の名簿整理は選挙のための仕事であって、政務活動費からの支出は禁じられている。

(1) の90,000円の50%、(2) の110,000円の全額、合計155000円の返還を求める。

(3) 陳情対応に払った人件費合計125,000円

D氏に払った人件費

4月13日5時間(10～16時) 5,000円ゴミ出しに関する陳情対応
4月26日5時間(10～16時) 5,000円特養入所に関する相談・陳情対応
5月6日5時間(10～16時) 5,000円臨時福祉給付金についての陳情対応
6月18日5時間(10～16時) 5,000円いじめに関する陳情対応
7月2日5時間(10～16時) 5,000円いじめに対する陳情対応
7月3日5時間(10～16時) 5,000円いじめに関する陳情対応
7月10日5時間(10～16時) 5,000円商店街・街路灯に関する陳情
7月15日5時間(10～16時) 5,000円在宅介護に関する陳情
7月19日5時間(10～16時) 5,000円在宅介護&退院支援に関する陳情
7月26日5時間(10～16時) 5,000円職場でのパ和腹パワハラに関する陳情対応
7月29日5時間(10～16時) 5,000円在宅介護&退院支援に関する陳情
8月11日5時間(10～16時) 5,000円在宅介護支援申し込みに関する陳情対応
8月28日5時間(10～16時) 5,000円騒音トラブルに関する陳情
10月13日5時間(10～16時) 5,000円建築許可に関する陳情対応
10月27日5時間(10～16時) 5,000円単身高齢者の安全に関する陳情
12月7日5時間(10～16時) 5,000円保育園に関する陳情対応
12月21日5時間(10～16時) 5,000円うつ病による休職についての陳情
12月25日5時間(10～16時) 5,000円高齢者在宅介護に関する陳情
1月19日5時間(10～16時) 5,000円高齢者在宅介護に関する陳情
1月20日5時間(10～16時) 5,000円高齢者在宅介護に関する陳情
1月25日5時間(10～16時) 5,000円道路陥没に関する陳情・調査
1月29日5時間(10～16時) 5,000円年金事務手続きに関する陳情
2月26日5時間(10～16時) 5,000円電柱セットバックに関する陳情
3月19日5時間(10～16時) 5,000円職場でのパワハラに関する陳情対応

E氏に払った人件費

3月19日5時間(10～16時) 5,000円職場でのパワハラに関する陳情対応

(4) 調査研究に払った人件費合計115,000円

D氏に払った人件費

5月29日5時間(10～16時) 5,000円「杉並区健康づくり推進条例」の調査研究
5月30日5時間(10～16時) 5,000円狭あい道路拡幅整備に関する調査
6月1日8時間(9～18時) 10,000円軽自動車税改正の調査研究
6月8日8時間(9～18時) 10,000円児童生徒のネット被害防止の取り組み調査
8月5日5時間(10～16時) 5,000円エボラ熱など感染症に関する調査
8月21日5時間(10～16時) 5,000円秒児保育に関する調査
9月10日5時間(10～16時) 5,000円生活保護申請に関する相談対応
9月17日5時間(10～16時) 5,000円区の施設再編整備計画の研究
10月1日5時間(10～16時) 5,000円老々介護に関する現状調査
10月2日5時間(10～16時) 5,000円老々介護に関する各自治体の取り組みについて
10月8日5時間(10～16時) 5,000円ダブルケアについて調査研究
11月7日5時間(10～16時) 5,000円商店街助成金に関する調査
11月17日5時間(10～16時) 5,000円情報モラル教育についての取り組み調査
12月13日5時間(10～16時) 5,000円災害対策特別委員会視察のための事前準備
2月8日5時間(10～16時) 5,000円公衆浴場助成に対する各自治体の取り組み調査
2月10日5時間(10～16時) 5,000円公衆浴場助成に対する各自治体の取り組み調査
2月18日5時間(10～16時) 5,000円男性不妊治療助成に関する調査研究
2月22日5時間(10～16時) 5,000円平和施策に関する調査研究
3月5日5時間(10～16時) 5,000円道徳教育に関する調査研究
3月8日5時間(10～16時) 5,000円就学前教育に関する調査研究
3月29日5時間(10～16時) 5,000円認知症高齢者の在宅ケアに関する相談

(3) 陳情対応に払った人件費合計125,000円

(4) 調査研究に払った人件費合計115,000円

陳情対応、調査研究として払われた人件費は 共に専門性を問われる内容である。吉田議員が政活費から人件費を払っている職員は何らかの資格を持っている専門家だろうか。政治家のベテラン秘書のような仕事内容である。説明を求める。

それから、長時間にわたる陳情対応、調査研究はどのように区政に活かされているのか、説明を求める。

また、1日当たりの勤務時間が長時間であり、勤務場所の開示がないので、人件費の支払いについては不透明な部分が多い。

その説明に妥当性がない場合は、陳情対応、調査研究にかかった人件費合計240,000円の返還を求める。

以上

甲 会則

(1) 市民オンブズマンについて

「市民オンブズマン」とは、市民の立場から行政の不正行為や税金の無駄遣いなどを監視し、是正・改善させるために、さまざまな活動をする団体のことです。北欧に普及するオンブズマン制度とは異なり、誰かに任命されたり、権限を与えられている団体ではありません。行政に属する“官製オンブズマンも宮城県や川崎市、藤沢市などにありますが、市民オンブズマンはそれらとは異なり、市民が自らの意思で自発的に活動する市民運動の一つです。

(2) 設立趣意

日本で市民オンブズマンの活動が始まってから四半世紀を超える歳月が過ぎ、今では全国に80を超える市民オンブズマン組織が活動しています。市民オンブズマンの活動成果として、全国的に行政の「不正行為」や「無駄遣い」などが次々と明らかにされ、行政の体質やあり方が厳しく問われるようになりました。

本来、行政の不正や無駄を監視するはずの監査委員や議会は、十分にその機能を果たしているとは言い難く、むしろ実態は行政と癒着して共に不正や無駄遣いに走る事例も少なくありません。

杉並区においても、区政はもとより、議員や監査委員に至るまで、活動実績のチェックと不正や無駄遣いに対する是正働きかけが不可欠な状態にあると判断されます。

私たちは憲法12条（この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。）の精神に則り、区政を行政や議会に任せきりにすることなく、自覚的な国民意識を大切に、住民自治を発展させて、公正で活力ある社会の実現を目指します。

具体的な活動内容としては、行財政運営に対するチェック機能とその望ましいあり方について、区民の視点から調査研究し、積極的に提言していきます。

全国に広がる市民オンブズマン組織と連携し、情報公開を徹底させ、納税者の権利として税金の無駄遣いや不正な支出をチェックし、真実を明らかにして、悪質な不正に対しては刑事告発も辞さず、公正で効率的な区政の実現を目指します。

地域周辺の市民運動と連携し、共にネットワークを広めていきます。

(3) 会則

1. 名称 甲

2. 目的と活動内容

- ・ 地方自治に対する住民の監視と参加を促進し、公正で効率的な住民主体の活力ある地方自治を目指します。
- ・ 区政の情報公開を促進し、その実態を厳しくチェックします。
- ・ 会員間の交流と情報交換を行います。
- ・ 特定の党派に偏せず、中立的な立場で行動します。
- ・ 会員への報告・連絡・相談にWeb、印刷媒体等による報告書を作成します。
- ・ 全国市民オンブズマン連絡会に参加します。

3. 運営

- ・ 会員により選出された複数名の幹事が互選によって、会の代表或いは共同代表を決めるとともに、各幹事の役割・分担を決めて会を運営します。
- ・ 幹事は定期的に幹事会を開き、会の運営や活動内容を協議し、報告・連絡等の事務を担当します。
- ・ 幹事の中から、会計及び監事を各一名選出し、監事は当会の会計を監査し総会で報告します。
- ・ 幹事の任期は1年とします。
- ・ 年に一度、総会を開催し、活動内容及び会計報告を行い、会の基本方針、会則や次年度の予算を討議し、複数の幹事を選任します。
- ・ 新会員の承認は幹事会によって行われます。
- ・ 会員は杉並区民を原則とし、区で活動する団体や個人も含めます。

4. 会費

・ 個人

年額 一口 2,000円 (何口でも可)
(学生、学生に準ずる方等は、1,000円)

・ 団体・法人

年額 一口 3,000円 (何口でも可)

・ 賛助会員 (区民に限らず、会の趣旨に賛同し、活動を支援し報告を受ける)

年額 一口 1,000円 (何口でも可)

(4) 設立

2007年12月1日

事務局

・ 会則改定

2010年9月1日

2012年9月20日

2014年7月19日

2016年5月27日、意見陳述 甲

【地方自治法】

(選任及び兼職の禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、**人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者**(以下この款において「**識見を有する者**」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とするものとする。

地方自治法第196条に規定されているように、監査委員になれる人は、「**人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者**」でなければならない。

実際に杉並区では、地方自治法196条に基づいて、「**人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者**」がどのように選任されているのだろうか。

以下、杉並区における監査委員制度への意見と対案を述べる。

1) 代表監査委員の人選

杉並区における代表監査委員の人選は、当区の部長を勤めた元職員が、宛職のように、選任されることが続いている。しかしこのことの弊害は、全国市民オンブズマン大会でのテーマでも指摘されている。その理由は、現職の職員や議員たちと、是非を含めた意味で顔見知りに関与した事案に関して監査するにあたって「人情」、「采配」の入り込む余地があることである。なお、行政執行は、民間企業の業務とは異なる手続きの特殊性・厳密性を有することから、その知識と経験のある元職員を選任することに大きな意味があると説明することがある。なるほど一理あると思う。

そこで、対案として、そうであれば、知識と経験があり、かつ疑われるような人脈のない人、つまり他自治体から選任することを、提案する。

2) 識見を有する監査委員の人選

杉並区における識見を有する監査委員の人選は、公認会計士協会から推薦を受けていることが続いている。しかし、非礼を省みず申せば、公認会計士が自治体会計に精通し

ているとは言えない。さらに地方自治法においておやである。実際、かつて私たち甲の意見陳述の場において、「(自分は)地方自治法なんて知らない」と恥じることもなく言い放った、識見を有する監査委員がいた。実際にその場にいた当時の四居 誠監査委員があわててその監査委員の発言を止めようとした態度が強く印象に残っている。そこで、対案として、住民訴訟などの経験のある弁護士を選任するよう提案する。

3) 議員選出監査委員の数と人選

杉並区における議員選出監査委員は、2名が通例である。監査委員制度の来歴を考えれば、議員を選任することに不思議はないのかもしれない。しかし、少なくとも、この10年程の住民監査請求の請求内容は、議員の政務調査費・政務活動費に関するものが多いのが、現実であり、その際、議員は当然ながら、除斥されている。

そこで、対案として、議員選出監査委員の数は、1名とするよう提案する。地方自治法の規定で1名でもよいのに当区はわざわざ2名としているのである。

なお、議員選出監査委員の出身会派は、常に、多数を占める「交渉会派」から選任されており、同じ議員が選出される例が多い。区長がそのように選任している事実があるからである。そこで、会派の限定を取り払うよう提案する。いわゆる、区長野党の議員が、議員選出監査委員になれば、監査の実態に本来の意味を吹き込むことになると、自信を持って提案する。

以上が甲の意見と対案である。

2006(平成18)年度から政務調査費・政務活動費について、甲として住民監査請求を行っているが、毎年、監査委員の仕事が十分に機能しているかという疑問を持たざるを得ない状況が続いている。

杉並区の公式HPによれば、監査については以下のように書かれている。

監査

ページ番号 1005353

更新日 平成 28 年 5 月 19 日 印刷

監査委員制度

(1) 監査委員

区の事務事業が法令に従って正しく執行されているか、区民の福祉増進のため最少の経費で最大の効果を挙げているかなど、行財政全般にわたってチェックすることが監査委員の仕事です。

監査委員は、区長から独立した執行機関の一つで、「委員会」ではなく各委員が独立・対等の立場に立っており、監査結果報告の決定などは、合議に基づいてなされます。

杉並区の監査委員は、識見を有する委員2名（任期4年、1人は常勤）と区議会議員選出の委員2名（任期は議員の任期による）の計4人で構成されています。

- ・ 監査委員 上原 和義 （平成27年6月29日就任）
- ・ 監査委員 岩崎 英司 （平成24年6月29日就任）
- ・ 監査委員 浅井 邦夫 （平成28年5月19日就任）
- ・ 監査委員 河津 利恵子 （平成28年5月19日就任）

(2) 監査委員事務局

監査委員の仕事を補助する機関として、監査委員事務局が置かれています。以上が5月26日現在の杉並区の監査に関する公式HPの内容である。

公式HPに書いてあるように、監査委員は「区の事務事業が法令に従って正しく執行されているか、区民の福祉増進のため最少の経費で最大の効果を挙げているかなど、行財政全般にわたってチェック」しているだろうか。

さらに「監査委員は、区長から独立した執行機関の一つで、「委員会」ではなく各委員が独立・対等の立場に立っており、監査結果報告の決定などは、合議に基づいてなされます。」と記述しているが、監査すべき事項を「最少の経費で最大の効果を挙げている」という観点で厳しく監査をしているだろうか。

添付した 上原和義杉並区代表監査委員から甲に対して出された「可否決定通知書（28情第20号）」によれば、「住民監査請求に関して、会派・議員の説明等を聴取する必要がある場合は、議長に対して調査依頼を行っており、その回答は議長から監査委員に対して行われる」との回答であった。上原監査委員は住民監査の際、議長に調査を任せているとの回答を書いているので、議員に用途について調査せず、「監査委員は議長に任せ、調査しません」と解釈していいのだろうか。

今までの監査の中で問題点はあったが、（22杉監査第227号）で当時の四居誠監査委員は「職員措置請求の監査結果は、第三者的で公平な立場から住民監査請求の当否を裁定し、法定の手続きに沿って公表したものであり、また、住民訴訟が監査請求前置主義を採ることもあって、司法における判決に類似したものとして取り扱うべきものです。したがって、裁定に当たっては、関係者の主張を良く把握し、事実関係を調査し、法令に従って慎重に判断すべきことは当然」と書いている。

いつの監査から「住民監査請求に関して、会派・議員の説明等を聴取する必要がある場合は、議長に対して調査依頼を行っており」となったのだろうか。

監査委員が「関係者の主張を良く把握し、事実関係を調査し、法令に従って慎重に判断することは当然ではないだろうか。

例えば領収書問題であるが、5月20日の新聞に「元千代田区議長が政活費申請に領収書の偽造容疑で書類送検された」と大きく報じられた。元千代田区議長が領収書偽造容疑の金額は7万3千円である。

杉並区の場合、領収書としてコンビニなどが発行する領収証があるが、劣化してほとんど読めない領収書を添付しても、監査委員は領収書として認めてきた。

また、今年4月13日に公明党の渡辺富士雄議員がR&D ISHIWATAという会社に払ったといわれるHP代25万9200円の住民監査請求を行ったが、提出した2日後の4月15日に公明党は収支報告書・出納簿を訂正し、その5日後の4月20日に25万9200円を区に返還した。区民の住民監査請求に対し、公明党渡辺富士雄議員が返還したので、監査は却下になったと上原和義・岩崎英司監査委員から通知が来た。返還すればそれで終わりだろうか。

詳細は監査請求書に書いたが、領収書を発行したR&D ISHIWATAという会社は存在しないことは領収書記載の住所の居住人の説明で明らかである。

甲としては過去の住民監査請求の中で、「R&D社」の問題点について何度も指摘してきたが、監査委員は何ら、現場の検証せずに、「R&D社」の領収書を適切と認めてきたので、2006（平成18）年度から2014（平成26）年度までに「R&D社」に支払われてきた政調費・政活費の合計は1249万に上る。監査委員は議員の説明だけを聞いて、そのまま認め、何ら調査をしないのが実態である。

今までの監査結果書を読むと、「議員が・・・と説明されている」として、監査委員は判断の根拠としてきた。これは、議員の意見を監査委員として検証することなく、議員の意見を復唱・追認して、証拠なしに判断したことを意味する。これは監査放棄である。

甲の開示請求で明らかになった前小林英雄代表監査委員に支払われた給与等の支給額は合計で60,046,800円である。

平成23年6月29日～平成27年6月28日までの就任期間で給料・地域手当・通勤手当・期末手当、その他旅費等の支給合計額が54,105,936円、それに退職手当が5,940,864円あり、総合計で60,046,800円であった。

区のHPに書いてある監査委員の仕事の説明と現実は大幅にずれている。

例えば、公明党議員の会議費と称した菓子の購入。

会議費と称し多額のお菓子を購入していた横山えみ議員のように夜の11時過ぎにアイスクリーム等を購入、大槻城一議員のようにシュークリームを50個買っても、小林・岩崎監査委員は「支出金額の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない」と判断し、適正な支出と認めてきた。横山議員のお菓子の購入は有名で平成20年度は約22万円、22年度は約94000円、25年度は72000円と減ってきたが、区民から見れば異常なお菓子等の購入であった。いかに不当な支出であると住民監査請求を提出しても、監査委員は毎年認めるので、改善されることはなかった。

甲として、改善するために、ブログに公表し、さらに公明党東京都本部に訴えた。

27年度は横山議員の菓子代がなくなった。監査委員には改善を図る手立てがないが、外部に知られることで改善された事例である。

議員が買うガソリンは半額、税金で払うのが当たり前、車を持っていれば、月ぎめ駐車場代の半額を税金で払うのが当たり前、議員とお金の問題がメディアで大きく取り上げられているが、議員になったということで驕っていないだろうか。

今までの監査では人件費のほとんどを認めてきたが、常に上限額の5万円を使うほど、議員に必要だろうか。専門的な知識を要する相談事であっても、いつも同じ人物に人件費を払う、名簿整理党選挙活動と混同して人件費を払うなど、26年度も問題点が多い。

監査委員として、事実に基づき、厳正なる調査を行うことを求める。

添付資料

- ・可否決定通知書（28情第20号）
- ・前代表監査委員 給与等支給額

可否決定通知書

28情第20号
平成28年5月2日

様

杉並区代表監査委員 上原 和義



平成28年4月19日に請求のありました情報の公開については、次のとおり決定しましたので、杉並区情報公開条例第10条第2項の規定に基づき通知します。

1 情報の件名	《請求対象情報》 杉並区議会議員の政務調査費・政務活動費の住民監査請求に関して議員が議長に対し提出し監査委員が管理している書面。 また議員が監査委員に対し提出した書面の開示 (保存年限分)
2 決定の区分	公開できません。
3 公開する日時・場所	
4 公開することができない理由	上記の住民監査請求に関して、会派・議員の説明等を聴取する必要がある場合は、議長に対して調査の依頼を行っており、その回答は議長から監査委員に対して行われるため、上記対象情報については、文書不存在により公開できません。
5 公開できる予定	
6 備考	上記の住民監査請求に関して、議長が監査委員に提出した書面は、平成28年4月12日付け27情第101号の可否決定通知書に記載したとおりである。

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区代表監査委員に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区代表監査委員となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)

前代表監査委員 給与等支給額

就任期間 平成23年6月29日～平成27年6月28日

1 給料等支給額

年度	給料	地域手当	通勤手当	期末手当	その他支給 (旅費等)	計
平成23年度	4,202,727円	609,395円	91,260円	1,826,512円	13,850円	6,743,744円
平成24年度	8,197,368円	1,198,164円	136,800円	3,822,587円	17,630円	13,372,549円
平成25年度	8,246,400円	1,195,728円	136,800円	3,807,682円	37,800円	13,424,410円
平成26年度	8,237,200円	1,194,394円	140,984円	4,090,346円	38,514円	13,701,438円
平成27年度	4,063,090円	589,148円	37,656円	2,149,573円	24,328円	6,863,795円
	32,946,785円	4,786,829円	543,500円	15,696,700円	132,122円	54,105,936円

2 退職手当支給額

退職手当	5,940,864円
------	------------

3 合計支給額 (= 1 + 2)

60,046,800円

陳述書

杉並区議会会派・議員の2014年度（平成26年度）政務活動費に関する措置請求書に関して特に以下を加えて陳述、措置請求とします。

○広聴広報費

ここでは、政務活動費のうち、広聴・広報費の経費処理の全体像からその問題性を指摘し、杉並区監査委員にその違法、不当な処理の実態を強く認識いただき、これ以上甘い監査を引きずらないよう、また、その処理を容認することで結果としてモラル低下を招かぬよう警告したい

別表「会派・議員政務活動費収支報告書一覧(広聴広報費検証)」で全体概要と傾向を見てみると、総じて広聴広報費の支出に占める割合がいかに大きいのが分かる。しかもその多くが按分なし（内容不透明）で政務活動費として計上処理している事実がある。この傾向というものは、過去から少なからず問題点として納税者住民である請求人らが指摘してきたものであり、政務活動費処理についての監査結果として、これまでの議長、議会事務局、監査委員が容認してきた結果を示していることになる。

つまり、このまま容認放置（監査機能なし）すれば、この傾向が拡大するということである。杉並区監査委員委には、その傾向が際立って読み取れる2014年度の収支報告であるという点について、ここに請求人とともに共通認識を持っていただかなければならない。

この全体傾向からいえることは、企業会計であれば、直ちに不適切処理を疑われるものであり（場合によっては拠点での裏金つくりを疑われる）、予実績管理検証や内部監査として立ち入り調査を実施されることとなる。

本社本店と出先の支店、営業所の関係に置き換えればわかりやすい。本社本店は議長、議会事務局と監査委員であり、出先は会派・議員である。

まず、客観的事実として支出処理の何が見えるか？経費科目の広聴広報費という単一科目の割合が突出している、あるいは大半を占める議員の多いことである。全会派・議員の33件単純平均でも広聴広報費は59.9%と6割レベルである。

70%以上で13件、80%以上が6件、90%以上と極端なものが2件もある。そして見逃せない実情として、なおかつ内容の不透明さを象徴しているのが按分なしでの政活費計上である。2014年度政活費収支報告書のこ

の問題性は、企業会計の社会通念上からも誰でも、異様さがわかるものである。この科目に集中している処理に目がいけないようでは議会事務局も監査委員も本来の仕事はしていない（怠慢、不作為、問題意識欠如、是正勧告回避等）といわれることは避けられない。前述してきたように、これらは過去からの監査委員の監査結果（申告追認、是正勧告なし等）が招いている会派・議員の収支申告の実情ということである。

単一科目での経費処理が極端に膨らむということは、企業ならずともそこになにか異常な事由、不正処理、他科目や安易な用途の混入というものを疑うこととなる。問題性は政活費としての広聴広報費たる内容を満たしているか？ であって、個々には請求人らが各会派・議員について措置請求を提出したとおりである。今年度もそれらは極めて透明性に欠けるということを指摘している。

ここでは、監査がルーズで経費処理按分が容認（個々の申告追認）されやすい科目へ処理が流れていないか、という重大な疑義が別表からも読み取れることを指摘する。繰り返すが、単一科目が膨らむのは、そこにいろんな経費目的が入れ込みやすく、按分なしでも追認されやすいと見込むからであって、率直に言えば支出する側としては使い勝手が良いということであり、逆に言えば、いつまでも不透明さを引っ張り健康的な経理処理センスではない。監査委員は、広聴広報費処理については、性善説による議員自主性を理由にした按分比100%などは、もはやその不透明さ容認に限界があることを、請求人らと共通認識としていただきたい。

企業であれば予算管理、営業政策の逸脱、失態であったり、監査見逃しの結果、不適切経理処理が出先に横行している図に等しい。ただ企業の場合は、損益重視で最後の数字を目標利益、黒字化等の決算で挽回する場合もあるが（それでも不適切処理は処罰の対象となりうる）、議員の政活費は公金であり、税金であり、そして経費処理の規定に基づいて透明性をもって処理（もちろん、議員間の公平性も必要）しなければならない。支出科目での金額が企業予算のような割り当てがあるわけではない分、自由な経費処理の工夫ができるといえばできる裁量がある。しかも、政治活動、議員活動全体には議員報酬等私費会計でも運営しているわけで、政活費以外で議員活動をしてはいけないというわけでもない。つまり、自由な議員活動は政活費の規定や監査の徹底により制約されるといった筋合いのものではないことを監査委員には認識していただく必要がある。はっきり言えば、なれ合いになる必要は百害あって一利なし、監査委員は不健全な公費管理を招くようなモラル低下に加担してはならない。何回も言うが議員各個の自主性を尊重するなどという言い訳は

上記からも通用しない。

広聴広報費（主として区政報告の全区折り込みやポスティングング、DM等関連経費）についての按分なしやばらつきに対して、説明がつかないような内容については請求人らは、措置請求として支出額の50%が妥当ではないかとしてその支出差額の返還を求めている。現実には紙媒体ではないホームページでの計上での按分50%他との明確な差異も透明性、公平性に疑問がある。

会派、議員間の公平性（区政報告など選挙活動から政務活動までの幅が広い）も問題で、別表にある中では、年一回の処理で政活費の80から90%以上使い切る議員のケースもある。広聴広報費に支出が集中するということ、しかも具体的支出項目自体も限定されているような手法（ただ一回の区報や区政ニュース等と称する配布）の場合は、当然ながら会派・議員としてはその中に多様な効果を期待するのは必然である。つまり、政活費とはいいがたい記事、選挙活動まがい、本人や会派自体のPR等々も程度の差はあれ、混在する傾向になるということである。

監査委員は、監査に当たりこのような傾向を招いてしまった事態を厳しく受け止めていただきたい。透明性・公平性の欠如した広聴広報費についての按分比については、按分なしの異常さは是正、ばらつきのある会派・議員間の不平等是正、按分各個追認方式（＝自主性に任せるという監査の責任放棄）の反省という観点から、一律に踏み込んだ固定按分比率（50%）を勧告すべきであり、その時期に来ていると措置請求します。

このことがかえって、会派・議員にとって割り切った創意工夫、支出処理の合理性、平等性、ストレスのない広聴・広報費の支出処理につながるものとなり、会派・議員の本来活動の活発化にも寄与するはずである。結果としてそのことが杉並区議会、杉並区行政に反映され、納税者住民にとっても大いに歓迎である。

繰り返すが、監査委員は（制度的には定例で実施していない）今回の政活費の監査と措置請求に対し、勧告できる有効なチャンスを業務上与えられたことをかみしめ、この陳述・措置請求を受け止めていただきたい。

○私費の混入

なお、別表には備考として注記してあるが、会派・議員の政務活動費収入である額（年度計の場合で192万円）を超えた私費会計を混在して収支報告書に計上している不適切処理の議員がいる。いまだにこのような経費処理の報

告書を受理している議会事務局とともに、請求人らの過去からの指摘に何ら改善の措置を勧告してこなかった監査委員の責任は大きい。ここでもルーズな監査は百害あって一利なし、モラル低下を招いてきただけである。是正勧告を措置請求します。

○ガソリン代

企業社会での経費扱いとかい離している例をもう一つ。

用途も証明されないガソリン代（会社内の例として社員の自家用車を業務用に使う場合の処理が議員の自家用車ガソリン代処理と同様ケースと言える）を領収書だけで経費処理することなどないし、根拠薄弱な按分もありえない。企業では通常、走行キロ数見合い（走行記録簿等記載）で実費ガソリン代を交通費として計上するのが常識な処理といえます。客観的根拠もなく、政活費でいつまでも不透明なガソリン代計上を不透明な按分で容認すべきではないのです。監査委員に是正勧告を措置請求します

以上

会派・議員政務活動費収支報告書一覧(広聴広報費検証)

	収入	支出	残額	広聴広報費	同左比率(対支出額)	備考	区政報告関連等経費処理 政活費計上比率
会派 公明党	15,360,000	9,615,481	5,744,519	4,995,045	51.9%		按分なし
会派 共産党	12,960,000	7,397,726	5,562,274	3,962,538	53.6%		
会派 無所属区民派	3,840,000	4,376,121	-536,121	2,421,809	55.3%	過剰支出私費混在	按分なし(HPは50%)
浅井くにお	1,920,000	1,920,000	0	1,556,937	81.1%		
安斉あきら	1,920,000	2,057,076	-137,076	1,999,907	97.2%	過剰支出私費混在	按分なし
井口かつ子	1,920,000	970,841	949,159	517,330	53.3%		
市来とも子	1,920,000	1,919,674	326	1,565,219	81.5%		
市橋綾子	1,920,000	1,920,000	0	626,000	32.6%		
今井ひろし	1,920,000	1,920,000	0	1,365,524	71.1%		按分なし
岩田いくま	1,920,000	1,920,000	0	1,206,939	62.9%		
大泉時男	1,760,000	760,903	999,097	0	0.0%	(逝去27. 2. 4)	
大熊昌巳	1,408,466	1,408,466	511,534	760,598	54.0%		
大和田 伸	1,920,000	1,950,520	-30,520	1,180,661	60.5%	過剰支出私費混在	按分なし
小川宗次郎	1,920,000	560,629	1,359,371	240,226	42.8%		
奥山たえこ	1,920,000	1,487,524	432,476	714,986	48.1%		
河津利恵子	1,920,000	1,936,142	-16,142	842,882	43.5%	過剰支出私費混在	按分なし
木梨もりよし	1,920,000	899,847	1,020,153	831,174	92.4%		按分なし
小泉やすお	1,920,000	612,709	1,307,291	140,650	23.0%		
佐々木 浩	480,000	488,554	-8,554	396,588	81.2%	(辞職26. 6. 22) 過剰支出私費混在	
そね文子	1,920,000	1,920,000	0	624,416	32.5%		
田中ゆうたろう	1,920,000	1,936,797	-16,797	1,684,885	87.0%	過剰支出私費混在	按分なしと按分50%混在
つかはら彩子	1,440,000	1,325,359	114,641	312,338	23.6%	(就任26. 7. 1)	
宮本 卓	1,920,000	1,920,000	0	1,012,233	52.7%		按分バラつき
ばなし俊郎	1,440,000	1,444,758	-4,758	931,320	64.5%	過剰支出私費混在	按分なし
藤本なおや	1,920,000	1,928,608	-8,608	1,366,418	70.8%	過剰支出私費混在	
堀部やすし	480,000	431,928	48,072	375,777	87.0%	(辞職26. 6. 22)	
増田裕一	1,920,000	1,920,000	0	1,429,579	74.5%		
松浦芳子	1,920,000	2,020,426	-100,426	1,536,705	76.1%	過剰支出私費混在	按分なし(一部75%)
山下かずあき	1,920,000	1,981,365	-61,365	1,473,156	74.4%	過剰支出私費混在	
山本あけみ	1,920,000	1,946,144	-26,144	1,452,085	74.6%	過剰支出私費混在	
横田政直	1,920,000	1,921,809	-1,809	800,064	41.6%	過剰支出私費混在	
吉田あい	1,920,000	1,920,575	-575	1,219,379	63.5%	過剰支出私費混在	按分なし
脇坂たつや	1,920,000	1,920,000	0	1,568,836	81.7%		按分なし
合計(33件)	85,760,000	68,659,982	18,065,710	41,112,204	59.9%		

(3会派・30議員)

注:合計残額は
過剰支出(表中
マイナス記載)
は0で集計した

各区行政委員会委員報酬額一覽

平成23年1月1日現在(月額:円)

区名	教育委員会			選挙管理委員会			監査委員		
	委員長	職務代理	委員	委員長	職務代理	委員	識見	議員選出	議員選出
1 千代田	312,000	—	250,000	312,000	—	250,000	312,000	—	156,000
2 中央	307,000	258,000	246,000	307,000	246,000	246,000	307,000	—	166,000
3 港	310,000	—	246,000	310,000	—	246,000	310,000	—	125,000
4 新宿	308,000	262,000	246,000	日額 35,000	—	日額 30,000	308,000	328,000	188,000
5 文京	289,300	250,500	230,900	289,300	250,500	230,900	289,300	—	144,600
6 台東	288,300	—	229,800	288,300	—	229,800	288,300	—	183,000
7 墨田	293,000	—	233,000	293,000	—	233,000	293,000	—	148,000
8 江東	290,000	—	232,000	290,000	—	232,000	290,000	—	145,000
9 品川	287,000	253,000	236,000	287,000	253,000	236,000	312,000	347,000	184,000
10 目黒	282,000	—	226,000	282,000	—	226,000	311,000	331,000	195,000
11 大田	296,000	—	246,000	296,000	266,000	246,000	357,000	—	171,000
12 世田谷	287,000	249,000	238,000	287,000	249,000	238,000	295,000	329,000	167,000
13 渋谷	297,000	277,000	267,000	297,000	277,000	267,000	297,000	317,000	155,000
14 中野	322,000	—	293,000	281,000	—	254,000	281,000	—	136,000
15 杉並	303,000	272,000	242,000	303,000	272,000	242,000	303,000	323,000	151,000
16 豊島	282,000	—	234,000	282,000	—	234,000	310,000	—	155,000
17 北	309,000	—	275,000	309,000	—	275,000	309,000	—	155,000
18 荒川	286,000	252,000	240,000	286,000	252,000	240,000	286,000	—	148,000
19 板橋	312,000	263,000	249,000	312,000	263,000	249,000	312,000	—	149,000
20 練馬	308,000	—	246,000	308,000	—	246,000	308,000	—	154,000
21 足立	291,000	—	233,000	291,000	—	233,000	307,000	—	138,000
22 葛飾	279,000	—	223,000	279,000	—	223,000	279,000	—	134,000
23 江戸川	311,000	—	252,000	284,000	—	219,000	311,000	344,000	123,000
平均	297,809	250,230	244,074	294,255	246,786	240,714	303,287	311,200	155,243

* 平均金額は、選挙管理委員会については新宿区を除いた22区の平均

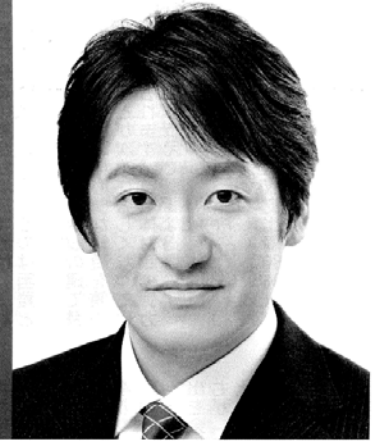
* 常勤監査は除く

ほりべ

杉並区議会議員（無所属）

堀部 やすし

杉並区政レポート
2016



◆プロフィール◆ 初当選以来、一貫して無所属。4期連続当選後、2014年杉並区長選挙に立候補しています。
 1970年富山県生まれ。幼少期に父を亡くし、母子家庭に育つ。勤労学生を続け、早稲田大学社会科学部卒業。大前研一主宰の都議養成科に入門。政策研究会2001を経て、杉並区議会議員。区民生活委員会委員、議会改革特別委員会委員など。2012年青山学院大学大学院修了。尊敬する政治家は、尾崎行雄（号室）。これまで自らのすべての政治活動において、街宣車（宣伝カー）をつくらない活動を実践しています。

不適切な操作による「経常収支比率」の算出

決算からみる杉並区政の問題

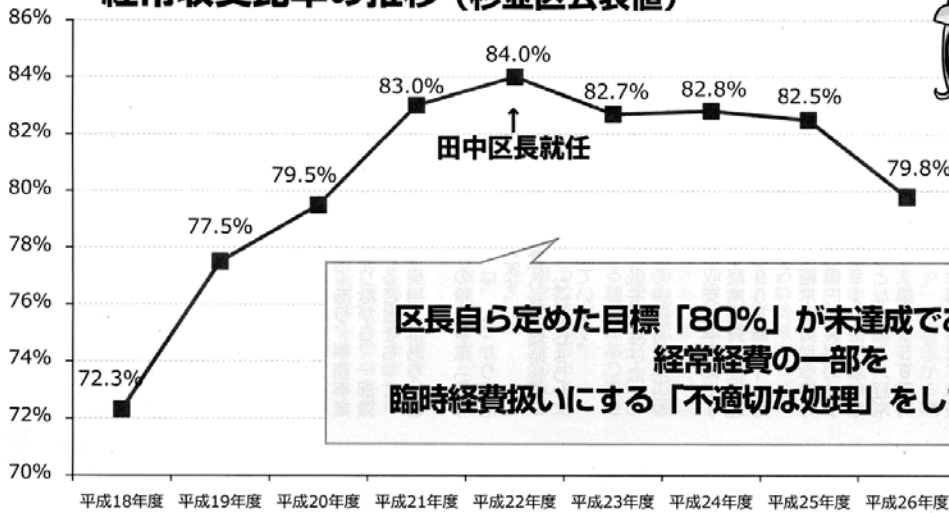
平成22年夏に就任した田中良杉並区長は、杉並区の「経常収支比率」を80%以内とすることを「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」の筆頭項目に位置づけました。

これは、田中区長の意思で設定されたルールでしたが、80%以内を実現させたことは一度もなかったため、かねてより批判の声があがっていたところです。

そこに、平成27年9月、就任後初となる79.8%を実現した旨の報告が行われてきました（区政経営報告書）。非常に不自然なものを感じました。

決算審査に先立ち詳細を調査したところ、杉並区の経常収支比率は、やはり実際には80%を超えていることが明らかになりました。区は、算定の際、経常的経費の一部を、算定の分子から除外する「不適切な処理」を行っていたのです。

経常収支比率の推移（杉並区公表値）



この不適切な決算処理を
議会で問題視しています

区長自ら定めた目標「80%」が未達成であったことから
経常経費の一部を
臨時経費扱いにする「不適切な処理」をしていた田中区政

「監査の独立性」などを脅かす介入も

執行機関である杉並区長／副区長は、このほかにも「監査の独立性」を無視する形で、監査事務局長の勤務評定（人事評価）を行うなど不適法に監査や議会に介入し、地方自治法・地方公務員法の定めを無視した行政行為を行っていました。これも議会活動の中で強く問題視しているところです。

風通しのよい杉並区政を実現するには、みなさんのお力添えが不可欠です。ご意見をお寄せください。



堀部やすし区政レポート2016.2 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区議会（無所属）info@horibe-yasushi.com TEL&FAX 3336-4740

Twitter @HORIBE_Yasushi

LINE@「@horibe」

http://www.horibe-yasushi.com/

決算からみる杉並区政の問題

堀部やすしが決算審査で話題にしたテーマの一部から、田中区政の問題点を紹介し、解説します。

① 杉並区決算に示された経常収支比率の算出には大きな疑問があります。

示された数値(79.8%)は、およそ信用に足る数値ではなく、不適切に操作されたものであると判断せざるを得ないのです。

これは区の決算情報全体の信頼性を毀損するものであり、看過できないものです。

◆経常収支比率とは

経常収支比率は、経常一般財源(毎年経常的に確保されている住民税などの収入)から、人件費、扶助費、借金の返済など毎年経常的に支出することを余儀なくされる経費にどの程度使われているかを示す財政指標です。

経常経費の割合が増加すれば、それだけ新しい事業を開始するのは困難となるでしょう。

たとえば、老朽化した施設の建て替えをしたり、臨時に必要な経費を賄ったりすることが次第に厳しくなっていくと考えられます。自治体財政の弾力性を判断するうえで重要な指標です。

◆目標値は80%以内

田中区長は、経常収支比率80%以内をめざすことを5大ルールの第1番目、すなわち「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」のトップに位置づけてきました。

この数値は「区政経営報告書」で区財政の状況を説明する際にも真っ先に出てくる数値であり、過去とより重視されてきたことがよくわかります。

◆経常収支比率の見方

経常収支比率を明らかにするには、「一般財源を充当した支出をそれぞれ「経常的な支出」と「臨時的な支出」とに分ける必要があります。

「経常的な支出」としては、人件費、扶助費、公債費のほか、経常的な既定事業にかかる物件費、維持補修費、補助費等がありますが、その判断にあたっては、それぞれの支出をよく見極めることが必要となります。

たとえば、「一般に「経常経費」とされる人件費であっても、臨時的な単年度事業にかかる人件費や、勤奨退職にかかる退職手当などは経常的な性質を持たないことから臨時的な支出とされます。また、一般的には「経常経費」とされる公債費であっても、繰り上げ償還にかかる費用などは、経常的な性質を持たないことから臨時的な支出とされます。

これらについては、その性質が毎年度経常的に発生するのではなく、それぞれ単年度あるいは一時的・臨時的に発生することから、経常収支比率の分子より除外しても構わないとされています。

しかし、なかには毎年度経常的に支出を余儀なくされている事務事業まで「臨時経費」扱いされ、経常収支比率の分子から除外されているものがあるのです。ここが問題です。

◆経常経費を「臨時経費」扱いに

たとえば、経常一般財源から支出さ

れた「杉並区保育室の運営」にかかる物件費及び補助費の約6億5400万円余のほか、「子育て応援券」にかかる補助費及び物件費の約4億5000万円などが、経常的な支出ではないとして、経常収支比率算出の分子から除外されていたのです。

これらだけで、約11億円が算出から除外されていたことになりました。いずれも国や東京都の補助金等を一切受けていない事務事業です。

確かに、2008年のいわゆるリーマンショック以降、保育園への入園希望が増加したため、臨時事業として独自に区保育室を開設した過去があることは事実です。

しかし、入園希望者は、今日に至るまで増える一方で対応は全く追いついておらず、なお待機児童を発生させているのが現状です。もはや「臨時事業」としての実態はありません。

もはや臨時事業の実態がなく、経常的に利用されている実態があるにもかかわらず、いまだに臨時的な支出であるとして経常収支比率の算出から除外しているのは、なぜでしょうか。

なお、認証保育所、グループ保育室その他の保育関係施設の物件費、補助費等については(当然のことではありますが)「臨時経費」として扱われています。



◆長寿応援券ポイントは「経常経費」

子育て応援券は「臨時経費」その意味するところは？

「子育て応援券」についても、これまで何度か制度改正を繰り返しているとして「臨時経費」扱いを続けています。

しかし、これらも事業開始から8年以上が経過し、現在では同様に経常性を確認することができるようになりました。

内規に基づき毎年度継続的に交付される実質は長く不変であり、事務事業としての継続性もありながら、一部微修正を繰り返していることをもって、臨時事業と扱うのは妥当ではありません。

なお、高齢者向けの類似事業「長寿ポイント」については、しっかりと経常経費扱いとなっています。

子育て支援事業は「臨時経費」扱いされているのは、なぜでしょうか。その真意を計りかねています。

◆実態は80%を超えている杉並区の経常収支比率

区によると、経常収支比率を算出するうえで分子となる経常経費(経常経費充当一般財源)は908億345万円余となっていました。

しかし、作画的に経常経費から除外されていた先の約11億円が算出の分子になると、その額は919億円余になります。算定の分母となる歳入(経常一般財源)は1137億8350万円余です。

これらに基づいて計算すると、杉並区の経常収支比率は1%程度上昇し、ゆづりに80%を超えてしまっています。

◆真の問題は区長のマネジメント

田中区長の掲げていた目標は、今年もまた未達成だったのです。もちろん、財政指標は経年変化をみることで重要であり、ここでの問題は単に目標が未達成であったことなどではありません。

真の問題は、このような不適切な処理で目標を達成させたようにみせていたこと、つまり区長のマネジメント「そのもの」といえるべきでしょう。

◆「監査の独立性」はどこに

②田中区政における実際の組織運営にも見過ごせない問題が数々あります。

それは地方自治法が定める「監査の独立性」を無視した勤務評定・人事評価を横行させていることなどに端的に表れています。

田中区長が直接指名した副区長が、監査事務局の局長、議会事務局の局長などの勤務評定・人事評価を行うとともに、その結果がそれぞれの給与にも反映されています。

しかし、監査事務局長の人事権者(任命権者)は「代表監査委員」です。また、議会事務局の任命権者は「区議会議長」です(地方自治法)。

つまり、区長・副区長は、監査・議会事務局の職員に対し、何の人事権も持っていないのです。

◆その人事権は誰のものか

いったい何の根拠に基づいて、副区長がこれらの者の勤務成績をつけ、それを給与に反映させるなどの「影響力」を行使していたのでしょうか。

改正前の地方公務員法でさえ、勤務評定とそれに基づく措置が、任命権者（人事権者）の権限であることは明確になっていました（40条）。改正後は、さらに厳格な規定となっているのです（改正地方公務員法23条以下）。

人事権者といえない区長・副区長が、これらの者の勤務成績を直接評価したうえで、その結果を給与に反映させるという影響力を行使するのは違法です。それは「正当な人事権」を持つ者のみが行使できる権限なのです。

◆地方自治法・地方公務員法に反する行政行為

このケースで正当な人事権を有しているのは、それぞれ代表監査委員、区議会議長なのであって、副区長ではありません。これは、地方自治法・地方公務員法の規定に反する違法な人事介入ということになります。

勤務評定・人事評価の結果を給与等の処遇に結びつけることは、重要なことですが、その方法は、適法かつ公正なものでなければならぬことは言うまでもありません。

何ら権限のない部外者が勝手に評価を加え、それが給与等に具体的に反映されているとすれば、違法支出の嫌疑さえも生じます。

◆監査や議会を間接的に

ここに、田中区長が「監査の独立性」や「二元代表制」を尊重していないことが端的に表れています。田中区長が、議会や監査を間接的にコントロール手段として利用しているのです。

組織経営において健全な「内部統制」が重視されるこの時代に、時代錯誤と言わねばなりません。一般職公務員が、人事評価権限を持つ者に向いて仕事をするのは自然なこと、無理からぬところがあります。人事評価の結果が給与に直接反映する時代だからこそ、その評価は適法かつ公正なものでなければなりません。

◆田中区長の議会観

時代錯誤と言えば、田中区長の議会観も同様。時代錯誤で見過ごせないものがあります。

2015年1月6日の都政新報は「地方自治は生きているか」をテーマとした座談会の様子を紹介しています。その出席者の1人が田中区長でした。

この座談会の中で、全国の議会改革の動向に詳しい廣瀬克也・法政大学教授が、「この1年間に起きた地方議会の不祥事で、一番深刻だと思っているのは、渋谷区議会の年間討論時間の制限の問題」と述べ、「議決権の行使に当たって理由を発言できないなど、議会の自殺のようなものだ。議会の役割に対する認識に相当のずれがある」と指摘していました。

これに対し、田中区長は「私は少し考え方が違う」と述べたうえで、「一部の地方議会では、最も権威があるはずの本会議という場で、自由に時間無制限に自分の主張をすることが出来るがゆえ、言いたいことを言いたいだけ主張を繰り返している人もいます。等々さまざま批判を行っています」。

◆改革が進む全国の地方議会

田中区長が先駆的な議会改革を嫌っていることは、この座談会記事を読むとよくわかります。

かつて都知事による政治資金パーティーの開催を批判していた田中良氏でしたが、実際には自らもまた積極的に政治資金パーティーを繰り返し開催し、カネ集めをしています。その「矛盾」に批判がある田中区長にとって、議員が自由に発言するようになることと困ることが多いのでしよう。

しかし、古めかしい都議会の運営こそが地方議会のスタンダードだと信じて疑わない田中区長の発言には失笑を禁じ得ないものがあり、物笑いの種になっています。

そもそも地方議会のほとんどで、渋谷区のような年間討論時間制限など行われていないのももちろんですが、この5年で地方議会の改革は加速しており、田中区長が都議会議長であった頃

と現在とでは議会改革の様相が全く変わっているのです。

たとえば、全国市議会議長会の調査によると、①本会議における一般質問にわかりやすい一問一答方式を採用している自治体は、いまや85・2%に及んでいます。

③議会基本条例を制定済の自治体は49・3%、④議会主催で市民との意見交換会を行っている自治体も48・5%と増えています。⑤自治体の基本構想だけでなく基本計画まで議会の議決対象に加えている自治体も28・3%と増え、⑥不透明だと批判のあつた議長選挙に立候補制（事前の所信表明手続を伴う議長選挙）を導入している自治体も23・5%まで増えてきました。

一昔前とは異なり、各地で「常識的な議会改革」が一気に加速しているのところが、これらは都議会でも区議会でも実現していないものばかりです。田中区長（元都議会議長）が嫌がるものは全く実現していません。

◆区長のトップダウンが無用の混乱を招いている

かつて都議会議長であった田中区長の示した「時代錯誤の議会観」は、杉並区政全体に悪影響を与えています。改革は遅れる一方です。

田中区長が、いつまでも都議会の非常識を引きずったまま物事を考え、その姿勢に全く進化がみられないことは、これまでの予算編成過程などにも表れています。このような姿勢が、狹窄5丁目複合施設「あんさんぶる狹窄」にかかる財産交換の件をはじめ、区民に対しても無用の混乱を招いています。

◆特養老人ホームの建設はなぜ「静岡県」なのか

杉並区は、静岡県南伊豆に定員90名の特別養護老人ホームを整備したうえで、このうち50名分を「杉並区民枠」とし、あえて区内整備と同等で算出した補助を行う（静岡県における通常整備より充実した補助を行う）こととしました。

区内整備に限界があるのは事実で、区域外整備の必要性はあるでしょう。しかし、「地域包括ケア」の理念から離れてしまっただけに、安易に検討するわけにはいきません。

なにしろ今回の建設地は、杉並から延々と山道を乗り越え片道4時間かかる遠方なものです。あえて杉並区内から片道4時間かかる静岡県内を選んで建設するのは、なぜでしょうか。

杉並と交流のある自治体といえば、区有地を持つ山梨県、群馬県のほか、都内にも青梅市などがあります。また、区は、神奈川県や千葉県などに区立施設を保有していた過去もあります。静岡県のみにこだわる理由がありません。

ところが、このような近郊都市で適地を探す努力は、今回まるで行われなかったのです。

◆特養老人ホームとは

特別養護老人ホームは、原則要介護3以上の認定を受けた高齢者の皆さんのための施設で、常に介護が必要な方であれば入所できない施設です。入所者は、要介護4・要介護5（最重度クラス）の方が大半であり、日常生活全般において様々な介護を受けながら、基本的に「終の棲家」として余生を過ごすこととなります。

特別養護老人ホームは、最重度の要介護高齢者の皆さんが生活する施設であることに注意が必要ですよ。

◆建設地は「土石流危険区域」

この意味で、片道4時間かかる静岡県南伊豆に特別養護老人ホームを建設する話がどんどん進められたことは

あまりにも不自然でした。想定されている深刻な津波被害から安全を確保するため、建設地は途中で海沿いから、内陸部に変更となりました。しかし、静岡県は防災情報マップなどを確認すれば「土砂災害情報」など、新たな建設地も、土石流危険区域であるなど、土砂災害の危険箇所となつて

います。周辺地域もまた急傾斜地が多く特別警戒区域に指定されています。このため、現地には5カ国語で、大雨の時に土石流が発生するおそれがあることを警告する看板が立てられています。想定されている「危険」は、津波被害だけではなく、過疎地域で医療体制も十分ではありません。

なぜ、わざわざこのような場所を選んで特養老人ホームを建設しなければならぬのでしょうか。

静岡県内での整備建設を選んだことについて、杉並区は「かねてより住民同士の間が深い地域である」と説明しています。しかし、本当にそうでしょうか。

なるほど、かつて静岡県内には虚弱児・肥満児向けの全寮制学校（杉並区立南伊豆健康学園）が存在していました。しかし、ここに入寮した経験を持つ区民の大半は40代以下なのです。高齢者の皆さんにとつて身近とはいえないかもしれません。山道を含む片道4時間は行き来するだけで一苦労なのです。今後はせめて円滑に行き来できる範囲の近郊都市で適地を探すよう方針転換が必要ですよ。

ところで、杉並区には数多くの友好交流自治体がありますが、たとえば、群馬県旧吾妻町（現・東吾妻町）と友好自治体協定を締結したのは1989年のことでした。これに対し、静岡県南伊豆町と災害時相互援助協定を締結したのは、2012年になつてからのことなのです。

つまり、この協定締結は、この地に特養老人ホームの建設を検討するようになったてからの話なのです。本当に「かねてより住民同士のつながりが深い地域」というなら、このようにはなっていないはずです。

杉並区敗訴の直後に

(違法支出の確定／最高裁)

区長給与・議員報酬の「引き上げ」を提案した区長の真意は

区長・議員などの報酬等を引き上げる議案が、田中区長より提出され、可決成立しています。(平成27年12月)

これは杉並区の違法支出が確定した直後の出来事だったのです(最高裁11月18日上告不受理決定／杉並区敗訴)。

今回の区長提案に強く反対した堀部やすしが、その問題点を明らかにします。

◆杉並区敗訴「違法」確定

杉並区を被告とし、長く争われていた報酬返還請求事件が決着しました。区の上告を不受理とし、杉並区敗訴の判決が確定しています。

確定判決は、①全く職務遂行できない状態で長く欠勤となっていた選挙管理委員に対し、杉並区が報酬を支払っていたことを違法とし、②区長に返還請求手続を行うよう命じています。

③区長が長く返還請求を怠っていたことについても違法であると裁判所ははっきり言い渡しています。

◆違法支出が確定した直後に

区長給料などを引き上げた。杉並区職員が違法行為が確認された場合、通例その責任者は処分されてきました。たとえば、給料を(一定期間)減額するといった措置がとられてきたところだ。

しかし、今回は、そのような話にはなりません。組織トップ(区長)の違法行為が確定したにもかかわらず、この違法行為に対する制裁は何も行われていないのです。

それどころか、敗訴が確定した直後のタイミングで、区長は自らの給与を引き上げる提案を行ってきたのです。

当初、この問題は、選挙管理委員個人の問題(出処進退の問題)に過ぎませんでした。

しかし、なぜか区長をはじめとする関係者が対応を誤り、いつしか話が大きくなってしまったのです。

事態を重くみた議会側から事務監査を求める動議が出されたこともありました。

監査を通じて正確な情報を得るためです。私を含む数人の議員がこの提案に賛成したものの、どこからか何らかの力が働いたようで、賛成少数により、これも否決されています(平成23年2月12日)。

長期欠勤状態となっていた選挙管理委員(当時)は、そもそも全く働くことのできる状態にありませんでした。

報酬支給の根拠は完全に失われており、控訴・上告を通じた長期にわたる訴訟の継続は、無理筋と言わざるを得ないものでした。

しかし、区長は課題を先送りするばかりで、最後まで全く返還請求を行わなかったのです。

◆違法状態を解消しないまま

議員報酬も引き上げに

本件は、ごく常識的な対応で敗訴を回避することができたにもかかわらず、区長が対応を誤ったために「違法」と言い渡されてしまったのです。

有り体に言えば、区長が返還請求さえ行っていれば、このような最悪のトラブルに発展することはありませんでした。

一般職員が違法行為をすれば、懲戒処分を受けます。区長ならお咎めなしと言っわけにはいかないでしょう。今回のケースで返還請求を怠った区長も、本来何らかの「けじめ」をつけることが必要でした。

裁判所からは、今回のようなケースが発生した場合を踏まえ新たなルールを整備するよう「宿題」も出されています。見直しもなく課題の先送りも続けた結果、現行条例の規定についても改正するよう言い渡されたのです。この「宿題」を解決しなければ、違法状態が解消することはありません。

こうなると、その責任は、杉並区長のみならず、条例制定権を持つ杉並区

議会にも責任が発生します。この問題の解決は、区長及び議会が連帯責任を負うことになったのです。

裁判所から「違法」状態の解消を命じられながら、その解決を図ることなく、区長・議員の報酬を引き上げるのは、さすがに非常識というものでしょう。

◆区長・議員の報酬等の決め方

区長、副区長、教育長、監査委員のほか、議員については、民間人によって構成されている特別職報酬等審議会で、報酬等の額は是非を議論することになっています。

今回の給与・報酬アップの決定も、この審議会です。審議会が得られたことが根拠の一つとなっています。

しかし、この審議会で議論が行われ答申を受けたのは、11月4日付のことなのです。つまり、最高裁の上告不受理により「違法」判決が確定するより前の時点の話なのです。

最高裁からは、その2週間後の11月18日のことでした。

この最高裁の判断によって、報酬引き上げ判断の前提は大きく変わったというべきでしょう。もし職員に違法行為があれば、懲戒処分の対象となるのです。給与報酬のアップなどあり得ないタイミングです。

しかし、田中区長はそのまま給与報酬の引き上げを提案してきたのです。

◆これで田中区長は

議員に貸しをつくった

このような問題に限って物事が速やかに決まるのは不思議なものです。違法状態が解消されることなく、そのまま給与報酬アップが決まりました。

参考までに、平成27年は、国家公務員の給与改定は行われていません(53年ぶり)。国会議員の歳費、国家公務員の給与は、据え置き状態のまま、年を越したのです。

【注】国会議員については、年明けの現在も、そのまま据え置きとなっています。

このような中、なぜ、田中区長は給与報酬の引き上げを急いだのでしょうか。

不思議であるのは、今回の引き上げの提案者です。

近年の議員報酬改定(ダウン/引き下げ)は議員提案で行われていたのですが、なぜか今回の改定(アップ/引き上げ)は区長提案となっていたのです。

ひょっとすると議員を手懐ける手段なのかもしれません。

区長から議員報酬の引き上げを提案することで、議員に恩を売る(議員に貸しをつくる)ことを目的としたと考えられるのです。

◆杉並区敗訴を確定させた最高裁判事のひとり

元・杉並区教育委員

杉並区敗訴の判決確定(上告不受理の判断)に関わった最高裁の第2小法廷といえは、かつて杉並区の教育委員であった鬼丸かおる裁判官が在職されていた小法廷です。

かつて区の公職者であった方から突きつけられた厳しい判断です。真摯に受け止めなければなりません。

今回の区長提案により、全議員の報酬が引き上げとなつていきます。

どうやら田中区長に恩を売られたようです。

直接的に返上すると、公職選挙法違反になるということもありますので、それでは、引き上げ相当分は、このような不見識な提案を行って憚らない田中区長に対し、来る杉並区長選に「対抗馬」を擁立するための資金に充当したいと思えます。

保育園待機児童の 早期解消へ 総力!

この3年間で約2,500人の定員増

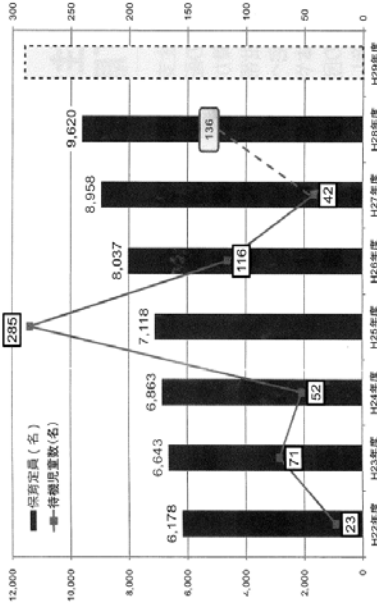
杉並区は平成25年度からの3年間で約2,500人の保育園定員増を確保。この1年間も600人超の定員増を実現。新しい保育園が次々と開園しています。



▲今年4月1日「にじのいるか保育園杉並松の木」「寂蓮りとるばんがきんず」など計7園の認可保育園。計4園の小規模保育園が新たに開園。老朽化による区立保育園の改築(改修)も積極的に進めています。

来年4月までに さらに2,000人規模の定員増を計画

杉並区は3月、平成28年度当初予算を訂正、併せて、補正予算を編成し、「待機児童解消緊急対策本部」を設置。過去最大の予算規模での施設整備計画に着手。4月には今年の待機児童が136人(速報値)となったことを踏まえ、さらに「すぎなみ保育緊急事態宣言」を発表。合計2,000人規模の保育所整備を計画しました。



公明党待機児童対策推進プロジェクト チームに杉並区議会公明党が参画

国会・都議会・区議会の議員が連携し、提言をまとめ、安倍総理に提出しました。ネットワーク政党の強みを発揮しています。



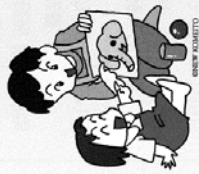
その後、提言内容の多くが政府の「待機児童解消に向けて緊急時に対応する施策について」に反映されました。

反映された主な提言内容

- ・企業主導型保育事業の積極的展開
- ・連携施設の整備
- ・保育相談員「コンシェルジュ」による利用者支援
- ・短時間正社員制度や育児休業取得を推進
- ・保育人材の確保(資質向上、キャリアアップ等)
- ・小規模保育の弾力的運用

※保育士の処遇改善(賃金の引上げ等)については鋭意検討が進められています。

子ども・子育て支援を着実に推進



●病児保育室を新規開設

乳幼児が病気などで保育施設等に登園できない場合に一時的にお預かりする病児保育室。これまで区内1カ所のみでしたが、この度、2カ所めの施設が開設されました。(保育課)

●妊娠・出産期の支援をさらに充実

妊娠の届出の際、保健師等の専門職が全妊婦と行う面接(ゆりかご面接)を土曜日や時間外にも拡充。各家庭の生活状況に応じた支援プラン(ゆりかごプラン)を作成。さらに、妊娠期から利用できる子育て応援券「ゆりかご券」を交付します。(子育て支援課)



●杉並区立「子ども・子育てプラザ」事業を開始

子育て支援に関する事業を総合的かつ一体的に行い、安心して子育てができる環境形成と、子どもの健全な育成に資するため、従来の児童館が果たしてきた機能をさらに進化した「子ども・子育てプラザ」を設置します。その最初の施設となる「子ども・子育てプラザ和泉」が12月にオープンします。(児童青少年課)



5/15/16 (T)

くらしをまもる政策を着実に推進

杉並区議会 公明党

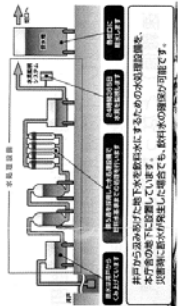
地震被害シミュレーションで被害想定を「見える化」

杉並区は他区に先駆け「地震被害シミュレーション」を実施します。具体的には、想定される最大規模の首都直下地震による被害を50mメッシュごとに、建築物被害、出火延焼被害、人的被害、交通施設被害を算出し、「災害の見える化」を図り、防災・減災効果の検討を進め、地域住民への意識啓発を行います。(前農・不燃化担当課)



区役所に「地下水活用システム」設置

杉並区役所敷地内に深井戸を掘削し、衛生的で安全な水を供給する地下水活用システムを設置。災害時に断水が発生した場合でも飲料水の確保が可能となり、平常時は水道水節約に寄与。2月1日、取水開始となりました。(防災課)



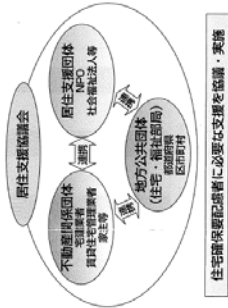
特定地域(※)3000世帯に簡易型「感震ブレーカー」設置

阪神淡路大震災では出火原因の約6割が通電火災によるものと言われており、消防署や電力会社等では避難の際は必ずブレーカーを落とすよう指導されています。杉並区ではこの度、震度5強以上の揺れに対して自動的にブレーカーのスイッチを遮断する機能を持った簡易型感震ブレーカーを特定地域(※)3,000世帯に設置の支援を行います。(防災課)



住宅確保要配慮者のために「居住支援協議会」を設置

居住支援協議会が設置されることになりました。住宅の確保に一定の配慮が必要な方(高齢者、障がい者、低所得者、子育て世帯等)が円滑に民間賃貸住宅へ入居できるように、自治体や不動産関係者や居住支援の団体等が連携し、支援を実施します。また空き家・空き室等の利活用も検討されます。(住宅課・建築課)



「親なき後」を見据えた障害者の住まい確保を推進

区有地を活用し、重度障害者グループホームや、障害者施設の整備を推進。自宅等をグループホーム等に転用するための仕組みや、障害特性に対応できる十分な人員体制を確保するための仕組みを検討します。(障害者施策課)



胃がん検診に内視鏡検査を導入

バリウムの苦手な方に朗報です。従来のエックス線検査に加え、新たに内視鏡検査を導入。対象は50歳以上、受診間隔は2年に1回。自己負担1000円。8月より予約開始予定です。(杉並保健所健康推進課)



ごみ出しルールを多言語化

外国人居住者が増えていることをふまえ、スマートフォン向けアプリに自動翻訳機能を追加し、集積所看板にダウンロード用QRコードを印刷。イラストを多用して表記を工夫するとともに、外国人向け環境学習(出前講座)を実施予定。さらには、ごみ出しルールの周知のため不動産関係団体との連携を強化します。(ごみ減量対策課)



東京都議会議員



まつば 多美子



横山 えみ



島田 としみつ



藤辺 ふじお



おおつき 城一



川原口 ひろゆき



中村 やすひろ



北 あきのり



山本 ひろこ

暮らしの相談窓口

杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所 議会棟3階
杉並区議会公明党 控室
TEL 03-3312-2831 FAX 03-3312-2710

杉並区阿佐谷南1-16-9 平野ビル5階
まつば多美子事務所
TEL 03-3317-8508 FAX 03-6730-1665

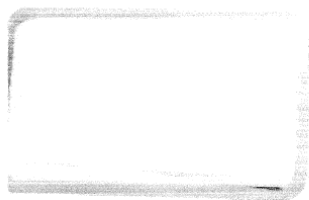
公明党無料法律相談

毎週火曜日(第5週および8月は除く)
14:00~16:00(お一人20分間)
公明党杉並総支部事務所
(阿佐谷南3-9-2 新光ハイツ1階)

要予約
地元の公明党区議会議員を通して
予約してください。



「パナマ文書」不問 庶民への苛酷な税金取り立て



東京国税局の下調べ業者から「田中龍作ジャーナル」に送りつけられてきた露骨な確認状。発行人には脅威的、読者には迷惑的、ホームページになる可成り怖ろしい。

文・橋本玉泉 / ジャーナリスト

「あと3円足りない…」

買い物の際に財布の中身を確認し、スーパーのレジの列からはずれ、商品の一部を棚に戻し、レジに戻った経験など数え切れない。

当然だが、1円でも足りなければ、米もパンも買うことができない。「1円単位での税金で、生活を縛られている」としか感じられないのだ。

庶民には、その他さまざまな税金が課せられている。住民税に国民健康保険税、自動車税など。いろいろな名目で税金を徴収される。

そうした税金は、種類種別に関係なく、少しでも滞納すれば、行政の担当部署は情け容赦なく徴収の手立てを講じてくる。郵便や電話での催促は執拗だ。

決して払いたくないわけではない。現金さえあれば、すぐにでも税金を払いたい。庶民はみなそう思っている。

そこで、事情を説明する。たとえば、失業や給与カット、手当カット、ボーナスカットなどだ。給与生活者は現在、さまざまな負担を強いられている。

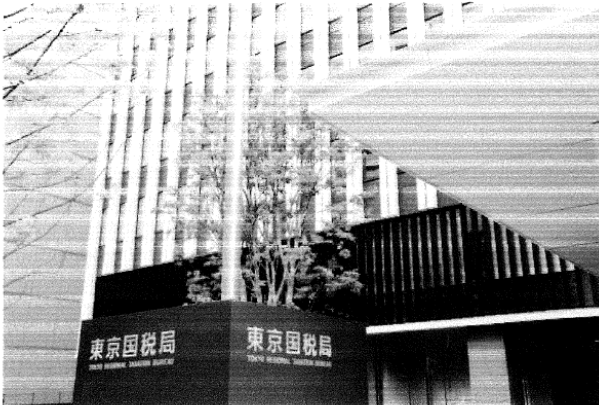
しかし、役所はそんな事情など配慮してはくれない。
「納税は義務です」
担当者は、冷たくそう言い放つばかりである。だが、無いものは払えない。払いたくとも、払えないのである。

どんな事情があったとしても、税金の「免除」はありえない。一度決められた税金は、何が何でも払わなければならない。

そこで、役所が認めるのは、せいぜい納付延期か分割くらいである。しかし、納付を延滞すれば、年率14.6パーセントという、まさに消費者金融並みの利息が課せられる。血のにじむような思いでようやく税額を捻出しても、役所は「利息分を払え」と迫るのだ。

では、その利息分が少しでも足りないとうなるか。やはり、執拗に電話で取り立てをしてくる。

それでも支払いが滞ると、やがて自宅まで担当者が押しかけてくる。実際、筆者の家族がそれを経験している。



東京国税局。パナマ文書に登場する企業や大金持ちから税金を取って頂きたい。さもなくば課税の正当性を失う。=中央区 撮影：筆者=

「××税の延滞手数料分が未納です。すぐに払って下さい」。金額は、2000円だ。

消費者金融などは、本人にしか請求しない。たとえ親子や家族であっても、本人以外に取り立てを行えば、第三者請求という違法行為になる。

しかし、役所はそんなことはお構いなしだ。配偶者だろうと子供だろうと、その住所にいた者に「払え」と迫る。払うまで、現金を手にするまで、担当者は帰らない。

仕方なく、生活費のために取っておいた現金や、子供の貯金箱などから、2000円を手渡す。

「確かに・・・」。担当者は、小銭交じりの現金を受け取ると、不機嫌そうに去っていく。繰り返すが、これは実際、筆者の家族が何年か前に経験したことである。

ほかにも、自宅の現金ばかりではない。わずかな給与ですら「差し押さえ」によって掠め取っていくのである。

法律では、月額30万円までは生活に必要な金額として保障されているはずである。たとえ貸金業者でも、給与の30万円を超える部分にしか手を出すことはできない。

だが、税金はその対象外である。滞納している税金が5万円で、給与が10万円でも、容赦なく5万円を奪いとっていく。

これもまた、筆者が実際に経験したことである。「納税者の命や生活より、税金をとるほうが優先なのか」その時、涙を流しながらそう感じたことを今も忘れていない。

「税金を払わないのが悪い」それが役所の態度である。庶民の事情など、考えもしないのだ。

おそらく、「パンがなければお菓子を食べろ」とでも言うに違いない。

寝食を削って働き、あらゆる節約で生活費をやりくりして、それでもなお税金が払えないと、何度も説明しても、行政の担当者が態度を変えることはない。

今年もそろそろ、いろいろな税金の納付書が届く頃である。その一方で、タックス・ヘイブンとやらで税金を逃れた大企業や富裕層の、響くような高笑いがある。上のほうから聞こえてくる気がしてならない。

～終わり～

抗弁書

監査委員 宛

区議会事務局長

北風 進

1 政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等

平成 11 年 7 月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年法律第 87 号）が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大したことに伴い、議会の機能、役割がさらに大きくなると認識されるようになった。

このような状況下で、全国都道府県議会議長会は、平成 11 年 10 月、「地方議会の権限の強化と制度の充実を図り、都道府県政調査交付金の法的な位置づけを明確にするとともに、条例で議員活動に要する経費を支給できるよう、地方自治法（以下「法」という。）を改正すること」を決議した。同年 11 月には、国会や自治省など関係行政庁に対して、地方公共団体の議会を構成する議員の活動基盤強化が不可欠であるとし、「地方分権の推進に応じて、一層積極的、効果的な議員活動が行われるよう、現在認められている報酬、期末手当、費用弁償のほかに、地方公共団体が状況に応じ、自主的に条例で議員活動に必要な経費を支給できるようにすること」を要望した。また、全国市議会議長会も、国会や自治省などの関係行政機関に対して、議会機能の充実強化を図る必要があることから、「地方議会議員の政策立案・調査研究に資するため、政務調査交付金の支出について法的根拠を設けること」を要望した。

これを受けて、政務調査費に関する「地方自治法の一部を改正する法律案」は、平成 12 年 5 月 24 日、可決、成立した（平成 12 年法律第 89 号）。この際、衆議院本会議において、「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することが重要となっている。」との提案趣旨が説明されている。

この改正により、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」（法第 100 条第 14 項）、「当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」（同条第 15 項）と規定され、当区では、平成 13 年 3 月 23 日に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）」を、同年 3 月 30 日に「同施行規則（以下「規則」という。）」を定めている。

このように、政務調査費の交付根拠が明定され、条例でその額、交付方法についても定めることとなり、政務調査費は、条例に規定する要件を満たすものに対し、政策的判断を

要することなく、一律に交付されることとなった。

その後、平成24年4月5日には全国議長会の3団体が連名で、関係国会議員に対し、政務調査費制度の見直しについて要請し、これを受けて、同年8月7日に4派の国会議員による共同提案で修正案が衆議院に提出され、「地方自治法の一部を改正する法律案」については、10日、修正案どおり議決され、その後8月29日の参議院で可決・成立した。〔平成24年9月5日公布〕

これにより、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとし、また、議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとされた。(平成25年3月1日施行)

これを受け、当区議会においても、平成25年第1回定例会において、条例の一部を改正し(平成25年2月20日)、その後、同年2月末日までに規則等の一部を改正している。

条例については、題名及び本文中の「政務調査費」を「政務活動費」に改め、第9条第1項においては、政務活動費を充てることができる経費の範囲について、「調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定めている。

また、同条第2項において、別表により政務活動費の具体的な経費区分を定め、新たな項目として広聴広報費及び要請陳情等活動費を設けている。

さらに、第11条においては、議長は提出された収支報告書等関係書類について必要な調査を行うとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする規定している。

2 政務活動費の交付に関する規定と交付手続きについて

(1) 政務活動費の趣旨

法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、杉並区議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し交付する。(条例第1条)

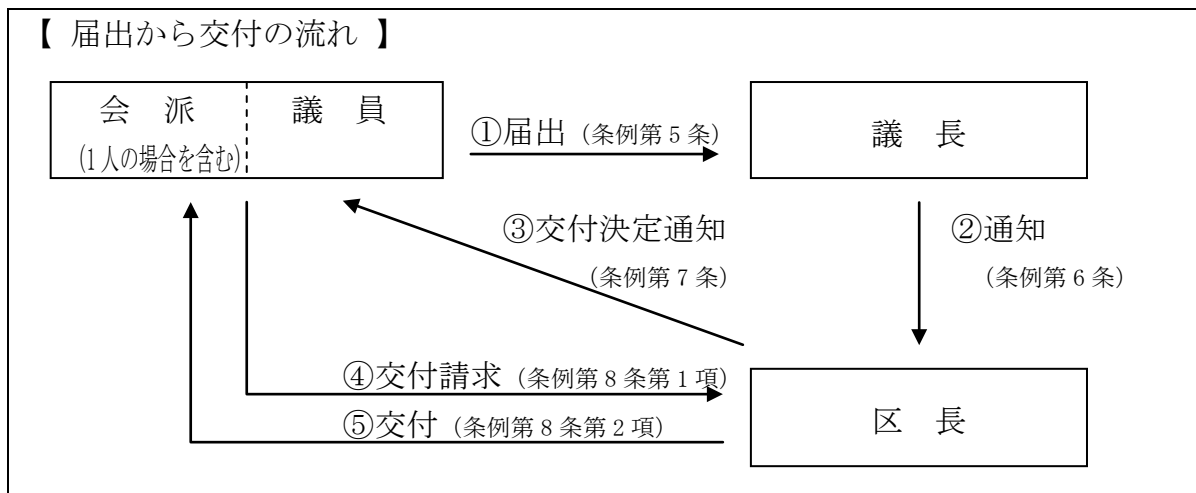
(2) 政務活動費の交付対象

会派(所属議員が1人の場合を含む。)及び議員の職にある者に対して交付する。(条例第2条)

(3) 政務活動費の交付額

会派に交付する場合は、会派の所属議員数に月額16万円を乗じて得た額(条例第3条第1項)。議員に交付する場合は、月額16万円を交付する。(条例第4条第1項)

(4) 政務活動費の交付に関する流れ



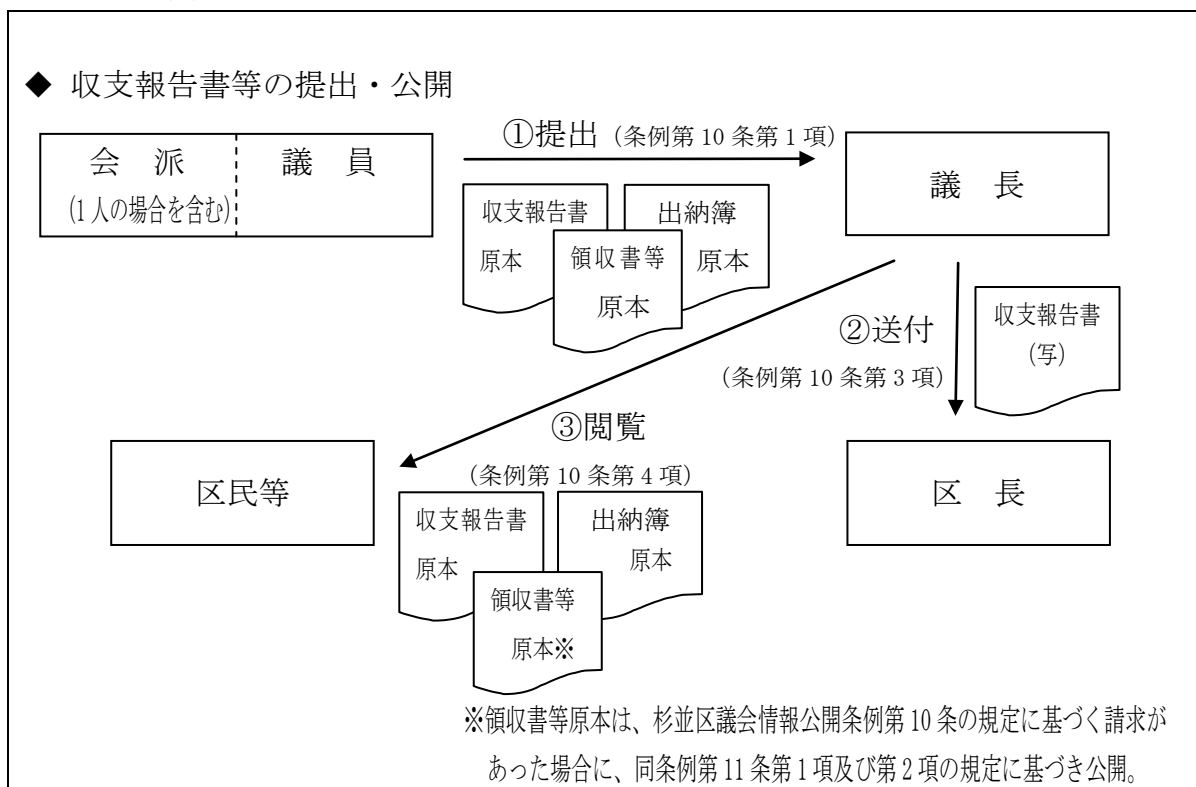
(5) 政務活動費の支出に関する手続

政務活動費は、会派の代表者又は議員が、区長からの交付決定を受けた後、四半期毎に当該四半期の月数分を区長に請求する。

請求を受けた後、杉並区予算事務規則第4条の規定に基づき、区長より支出命令に関する事務を委任されている区議会事務局次長が、杉並区会計事務規則に則って支出事務を行い、政務活動費が会派の代表者又は議員に交付される。

3 収支報告書等の提出に関する手続き等について

(1) 政務活動費の収支報告に関する流れ



(2) 収支報告書等の提出に係る会派の代表者又は議員への案内等

区議会事務局では、当該年度の提出期限や収支報告書及び出納簿の作成にあたっての注意点など収支報告の手続きについて、毎年会派の代表者及び議員に案内している。

また、会派又は議員から政務活動費の使途について個別に相談を受けた場合、過去の判例を調べるなどして、必要な助言を行っている。

(3) 収支報告書等の提出に係る区議会事務局のチェック等

会派の代表者又は議員から収支報告書等の提出があった場合には、収支報告書等に記載誤りがないか、また計数などについて事務的な点検を区議会事務局で行っている。

また、収支報告書等に記載されている使途について、条例第9条別表の政務活動に要する経費及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）第2条別表の政務活動に要する経費細目に照らして疑義がないかどうか、政務活動に要する経費の項目適用に誤りがないかなど、領収書その他の証拠書類との付け合せを行い、疑義のある支出については会派又は議員に内容を確認し、必要に応じて助言を行っている。

区政に関する調査研究その他の活動に資するための必要性や合理性については、区民に対する説明責任を果たす必要があることから、平成27年度からは、区民に疑義の生じやすい支出に関しては、明確化・厳格化を図る観点から、支出計上にあたって特に留意する必要がある事項としてまとめ、会派・議員に対し説明の必要を明示したところである。

(4) 返還に関する規定

- ・一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務活動費を区長へ返還しなければならない。（条例第8条第4項・第6項）
- ・その年度において交付を受けた総額から、その年度において行った支出（政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出）の総額を控除して残余がある場合、区長は、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができる。（条例第12条）

4 政務活動費の執行に係る区議会議長等の役割について

(1) 条例における議長等の役割・権能等の規定

- ・会派の代表者又は議員から提出された政務活動費交付対象者状況を区長へ通知しなければならない。（条例第6条）
- ・会派の代表者又は議員から提出された収支報告書（写し）を区長へ送付する。（条例第10条第3項）
- ・会派の代表者又は議員から提出された収支報告書及び出納簿を、5年を経過するまで

保存し、閲覧に供しなければならない。(条例第10条第4項)

- ・収支報告書及び出納簿が提出されたときは、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努める。(条例第11条)

(2) 区議会事務局の役割

区議会事務局の役割としては、政務活動費の執行における上記議長の役割・権能等に係る事務上の補助執行を行うことと、区長より政務活動費の支出命令に関する事務を委任されている区議会事務局次長が支出事務を行っているが、特に権能等は有していない。

しかしながら、収支報告書や出納簿のチェック、出納簿と領収書その他証拠書類との付け合せのほか、政務活動費の使途について会派・議員から相談を受けたり、助言することは、政務活動費の適正な執行のために必要な事務と認識している。

(3) 議長の調査権に関する見解

平成17年5月26日名古屋地裁判決によると、「会派等による政治活動の自由は、普通地方公共団体における住民自治を支える根幹として重要な機能を果たしているものであるから、会派等がいかなる事項を対象にいかなる態様で調査研究活動を行うかについては、基本的には会派等の良識に基づく判断に委ねられているといわざるを得ない。したがって会派等が行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められない限り、政務調査費の支出が本件条例の使途基準に反するものとは言えないから、法律上の原因を欠くとまではいえない。」と判示している。

このことから、政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派・議員の自律的な判断に委ねられるものと考えるが、平成24年の法改正に伴い、条例第11条に、議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努める旨を明記したことから、議長は、政務活動費の支出に使途制限違反があることが、収支報告書等の提出書類から疑われるような場合は、当該会派・議員に対して説明を求めるなど必要な調査を行い、使途の透明性の確保に努めることが求められている。

5 領収書その他の証拠書類の取扱について

(1) 証拠書類等の整理・保管に関する規定

会派・議員が、出納簿や領収書その他の証拠書類を提出し、議長は報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。(条例第10条)

(2) 証拠書類等の整理・保管に関する見解

議長が領収書その他の証拠書類を5年間整理保管することを規定しているのは、政務活動費の交付に関する文書の保存年限が5年であることと、収支報告書等の区民への閲覧期間が5年であるなど、それらの文書の保存期間と合わせているものである。

また、条例制定時の平成13年第1回区議会定例会における、総務課長や監査委員事務局

長の答弁にある住民監査請求や税務当局からの調査があった場合でも対応できるように、領収書その他の証拠書類について、5年間の整理保管義務を課しているものとする。

(3) 自主改善について

杉並区議会では、条例制定時から、出納簿（平成18年度分までは写し）を収支報告書とあわせ議長に提出し、区民が閲覧できるよう対応し、平成18年12月には政務調査費の収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を全議員の総意により行っている。

また、政務調査費の使途に関しては、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）」（平成19年5月1日施行）を制定し、さらに、学識経験者等第三者からの意見を踏まえ、客観性をより担保させるため、政務調査費の「使途基準」をより具体化した詳細な「使途基準細目」を追加し定めることとした。（平成20年4月交付分の政務調査費から適用）

平成21年度以降は、議会内部に設置した「杉並区議会政務調査費調査検討委員会（以下「調査検討委員会」という。）」において、継続的に自主的な改善に取り組んでおり、平成22年度には、第三者によるチェック機関である「杉並区議会政務調査費専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置し、使途に関する事項を中心に検討を重ねている。専門委員会の議論等を踏まえ、改めて調査検討委員会で検討を行い、その結果に基づき、規程の一部を改正するなどの改善を図っている。これらについては、政務活動費に制度が改正されて以降も同様に行っているところである。

6 政務活動費の平成26年度の状況

(1) 交付状況

平成26年度の政務活動費の交付に係る手続きは、条例及び規則に基づき、適正に行っており、別紙1「平成26年度政務活動費支出状況（決算数値）」のとおり会派・議員に交付している。

(2) 収支報告状況

平成26年度の政務活動費収支報告書については、出納簿とともに、条例により定められた期日である平成27年4月30日までに会派の代表者及び議員から提出され、平成27年5月1日より区民の閲覧に供している。

(3) 返還に関する届出

平成26年度の政務活動費交付額の残額返還に関する届出は、2会派・9議員がその届出に基づいて政務活動費交付額の戻入を行った。

平成27年5月以降、2会派・5議員が平成26年度の収支報告を訂正し、うち2会派・2議員については、訂正後の支出金額が交付済みの政務活動費の額を下回り残余额が発生したため、区へ返還の手続きを行っている。（別紙2「平成26年度 政務活動費 出納閉鎖後の

訂正状況」のとおり)

7 請求人の主張に対する見解等

政務活動とは、会派・議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議の参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動を言い、政務活動費として交付するに当たっては、こうした活動に必要な経費の一部として、政務活動に要する経費の範囲内で支出されなければならないことは当然のことである。

また、会派・議員においては、その一部が公費として負担される以上、コスト意識をもって活動を行う必要があるとともに、当該経費の使途の透明性を確保し、区民に対して説明責任を果たすことが求められていることは、十分に認識しているところである。

しかし一方で、例えば、移動手段の選択などは、スケジュールや天候など様々な状況に左右される面があり、どのように活動するかは、政務活動の主体である会派・議員の自律的判断に委ねられているものである。また、当該活動の一部に政務活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が政務活動に当たるかといった判断についても、会派・議員の活動の実態に照らして自ら判断し、その判断は、説明責任を果たすことを前提に尊重されるべきものであると考える。

(1) 按分について

区議会では、他の用途との併用が明らかである場合には、政務活動に資するために必要な経費相当額を区分することを規程第2条第2項により定めている。この他に、各支出の按分上限を明示した政務活動に要する経費細目も定めているが、これは平成19年度の検討会において、区議会の会派・議員の活動の実態を勘案したうえで弁護士や公認会計士等の有識者からの意見を反映させ、議会全体が遵守する基準として定めたものである。この政務活動に要する経費細目で定めていない経費については、その必要性と区分する場合の按分割合は、自身の活動の実態に即して当該会派・議員が判断している。この判断については、会派・議員の説明が必要であり、明らかに議会活動への反映・寄与の程度の割合が相当でないと認められる場合を除き、経費として認めるのが妥当である。

そもそも会派・議員の活動は、政務活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。この場合には、個々の活動の実態に即した按分率により判断することが、判例や他議会の動向からみても、最も妥当な方法であると考えられる。

(2) ガソリン代、月極駐車場代、駐車料金について

自動車やバイクを政務活動に伴う移動手段として利用する場合、有料道路通行料や現地での駐車料金のほか、ガソリン代や月極駐車場の賃料を政務活動に要する経費の範囲

内の支出として認めている。このうち、月極駐車場賃料と宿泊を伴わない用務に使用する場合のガソリン代については、一般的に政務活動以外の用途も含まれると考えられ、かつ、合理的な経費の区分が困難な支出であるため、経費の2分の1の額を上限として政務活動費の対象とすることを政務活動に要する経費細目で規定し、目的や理由の説明は特段求めている。これらの経費については、平成19年2月9日の札幌高裁判決で「調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判断されていることから、個別に按分割合の合理性・妥当性を求めず、広範に認めることが望ましいと考えられるが、区民に誤解を招くような支出に関しては、説明が必要であるとする。

請求人が指摘する会派・議員が計上したガソリン代、月極駐車場代については、当該会派・議員からもそれぞれ説明がなされており、「政務活動に要する経費・同細目」に反しない適正な支出と判断できる。

なお、平成27年度からは、支出計上にあたって特に留意する必要がある事項として、ガソリン代については、ひと月当たりの給油頻度が高い場合やゴールデンウィーク、お盆、年末年始及びその前後に給油する場合、有料駐車場については、利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合、区外での利用の場合は、それぞれ誤解を招かないよう特に説明を要することとした。

さらに、平成27年度の「平成25年度政務活動費に係る監査結果」における意見・要望を踏まえ、平成27年度の調査検討委員会で検討した結果、平成28年度からは、ガソリン代（「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代を除く）は議員一人当たり月額5千円を限度とするとしている。

（3）事務所費について

議員活動の基盤となる事務所の光熱水費については、政務活動に要する経費で政務活動の対象に含めているところであるが、会派・議員の活動は、政務活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。

そこで、政務活動に要する経費細目では、自己所有及び自宅兼用事務所の光熱水費を計上する場合には、当該光熱水費に事務所使用部分の面積等を考慮した按分率を適用した上で、その2分の1を上限と定めている。なお、この事務所使用部分については、透明性の確保と説明責任の観点から、間取り図等の提出により補足説明がされており、算出基準については、平成19年度の検討会での意見を反映したもので、各議員の支出はこの基準の範囲内となっており合理的かつ適正なものである。

さらに、平成19年12月26日の大阪高裁判決でも、自宅の一部を議員事務所として使用していることが妥当である旨の判断がなされ、一定の按分を条件として光熱水道費や共同住宅管理費の支出の適法性を認めている。

なお、光熱水費については、基本料金と使用量に応じた料金から構成されているため、基本料金を含めた按分としている。

また、平成27年度から、事務所としての表示等（看板・表札など）を要件とするなど運用を改めたところであるが、平成27年度の「平成25年度政務活動費に係る監査結果」

における意見・要望を踏まえ、平成27年度の調査検討委員会で検討した結果、平成28年度からは、自己所有及び自宅兼用の事務所の光熱水費は計上できないものとするところを改めたところである。今後も、自宅兼用事務所の賃借料については、調査検討委員会で検討を要する課題の一つとして認識している。

(4) ホームページについて

ホームページは、会派・議員が区民に対して活動内容などを報告するのに、非常に有効な広報手段の一つである。

ブログやツイッター等、リアルタイムな情報提供ツールの普及により、会派・議員の公式サイトは、情報のデータベース的な役割が主たるものとなっている傾向にある。また、情報を提供する媒体を常時設ける必要があることを総合的に判断すると、公式サイト等の維持管理等に要する経費は政務活動費制度の趣旨から逸脱しているものとは言えない。政務活動に要する経費細目では、「ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する」と規定しており、会派・議員の自律的な判断に基づき、実態に即して適切に按分されていれば、不適切とする理由はない。

請求人が指摘するホームページ代については、当該会派・議員からもそれぞれ説明がなされており、「政務活動に要する経費・同細目」に反しない適正な支出と判断できる。

(5) 携帯電話について

政務活動に要する経費細目では事務費として通信費の支出を規定しており、携帯電話の利用料金も実態に即して按分したうえで支出を認めている。携帯電話代を政務調査費から支出することは認められないとする平成19年の仙台高裁の判決は、訴訟の対象となった青森県の地方議会の会派・議員活動における使用実態を考慮しての判断であり、また、同年の大阪高裁の判決では、一定の按分が必要であるとしたうえでその利用料金の計上を認めている。

このように判断が分かれているということは、政務活動が会派・議員の多岐にわたる専門性や関心を尊重し、極めて広範な裁量のもとに行われるべきものであるという観点から、当該議会の会派・議員活動における使用実態を考慮して、議会ごとに基準を設定するのが適当と解することができる。

政務活動に要する経費細目では、「インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、実態に即して按分する」と規定しており、会派・議員の自律的な判断に基づき、実態に即して適切に按分されていれば、不適切とする理由はない。

請求人が指摘する携帯電話代については、当該会派・議員からもそれぞれ説明がなされており、「政務活動に要する経費・同細目」に反しない適正な支出と判断できる。

(6) 視察先の謝礼品について

平成19年4月26日の仙台高裁判決で「視察先への土産は、視察への協力に対する謝礼としての意味を有するものと解され、社会通念上適正な範囲内のものであれば、これを「交際的経費」ということはできず、先進地調査又は現地調査に要する経費として、本件使

途基準にいう「調査費」に該当するというべきである。」と判断しており、政務活動に要する経費細目等に基づく適正な支出である。

請求人が指摘する視察先への土産代については、当該会派・議員からもそれぞれ説明がなされており、「政務活動に要する経費・同細目」に反しない適正な支出と判断できる。

(7) 視察費について

平成19年2月9日の札幌高裁判決では「様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判断されている。このことから、領収書等により支出の対象となった活動に調査研究の実質があり、それが適切な日程・金額であると認められ、報告書や説明から区政との関連性や必要性・合理性を欠くことが明らかでない場合には、会派・議員の多様にわたる専門性や関心を尊重し、極めて広範な裁量のもとに行われるものである。ただし、政党活動や後援会活動等、政務活動費で支出できないと規程で定める経費が明らかに含まれる場合には、経費を区分する必要がある。

また、視察の成果を区政にどのように反映させるかについては、第一義的には会派・議員の判断に委ねられ、会派・議員が広範な裁量権を持っているという上記判決の主旨に鑑みれば、適切な要件を備えていることを条件として、その判断は尊重されるべきである。

区議会では、視察・研修が、宿泊を伴うかまたは往復の交通費が1万円を超える日帰りの場合には視察報告書の提出を義務付けている。観光など、目的が政務活動には当たらないと疑念を持たれかねない視察先が一部含まれる場合には、報告書に区政への反映方法等、詳細にわたり明示することが必要であるが、会派・議員の政務活動費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務活動に充てられることや、他の会派・議員からの干渉を防ぐ必要があることにも留意する必要がある。

したがって、様式で定めている事項に基づいて記載され、区政との関連性が類推され、調査研究の実質が認められるものは適正な報告書の提出として取り扱うこととしている。

請求人が指摘する視察費については、当該会派からも説明がなされており、「政務活動に要する経費・同細目」に反しない適正な支出と判断できる。

(8) 区政報告について

区政報告の発行など区政に関する情報を区民に提供する経費は、政務活動に要する経費で定める広聴広報費に該当し、会派・議員の調査研究活動、議会活動及び区の施策を区民に報告・PRするために必要なものである。平成21年9月17日の名古屋高裁判決では、「市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができるから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の用途基準に適合するものと解される。」と示している。このこ

とからも、区議会での質疑や区政全般に関することを区民に知らせることにより、区民意見の収集、把握につながり、その結果、区政の課題や問題点を認識するための政務活動に資すると解することができる。

また、政党活動や後援会活動など、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るという政務活動費の趣旨に適合しない部分は、原則紙面の面積等に占める割合等で区分することにより、合理的な支出が可能である。

ただし、平成20年9月5日の東京地裁判決では、「なるべく多くの区民に広報紙に対する関心を持ってもらい、読んでもらうための1つの手段として、本国会派が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。」と示されていることから、区政報告の前提となった現場の生の声や専門家の意見などをそのまま（あるいは抜粋して）掲載したり、紙面の一部にエッセンスとして加える政務活動以外のお知らせや連絡先、文章の書き出しに使用する一般的な儀礼的文言、写真などについては当該広報紙の主たる内容には当たらず、かつ合理的な範囲内であれば、詳細に区分せず政務活動費で支出できるものと解することができる。

なお、領収書等や当該会派・議員からの説明により、区政との関連性や調査研究の実質があることから適切な金額と認められ、区政との関連性や必要性・合理性を欠くことが明らかでない場合は、配布先や配布枚数等、他の会派・議員からの干渉を防ぐべき事項を明示するか否かについて、当該会派・議員の政策的判断のもとに行われるべきものと認識している。

なお、請求人が指摘する自民党会派のチラシの費用について、京都地裁の判決を引用しているが、京都地裁の事案は集合写真代であり、自民党会派のチラシの費用の中には集合写真代は含まれておらず、京都市会事務局に確認したところ、判決も確定していない。

郵送費用については、一定の通数以上の場合、市内特別郵便等の料金割引制度を利用する方が望ましいが、それぞれ管轄局への持ち込みが必要なことや形状・重量等が同一であることなど様々な制約があることから、料金割引制度の利用のみに制限してしまうことは、議員としての活動状況を総合的に勘案したとき、必ずしも合理的とは言えない。なお、平成27年度から、切手を購入する場合は議員1人当たりの年間上限額を10万円から3万円と引き下げ、また、1回当たりの購入は100枚を限度とすることとした。さらに、支出計上にあたって特に留意する事項として、切手及びはがきの頻繁な購入、大量購入などは誤解を招かないよう特に説明を要している。

また、会派・議員が行う活動及び区政について区民への報告等を行うため、区政報告会等を開催し、その経費を支出することは政務活動に要する経費で定める広聴広報費又は会議費として認められている。政務活動に要する経費細目等に則して、領収書が提出され、実態に即して按分するなど適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

請求人が指摘する区政報告関係費用については、当該会派・議員からもそれぞれ説明がなされており、「政務活動に要する経費・同細目」に反しない適正な支出と判断できる。

(9) 茶菓代について

広聴広報活動や会議等の開催に伴うお茶や茶菓子程度の飲食は、区政報告会や会議等の活性化及び円滑化に資するもので、政務活動に要する経費細目の広聴広報費及び会議費の項でそれぞれ「茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に目的及び参加人数を記載する」と規定し、社会通念上適正な範囲内で経費として認めている。

これは、区民の意思を適正に区政に反映させるための一手段であり、議員の審議能力を強化することにより議会の活性化を図るという政務活動費の趣旨にも合致するものである。

なお、会議等の開催に伴うその他の経費を支出する際にも、茶菓代と同様に目的または内容を説明することが必要である。

請求人が指摘する茶菓代については、当該議員からも説明がなされており、「政務活動に要する経費・同細目」に反しない適正な支出と判断できる。

(10) 交通費について

交通費については、議員の政務活動に必要な経費であり、政務活動に要する経費にも度々例示される経費である。地方議会の活性化、審議能力の強化のため、議員の政務活動の基盤をなしており、調査研究に直接かかる費用であり、経路については、合理性を欠いていると認められない限り、スケジュールや天候、時間、持参品の量等会派・議員が自律的に判断して選択すべきものである。

ただし、平成27年度からは、支出計上にあたって特に留意する必要がある事項として、一般的に合理的でない経路による場合は、誤解を招かないよう特に説明を要している。

請求人が指摘する交通費については、当該議員からも説明がなされており、「政務活動に要する経費・同細目」に反しない適正な支出と判断できる。

(11) 人件費について

平成19年度政務調査費に対する監査結果報告において、日常的勤務と臨時勤務の解釈基準を早期に明確にすることを期待する旨、監査委員が見解を示したことを受け、平成21年度に調査検討委員会で検討した。その結果、雇用形態の解釈基準を作成すること自体が困難であり、補助する活動内容で分類することが合理的という結論に達し、使途基準細目を改正した。そこで、平成22年4月からは、議員活動全般を補助する場合は2分の1を上限として経費を按分して支出し、区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する場合には議員1人当たり月額5万円を上限として勤務実績に応じた額を経費とすることとした。

なお、議員の政務活動の対象が広範囲に及び、調査方法も多様なことから、明らかに議会活動に反映・寄与しない場合や政務活動に要する経費等に照らして必要性・合理性を欠いている場合など、会派・議員の裁量的判断を著しく逸脱していると認められる場合を除いた活動の補助業務であれば、政務活動の補助に当たると判断している。勤務内容については、政務活動に対する執行機関や他の会派・議員からの干渉を防止する必要

もあるため、区政との関連性が類推できる内容であれば、記載方法の具体性の度合いは、会派・議員の自律的判断に委ねている。

また、ポスティング業務に従事する場合にその勤務内容に加え配布地域や部数まで盛り込む必要があるか否かについては、会派・議員が広範な裁量権を持っているという前述の平成19年2月9日の札幌高裁判決の趣旨に鑑みれば、適切な支出の要件を備えていることを条件として、会派・議員の政策的判断を尊重すべきである。

請求人が指摘する人件費については、当該会派・議員からもそれぞれ説明がなされており、「政務活動に要する経費・同細目」に反しない適正な支出と判断できる。

8 平成28年度からの取組

区議会では、政務活動費の適正な運用の確保について、これまでも不断の見直しに努めてきたが、平成26年度には、他自治体議会議員による不正支出（計上）の発覚などに端を発し、この制度に対する信頼は大きく揺らいだところである。当区においても、監査委員や区長から議長に対して区民の納得と信頼が得られる制度の確立を求める要望が出され、以前にも増して、議員の自律と説明責任が求められていることから、議員一人ひとりの意識も変えていく必要があるものと考えている。

そこで、政務活動費の適正な執行の確保により一層努めていくため、平成27年度の調査検討委員会等において、規程を一部改正し、ガソリン代（「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代を除く）の支出割合は経費の2分の1を上限とし、ただし、議員一人当たり月額5千円を限度とすることとした。さらに、自宅兼用事務所光熱水費については、自己所有及び自宅兼用の事務所の光熱水費は、計上できないものとするを改めた。

また、書籍や備品について、特に区民に疑義が生じやすい支出に関しては、明確化・厳格化を図る観点から、支出計上にあたって特に留意する必要がある事項として、会派・議員から説明を求めることとしたところである。

なお、交付額を超えた収支報告書について、平成27年度から交付額の範囲内の収支報告に努めるものとする運用を改めたところであるが、平成28年度からは交付額の範囲内で収支報告するものとするを改めた。

今後も、政務活動費の適正な運用と用途の透明性の更なる確保に努め、より一層区民に信頼される制度となるよう、引き続き不断の検証・見直しに取り組むこととしている。

平成26年度 政務活動費支出状況(決算数値)

	支出負担額	差引戻入額	交付決算額 (概算払分)	政務活動費 収支報告書 「収入」金額	政務活動費収支報告書「支出」金額内訳											支出計
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務費	事務所費	人件費	支	
1 杉並区議会公明党(8)	15,360,000	5,728,301	9,631,699	15,360,000	1,673,576	161,512	5,009,531	0	9,618	929,060	1,683,402	0	165,000	0	165,000	9,631,699
2 共産党区議会(7名)	12,960,000	5,557,995	7,402,005	12,960,000	3,000	50,000	3,962,546	0	0	282,783	1,217,726	0	1,885,950	0	1,885,950	7,402,005
3 無所属区民派(2名)	3,840,000		3,840,000	3,840,000	2,000	344,516	2,421,809	0	9,011	239,474	118,655	735,630	505,026	0	505,026	4,376,121
4 浅井くにお議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	63,796	0	1,556,937	0	0	109,412	169,855	0	20,000	0	20,000	1,920,000
5 安芥あさきら議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	0	0	1,999,907	0	0	48,220	8,949	0	0	0	0	2,057,076
6 井口かこ子議員	1,920,000	949,159	970,841	1,920,000	22,679	0	517,330	0	0	242,829	151,104	0	36,899	0	36,899	970,841
7 市来とも子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	56,956	39,000	1,565,219	0	2,700	105,047	151,078	0	0	0	0	1,920,000
8 市橋綾子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	5,376	16,722	626,000	0	0	28,710	210,399	469,369	563,424	0	563,424	1,920,000
9 今井ひろし議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	94,433	87,364	1,365,524	0	0	242,778	93,002	0	36,899	0	36,899	1,920,000
10 岩田いくま議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	72,059	0	1,206,939	0	16,600	0	216,657	199,078	208,667	0	208,667	1,920,000
11 大熊田巳議員	1,920,000	511,534	1,408,466	1,920,000	107,111	0	760,598	0	0	133,990	348,043	0	58,724	0	58,724	1,408,466
12 大和田伸議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	131,879	0	1,180,661	0	0	63,920	237,161	300,000	36,899	0	36,899	1,950,520
13 小川宗次郎議員	1,920,000	1,359,371	560,629	1,920,000	76,281	0	240,226	0	0	51,241	150,414	42,467	0	0	0	560,629
14 奥山たえこ議員	1,920,000	423,798	1,496,202	1,920,000	304,273	53,330	716,536	0	0	344,309	58,954	0	18,800	0	18,800	1,496,202
15 河津利恵子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	158,502	0	842,882	0	0	5,000	153,595	255,373	520,790	0	520,790	1,936,142
16 木梨もりよし議員	1,920,000	1,020,153	899,847	1,920,000	13,800	0	831,174	0	0	45,473	9,400	0	0	0	0	899,847
17 小泉やすお議員	1,920,000	1,307,291	612,709	1,920,000	229,963	0	140,650	0	0	58,090	112,535	34,572	36,899	0	36,899	612,709
18 斉藤常男議員																0
19 七ね文子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	20,142	1,390	624,416	0	0	47,681	212,918	440,301	573,152	0	573,152	1,920,000
20 田中ゆうたろう議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	0	17,040	1,819,821	0	0	110,860	124,087	0	0	0	0	2,071,808
21 つかはら彩子議員	1,440,000	114,641	1,325,359	1,440,000	5,096	4,812	312,338	0	0	50,481	117,891	311,364	523,377	0	523,377	1,325,359
22 富本卓議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	107,296	0	1,012,233	0	0	120,131	344,671	298,770	36,899	0	36,899	1,920,000
23 はな本俊郎議員	1,440,000		1,440,000	1,440,000	1,800	0	931,320	0	0	10,029	25,132	0	476,477	0	476,477	1,444,758
24 藤本なお議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	17,837	0	1,366,418	0	0	38,260	151,360	300,000	54,733	0	54,733	1,928,608
25 増田裕一議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	56,630	11,000	1,429,579	0	0	198,090	4,701	220,000	0	0	0	1,920,000
26 松浦芳子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	21,731	40,000	1,536,705	0	0	47,824	109,766	0	264,400	0	264,400	2,020,426
27 山下かずあき議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	63,701	26,708	1,473,156	0	0	101,057	108,273	210,000	0	0	0	1,982,895
28 山本あけみ議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	177,441	42,550	1,452,085	0	11,800	89,188	173,080	0	0	0	0	1,946,144
29 横田政直議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	0	0	800,064	0	0	41,745	0	480,000	600,000	0	600,000	1,921,809
30 吉田あい議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	1,448	0	1,219,379	0	0	9,370	173,479	0	516,899	0	516,899	1,920,575
31 脇坂たつや議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	62,596	35,000	1,588,836	0	31,100	158,338	58,331	0	36,899	0	36,899	1,920,000
5月清算計(A)	83,040,000	16,972,243	66,067,757	83,040,000	3,551,402	930,944	40,490,819	0	0	23,629	4,318,642	6,778,817	4,051,140	6,968,146	67,144,639	

※No.2 共産党区議団は、区議補選に伴い平成26年7月1日から1名増。
 ※No.21つかはら議員及びNo.23はなし議員は、区議補選に伴い平成26年7月1日から区議に就任。

◆平成26年7月清算済分(平成26年6月22日辞職)

1 佐々木浩議員	480,000		480,000	480,000	9,180	0	396,588	0	0	0	32,686	50,100	0	0	0	488,554
2 堀部やすし議員	480,000	48,072	431,928	480,000	0	0	375,777	0	1,440	46,998	7,713	0	0	0	0	431,928
7月清算計(B)	960,000	48,072	911,928	960,000	9,180	0	772,365	0	1,440	46,998	40,399	50,100	0	0	0	920,482

◆平成27年3月清算済分(平成27年2月4日死亡)

1 大泉時男議員	1,760,000	999,097	760,903	1,760,000	77,507	0	0	0	0	0	24,446	266,950	392,000	0	392,000	760,903
3月清算計(C)	1,760,000	999,097	760,903	1,760,000	77,507	0	0	0	0	0	24,446	266,950	392,000	0	392,000	760,903

合計(A+B+C)	85,760,000	18,019,412	67,740,588	85,760,000	3,638,089	930,944	41,263,184	0	32,540	23,629	4,365,640	6,843,662	4,368,190	7,360,146	68,826,024
-----------	------------	------------	------------	------------	-----------	---------	------------	---	--------	--------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------

平成26年度 政務活動費 出納閉鎖後の訂正状況 ※平成28年4月末日現在

	支出負担額	差引戻入額	交付決算額 (概算区分)	政務活動費 収支報告書 「収入」金額		政務活動費収支報告書「支出」金額内訳										支出計
				調査研究費	研修費	広聴広報費	業務報告費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務費	事務所費	人件費			
1 杉並区議会公明党(8名)	15,360,000	6,003,719	9,356,281	15,360,000	1,672,146	161,512	4,735,845	0	0	9,618	929,060	1,683,100	0	165,000	9,356,281	
2 共産党区議団(7名)	12,960,000	5,562,274	7,397,726	12,960,000	3,000	50,000	3,962,538	0	0	0	282,783	1,213,455	0	1,985,950	7,397,726	
3 無所属区民派(2名)	3,840,000		3,840,000	3,840,000	2,000	344,516	2,421,809	0	0	9,011	239,474	118,655	735,630	505,026	4,376,121	
4 浅井くにお議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	63,796	0	1,556,937	0	0	0	109,412	169,855	0	20,000	1,920,000	
5 安齊あさき議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	0	0	1,999,907	0	0	0	48,220	8,949	0	0	2,057,076	
6 井口かづ子議員	1,920,000	949,159	970,841	1,920,000	22,679	0	517,330	0	0	0	242,829	151,104	0	36,899	970,841	
7 市来ともし議員	1,920,000	326	1,919,674	1,920,000	56,630	39,000	1,565,219	0	2,700	0	105,047	151,078	0	0	1,919,674	
8 市橋綾子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	5,376	16,722	626,000	0	0	0	28,710	210,399	469,369	563,424	1,920,000	
9 今井ひろし議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	94,433	87,364	1,365,524	0	16,600	0	242,778	93,002	0	36,899	1,920,000	
10 岩田いくま議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	72,059	0	1,206,939	0	0	0	216,657	199,078	208,667	0	1,920,000	
11 大熊昌巳議員	1,920,000	511,534	1,408,466	1,920,000	107,111	0	760,598	0	0	0	133,990	348,043	0	58,724	1,408,466	
12 大和田伸議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	131,879	0	1,180,661	0	0	0	63,920	237,161	300,000	36,899	1,950,520	
13 小川宗次郎議員	1,920,000	1,359,371	560,629	1,920,000	76,281	0	240,226	0	0	0	51,241	150,414	42,467	0	560,629	
14 奥山たえこ議員	1,920,000	432,476	1,487,524	1,920,000	304,273	53,330	714,986	0	0	0	344,309	51,826	0	18,800	1,487,524	
15 河津利恵子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	158,502	0	842,882	0	0	5,000	153,595	255,373	0	520,790	1,936,142	
16 木梨もりよし議員	1,920,000	1,020,153	899,847	1,920,000	13,800	0	831,174	0	0	0	45,473	9,400	0	0	899,847	
17 小泉やすお議員	1,920,000	1,307,291	612,709	1,920,000	229,963	0	140,650	0	0	0	58,090	112,535	34,572	36,899	612,709	
18 齊藤常男議員															0	
19 そね文子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	20,142	1,390	624,416	0	0	0	47,681	212,918	440,301	573,152	1,920,000	
20 田中ゆうたろう議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	0	17,040	1,684,885	0	0	0	110,860	124,012	0	0	1,936,797	
21 つかはら彩子議員	1,440,000	114,641	1,325,359	1,440,000	5,096	4,812	312,338	0	0	0	50,481	117,891	311,364	523,377	1,325,359	
22 富本卓議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	107,296	0	1,012,233	0	0	0	120,131	344,671	298,770	36,899	1,920,000	
23 はなし俊郎議員	1,440,000		1,440,000	1,440,000	1,800	0	931,320	0	0	0	10,029	25,132	0	476,477	1,440,758	
24 藤本なおや議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	17,837	0	1,366,418	0	0	0	38,260	151,360	300,000	54,733	1,928,608	
25 増田裕一議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	56,630	11,000	1,429,579	0	0	0	198,090	4,701	220,000	0	1,920,000	
26 松浦芳子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	21,049	40,682	1,536,705	0	0	0	47,824	109,766	0	264,400	2,020,426	
27 山下かずあき議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	62,171	26,708	1,473,156	0	11,800	0	101,057	108,273	210,000	0	1,981,365	
28 山本あけみ議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	177,441	42,550	1,452,085	0	0	89,188	173,080	0	0	0	1,946,144	
29 横田政直議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	0	0	800,064	0	0	0	41,745	0	480,000	600,000	1,921,809	
30 吉田あい議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	1,448	0	1,219,379	0	0	0	9,370	173,479	0	516,899	1,920,575	
31 脇坂たつや議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	62,596	35,000	1,568,836	0	0	0	158,338	58,331	0	36,899	1,920,000	
計(A)	83,040,000	17,260,944	65,779,056	83,040,000	3,547,434	931,626	40,080,639	0	31,100	23,629	4,318,642	6,767,041	4,051,140	6,968,146	66,719,397	

※No.2 共産党区議団は、区議補選に伴い平成26年7月1日から1名増。
 ※No.21つかはら彩子議員は、区議補選に伴い平成26年7月1日から区議に就任。

◆平成26年7月清算済分(平成26年6月22日辞職)

1 佐々木浩議員	480,000		480,000	480,000	9,180	0	396,588	0	0	0	0	32,686	50,100	0	488,554
2 堀部やすし議員	480,000	48,072	431,928	480,000	0	0	375,777	0	1,440	0	46,998	7,713	0	0	431,928
計(B)	960,000	48,072	911,928	960,000	9,180	0	772,365	0	1,440	0	46,998	40,399	50,100	0	920,482

◆平成27年3月清算済分(平成27年2月4日死亡)

1 大泉時男議員	1,760,000	999,097	760,903	1,760,000	77,507	0	0	0	0	0	0	24,446	266,950	392,000	760,903
計(C)	1,760,000	999,097	760,903	1,760,000	77,507	0	0	0	0	0	0	24,446	266,950	392,000	760,903

合計(A+B+C)	85,760,000	18,308,113	67,451,887	85,760,000	3,634,121	931,626	40,853,004	0	32,540	23,629	4,365,640	6,831,886	4,368,190	7,360,146	68,400,782
-----------	------------	------------	------------	------------	-----------	---------	------------	---	--------	--------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------

28 杉並第 9395 号
平成 28 年 5 月 16 日

杉並区監査委員
上原 和義 様
同
岩崎 英司 様

杉並区長 田中 良

平成 26 年度政務活動費に関する住民監査請求に基づく監査の実施に伴う抗弁書の提出について

平成 28 年 5 月 13 日付け 28 杉監査第 85 号により通知のあった標記の件について、別紙のとおり提出します。

標記の件について以下のとおり抗弁する。

1 政務活動費の制度制定の経緯

(1) 地方公共団体は、政務調査費（現在の政務活動費）が制度化される以前から地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、議会の会派等に対し調査研究目的の経費を交付していた。これは、同法第 204 条の 2 の規定による、給与条例主義に反しないよう、補助金として交付していたものである。

(2) 平成 12 年 5 月、政務調査費の制度化等を内容とする地方自治法の一部改正案が審議され、衆・参議院とも全会一致で可決した。政務調査費制度の創設を規定した地方自治法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 89 号）は、平成 12 年 5 月 31 日に公布され、平成 13 年 4 月 1 日に施行された。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項の内容は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」というもので、同項に基づき議員の調査研究に資するため、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 26 号。以下「条例」という。）が制定された。

(3) 平成 24 年 9 月に地方自治法の一部が改正されたことに伴い、政務調査費から政務活動費へと制度を改正した。

2 政務活動費の交付及び返還等に関する手続について

政務活動費の交付及び返還等に関する手続は、以下のとおりである。なお、政務活動費に係る予算の支出等については、区議会事務局次長に委任されている。

(1) 政務活動費の交付を受けようとするときは、以下のどちらかを議長に届ける。

ア 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長(議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長)に届け出なければならない。(会派に係る政務活動費の交付に関する届)

その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。(条例第5条第1項及び第2項)(杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第1号様式)

イ 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。(議員に係る政務活動費の交付に関する届)

議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。(条例第5条第3項)(規則第2号様式)

(2)議長は、上記(1)の届出に基づき、毎年度4月1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知(政務活動費交付対象者状況通知書)する。(条例第6条第1項)(規則第3号様式)

なお、年度途中で上記(1)の届出があった場合は、議長は速やかに区長に通知(政務活動費交付対象者変更通知書)する。(条例第6条第2項)(規則第4号様式)

(3)区長は、上記(2)の通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知(政務活動費交付決定通知書)する。(条例第7条)(規則第5号様式)

(4)会派の代表者及び議員は、上記(3)の通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が杉並区の休日を定める条例第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求する。(条例第8条第1項)

(5)区長は、上記(4)の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付する。(条例第8条第2項)

(6)会派の代表者及び議員は、一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。(条例第8条第4項及び第6項)

(7) 区長は、政務活動費の交付を受けた会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出(条例第 9 条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。(政務活動費返還命令書)(条例第 12 条)(規則第 8 号様式)

(8) 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書(以下「報告書」という。)に、政務活動費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を添えて議長に提出し、議長は、報告書を受け取ったときは、報告書の写しを区長へ送付する。(条例第 10 条第 1 項及び第 3 項)

3 政務活動費の適正化に向けた取り組み

(1) これまでの取り組み

区議会内において、「議会改革検討調査部会」や「政務活動費検討会」の検討結果に基づき、平成 19 年 3 月に、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程(以下「規程」という。)(現在の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程)を議長訓令甲として制定するとともに、平成 20 年 4 月に第三者の意見を反映した政務活動費の「使途基準細目(現在の政務活動に要する経費細目)」を定めた。さらに、平成 22 年 4 月に規程を改正し、「使途基準細目」をより適切な内容に改めた。

また、平成 21 年 6 月に「杉並区議会政務調査費調査検討委員会(現在の杉並区議会政務活動費調査検討委員会)」を設置し、その検討過程のなかで、政務活動費の公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的に、議長の諮問機関として「杉並区議会政務調査費専門委員会(現在の杉並区議会政務活動費専門委員会)」を平成 22 年 5 月設置した。両委員会では、監査結果で指摘を受けた事項等の基準の改正に向けて検討した結果、平成 23 年から毎年、政務活動に要する経費細目について一部改正した。この間、区議会の自律性により適正化と透明性の向上を図ってきた。

これまでの政務調査費に関する措置請求書に対して、監査委員から、議員自身による自律的な点検の励行や区議会の自立的なチェック機能の強化を図り、区民の信頼が得られる制度として確立されるよう意見・要望が出されてきた。これに加え、平成 26 年度は、他自治体議会の不祥事などに端を発し、政務活動費に対する世論の厳しい目が注がれ、今まで以上に適正な制度運用が求められた。このような厳しい状況の中で、区としても強い危機感を持ち、平成 26 年 10 月 14 日、区長から区議会議長に対し、政務活動費の今まで以上に適正な制度運用を求める申し入れを行った。

これに対し、区議会では、政務活動費調査検討委員会を4回・政務活動費専門委員会を3回開催し、検討を重ねた結果、平成 27 年2月6日、区議会議長は区長に対し、「平成 26 年度政務活動費調査検討委員会検討結果」をまとめ、更なる政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めるとの通知があった。

(2) 平成27年度の取り組み

区議会では、平成 27 年5月に「政務活動費の支出に関する事務処理について」を全面改訂し、政務活動費の適正な運用と使途の透明性の更なる確保に努め、より一層区民に信頼される制度となるよう、引き続き不断の検証・見直しに取り組むこととした。

平成 27 年度に提出された平成 25 年度の政務活動費に関する措置請求書の結果について、監査委員から、区議会においては、今後、改善内容を着実に実施し、制度の適正な運用により、議会活動の活性化、審議能力の充実強化を図るよう期待するとの意見・要望が出された。

このため、区議会では、政務活動費調査検討委員会を7回・政務活動費専門委員会を3回開催し、検討を重ね、平成 28 年 2 月 1 日に、「平成 27 年度政務活動費調査検討委員会検討結果」をまとめ、平成 28 年4月から規程を改正し、更なる政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めている。

4 今回の措置請求に関する区の見解

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、その執行については、第一に会派や議員の倫理観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査

し、議会の自律性の中で処理することが前提であると認識している。その上で執行機関としては、会派及び議員が活動していく上で支障の無いような政治活動の自由を保障する視点で、対応すべきものであると考えている。

今回の措置請求の対象となっている政務活動費については、条例第 11 条に基づき、議長が報告書及び領収書等を調査し、適正に執行したものと考えている。

平成 27 年度の議会の取り組みとして、前年度に続き、政務活動費調査検討委員会及び政務活動費専門委員会の審議を重ね、改善を図るなど評価するものであるが、引き続き、適正な運用が図られるよう必要な助言に努めながら、自律的な取り組みを後押ししていく。

杉並区監査委員
上原 和義 様
同
岩崎 英司 様

杉並区議会
議長 井口 かづ子

政務活動費に係る調査について（回答）

1 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」に基づく議長の調査の実施について

平成 28 年 5 月 13 日付 28 杉監査第 86 号の調査依頼に基づき、条例第 11 条に規定している政務活動費の議長による調査を実施した。

平成 26 年度分における、請求人が指摘している項目及び会派・議員別に個々に指摘している政務活動費の支出が、条例その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

2 調査結果について

会派又は議員が行う政務活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成 26 年度の政務活動に要する経費及び同細目に基づく適正な支出が行われていた。

しかし、領収書の記載内容だけでは政務活動との関連がわかりづらいものが複数見受けられたため、当該会派・議員に確認し、政務活動との関連を補う説明処理等を進める。

なお、無所属区民派、田中ゆうたろう議員、増田裕一議員、松浦芳子議員については、本人からの申し出により、出納簿及び収支報告書の訂正処理を進める。

3 今回の措置請求に対する議長の見解

区議会では、政務活動費（旧政務調査費）の使途に関しては、平成 19 年 5 月に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」を制定し、適正な執行の確保に努めてきたが、その後、平成 21 年度には、議会内部に設置した「杉並区議会政務調査費調査検討委員会」において、さらに翌 22 年度には、学識経験者等第三者で構成される「杉並区議会政務調査費専門委員会」を設置し、使途に関する事項を中心に、

毎年継続的に自主的な改善に取り組んでいる。

政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派・議員の自律的な判断に委ねられていると考えている。今回は、平成 26 年度分の政務活動費であり、その当時の基準により、会派・議員が、それぞれ良識ある判断に基づき、計上しているものと認識しているところである。

昨年度の調査検討委員会においては、平成 27 年度の「平成 25 年度政務活動費に関する監査結果」における意見・要望を踏まえ、ガソリン代や自宅兼用事務所光熱水費等、政務活動に要する経費細目等の見直しを行った。

先述したとおり、政務活動費の適正な運用の確保に向けては、これまでも不断の検証・見直しを行ってきたが、政務活動費の使途については、区民に対する説明責任を十分に果たすことが、今後より一層求められており、今後は、政務活動費がこれまで以上に区民の信頼が得られる制度として確立できるよう、更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める所存である。

4 個別事項についての会派・議員からの説明

1. 日本共産党杉並区議団

<ホームページの按分について>

党区議団は HP の按分を 50%としています。HP には区政報告を中心に様々な内容にわたって記載しているため、区議会の政務活動費の取扱いに関する規程に基づき、このように按分させていただいております。なお、各区議 HP の政務活動費に多寡が生じているのは、HP 画面や機能の更新・製作費が加わっているためです。

2. 無所属区民派

【2014 年度政務活動費 広聴広報費について】

当該請求人から当会派の「広聴・広報費のほとんどを占める『区政報告関連支出』計上を按分なしの 100%政務活動費（2,287,183 円）としている。」ことに関して

- ① 当会派は、議員活動の重要な仕事を、議会活動とならび議会で得られる情報をいち早く区民に伝え、区民の意見や要望を受けて議会に臨み、その報告を区民に行うことと考えてきた。そのために、区民ニュースを月 1 回から 3 回発行し、ウイークデーの朝 6 時半から 8 時半まで、それぞれ地元の最寄駅に立ち、通勤する方に向けマイクで訴えながら、「区民ニュース」を配布している。区政報告を受け取った方から区政に対する意見や相談が、電話やメールで寄せられている。

そのため、トラメガ購入後の修理、電池などの維持費については按分せずに計上してきたところである。しかし、厳密に言えば、月 1・2 回程度、市民団体からの

依頼により街頭宣伝で共に使うことがある。朝の区政報告での使用は、平均週3日、月12回から13回に比して割合はわずかであるが、80%計上に改めることとし、収支報告書を訂正する。

② ホームページを50%に按分した理由は、ホームページの中身が、「区民ニュース」の内容を軸にしながら、ブログには一部に個人の政治活動報告が入り、また後援会の動きやそれぞれ議員が参加しているグループ活動など、概ね3分の1程度は政務活動以外の内容が掲載されている実態から、政務活動費の規程にのっとり50%計上としたものである。

③ 区政報告の郵送代及び紙代、インク代についてHPと同様に50%に按分せよとの指摘については疑問がある。区政報告の作成と配布は議員活動の柱である。年2回から3回に行ってきた特定の個人に対する郵送、駅頭での配布、業者委託により配布した区政報告のインク、用紙代は政務活動費の規程に従い計上してきたものである。50%按分は逆に言えば報告の回数を制限するものとならざるをえない。

請求人が指摘するように、政務活動費が政治活動や選挙活動に適用されるものではないことは疑いないことである。その点から、選挙の年については1月以降の配布については計上しないことや、一部選挙に関わる「区政報告」の内容によっては按分する、内容によっては計上しない等、その整合性を保ってきた。この点について区政報告は連番となっており、そのすべてを計上していないことは理解いただけると考える。郵送費も区政報告の郵送費に限り計上しているものである。

④ 区民ニュース（区政報告）の全戸配布について、按分すべきとの指摘について。仕事に出ない高齢者や子育て世代、情報が伝わりにくい障がいのある方などに対し、定例議会の報告を年2～3回戸別に配布してきた。この取組みからも相談や区政に関する様々な意見が寄せられている。ホームページは内容において多岐にわたるものであるとともに、電子媒体を使えない方に対する紙媒体とはおのずから同列にできないものとする。日頃の区政報告の姿勢、その内容に対する評価が、仮に次の選挙における評価につながるがあったとして、それは結果論にすぎないものとする。

3. 杉並区議会公明党（横山えみ議員）

1・広聴広報費 HP代

区政報告の一環として①議会活動、②調査研究の過程や報告、③議会質問、④実績一覧等を掲載しており、多くの区民へ区政報告を周知するため、横山えみ通信も活用している。ホームページからは、さまざまな相談、質問も受けており、区民の声を区政に届けてきた。議員にとって欠かせない媒体である。このようにHPはほとんどが政務活動のためのものであり、按分率は妥当と考える。

2・事務費 携帯電話料金

携帯電話は、ほとんどが区民相談の利用等政務活動に要するものである。80%の按

分率は妥当と考える。

3・広報広聴費「ほほえみメール」No38, 39

区政報告には、1でも述べたように、議会報告、調査研究の経過、報告を以って、調査の完結と考える。「特別臨時給付金、公明党が推進！」について指摘されているが、社会保障の財源を確保するため、消費税が8%に引き上げられるに当たり、区議会公明党は、区内の影響を受けやすい年金生活者や、所得の低い方たち、子育て世代の意見を伺い国や区へ、訴えてきた。臨時給付金実現に当たり、予算特別委員会では申請書の字は、大きく、簡素な、わかりやすい内容に努め、対象者の多くの方々が申請できるよう、区の対応を質問した。ほほえみメールは、その結果を報告しているもので、目的外使用ではないと考える。

広報紙は、議員としての活動状況や区政についての情報を区民に伝えるために発行している。文書の名前（題字）、発行元である議員の氏名を掲載するのは区民から幅広く意見を聴取するために必要なことであると考え。

4・人件費「名簿整理手伝い」

2000通を超える区政報告紙を年2回から3回発送している。パソコンが苦手な方たちには、区議会議員の活動調査研究を伝える、大事な紙媒体を届ける手段として欠かせない。2000名を超える区政報告の郵送先の名簿の整理に、住所の変更、返却郵便、逝去の知らせを受けた場合等時間も要す。政務活動としての広聴広報の補助として政務活動に要する経費細目にのっとり適正に計上している。

4. 杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）

【広聴広報費】HPについて

HPは、調査研究過程や議会質問など議会活動の報告、区政報告書「山本ひろこ通信」、また区民の声を区政に届け実現できたことなどを中心に掲載している。HPをご覧いただき、ご相談やご意見ご要望など連絡をいただいている。いずれも区政を身近に感じていただき、主権者として区政に携わっていただくツールとしてご活用いただきたいと考え、HP制作会社には区民目線で利用しやすいように専門的なアドバイスをいただいている。

「ホーム」のページ下段にある公明党HPをリンクさせている部分など、政務活動に該当しない部分を2割としている。按分率は妥当と考える。

【事務費】携帯電話について

携帯電話で長時間の区民相談を受ける場合もあり、使用の大部分が政務活動に要するものである。また実態に即して按分している。

5. 杉並区議会公明党（川原口宏之議員）

【調査研究費 月極駐車場料金】

当会派は、昼夜を問わず、膨大な区民からの相談、意見聴取をはじめとする政務活動を行っており、自動車の使用は必要不可欠であるとともに、その使用に占める政務活動割合は非常に高く、実態としては50%を大きく上回っている。政務活動に要する経費細目に準拠した1/2按分は、決して過大ではないと考える。

なお、月極駐車場料金は地域ごとの不動産価格相場によって料金の差異が発生するので、「車のサイズで月極駐車場代が決定されている」との指摘は実態と異なっている。

【調査研究費 ガソリン代】

当会派は、昼夜を問わず、膨大な区民からの相談、意見聴取をはじめとする政務活動を行っており、自動車の使用は必要不可欠であるとともに、その使用に占める政務活動割合は非常に高く、実態としては50%を大きく上回っている。政務活動に要する経費細目に準拠した1/2按分は、決して過大ではないと考える。

なお、「8月のガソリン購入額が多い」との指摘については、その前後の給油実績を併せてトータルで見て頂ければ、必ずしも大きく突出しているものではない。

また、一時駐車場の利用とガソリン代から走行距離を算出しているが、領収書の紛失や訪問先敷地内の駐車利用など無料の駐車回数も多くあり、走行距離との整合性はない。

【広聴広報費 区政報告】

広報紙は、議員としての活動状況や区政についての情報を区民に伝えるために発行している。文書の名前（題字）、発行元である議員の氏名、役職等を掲載するのは区民から幅広く意見を聴取するために必要なことであると考えます。

【事務費 携帯電話】

使用の大部分が区民相談等の政務活動に要するものであり、使用実態に即して按分している。

6. 杉並区議会公明党（大槻城一議員）

【事務費】携帯電話

携帯電話で日々多くの区民相談を頂き、それに対応するため区役所各所管をはじめ、関係機関などに問い合わせするなど、使用の大部分を政務活動に使用し、実態に即して按分している。

また携帯電話を2台所持したのは、当時、1台目のスマートフォンは通話時間によって料金が加算される契約だったため、長時間の区民相談を受けた場合、料金が多額になった。そのため通話料金定額制の通話機能に特化した携帯電話を持つことで、1台だけの時より携帯電話総額は割安になった。この方法は経済的負担を和らげるため、多くの

人が活用していた方法である。その後、契約体系が変わり、スマートフォンも通話定額制となったため1台となっている。

【調査研究費】ガソリン代

日夜、たくさんの区民からのご相談や意見聴取などの政務活動を行なう。その移動の折、自動車使用は天候に左右されにくく、限られた時間で政務活動を行うに際し、効率的であり、大変に有効である。広聴活動や調査研究活動は、区役所内や公共施設で実施することも多いため、駐車料金は発生しないことが多い。自動車使用に占める政務活動割合は非常に高く、実態としては50%を大きく超えている。その実態に照らせば、当区が規定する、政務活動に要する経費細目における1/2按分は適正と考える。

【事務費】カメラ固定用三脚

広聴活動、調査研究活動は、単独で行うことが多い。撮影の時、自身も映像に入れたり、記録映像がぶれないようにするためカメラ固定用三脚を使用し、区政報告会などで発表している。

【広聴広報費】区政報告

区政報告紙は、私の議員活動や区政情報を区民に伝える重要なものとする。たくさんの区民の皆様から幅広い意見を聴取するため、私の氏名、役職、顔写真等を掲載することは必要なことと考える。また、区内を流れる善福寺川やそれに架かる橋の写真は、杉並の価値ある風景を守るための活動の一環として紹介している。森田氏の記事は御覧頂いた通り、地方議会のあり方や特に私が普段から議会で質問している環境教育などについて意見交換をしたものである。調査研究活動として大変に有効であり、区政報告に掲載することは問題がないと考える。

杉並南郵便局以外の局管内への郵便料金の割引適用については、以前広報紙発行の折、杉並郵便局では宛名ラベル付きの封筒の場合、ラベルが仕分けや配達の際に支障があると言われたため、受付可能な杉並南郵便局からの発送となった。郵便発送以外の印刷部数分については、区政報告会や区政相談時などで配布している。

料金別納のハンコは、区政報告を郵送する時、白封筒などで郵送する場合に押印し郵送している。印刷インク代は、使用実態に鑑みて80%とした。

7. 杉並区議会公明党（中村康弘議員）

【事務費】携帯電話

携帯電話で長時間の区民相談を受ける場合もあり、使用の大部分が政務活動に要するものである。また実態に即して按分している。

【調査研究費】ガソリン代

当会派は、昼夜を問わず、膨大な区民からの相談、意見聴取をはじめとする政務活動

を行っており、自動車の使用は必要不可欠であるとともに、その使用に占める政務活動割合は非常に高く、実態としては50%を大きく上回っている。その活動の実態に照らせば、政務活動に要する経費細目に準拠した1/2按分は、決して過大ではないと考える。

また、給油回数が多い（こまめに給油）ことについては、定期的に使用している給油所は水曜日と木曜日が特売日であり、できるだけこれらの曜日に給油すること、また、不測の事態を考慮し、できるだけガソリン残量が少なくなならないうちに給油することを意識しているためである。

【広聴広報費】コインパーキング駐車代

区民意見聴取のために移動した際に利用したコインパーキングにおける駐車時間については、内容や状況によって長時間にわたることもあれば、比較的短時間で移動する場合もある。

【広聴広報費】区政報告

広報紙は、議員としての活動状況や区政についての情報を区民に伝えるために発行している。文書の名前（題字）、発行元である議員の氏名や役職等を掲載するのは必要なことであると考える。

荻窪郵便局以外の局管内への郵便料金の割引適用については、時間的に他の郵便局に持ち込む余裕がなく発送手配は荻窪郵便局からのみとなったため、割引料金は適用されなかった。

郵便発送以外の印刷部数分については、個々の手渡しや駅等で手配りするなどの形で広く配布している。

8. 杉並区議会公明党（渡辺富士雄議員）

【調査研究費】月極駐車場料金

自動車の使用は調査研究活動や広聴広報活動等のみならず、頻発する河川氾濫による浸水被害発生時の出動等、夜間の不測の事態の対応を含め政務活動に要している。政務活動としての使用の割合は高く、実態として50%を上回っている。

一時駐車場の利用回数の指摘については公的施設を利用するケースが多く、また区民、企業の駐車場を借用する場合もあり、駐車場料金の件数と自動車の使用状況には整合性が無く根拠にはならない。

給油回数については領収書を紛失したことなどから、全ては計上しなかった。

【調査研究費】ガソリン代

自動車は上述の通り、区民意見聴取や視察等に使用しており、政務活動に要する経費細目に準じて按分とし計上した。

【広聴広報費】 ホームページ代

平成 28 年 4 月 20 日に全額返還済みである。

【事務費】 携帯電話代

携帯電話で長時間の区民相談を受ける場合が多く、使用の大部分が政務活動に資するものであることから、実態に即して按分にて計上した。

9. 杉並区議会公明党（島田敏光議員）

【調査研究費】 月極駐車場代

政務活動費の取り扱い規程に則り、適正に支出している。

自動車の使用は、広聴広報活動や調査研究活動等に要するものである。一時駐車場の利用回数や場所等お調べいただいているが、広聴活動や調査研究活動は、区役所をはじめ公共施設で行うことが多く、駐車料金が発生しないケースが非常に多い。一時駐車場料金を計上していないからと言って自動車を使用していないとは言えない。よって「自動車を政務活動で 50%利用しているという根拠に乏しい」との指摘は当たらない。実態は 50%をはるかに超えている。

【調査研究費】 ガソリン代

政務活動費の取り扱い規程に則り、適正に支出している。

上記、月極駐車場代で述べたとおりである。

【事務費】 携帯電話代

使用の大部分が区民相談等の政務活動に要するものであり、利用実態に即して適正に按分している。

10. 杉並区議会公明党（北明範議員）

A 広聴広報費（HP 代の政務活動費からの支出について）

HP について、日常の活動報告、議会質問、動画、実績一覧、北あきのりニュースを随時掲載し、区民の皆様にご報告をさせていただいている。また、ご意見コーナーには、実際に区民の皆様から多くのご意見ご要望をいただいている。このように、HP は、ほとんど政務活動のためのものであり、按分比率については妥当と考える。

B 事務費（携帯電話について）

携帯電話で長時間の区民相談もあり、大部分が政務活動に要する経費細目通りであり、実態に即して按分している。

C 調査研究費（ガソリン代、交通費について）

政務活動のために車を使用してもコインパーキングを利用しないことも（例えば、区民相談のため、区民の家の駐車場や区有施設の駐車場を利用する場合）ある。同じ日に車と公共交通を使う場合もある。当会派は昼夜を問わず、区民から膨大な相談や意見聴取を行っており、車も公共機関も効率よく利用しているものとする。自動車の使用に占める政務活動割合は非常に高く、実態としては50%を大きく上回っている。

交通費については杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程第3条第2項に則り、月分を日付順に、「政務活動交通費記録簿」に記載しており、妥当と考える。

1月から3月の交通費については記録をつけていたメモを誤って破棄してしまったため、計上しなかったのである。

D 広聴広報費（区政報告にかかった費用について）

区政報告18号について、384通の郵送については時間的に他の郵便局に持ち込む余裕がなく発送手配は荻窪郵便局からのみとなり、82円で郵送。割引料金は適用されなかった。

郵送以外の2860枚は区民意見聴取のための訪問活動や区政報告会などで配布している。

紙面の内容について、町会、消防団、健康体操の講師など区民の皆様と共に活動をする事で、区政繁栄のための貴重な意見や要望をいただいている。成功事例など現場での活動内容を議会で発表し、区の政策にも取り入れている。現場第一主義で日常活動を行っている。

すべては区政発展の為であり、選挙を意識しているとか、知名度を高めるとか思って活動はしていない。私の顔写真の掲載については自然なことであり、私の顔を知っていただければ、町であっても声をかけていただき、ご意見ご要望をいただけるものと思っている。

区政報告19号について、郵送以外の901通については訪問活動や区政報告会などで配布。北あきのりと語る会開催のお知らせについては毎回の定例会終了後、年4回開催しており、区政報告と共に、区政のために区民から意見要望をいただく大切な会であり、そのお知らせについては全く問題ないものと認識している。

11. 杉並区議会公明党会派共通

【調査研究費】視察先への土産代

視察先への土産は、視察への協力に対する謝礼としての意味を有するものであり、社会通念上相当な範囲にとどまっており、政務活動費として計上できるものとする。

【調査研究費】スーパーカミオカンデへの視察

小柴博士の功績は広く区民に知らしめるべきものであり、区の科学教育に多大な貢献

をしている。当会派は、委員会において、小中学生のスーパーカミオカンデへの見学等も提案しており、その可能性を探るとともに、小柴博士の研究成果の展示内容や展示方法の改善すべき点などについて調査するため、同所への視察を行った。

12. 浅井くにお議員

● 広聴広報費（区政レポートの編集発行）について

私の政務活動を地元の方々をはじめ多くの区民の方々へ報告する手段には、区政レポートによる報告、浅井くにおのウェブサイトでの報告、駅などでの定期的な街頭報告、そして区議会のHP・区議会だよりがあります。

尚、請求人においても述べている様に、全ての区民がパソコンを持っているわけではないので、区議会HPを見ることの出来ない区民は多く居ます。

私の政務活動は、地元地域の方々をはじめ区民の方々の日常の問題をくみ取り、代弁しながら解決することを基本としています。そして、区議会でのこうした活動内容を、出来るだけ早く、正確に報告することが一番大切だと考えています。

こうした考えから、自身に都合の良いように要約した内容ではなく、質疑を100%忠実に読者の皆様へ伝えることこそ重要であり、そうした編集方針に基づき区政レポートを作成しています。

私が何を考え、地域の方々の要望をどの様に議会での活動に反映しているのかを、正確に知って頂くには、二つの方法があります。一つは、本会議などの傍聴をして頂くことですが、傍聴にはなかなか来られないのが現状です。もう一つは、先にも述べましたが、私の質問とそれに対する答弁を全て活字で提供し知って頂くことで、更なる双方向のコミュニケーションも生まれてきます。

こうしたことから、私の政務活動の大きな柱である印刷物による区政報告は、質疑の全文掲載を大変大切に心掛けて編集発行しています。したがって、私の区政レポートの編集発行経費を按分する必要はないと考えます。

更に、私の政務活動に必要な経費は他にもありますが、自己負担しているものも多くあります。前述しましたが、区政レポートの発行は、私の政務活動の中で特に重要なものと位置付けていることから、結果として支出割合が政務活動費全体の80%を占めることとなっています。

● HP代の政務活動費支出について

HP代として計上している経費は、私のHPに記された私の当該年の議会での所属や役職の情報を訂正する委託手数料を計上しているもので、選挙活動、政党活動、後援会活動に関する経費ではありません。ただし、私のHPの内容には、確かに後援会に関する部分も記されていることから、HPの更新委託の手数料に50%の按分率を適用しています。

● 携帯電話代について

政務活動用として活用している携帯電話は、議員就任時は当時の使用状況から電話料に50%の按分率を使用していました。しかしながら、近年の活動の状況では、全体の利用に対する政務活動での利用の比重がかなり大きくなっており、70%~80%となっています。このことから、携帯電話の政務活動利用を70%としています。

13. 安齊あきら議員

広聴広報費：区議会レポートについて

- ① 区議会レポートは議員としての活動を広く区民の方にお伝えし、ご意見などを伺うために発行しているものであり「政務活動に要する経費及び政務活動に要する経費細目」に従い支出をしたもので、請求人が指摘をしている政治活動や選挙活動、政党活動にはあたらない。
従って、按分の必要はないと考える。
- ② 「広報すぎなみ」の内容を再掲載したことについての指摘について、広報は新聞折り込みやインターネット・広報スタンドなど、情報周知が限定されており、広く多くの区民の方に議会活動の情報をお伝えするためには、広報に掲載された内容を改めて再掲載することも必要である。また、議会における質疑についても傍聴やインターネット中継などに限られるため、再掲載することが必要である。
- ③ デザイン費については、区議会レポート全体のデザインにかかった費用であり、妥当だと考える。

14. 井口かづ子議員

1 携帯電話代70%の按分率について

私は、議員であると共に、企業経営者でもあり、携帯電話の使用も多く、また、議員使用携帯電話と個人的使用携帯電話と共用した場合に時間及び金額について明確な判断が付きかねることから、私的利用の携帯電話と議員としての携帯電話を分けて所持し、議員用の携帯電話は、完全に議員の職務専用として所持しています。発信についてもほぼ私的利用の携帯電話を使用しております。議員としての職務上透明性の観点から携帯電話を別にして明らかにすることを主眼にこのような取組を行って参りました。使用の大部分が政務活動に要するものですが、政務活動費の性質上、按分率をもって計上しています。よって70%は適正なものと考えます。よって返還には応じられません。

2 ガソリン代について

私は杉並区の北西にあたる杉並区清水で議員活動を行っています。私の相談者は農業従事者が多く、杉並区の農業従事者は杉並区南部と北部に集中しており、杉並区清水から杉並区上高井戸等へ行くには、公共交通が無く、仕方なしに自家用車を使用しています。また、使用記録簿等については、区政相談の内容が農業用地相談や相続等のデリケートなプライバシーを必要とするものが多く、使用記録簿などで、どこへ行ったとか誰にあったとかは、相談の都合上及び議員の守秘義務上において明らかにすることは、難しいものと考えます。また、年間の使用料を見ると 288 リットルであり、1ヶ月あたりだと 24 リットルです。そのうち按分率 50%で1月あたりで約 10 リットル分です。1日あたりだと 320CC とペットボトル 1 本にも満たないものです。都内でのリットル当たりの走行に換算すると 1 月あたりでは走行距離 80 km 程度であり、1 日あたりなら 2.5 km 程度です。普段の政務活動で日々杉並区を転々と回っていますが、自宅から区役所までも片道直線距離 3 km ほどで往復なら 6 km 以上であります。

一方で、ご指摘の内容をよく読めば使用記録簿などで透明性が確保されるならば、按分する必要が無いものとも受け取れますが、政務活動としての使用実態は 50% を上回っており、私は、按分率 50% は妥当と考えています。

以上の点を踏まえて、ガソリン代の支出は適切と考えます。よって返還には応じられません。

15. 市来とも子議員

【視察について】

視察の土産代金については、社会通念上適正な範囲内であれば視察に要する経費として認められており、規程に基づいて計上した。

【広聴広報費について】

指摘された区政報告ニュースについては、若者就労支援・生活支援や区民の相談に対応できる地域の拠点づくりなど、日頃より一貫して議会で訴えてきた主張及び政策を掲載したものであり、それをわかりやすく伝えるために「キックオフ集会」の対談の記事が良いと判断し、使用した。対談の記事の内容自体は、選挙活動そのものに当たらないと考えている。

16. 今井ひろし議員

ガソリン代について

私は杉並区の南部にあたる杉並区上高井戸において議員活動を行なっています。私は、保育に精通した議員として杉並私立保育園連盟と杉並区認証保育所連盟所属の園

長さんや保護者の相談をこれまで多く行い、その保育所数は、杉並区内 70 カ所を越えております。南部地域の上高井戸から高円寺の保育園や上井草の保育園まで行くと片道直線ルートだけで 4 km 以上あります。それらの保育所などへ毎月、数カ所の保育園の園長と面談し、相談等の訪問を行っています。訪問の際は、1 日 1 カ所ではなく 4 ～ 5 カ所は回ります。

また、社会福祉を専門とする議員を標榜しており杉並区内の高齢者施設、障害者施設なども足繁く訪問し、杉並区民の相談などにも地域を問わず訪問しています。現在、相談者の多くが高齢者であり、役所への訪問に支障があると思われる場合は、相談者の手続きや理事者との面談などで杉並区役所などへ同行する際に自家用車を使用しております。使用記録簿等については、相談の都合上及び議員の守秘義務上において明らかにすることは、難しいものと考えています。

ガソリンの使用量が適正かどうかを客観的に数字から見ると政務活動費に計上した年間の使用料は 378 リットルであり、政務活動費分として按分 50% して 189 リットルになります。1 ヶ月当たりだと約 15 リットルです。1 日当たりだと 526CC となります。都内でのリットル当たりの走行に換算すると平均 7 km/リットルと仮定して、1 日あたりの政務活動としての走行距離は約 3 km 程度です。現在、議員以外の仕事は、行っておらず、毎月議員として政務活動に精励していますが、政務活動の走行距離が 1 日に 3 km 程度だけを計上している現状は、前述した活動内容から見ると政務活動費の公共性を尊重し、過大な計上にならないよう一定の自粛を行っていることを表しています。数字に基づき、客観的な指標を示し、ガソリン代の支出は適切と考えます。政務活動としての使用実態は 50% を上回っています。よって返還には応じられません。

区政報告の費用について

区政報告の経費についての指摘ですが、まずは、ポスティングについて説明します。まずは、他の議員と比較しとありますが、具体的な比較対象及び数や金額の記載がないと非常に高額かどうかの判断がつきません。

2 つめにポスティング業者にも配布する質が業者によって異なります。その質の差が価格に反映されています。私は区政報告が確実に区民へ伝わることを目的にただ単にポストへ入れる業者ではなく、できるだけ手渡しを行ってくれる業者を探し、この業者を選択しました。値段が安いからと配布したかどうか確認できない業者こそ地方自治法第 2 条 14 項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に違反しているのではないのでしょうか、目的は住民の福祉の増進が主眼であり、それを行う際の経費を最少としなければならないとあるわけですから、きちんと配布してもらった経費としては妥当な金額と考えています。

次にデザイン料と校正料の点数が 4 点とあり、「その意味が不明であり、説明を求める」についてですが、その意味を有限会社「轍」に確認したところ「弊社ではデザイン料も校正料もページあたり単価として請求しています。」との答えを受けました。一般的に雑誌本などを手がける出版制作会社では、ごく普通の単価設定であると考えます。また価格の点では、他の議員の比較の記載はありませんが、政務活動費に区政報

告を計上している全ての議員との比較などがあれば、単価設定の高い低いを検証できたものと考え、残念であります。

その記載などがあれば検証に基づき、高額と認めざるを得ない場合に対し、今後の業者への価格交渉が必要になると考えております。

区政報告の価格の正当性については、他の議員等の客観的な数字が認識できない点も含め、正当であると考えています。また按分については、区政報告の100パーセントが区民への区政報告に終始しており、按分する必要性を認められません。上記の理由により今井ひろし区政報告費支出は適切と考えます。よって返還には応じられません。

会派視察の際における手土産について

政務活動費による会派視察は、純粹に現地調査を行い区政への課題探求及び政策への反映に目的を置いています。会派の人数は12名で、今回の視察参加者は9名でした。会派としてグループで行動し、相手視察先においても9名が説明を受ける一定規模の空間や人数分の多数の資料、対応する職員等の手配と一定の手間が相手にかかることから、会派として最低限の礼儀をつくす意味で、少額の手土産を手渡す事としています。以上の理由から、会派視察においての手土産は妥当なものと考えます。よって返還には応じられません。

会派区政報告チラシについて

会派の区政報告チラシとして4年間の区政を総括し、これまでの多くの議決された実績と会派として、これからの区政への課題及び提言等を網羅したチラシを作成したもので、報告としても提言という討議の資料としても十分に検討し、完成したものです。

「記事部分を見ても自民党の内容ばかりである」はどこを指して指摘しているのか理解に苦しむ部分で、区政のあるべき姿を全体最適の視点で記載しているものと考えます。

また、4年間の実績や明日への提言には、「自民党」や「杉並区議会自由民主党」の文字はありません。また、写真は会派の議員を紹介し周知することが、区民の区政相談に有効と考えて載せているものです。

「自由民主党」の大文字で占められ、とありますが、「杉並区議会自由民主党」という杉並区議会固有の会派名であります。しかも「占められ」というのは言葉で書くと大部分が文字のように聞こえますが、正確に面積を測ったところ、全体の面積93,548平方ミリメートルに対して杉並区議会自由民主党の文字部分は4,000平方ミリメートルで率にして全体の4%程度ですが、これを「占められている」と理解するには客観的な事実に満たないものと考えます。

裏面の顔写真と役職、住所等は選挙などの宣伝のためのものではなく、地域の区民からの区政相談に対して的確に対応ができるよう住所を記載して周知を図ったものであります。また、チラシの写真に対しても判例を挙げて指摘していますが、写真については、集合写真も個別顔写真も会派の議員が個人で撮影し、制作費用には、一切の

撮影代及び写真代は、含まれておりません。制作費用は、あくまで、印刷代と新聞折り込み代のみの金額であります。制作費 120 万円は、会派人数で均等割し、10 万円としています。12 名のうち 8 名が政務活動費として計上し、それ以外の 4 名は政務活動費そのものを計上していないなどの個別の理由によるものです。作成前に会派の会議の中で 4 年間の実績を踏まえた討議資料と区政報告を作ることを意思統一し、制作に当たったもので、内容も目的に沿ったものと考えており、政治、政党、選挙活動とは一線を画する内容と考えています。よってこのチラシは区政報告と自信を持って位置づけ、按分は行わず、返還には応じられないものと考えます。

17. 岩田いくま議員

1) 光熱水費

当時の規程に沿った支出であり、また、規程が条例違反とは考えていない。
また、事務所において活動するうえで必要となる水道・ガスの利用について計上したものであり、その設備設置場所が問われるものではないと考える。
なお、途中から電気・ガス・水道の計上がないのは、収支報告をまとめるにあたり、支出上限金額に達したためである。

2) HP 代

まず、議員でなければ HP を作成する必要性を感じていない。
また、私自身政党に所属していないため政党活動はなく、後援会としての活動等も特段行っていない。実態として、ほとんどが政務活動事務費だと考えているが、保守的に見積もって、80%計上としている。
なお、客観性・透明性については、HP を全区民に対してオープンにしている（申込制等閲覧制限はかけていない）ことで担保されていると考える。

3) 区政報告

前記 HP 代のところで示したとおり、政党活動は行っていない。また、地域での活動は後援会活動ではない（後援会として主催や参加しているものは一切ない）。選挙活動は選挙期間中しかできないものであるため、当然含まれていない。ただし、任期満了が近い時期における任期をまたいだ将来への提案は、現任期の政務活動費として適切とは言い切れない面もあるため、この部分（添付資料③の第 46 号 P. 3）は控除して計上している（平成 26 年度は、印刷代として 3 月 20 日に 3/4 で計上）。

参考ながら、按分計上していないことを指摘する内容において、按分計上している区政報告を資料として添付していることには、疑問を感じる。

4) 交通費

交通経路は、当日の荷物量・天候・余裕時間等で判断しており、公共交通を利用

した合理的範囲内であると考えてる。

なお、交通費記録簿での提出を行っているのは、SUICA 履歴への補記より視認性が高い（わかりやすい）と思うからである。そもそも作業としては SUICA 履歴を取得して政務活動該当分のみを転記しており、必要であれば履歴の提出は可能である。

18. 大泉時男議員（相続人 大泉やすまさ）

会派視察の際における手土産について

今井議員に同じ

19. 大熊昌巳議員

会派視察の際における手土産について

今井議員に同じ

20. 大和田伸議員

事務費

●携帯電話代について

政務活動に要する経費及び同細目に沿って計上しているものであり、請求人の指摘はあたらないものと考えてる。

私たち基礎自治体で活動する地方議員は、常に地域・あるいは地域住民と密接な関係にある。区議会レポートにも毎回明記しているが、少なくとも私は「まちの御用聞き」として日々活動をさせて頂いている。

請求人が執拗に指摘をされるので、敢えて自身で手前味噌になるようなことを仕方なく述べるが、私自身の日々の活動が決して「口だけ」ではなく、少なくとも「実践」されていると区民の多くの方々が認めて下さっているからこそ、私は昨年の選挙の際にも、大きな得票を頂けたものと自負しているし、これからもそのような姿勢を貫いて参りたい。

少なくとも請求人が再三に渡り執拗に指摘をしている「選挙活動・政党活動・後援会活動・私的利用」の携帯電話においては、政務活動費から支出出来ないことは重々承知をしている上で、私の携帯電話利用実態については、大部分が政務活動であるが、稀にそれ以外にも用いるケースもあるので、実態に則して通話料を 8 割計上しているものである。

調査研究費

●ガソリン代について

毎回請求人より指摘を受けるが、政務活動としての使用実態は 50% を上回っており、政務活動に要する経費及び同細目に基づき、1/2 の按分計上をしている。

請求人からはこの度もかなりの紙面を割いてご指摘を頂いているが、いくつか事実

誤認があるようだ。

まずは、民間企業ではマイカーで営業活動を行っている例が多々ある、とあると決めつけて明記しているが果たして「多々」あるものなのか？少なくとも私の事務所を定期的に訪れ、コピー機のメンテナンスを行ってくれる社員の方は、営業職の方も含め皆、会社の車を用いている。

第一、民間で働く営業マン（定時勤務・定期休暇が可能）と、私たち区議会議員（不規則勤務・不規則休暇⇒私については休暇は皆無）を同一とみなしている点も請求人の認識不足と捉えざるを得ない。

また、請求人はガソリン代と「一時利用駐車料金」が合致していない、と指摘しているがその断片的な部分のみで「ガソリン代を不正に計上している」とするのは少々乱暴過ぎはしないだろうか？

少なくとも、私はなるべく民間パーキングを利用しないことを目的に、目的地の近隣に、車を駐車させて頂けるような私有地をお持ちの方には、なるべく駐車させて頂くようにしているし、また私の場合は、毎年政務活動費が年間 192 万円を裕に超過してしまうため、敢えて領収書をもらわないケースも多々ある。

また、請求人は平成 25 年度に遡り「夏休み時期とはいえ、区外に視察に行ったのであれば堂々と視察報告書を提出し、ガソリン代を計上すべき」と指摘しているが、これこそ「言われのない誤解を招き、一般的には疑義を生じさせてしまう可能性がないとも言い切れない」部分である。例えば、南伊豆町は風光明媚な土地であり、夏には行楽客で賑わう自然や、その道中にはレジャー施設も多数存在する。実際、純粋な視察であったと私が主張したところで、請求人からは按分をするべき旨の指摘を受けることが容易に想像されるが、如何なものだろうか。

このように、敢えて自身で身を律する姿勢を示そうとすると、逆に言われなき、反対の趣旨に捉えられてしまう。そう考えると一体、請求人の指摘とは何なのか・・・。残念で仕方ならない。

その他、何度も言うが、請求人が決めつけている「大和田所有車＝1010 km・20 km 走行可能」は、何を根拠にしているのか？私は当時、平成 12 年式のエスティマ（トヨタ車）に乗車しており、1010 km も走行出来るわけがない。また、私が自転車を頻繁に利用するような言及をしているが、何も高級な自転車に乗車をしているわけではなく、政務活動費の使用を控える意味でも、安価な自転車を大切に、またその綻びを紡ぎながら（*修理しながら）乗車していることをご理解頂きたい。尚、ご存じかとは思いますが、私は電動自転車に乗車していないことを申し添えておく。

●視察における「土産代」

⇒今井議員の抗弁書を参照のこと。

広聴広報費

●会派のチラシ

⇒今井議員の抗弁書を参照のこと。

●区政報告？（⇒正式には「区議会レポート」の誤りかと推察するが。）

まずは、「等」という文言を用いて、あたかも紙面にある多くの写真が「政務活動ではない」と言及されているが、請求人は一体どの写真を見て「政務活動ではない写真」と決めつけているのか、教えて頂きたい。

請求人からは唯一、「石原のぶてる・舛添要一氏との写真」と指摘があるが、これは私の政務活動において国・都・区の連携が不可欠という視点、またユニバーサルデザ

インの視点をPRしたに過ぎないものである。故に、文章についても選挙色は一切明記していない。

ただ、選挙を意識した意図はないにしろ、今後は十分留意をしていきたい。

●区政報告会

当日は、南伊豆町との連携による特別養護老人ホーム整備等の話を中心に区政に関する報告を行った。また、請求人から「石原のぶてる環境大臣等を招いての集まり」と指摘があるが、前述のとおり、私の政務活動において国・都・区の連携が不可欠という視点によるものである。政務活動に要する経費及び同細目に沿って計上しているものであり、請求人の指摘はあたらないものとする。

前回も請求人より、「お茶の本数」と「参加者人数」に大きな差異がある、という指摘を受けた。

私は区政報告会のメイン会場として使用するの8・9・10部屋の一体利用（定員146名）であったが、政務活動費として計上していなかった。その他廊下で区政報告をお聞きして下さった方々、やむを得ず控室で私の区政報告を聞いて下さった方々、またお一人で1本以上お茶を飲まれる方々（1人500円までは支出が認められている）もいた為、当日用意したペットボトルが全て空になった。故に、そのまま費やした額を計上させて頂いた。

●区議会報告用はがきについて

請求人は印刷部数が不明と主張しているが、印刷部数はハガキ購入数6000枚+150枚+200枚+50枚=6400枚程度となる。この数については、私が平成26年4月25日に発送している通数とほぼ同数であり、このことから証明出来るものと理解する。

尚、請求人の指摘の通り、領収書請求日は12月27日で、2回目にハガキを買い足したのが12月28日であり、つじつまが合わない部分がある。その点については、28日に急遽ハガキを400枚買い足したこともあり、請求日の日にちが従来のまま訂正されていない。しかし、金額71,280円については28日の400枚の印刷費も含んでのものであり、疑義が生じることは一切ない。今後は、このようなことがないよう、私自身も細心の注意を払って参る所存である。

また、請求人から見ると「年末年始のあいさつ文」と断定しているが、あくまで時候の挨拶部分は許容範囲内であり、当区の課題である、「空き家」や「狭あい道路」、また防災についても、長文ではなかなかご覧頂けない方のことも考え、より多くの方に目をお通し頂くために、コンパクトな文章でまとめたものである。当然、政務活動に要する経費及び同細目に沿って計上しているものであり、請求人の指摘はあたらないものとする。

21. 小川宗次郎議員

●調査研究費（視察での土産について）

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例別表の政務活動に要する経費及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程別表の政務活動に要する経費細目のとおり調査研究費として計上し、ご指摘にはあたらないものと考えます。

22. 河津利恵子議員

1. 調査研究費 駐車場代について

日頃の政務活動において、幾つかの事柄を、時間的にもエネルギー的にも効率よくこなすためには、車を活用することがより有効であり、兼ねてから車を利用して来た。また、7年前より、家人が会社退職後、車を使っただけの仕事が増え、自家用の車が使用できなくなったことから、議員活動専用の車を所有。そのために、自宅近所の駐車場を借りている。政務活動に要する使用実態については50%を上回っており、政務活動費として按分率なども確立されたので、自家用との棲み分けができていて、政務活動に要する経費細目に則り、計上している。

計上できることそのものが、条例に違反しているとの指摘だが、今後の議論の結果に準じることとし、27年度については、計上を見送っている。

2. 調査研究費 ガソリン代について

日常的な経費として必要なことから、政務活動に要する経費細目に則り、計上している。(なお、駐車場代とガソリン代を含め、毎月それなりの経費を計上しているため、その他の軽微な交通費や駐車場料金などは、計上していない)

3. 広聴広報費 ホームページについて

ホームページについては、昨今のようなネット時代において、必要不可欠なツールであり、トップページで挨拶・自己紹介、ツイッター、区政報告のアップを掲載し、その他、政策・プロフィール・ブログのページを設定し、日常的にブログで区政や区議会、委員会の報告、地域活動、視察、勉強会、地域の行事などの報告を行っている。ブログでは区政に特化したテーマを取り上げていることから、政務活動に要する経費細目に則り、按分し計上している。

4. 事務費 携帯電話代について

年度当初の領収書等貼付用紙の備考欄に示しているとおおり、家族割で家族との通信は基本的に無料、党務も引き受けていない等の理由から、政務活動に関する通信がほとんどを占めている。以上の理由から、政務活動に要する経費細目に則り、計上している。

5. 広聴広報費 区政報告配布について

杉並区からの提案事項、行政、本会議や委員会などで取り上げたもの、地域活動の実践など、区政に特化したことをテーマに区政報告を作成しており、区議会事務局の判断もいただいて100%計上と按分率を決定している。母の骨折入院などと重なり、作成や配布が想定どおりに進まなかったことから、年度をまたいで2回支払いを行う形になってしまったが、二重配布ではない。

区政報告配布にかかる切手代について

政務活動に要する経費細目に則り郵送時に使用している。区政報告出来上がり時に、最速で確実にお届けする方々、転居等で他自治体に居住される方々に第一弾として郵送。その後、同住所が複数ある、表札が無い、マンション部屋番号が無い等の理由でメール便では届かないものを郵送。メール便発送後も、特定できず戻ってくるものが発生するため、これらも郵送をかけている。時間的なズレが発生することや、住所や部数がまとまらないため、切手貼付にしているが、今後は精査した上で、できるだけ減らしていく考えである。

6. 人件費 臨時補助職員の経費について

勤務場所については、自宅2階事務スペース及び、補助職員の在宅での勤務としている。勤務票の備考欄には、主な調査項目を掲載しているが、その他にも日常的に電話対応や種々の事務的作業（集会に持参する資料作成、ミニ集会のお知らせ、郵送、チラシ配布等）が広範にわたっている。また、政治・経済や社会状況、格差や子どもの置かれている状況や保育、高齢者の問題、等々、政策的な議論などを日常的に行っており、ボランティア的な働き方の部分も多々ある状況である。議員は、あらゆる分野の事柄に精通し、また、常に知見を拡げることが求められており、補助職員がいることの有効性は大きいものと認識している。

「視察のまとめ」に関しては、当然所感などの最終的なまとめは私が行っている。区政報告や地域でお誘いいただく茶話会などの場にお届けする添付資料として、訪問先の自治体や団体から頂く膨大な資料を、一つの添付資料としてまとめることが必要でありお願いしているもので、指摘には当たらないと考える。

23. 木梨もりよし議員

1. 広聴広報費について

- ① 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」に基づいています。
- ② できるだけ多くの区民の皆様へ、ありのままの議会での発言内容を知っていただくことは大変よいことであり、政務活動費として最も適したものであると考えます。

24. 小泉やすお議員

月極駐車場代

政務活動としての自動車の利用実態については、50%を大きく超過しているのが現状であるが、政務活動に要する経費細目に沿って適正に按分し計上しているものである。また月極駐車場の取り扱いの考え方については、政務活動を継続的に行うためにその有用性は既に認められているものであり、請求人と考え方は異なるものである。

よって、返還請求には応じられない。

ガソリン代

政務活動としての自動車の利用実態については、上記で述べたとおりであるが、政務活動に要する経費細目に沿って適正に按分し計上しているものである。またガソリン代の取り扱いの考え方については、政務活動を継続的に行うためにその有用性は既に認められているものであり、請求人と考え方は異にするものである。よって、返還請求には応じられない。

光熱水費

自宅の一部を議員事務所として使用しており、その使用部分の面積割合に応じて経費を按分し、支出している。本件に関しては、間取り図等の補足資料を添付しており、政務活動に要する経費細目に沿って適正に按分し計上しているものである。よって、返還請求には応じられない。

会派区政報告チラシ

今井議員に同じ

25. 田中ゆうたろう議員

A 区政報告の経費について

平成 26 年初夏号

印刷代 ¥200,657 →平成 27 年 8 月 5 日付で 50%に按分し、収支報告書を訂正済みである

折り込み代・発送作業代 →印刷物の内容のうち半分が区政報告のため按分してある

封筒代 ¥66,744 →平成 27 年 8 月 5 日付で 50%に按分し、収支報告書を訂正済みである

郵送代 ¥19,904 →当初から 50%に按分し計上している

平成 27 年新春区政報告

宛名ラベル代・はがき代 →印刷物の内容のすべてが区政報告のため返還せず

平成 27 年春号

印刷代 →印刷物の内容のすべてが区政報告のため返還せず

封詰め代・郵送代 →後援会事務所案内を同封したため按分してある

B 駐車場代 ¥6,400 →区民に疑義を生ぜしめる可能性がある判断し、按分して返還する (¥3,200)

26. 富本卓議員

1 事務所光熱費について

平成 26 年度、私自身は独身であり、請求人が指摘する家族の使用はない。

その指摘している大前提を誤っておきながら、条例違反と指摘されているのは甚だ遺憾である。

加えて、計上している経費については、ルールに基づき適正に行っているものである。

2 HP について

私のホームページの構造は、ホーム、プロフィール、スタイル、政策、実績、活動報告、応援団募集の 7 つのコーナーに大別されております。

その中で、応援団募集コーナーなど、一部は政務活動に該当しない。

従って、全体の構成と訂正場所を勘案し、80%計上が妥当として計上を行ったものである。特に 26 年度は 4 年任期の最終盤にあたり、HP を 4 期目の活動も盛り込んだ大幅な訂正、変更を行ったが、担当者と相談し、金額は前年並でお願いをした。

政務活動費が公金である点を十分考慮し、その様な対応を行った点も申し添えておく。

また、27 年度には、FACEBOOK、ブログの管理についても HP と一元化を行い、より効率的・効果的な対応を行っている旨も申し添えておきます。

3 視察のお土産代について

会派での視察であるので、今井議員より抗弁させていただきます。

4 会派広報について

会派での広報紙であるので、今井議員より抗弁させていただきます。

5 区政報告について

請求人が記載されているように、私は独自に自己規制及び区民への説明責任として、按分の考え方や成果事例を提出しております。そうした中で、今回、按分の必要性を指摘されたが、私はこの区政報告については、按分の必要性はないと判断した。

その理由として、私が通常、年 2 回発行している区政報告 DREAM において、これまで名前や写真及び経歴の部分を一度も按分して計上を行っていない。が、それに対して、これまで特段の監査請求や監査からの指摘も無かったので、問題がないものと判断した。

加えて申し上げるならば、誰の政務活動なのかという点は、大変重要ではないかと思えます。これは、宣伝という視点でなく、それぞれの議員の政務活動を適切に区民に知っていただくという視点からそう考えるものであります。請求人の皆さんはオンブズマン活動などを積極的に行い、区政や区議会に対する関心も高いものが

あります。が、一般的な区民の関心度は区議選の投票率が40%前後という数字が表わすように高いとは言えないと思います。

加えて、杉並区は人口流動も激しい土地柄であるので、より区政や区議会への関心や愛着は低いのが現実であろう。そうした中で、どういう議員がどういう活動を行っているのかをよりの確に知っていただくためには、写真、名前、経歴、政党をある程度のスペースを用いて記載するのは致し方ない部分もあるのではないかと思う所であります。

特に、私の場合、富田たく議員という非常に似た名前の議員が存在する。実際に区の職員が議員ポストに資料を入れる際にも度々間違えられている。そうした中で、富本卓の政務活動である点をより知っていただくためには、ある程度のスペースを用いて、名前と写真を載せなければならない現実がある。

この区政報告について按分を適用するかどうか考察をしたが、先に述べた考えにより、それを適用せず、100%計上をしたところである。

27. はなし俊郎議員

携帯電話代

按分の比率は、役所や公的機関とのやり取りが多く、私的部分についても、正当な按分といえます。使用実態としては、区民相談など殆ど政務活動に使用しているが、稀に政務活動以外で使用することもあるので70%で計上している。

広報紙

杉並区の広報が183000部で、新聞折り込み16400部、折込んでも、総てではないけれども、チラシとして廃棄されてしまう。駅やコンビニ、スーパーに置いていても、殆ど持っていかないのが現状。結論は、議会の承認を得たもので、同じで当たり前。

通信して読んでもらうことが必要で、現に私のところに意見や要望が多数寄せられている。今後、議会の質問に反映させていく予定である。

会派区政報告チラシについて

今井議員に同じ

人件費

補助職員は、様々な区民相談の手伝いに必要であり、以前建築関係者であったため、建築関係の相談業務にも対応してもらっている。区の動向が大きく道路事情に向きかけている時に、私道のバイク放置が問題となっている時に先を調査しないで後に、大きな問題となるのは、今しか観ていない方々との見解の相違でしょう。駅近の駐車場にはバイク専用の駐輪場が出てきている。空地が、駐車場となっていく中で、バイクの駐車場の必要性も投げかけていかないと、狭あい道路の拡幅整備事業にも影響がでてくる。

28. 増田裕一議員

調査研究費

◎ 視察先への手土産代について

規程に基づき計上したものであり、ご指摘の点はあたらないものとする。

広聴広報費

◎ 区政報告会お知らせハガキ購入費について

当該報告会では、記載の通り、これまでの区政報告を行った上で、今後の区政の課題にどのような考えで臨むのか表明したところである。区政報告会の内容については、以下のとおりである。規程に基づき計上したところであるが、ご指摘の点を踏まえ、区民に疑義を生じさせてしまう可能性があると考え、区政報告会お知らせハガキ及び区政報告会会場の費用については、1/2 に按分し収支報告書を訂正する。なお、請求人が指摘するアンケート調査用ハガキは、この区政報告会とは関係がないことを申し添える。

区政報告：・平成 27 年度杉並区各会計予算について

- ・区立施設再編整備計画について
- ・これまでの議会質疑の成果

今後の課題：・区立施設再編整備計画によるまちづくりについて

- ・杉並区の防災対策について
- ・杉並区の子育て支援について

29. 松浦芳子議員

【HP代の政務活動費からの支出について】

HPに関しては、(株)アース、大塚商会、オリコフティと料金がかかっている。

政務活動の報告と他の活動にも使っているので、(株)アース（HP保守料）の毎月12960円と、大塚商会（サーバーレンタル代）の毎月3024円は、規程に基づいて50%按分で計上した。

オリコフティ（ココログ更新）は、毎月972円払っているが、銀行引き落としで領収証は郵送されないので、計上していない。

HPの「ひとりごと」の部分は、ココログを使って自分で更新しているが、他のところは自分ではできないので(株)アースに連絡して更新してもらっている。

【ガソリン使用代について】

ガソリン代を2分の1で按分しているが、政務活動としての使用実態は、2分の1を大きく超えているので、政務活動に要する経費細目に基づき計上している。駐車場利用は、2回のみと指摘されたが、区民宅には、駐車場がある方もいるので駐車させ

て頂いている場合も多い。

【ありがとう通信平成26年10月号の郵送費用の違いについて】

区政報告郵送料について、3局とも、内容は、すべて同じ内容のものを入れて送っている。発送の前に自宅で重さを測ったときは、一通25g以内と認識していたが、各郵便局の請求のとおり支払いをした。

認識は、67円だったので、杉並郵便局の67円に合わせて3局とも67円で計上した。

【ありがとう通信新春号について】

2月の予算委員会のために近くの住民から要望や意見を頂きたくアンケートを印刷し手渡しやポスティングしたりした。

写真は、いつも同じでは新鮮さがないので、新春のため和装にした。

通信を郵送されている方の場合、以前の通信も読んで下さっているかもしれないが、ポスティングの場合は、活動の情報が初めての方もいるので、一年間の活動の様子も載せている。

【ありがとう通信平成27年春号について】

紙面の1/4が区政以外の活動報告だったので、規程通り75%の按分にした。ただし、2月分人件費(A3区政報告春号発送準備)については按分していなかったため、75%按分し、収支報告書を訂正する。

【人件費について】

区政報告会、4月は、自宅で行っている。(写真添付)

5月、12月は、街頭での報告会のため準備や同行で区政報告を配る等一緒に行動してくれている。

<平成26年4月 自宅にて区政報告会>



30. 山下かずあき議員

●視察旅行に関する手土産代について

※本件は会派視察に対する請求の為、会派の幹事長（当時の幹事長：小川宗次郎）が返答すべきものである。しかし、小川宗次郎氏は現在退職している為、今回の件は、私個人の考え方で返答させて頂くこととする。

視察は、他自治体の先進的な取組み等を直接的に体験及び学習することで、我が自治体が抱えるさまざまな行政課題解決の参考や、今後の政策提言の参考とすべく実施されているものと判断する。

しかし、視察には現地の自治体職員に対し多大な負担をかけながらも無償（有償の場合もあるが些少な金額）にて受け入れて頂いている現状を鑑み、礼儀としてささやかながら手土産を持参する事はこれまでも慣例として行なわれてきた経緯があり、政務活動費からの支出は妥当性、合理性があるものと主張する。

尚、視察を行った際の報告書は既に提出しており、内容等については、そちらを参考とされたい。

31. 山本あけみ議員

1、ホームページの費用按分比率について

現在、区議会での活動をより多くの区民に報告をするために、インターネット上ではオフィシャルサイト（管理・更新費用年間2万円、委託）とブログ（無料）、フェイスブック（無料）で日々の区議会の活動などを発信しており、紙面では年に3～4回の区政報告を発行し、郵送と地域での配布をしております。現在は情報収集をするにあたり、デジタル化が進んでいるとはいえ、紙媒体を通じてしか報告することが出来ない区民もいらっしゃると思え、両方の方法を取っております。

ご指摘のホームページに要する費用に関して、ホームページは議員活動を始める前に作成済みの為、制作費は含まれず、年間を通じて追加更新をした費用とサーバー利用（管理）として支払っています。

ホームページ上は＜トピックス、政策、プロフィール、応援して下さい方へ、ブログ、リンク＞で構成されております。この内、＜応援して下さい方へ＞と＜ブログ＞の一部などに関しては政治活動に当たると考え、2割を割引し、全体としては8割の計上としました。

按分比率に関しては、ご指摘の通り議員各人の判断では不透明感がぬぐえないと考え、議会として按分比率に関するルール作りがされる事を望み、またルールが決定した際には遵守致します。

2、携帯電話代金の費用按分比率について

「携帯電話代は政務活動の対象となる活動と選挙活動、政党活動、後援会活動に

関する内容、それと私的利用等、対象外の活動等が混在しているので、以下の理由で按分費50%超の支出は認められない」というご指摘に関して、ご指摘の通りに議会でのルールが決定した際には遵守いたしますが、実態に則して按分と考えると、携帯電話は政務活動に必要な情報収集や区民との陳情などに主に費用を使っていると捉えており、按分比率に関して妥当と考えています。

また、政治活動に関しては携帯電話の番号を特定の個人以外には公開していない為、事務所として公開している固定電話を使用しており、これは個人的な事業や私的に使用している分もあり、一部政務活動として使用している実態はあるものの、透明性の確保が得られないと考え、計上を控えております。

3、ガソリン代の費用按分比率について

ガソリン代の政務活動としての使用実態については、50%を大きく上回っており、政務活動に要する経費及び同細目に基づき、1/2の按分で計上しています。

ご指摘の、ガソリン代は計上をしているものの、一時駐車場利用は一度もない、という件に関しては、一時駐車場利用はありましたが、1年間の政務活動費をまとめるに当たり、既に支給額を超えておりましたので、あえて上乗せをして計上をしませんでした。一時駐車場利用が無い、とすることご指摘は当たりません。

ご提案のあった「ガソリン使用記録簿」の必要を踏まえ、議会でルール作りがされた際には遵守いたしますが、日々の活動で区内を行き来している経費として計上しており、「特にゴールデンウィーク、お盆、年末年始及びその前後に計上する場合」に該当する計上はしていません。議員活動として近距離の自治体への調査活動などに関しては報告のルールは無い為、区民からすると議員の活動を全て知る手立ては無いとは思いますが、議員活動は広範囲にわたるため、全てをつまびらかにする事は不可能だと考えています。

しかしながら、前述の「特にゴールデンウィーク～」というご指摘に関しては、私用で使ったものを計上していると取られ兼ねないと考え、そういう実態が当議会であるとすれば困惑し、議員各位の良識を一層求めて行きたいと考えています。

4、会派視察の受け入れ相手先への手土産代について

ご指摘の手土産代に関しては、会派の統一の回答をする事が適切と考え、増田議員と同じと致します。

32. 吉田あい議員

・携帯電話について

政務活動用と選挙活動などの私的用とをキッチリと分けるため、携帯電話を2台持っている。政務活動用としている方は、陳情や区民相談、区民要望の聞取専用で使用し、電話番号も公表している。私的に使用している方は、主に後援者の方との連絡などに使い、ごく一部の方にしか電話番号も公表していない。

このように用途に合わせ使い分けているため、問題ないものとする。

・自民党会派の広報について

会派見解を取りまとめ、今井ひろし議員が抗弁します。

・吉田あい区政報告について

ポスティングについては、より多くの区民の方に区政に関心を持って頂く。そして、杉並区及び杉並区議会に対して、ご理解を頂くうえで有効な手段と考えている。

ご承知の通り、高円寺・阿佐谷は若い世帯が多く住む地域である。地元の不動産業者からは、単身者や学生が多く住んでいると聞く。そのような方が住むアパートやワンルームマンションでは、集合ポストからチラシが溢れて、廊下まで散乱している光景がしばしば見られる。また、ポスト脇にゴミバケツが置かれ、ポストのチラシはすぐさまゴミ箱行き…と言うケースも少なくない。これではせっかくのポスティングも、まったく意味を持たない。

貴重な税金を使って区政報告をポスティングする以上、出来るだけ“無駄”を省くように努める義務が議員にはある。区政報告を無駄にしないために、どのような配り方をすれば良いか？と地元不動産業者やポスティング業者と検討した結果、「ワンルームをのぞく」選択をしたものである。

「あいとおばあちゃんの育児日記」という項目については、高齢者問題や子育て施策と言った課題に親しみを持たせるために名付けたものである。

そもそも議員の区政報告は難しい内容になりやすく、あまり関心が無い人にとっては読み難いものだろう。そう言った方の関心を引くには、まずは親しみやすいテーマ、馴染みやすい言葉を使う事が一番と考える。

また、このような記事を書ける事で「吉田さんと同じ年の子供を持つ母親です。同じ年の子供を持つ母親同士だから、気持ちがわかって貰えると思って連絡した。」「私も子育てしながら高齢介護をしている。ダブルケアに関して、相談をしたい。」と言って、子育てや高齢者に関する区民相談を受けた事も何度もある。

区民が陳情ごとを依頼したい時、48人いる議員の中からどうやって“もっとも自分が頼みやすい議員”を選ぶか。そのヒントになるのが、議員が出している区政報告の内容である。議事録に載っている事以外の内容を記事にする事によって、より親しみやすく、自分の考えに合った議員を選ぶ事ができ、必要な内容と考える。

平成25年度年度末と年度末から平成26年度初めと2重に配ったとの指摘についてであるが、そもそも郵便で送った分とポスティングで配った分と、受け取る相手が異なっている。二重計上とは考えていない。

なお、ポスティングが平成25年度分も含まれ、政務活動費の支出としては不適との指摘について、実際に支払ったのは平成26年度であり、問題ないものとする。

・人件費について

人件費については、自分が外出先から戻るまでの間に対応して貰っていたり、伺った内容をメモにまとめて貰ったりしている。相談内容によっては、都議や国会議員の事務所に繋がなければならないケースもあり、彼らがまとめてくれたメモは非常に役立っている。また、調査研究を行う場合の資料収集などは、時には一緒に図書館に行って書籍を探すこともある。また、私が書籍で調べ物をしている間に、インターネットを使い他区の状況や、他の議員の意見などを検索する事も可能である。インターネットは膨大な情報が簡単に手に入る反面、偏った意見や事実ではない事が載っている場合もある。本当に調べたい事があるなら、インターネットと書籍とを両方駆使し、事実を確認しながら慎重に調べていく事が大切である。そのため、彼らが担ってくれている役割は、とても大きい。

ポスティングについては、特に声がかかったところや相談を受けた方のところなどに、自分で区政報告を持って回ったり、補助員に頼んで配って貰ったりしている。区政報告についての感想や質問を直に聞くことができ、また、その声を区政に反映できるので大変有効であると考えている。

上記にある通り、声のかかったところに区政報告を配りに行くと、そこで区政報告の感想を聞いたり、区政に関する要望を受けたりと、区民の方が日ごろ感じている様々な意見を聞く事が出来る。そのような場合には、出来るだけ丁寧に意見を聞いてくれるようお願いしている。時間がかかっても、致し方ないと感じている。

また、名簿整理は、区政報告の郵送先についての名簿整理である。区政報告を郵送で送ると、転居や死亡等により戻ってくる郵便物も多い。郵便物が返送された時点でキチンと名簿整理をすることは、次回、区政報告を郵送する時の無駄を省く意味でも重要である。一件ずつ確認し、連絡が取れ「転居した先にも、吉田さんの区政報告を送って下さい。」と言って下さった方には、新しい住所を聞いて、名簿を直す。この作業はけっこうな時間と労力を要する。補助員のサポートなくしては、出来ない作業である。

そもそも人件費の内容に関しては、議会事務局と相談して問題ないと言われたものであり、計上に関しては妥当と考える。

33. 脇坂たつや議員

区政報告関係費用について

ルールに基づいて、適切な運用を行っておりますので、返還請求には応じることが出来ません。まず、プロフィールの記載に関してですが、ポスティング手法を用いることで、不特定多数の区民に対して喫緊の行政課題を理解してもらうことを目的としております。そういった意味においては、プロフィールを掲載することで私自身の発言の信頼性を担保出来ると考えている次第です。また、かつて私は区民の方から、区政レポートの文字数が多くて読みにくいとのご指摘を頂いたことがありました。広聴広報には「読みやすさ」も求められていると改めて感じました。その為、写真や、先

程のプロフィールにも気を配っているところです。尚、平成23年度にも同様の抗弁書を提出していることを申し添えておきます。

会派視察の際における手土産について

今井議員に同じ

会派区政報告チラシについて

今井議員に同じ

杉並区監査委員
上原 和義 様
同
岩崎 英司 様

杉並区議会
議長 井口 かづ子

政務活動費に係る調査について（回答）

平成 28 年 5 月 13 日付 28 杉監査第 86 号の調査依頼に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第 11 条に規定している政務活動費の議長による調査を実施し、平成 28 年 5 月 20 日付 28 杉議会第 181 号により回答したが、会派及び議員より出納簿及び収支報告書の訂正の届出があったため、政務活動に要する経費その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

1 調査結果について

今回の届出は、請求人からの指摘事項であるか否かを問わず、当該会派及び議員の意向により訂正されたものであり、当該支出額が誤記控除・誤記更正されたことは適当である。

2 平成 26 年度分の出納簿及び収支報告書の訂正状況について

●無所属区民派

次のとおり、平成 28 年 6 月 8 日付で当該会派から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

【誤記控除】

5 月 7 日 トラメガ 修理代	広聴広報費	15,996
6 月 11 日 拡声器用 電池代	広聴広報費	2,930

【誤記更正】

5 月 7 日 トラメガ 修理代 80%按分	広聴広報費	12,796
6 月 11 日 拡声器用 電池代 80%按分	広聴広報費	2,344

※上記の訂正により、支出額を3,786円減額した。

●田中ゆうたろう議員

次のとおり、平成28年6月7日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

【誤記控除】

12月22日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	500
12月24日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	100
12月26日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	400
1月9日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	800
1月16日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	800
1月19日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	300
1月20日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	400
1月22日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	300
1月23日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	800
2月12日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	300
2月19日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	200
2月20日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	1,000
2月26日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	500

【誤記更正】

12月22日 駐車場代（区民意見聴取）（50%）	広聴広報費	250
-----------------------------	-------	-----

12月24日 駐車場代（区民意見聴取）（50%）	広聴広報費	50
12月26日 駐車場代（区民意見聴取）（50%）	広聴広報費	200
1月9日 駐車場代（区民意見聴取）（50%）	広聴広報費	400
1月16日 駐車場代（区民意見聴取）（50%）	広聴広報費	400
1月19日 駐車場代（区民意見聴取）（50%）	広聴広報費	150
1月20日 駐車場代（区民意見聴取）（50%）	広聴広報費	200
1月22日 駐車場代（区民意見聴取）（50%）	広聴広報費	150
1月23日 駐車場代（区民意見聴取）（50%）	広聴広報費	400
2月12日 駐車場代（区民意見聴取）（50%）	広聴広報費	150
2月19日 駐車場代（区民意見聴取）（50%）	広聴広報費	100
2月20日 駐車場代（区民意見聴取）（50%）	広聴広報費	500
2月26日 駐車場代（区民意見聴取）（50%）	広聴広報費	250

※上記の訂正により、支出額を3,200円減額した。

●増田裕一議員

次のとおり、平成28年6月10日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

【誤記控除】

3月2日 葉書 購入費	広聴広報費	31,200
3月26日 区政報告会 会場費・ワイヤレスマイク利用料	広聴広報費	4,000

【誤記更正】

3月2日 葉書 購入費 1/2 按分	広聴広報費	15,600
3月26日 区政報告会 会場費・ワイヤレスマイク利用料 1/2 按分	広聴広報費	2,000

※上記の訂正により、支出額を 17,600 円減額し、同額の残額が生じたため、6月14日返還された。

●松浦芳子議員

次のとおり、平成28年6月8日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

【誤記控除】

2月28日 2月分補助職員賃金 (H)	人件費	16,000
------------------------	-----	--------

【誤記更正】

2月28日 2月分補助職員賃金 (H) 75%	人件費	12,000
----------------------------	-----	--------

※上記の訂正により、支出額を 4,000 円減額した。

資 料

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月23日
条例第26号

〔注〕平成18年12月から改正経過を注記した。

改正 平成14年6月21日条例第31号 平成15年4月30日条例第19号
平成18年12月11日条例第44号 平成20年10月14日条例第28号
平成25年2月20日条例第1号
〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成20年条例28号・25年1号〕

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(会派に係る政務活動費)

第3条 会派に係る政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額16万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(議員に係る政務活動費)

第4条 議員に係る政務活動費は、基準日に在職する議員（次条第1項の規定による届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額16万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(議長に対する届出)

第5条 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

3 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(区長への通知)

第6条 議長は、前条の規定による届出に基づき、毎年度4月1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の規定による届出を受けたときは、速やかに区長に通知しなけ

ればならない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が杉並区の休日を定める条例(平成元年杉並区条例第5号)第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務活動費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第6条第2項の規定による通知があった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務活動費については第1項の規定を準用し、減員分に係る政務活動費については速やかに区長に返還しなければならない。

5 前2項の規定に基づき、一四半期の途中で政務活動費の請求を行う場合における第1項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の10日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月(その日が基準日である場合は、当月)の10日」とする。

6 一四半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散の日又は議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第9条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

全部改正〔平成25年条例1号〕

(収支報告書等の提出)

第10条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書(別記様式。以下「報告書」という。)に、政務活動費の収支を表す出納簿(以下「出納簿」という。)及び領収書その他の証書類(以下「領収書等」という。)を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して30日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。

3 議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。

4 議長は、報告書、出納簿及び領収書等を当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成18年条例44号・25年1号〕

(透明性の確保)

第11条 議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

全部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費の返還)

第12条 区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出(第9条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成25年条例1号〕

附 則

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 杉並区特別職報酬等審議会条例(昭和39年杉並区条例第35号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成14年6月21日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年4月30日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月11日条例第44号)

1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月14日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月20日条例第1号)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表(第9条関係)

政務活動に要する経費

項目	内容
調査研究費	区の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費 (調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費)
研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 (会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費)
	2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加(会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。)に要する経費 (参加費・会費、宿泊費、交通費)
広聴広報費	1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、文書通信費)
	2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

	(印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費)
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費 (資料印刷費、交通費、文書通信費)
会議費	1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費 (資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費)
	2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費 (参加費・会費、交通費、文書通信費)
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本費、原稿料)
資料購入費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、有料データベース利用料)
事務費	会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、文書通信費)
事務所費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料)
人件費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)

備考 括弧内は、例示とする。

追加〔平成25年条例1号〕

様式(省略)

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年 3月30日
規則第35号

改正 平成19年 3月30日規則第48号

平成25年 2月20日規則第 2号

〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成25年規則 2号〕

(議長に対する届出)

第2条 条例第5条第1項及び第2項の規定による届出は、会派に係る政務活動費の交付に関する届（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条第3項の規定による届出は、議員に係る政務活動費の交付に関する届（第2号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付対象に係る通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による通知は、政務活動費交付対象者状況通知書（第3号様式）によるものとする。

2 条例第6条第2項の規定による通知は、政務活動費交付対象者変更通知書（第4号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付決定通知書)

第4条 条例第7条の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第5号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付請求書)

第5条 条例第8条第1項及び第4項の規定による請求は、政務活動費交付請求書（第6号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(政務活動費出納簿)

第6条 条例第10条第1項に規定する出納簿は、政務活動費出納簿（第7号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(返還命令書)

第7条 条例第12条の規定による返還の命令は、政務活動費返還命令書（第8号様式）によるものとする。

一部改正〔平成19年規則48号・25年 2号〕

附 則

この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則（平成19年 3月30日規則第48号）

この規則は、平成19年 5月 1日から施行する。

附 則（平成25年 2月20日規則第 2号）

1 この規則は、平成25年 3月 1日から施行する。

2 この規則による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

様式（省略）

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

平成19年3月30日
議長訓令甲第1号

改正 平成20年4月1日議長訓令甲第2号 平成22年4月1日議長訓令甲第2号
平成23年3月31日議長訓令甲第1号 平成24年3月30日議長訓令甲第1号
平成25年2月28日議長訓令甲第1号 平成26年3月31日議長訓令甲第1号
〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年杉並区規則第35号）に定める政務活動費の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第104条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成25年議長訓令甲1号〕

(支出基準)

第2条 次に掲げる経費は、条例別表で定める政務活動に要する経費（以下「政務活動に要する経費」という。）に該当しないものとする。

- (1) 選挙活動に関する経費
- (2) 政党活動に関する経費
- (3) 後援会活動に関する経費
- (4) 交際費（慶弔費、せん別、病氣見舞等）に関する経費
- (5) 飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費
- (6) 条例第9条第1項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- (7) 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- (8) 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- (9) その他政務活動の目的に合致しない経費

2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうち政務活動に要する経費及びその他のものが含まれるときは、政務活動に要する経費相当額を区分し、政務活動費により支出しなければならない。

3 政務活動に要する経費の細目は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲2号・25年1号〕

(領収書等の提出)

第3条 条例第10条第1項及び第2項に規定する領収書その他の証拠書類（次項に規定する第2号様式を除く。）は、領収書等貼付用紙（第1号様式）にそれぞれ貼付するものとする。

2 会派及び議員が政務活動のため交通機関を利用して出張し、その実費を政務活動費により支出する場合は、政務活動交通費記録簿（第2号様式）を作成するものとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲2号・25年1号〕

(帳票類等の提出)

第4条 条例第5条第1項の規定による届出を行った会派の経理担当者及び同条第3項の規定による届出を行った議員は、政務活動費を次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第10条第1項に規定する政務活動費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

- (1) 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の場合を除く、視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費 政務活動視察報告書（第3号様式）

- (2) 公共政策大学院等に係る授業料 カリキュラム又は受講（授業）内容が確認できる資料
 - (3) 広報紙の作成に要する経費 当該広報紙
 - (4) 備品の購入に要する経費 備品台帳の写し
 - (5) 事務所の賃借料 事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類
 - (6) 事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類
- 2 議長は、前項の帳票類等について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成23年議長訓令甲1号・24年1号・25年1号・26年1号〕

(その他)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用する。

附 則（平成20年4月1日議長訓令甲第2号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日議長訓令甲第1号）

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日議長訓令甲第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日議長訓令甲第1号）

- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日議長訓令甲第1号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費細目

項目	内容
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする ○ガソリン代の支出割合の上限は1/2とする（ただし、「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代については、按分の必要はないものとする） ○スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる ○タクシー利用額の上限は年額240,000円とする（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する）
研修費	<ul style="list-style-type: none"> ○懇親会費の計上はできないものとする ○政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする ○政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする ○宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する ○公共政策大学院等に係る授業料の支出割合の上限は1/2とし（ただし、政務

	活動費年間交付額の1/3を限度とする)、領収書等貼付用紙の備考欄に「通学の目的」を記載する						
広聴広報費	<ul style="list-style-type: none"> ○広聴広報活動における茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する ○区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする(ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする) ○印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する ○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額100,000円を超えることはできない ○ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する 						
要請陳情等活動費	○細目なし						
会議費	○会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する						
資料作成費	○細目なし						
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ○購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする ○所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする ○電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」(事務用品・備品購入費)として取扱う 						
事務費	<ul style="list-style-type: none"> ○50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する ○備品購入費については、実態に即して按分する なお、購入・買替えに当たっては、所得税法(昭和40年法律第33号)上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする ○ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する ○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額100,000円を超えることはできない ○インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、実態に即して按分する ○通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>固定電話(事務所専用)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話(事務所自宅兼用FAXあり)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話(事務所自宅兼用FAXなし)</td> <td>1/4</td> </tr> </table> ○政務活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする ○名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする 	固定電話(事務所専用)	1/2	固定電話(事務所自宅兼用FAXあり)	1/2	固定電話(事務所自宅兼用FAXなし)	1/4
固定電話(事務所専用)	1/2						
固定電話(事務所自宅兼用FAXあり)	1/2						
固定電話(事務所自宅兼用FAXなし)	1/4						
事務所費	<ul style="list-style-type: none"> ○事務所賃借料について <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>自己所有</td> <td colspan="2">計上できない</td> </tr> <tr> <td>賃</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> </table> 	自己所有	計上できない		賃	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする
自己所有	計上できない						
賃	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする					

借 自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率) ×1/2				
<p>※自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう</p> <p>※個人(一人会派含む)で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は月額50,000円とする</p>					
○事務所光熱水費について					
自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2				
賃借	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="507 703 703 741">事務所専用</td> <td data-bbox="703 703 1350 741">事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 741 703 949">自宅兼用</td> <td data-bbox="703 741 1350 949">事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2</td> </tr> </table>	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2
事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする				
自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2				
人件費	<p>○議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない</p> <p>○議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記の上、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする</p>				

追加〔平成20年議長訓令甲2号〕、一部改正〔平成22年議長訓令甲2号・23年1号・24年1号・25年1号・26年1号〕

様式(省略)

政務活動費の支出に関する事務処理について
(平成 26 年度版)

平成 26 年 4 月
杉並区議会事務局

会派・議員の皆さまへのお願い

■ 平成26年度分の取扱い

来年4月は、区議会議員選挙が予定されている関係で、平成26年度分の政務活動費収支報告書等関係書類の提出につきましては、例年よりも早めにご準備くださるようお願いいたします。

1. 処理方法

本冊子に基づき書類を整えてください。(提出書類は16ページ参照)

2. 提出期限

次のとおり、3回に分けて事務局議会法務担当へ提出してください。

① 『4月分～9月分』 ……10月17日(金)まで

※「収支報告書」は提出不要です。収支報告書以外の書類を提出してください。

② 『10月分～12月分』 ……1月8日(木)まで

※「収支報告書」は提出不要です。収支報告書以外の書類を提出してください。

③ 『1月分～3月分』 ……4月3日(金)まで

※「収支報告書」を含む、すべての書類を提出してください。

★ 条例等に基づき、平成27年5月1日から「収支報告書・出納簿・政務活動視察報告書・広報紙」の4点を閲覧に供し、「領収書・政務活動交通費記録簿・その他証拠書類」は情報公開請求の対象となります。

★ 4月30日までに、すべての書類を閲覧・情報公開できる状態に準備するために期限を3回に分けています。

★ 過去の実績を考慮いたしますと、上記①②の手順を踏まずに③で提出された場合、事務局で内容を確認できないケースも起こり得ますので、あらかじめご了承ください。

目 次

1 政務活動に要する経費・同細目

(1) 政務活動費として支出できない経費.....	1
(2) 政務活動に要する経費・同細目	1
※項目ごとの「細目・留意事項」など	
《調査研究費》.....	2・3
《研修費》.....	4
《広聴広報費》.....	5・6
《要請陳情等活動費》.....	6
《会議費》.....	7
《資料作成費》.....	8
《資料購入費》.....	8
《事務費》.....	9・10
《事務所費》.....	11・12
《人件費》.....	13

2 領収書その他の証拠書類の扱い

(1) 宛名の取扱い.....	14
(2) 領収書以外の証拠書類で代用することについて.....	14
(3) 領収書が発行されないケース等の取扱い.....	15

3 提出書類.....16

4 書類作成上の留意事項(様式を定めているもの)

(1) 「政務活動費収支報告書」.....	17
(2) 「出納簿」.....	17・18
(3) 「領収書等貼付用紙」.....	18・19
(4) 「政務活動交通費記録簿」.....	19・20
(5) 「政務活動視察報告書」.....	21

提出書類の記載例・参考資料

収支報告書、出納簿、領収書等貼付用紙、政務活動交通費記録簿、政務活動視察報告書、
(参考)備品台帳、(参考)政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類

1 政務活動に要する経費・同細目

(1) 政務活動費として支出できない経費

政務活動費の取扱いに関する規程で、次の①～⑨に該当する経費は、政務活動に要する経費に該当しないものと規定しています。

- ①選挙活動に関する経費
- ②政党活動に関する経費
- ③後援会活動に関する経費
- ④交際費（慶弔費、せん別、病氣見舞等）に関する経費
- ⑤飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費
- ⑥条例第9条第1項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- ⑦日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- ⑧自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- ⑨その他政務活動の目的に合致しない経費

なお、政務活動に要する経費と上記①～⑨の経費が混在する場合は、政務活動に要する経費相当分を区分して、政務活動費を支出しなければなりません。

(2) 政務活動に要する経費・同細目

各支出項目の細目、支出にあたっての留意事項等を掲載しています。

調査研究費.....	2・3ページ
研修費.....	4ページ
広聴広報費.....	5・6ページ
要請陳情等活動費.....	6ページ
会議費.....	7ページ
資料作成費.....	8ページ
資料購入費.....	8ページ
事務費.....	9・10ページ
事務所費.....	11・12ページ
人件費.....	13ページ

《調査研究費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費 (調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費)
政務活動に要する経費細目	○ 月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする ○ ガソリン代の支出割合の上限は1/2とする (ただし、「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代については、按分の必要はないものとする) ○ スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる ○ タクシー利用額の上限は年額240,000円とする (ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する)

◆支出にあたっての留意事項

【視察経費】

- ・ 宿泊を伴うか、または往復の交通費が1万円を超える日帰りの地方視察・研修参加経費については、視察報告書の添付が必要です。
☆視察報告書の記載について（21ページ参照）
- ※ 「1万円を超える」とは、往復の鉄道運賃や航空運賃などをさすものであり、視察先でのタクシー代やレンタカー代などは含みません。
- ・ 視察報告書は政務活動の実質、区政との関連性がわかるように記載します。

【日常の交通費】 ☆交通費記録簿の記載について（19～20ページ参照）

- ・ 交通費記録簿の備考欄には、必ず「出張内容」を記載します。
- ・ タクシー利用額の上限は年額240,000円です。ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用することとします。（平成23年度政務調査費調査検討委員会決定事項、平成24年度から施行。利用額の上限については、24年度は月額20,000円、25年度から現行。）

【月極駐車場代】

- ・ 「賃貸借契約書」がある場合は、その「写し」を提出します。

【駐車（駐輪）料金・有料道路料金】

- ・ 領収書等貼付用紙の備考欄に「出張先」「出張内容」「利用区間（有料道路の場合）」を記載します。

【スイカ・パスモ等】

スイカ・パスモ等を使用して交通機関を利用した場合は、交通費実費額を「政務活動交通費記録簿」に記載するか、または、利用明細（履歴）※1を「領収書等貼付用紙」に添付し、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記します。

※1 利用明細（履歴）に関する注意事項

【スイカ】

- ・ 履歴の印字については、直近の利用分最大50件まで印字可能です。
(1日の利用回数が、21回以上の場合、一部印字できない場合あり)

一度印字された履歴は、再印字できません。また、利用日から26週間を超えた履歴は印字できません。

【パスモ】

- ・ 履歴の印字については、直近の利用分最大20件まで印字可能です。
(一部の鉄道事業者では、直近の100件までの印字が可能)

※ バスを利用した場合は、スイカ・パスモともに「バスの事業者名」しか印字されません。

◆ 《参考》過去（政務調査費）の判例

調査研究の実質があるか否かは、議員ないし会派の主張する調査目的、調査に向けた準備の有無及びその内容、当該調査研究活動の具体的内容及び上記目的との関連、調査研究結果の保存状況等を総合的に考慮して客観的に判断すべきである。

支出の対象となった活動に調査研究の実質があると認められる場合であっても、当該活動が市政との関連性を欠くことが明らかであったり、必要性・合理性を欠くことが明らかである場合には、結局当該支出は市政に関する調査研究に資するために必要な経費に充てられたといえず、違法になると解すべきである。

《仙台高裁判決（平成19年12月19日）》

様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。

飲食費であるとか家族旅行の旅費等のように一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である。

《札幌高裁判決（平成19年2月9日）》

《研修費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 （会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費） 2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費 （参加費・会費、宿泊費、交通費）
政務活動に要する経費細目	○ 懇親会費の計上はできないものとする ○ 政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする ○ 政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする ○ 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する ○ <u>公共政策大学院等に係る授業料の支出割合の上限は1/2とし（ただし、政務活動費年間交付額の1/3を限度とする）、領収書等貼付用紙の備考欄に「通学の目的」を記載する</u>

◆支出にあたっての留意事項

【研修会・講演会等への参加費】

- ・ 参加の主たる目的が政務活動の場合に支出できます。
 ※政党活動・後援会活動等が含まれる場合は按分が必要です。
 ※他の参加者との情報交換が調査研究に有益だとしても、それを参加の主たる目的とすることはできません。
- ・ 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会や講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に参加した研修会や講演会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等を記載します。また、可能な限り資料やレジュメを添付します。
 （平成23年度政務調査費調査検討委員会決定事項、平成24年度から施行。往復の交通費については、24年度は30,000円以下、25年度から現行。）

【講師謝礼】

- ・ 適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容の説明が必要です。

【公共政策大学院等に係る授業料】

- ・ 公共政策大学院等に係る授業料の支出割合の上限は1/2とし（ただし、政務活動費年間交付額の1/3を限度とする）、領収書等貼付用紙の備考欄に「通学の目的」を記載します。また、カリキュラム又は受講（授業）内容が確認できる資料を添付します。（平成25年度政務活動費調査検討委員会決定事項、平成26年度から施行。）
- ・ 個人的な資格取得に関するものについては、支出できないことに留意します。

◆《参考》過去（政務調査費）の判例

- × △△連合会（政党）の政経セミナー会券代、前県知事を囲む市町村議員懇話会費
 ○ 講演会「津軽文化の魅力を考える」参加費
 《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》
- 地域科学研究会主催の研修会、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会主催のシンポジウム
 《札幌高裁判決（平成19年2月9日）》

《広聴広報費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、文書通信費) 2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費 (印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費)
政務活動に要する経費細目	○ 広聴広報活動における茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する ○ 区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする (ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする) ○ 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に則して按分する ○ 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額100,000円を超えることはできない ○ ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に則して按分する

◆支出にあたっての留意事項

【茶菓代】

- ・ 目的・参加人数を記載します。

【会場費・機材等の借り上げ】

- ・ 会議の内容に政務活動以外のものが含まれていないかに留意します。

【区政に関わる諸団体が主催する会合】

- ・ 区政に関わる諸団体が主催する会合とは、総会、新年会、忘年会、周年行事、懇談会等とし、議員として出席した場合の会費を対象とします。(ただし、原則として議員自らが所属している団体を除きます。)

【区政報告の提出】

- ・ 発行に要する経費を支出した号の原本を提出します。
※封筒を印刷した場合は封筒も提出します。

【区政報告の内容】

- ・ 選挙活動、政党活動、後援会活動などに関する記述がある場合は按分が必要です。
※ 紙面に占める面積の割合での按分が合理的です。
※ 当該号発行に要するすべての経費を按分します。

【郵送用切手の購入】

- ・ 不適切な支出を予防する観点から、年間の上限額(100,000円)を設定しています。
※ 日常の通信用に使用する切手も含めて(項目を問わず)、議員1人当たりの上限額は100,000円です。
- ・ 領収書のほか、広報活動等に使用したことが類推できる説明や証拠資料が必要です
※簡単に換金可能な点に留意します。
※安価な「郵便区内特別郵便」(同時に100通以上出す場合)等がある点に留意して計上します。
場合によっては、説明も必要です。

【ハガキの購入】

- ・ ハガキを大量に購入する場合は、その理由を示すなど説明が必要です。（換金可能な点に留意）

【ホームページの運用管理経費】

○サイトに政務活動以外の内容が含まれる場合は按分が必要です。

※合理的な区分が困難な場合は、社会通念上相当な割合で按分します。

◆《参考》過去（政務調査費）の判例

市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができるから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の使途基準に適合するものと解される。
《名古屋地裁判決（平成21年3月26日）》

議員の後援会旅行・激励会の案内等、議員のプロフィール、引退する議員の後継者の紹介、議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等を掲載した部分もあり、後者の記載部分は議員自身をPRするものであり、自己の後援会活動又は選挙活動の一環と認められるものであって、これが直ちに議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ政務調査費の趣旨に適合するものといえることはできない。
《名古屋地裁判決（平成21年3月26日）》

（広報することにより区民から新たな陳情又は意見等のフィードバックが予想され、そこから新たな視点又は観点の政務調査活動の開始が見込まれるものに関する経費に限定せず）

なるべく多くの区民に広報紙に対する関心を持ってもらい、読んでもらうための1つの手段として、本件会派が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事（※）を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。（※どの記事も紙面1ページの一部を占めるにすぎないことを踏まえた上での判決）

《東京地裁判決（平成20年9月5日）》

《要請陳情等活動費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費 (資料印刷費、交通費、文書通信費)
政務活動に要する経費細目	○ 細目なし

《会議費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費 (資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費) 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費 (参加費・会費、交通費、文書通信費)
政務活動に要する経費細目	○ 会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する

◆ 支出にあたっての留意事項

【茶菓代】

- ・ 会議の目的・参加人数を記載します。

【会場費・機材等の借上げ】

- ・ 会議の内容に政務活動以外のものが含まれていないかに留意します。

◆ 《参考》 過去（政務調査費）の判例

政務調査費の対象外の経費として、政党活動・選挙活動に要する経費が定められているから、「政党本来の活動に関する会議」や「選挙運動に関する会議」に要した費用は政務調査費の支出対象から除外されるものの、そうでない場合には政務調査費の支出対象に該当するものと解すべきである。

《仙台高裁判決（平成19年12月19日）》

会派又は議員が陳情者等から市政に関する要望・意見を聴取することは、市議会において市民の意思を適正に反映させるための一手段であり、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ政務調査費の趣旨にも合致するものであるから、政務調査活動というべきであるところ、その際陳情者等に対しコーヒー等の飲食物を提供し、1月当たり2,000円程度の支出をすることも市政に関する調査研究に資するため必要な費用と認めるのが相当である。

《名古屋地裁判決（平成21年3月26日）》

少人数の会議を喫茶店で行うことは必ずしも稀なことではなく、その場合には会場費の負担に替えて（あるいは加えて）、喫茶代金の負担が伴うが、その費用も研修会等に要する経費に当たるといふべきであり、更に研修会、会議等において、お茶やお茶菓子程度の飲食を伴うことは、会合の活性化や円滑化に資するものとして一般的にみられるものであるから、その費用はその研修会等に要する経費に含まれるといふべきである。

《京都地裁判決（平成16年9月15日）》

《資料作成費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本費、原稿料)
政務活動に要する経費細目	○ 細目なし

《資料購入費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、有料データベース利用料)
政務活動に要する経費細目	○ 購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする ○ 所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする ○ 電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」(事務用品・備品購入費)として取扱う

◆支出にあたっての留意事項

【書籍・雑誌・新聞・その他資料購入】

- ・ タイトル・資料名のほか、継続的に発行されるものは「何月号」「何号」かを記載します。

【定期購読】

- ・ 1年を超える購読料は支出できません。

◆《参考》過去（政務調査費）の判例

雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件用途基準に合致しない支出であると認めるほかない。

《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部といえることができるから、その全額を本件用途基準に合致する支出であると認める。

《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》

△△協会の平成16年度会員費及び新聞代（りんごニュース）については、同協会の会員費を含んでいることや議員の職業が農業であることに照らせば、個人的な支出であると認めるのが相当であるから、その全額を本件用途基準に合致しない支出であると認める。

《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》

スポーツ紙は一般に娯楽性が高い読み物というほかはないのであって、スポーツ紙の購読が市政に直接、かつ、具体的に關わるような特段の事情がある場合は格別、そのような特段の事情がうかがわれない場合にまで公金でこのようなスポーツ紙を購入してよいはずはなく、調査研究活動に資するため必要な経費であると認め難い。

《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

《事務費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、文書通信費)						
政務活動に要する経費細目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する ○ 備品購入費については、実態に則して按分する なお、購入・買替えにあたっては、所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする ○ ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する ○ 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額100,000円を超えることはできない ○ インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、実態に則して按分する ○ 通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>固定電話（事務所専用）</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）</td> <td>1 / 4</td> </tr> </table> ○ 政務活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする ○ 名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする 	固定電話（事務所専用）	1 / 2	固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1 / 2	固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1 / 4
固定電話（事務所専用）	1 / 2						
固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1 / 2						
固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1 / 4						

◆支出にあたっての留意事項

【事務用品や備品の購入】

- ・ 物品等の按分については、合理的な説明が必要です。

※所得税法で定める耐用年数は、パソコン4年、デジカメ5年、携帯電話機6年。

※購入時の金額が5万円以上の物品を備品と定義しているが、5万円未満の物品購入の場合も留意します。

※次ページ「《参考》物品等の耐用年数」参照。

- ・ 購入から任期満了までの期間が、耐用年数に満たない備品の購入は、個人の資産形成と捉えられる可能性が高いことに留意します。**また、耐用年数内に再度備品を購入する場合には、合理的な説明が必要です。**
- ・ 備品台帳については、従来どおり各自で作成し管理します。（様式自由）ただし、備品については、透明性を高め、かつ区民の誤解を招かないよう適正な購入を行うという観点から、備品台帳の写しを議長に提出することとします。**また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとし、（平成23年度政務調査費調査検討委員会決定事項、平成24年度から施行）**

【ポイント制度を導入する家電量販店等の小売店での購入】

- ・ 購入により発生したポイント相当額を控除して計上します。

※購入により発生したポイントが「領収書（レシート）によって確認できる場合」に適用されません。

- ・ 政務活動費による購入の際に貯めていたポイントを使用した場合には、そのポイント相当額は

現金による支払と同様に扱い、政務活動費として支出可能です。

【郵送用切手の購入】

- ・ 切手の購入については、P. 5を参照。

【ハガキの購入】

- ・ ハガキの購入については、P. 6を参照。

【携帯電話料金】

- ・ 携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、（使用）実態に則して按分します。（その際、合理的な説明が必要です。）
- ・ 議員本人分の料金が確認できる書類等が必要です。

※領収書の金額が…

- ・ 議員本人分のみの場合＝本人が使用する1回線分ということが確認できるように説明します。
- ・ 家族利用分も含む場合＝議員本人分の料金が確認できるように説明します。
- ・ 月々の料金に携帯電話本体の分割払い代金が含まれている場合があります。分割で購入する場合も、購入時の価格が5万円以上の場合は、備品台帳を作成するものとします。

◆《参考》過去（政務調査費）の判例

内訳が記載された領収書により真に事務用品として購入されたことを認めることができ、その2分の1に当たる金額が政務調査活動に資するため必要な費用であったと推認するのが相当である。
《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

個人的使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、それ以外の議員活動分を4分の1とみる。
※事務所で使用するパソコンのリース料についての判決
《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》

自宅の電話と事務所の電話が同一番号であり、電話料金の中には個人としての電話料金（合理的に案分すると2分の1）、政務調査以外の議員活動の電話料金（4分の1）が含まれていると推認されるから、残りの4分の1に当たる△△△円を正当な政務調査費用であると認めるのが相当。
《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

◆《参考》物品等の耐用年数

所得税法で定める主な器具及び備品の「減価償却資産に係る耐用年数」は次のとおりです。
（所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数表の一部を抜粋）

- ・ 「事務机、事務いす及びキャビネット」のうち「主として金属製のもの」（15年）、「その他のもの」（8年）
- ・ 「ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器」（5年）
- ・ 「パソコン（サーバー用のものを除く）」（4年）、「その他の電子計算機」（5年）
- ・ 「複写機、計算機（電子計算機を除く）」（5年）
- ・ 「テレタイプライター及びファクシミリ」（5年）
- ・ 「電話設備その他の通信機器」
 - …ア「デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備」（6年）
 - …イ「上記ア以外の電話設備その他の通信機器」（10年）
- ・ 「カメラ」（5年）

《事務所費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料)	
政務活動に要する経費細目	○ 事務所賃借料について	
	自己所有	計上できない
	賃借	事務所専用 事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする
		自宅兼用 事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率) × 1/2
	※ 自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう ※ 個人(一人会派含む)で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は月額50,000円とする	
	○ 事務所光熱水費について	
	自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2
	賃借	事務所専用 事務所光熱水費の支給割合の上限は1/2とする
		自宅兼用 事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2

◆支出にあたっての留意事項

【事務所の賃料】

- ・ 「自己または生計を一にする親族」所有の物件を事務所として使用する場合は支出できません。

【生計を一にする親族】

「所得税基本通達」

(生計を一にするの意義)

- ・ 2-47 法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。
- (1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。
 - イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の

- 親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合
ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合
(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

・ 個人(一人会派を含む)で契約する物件の場合、支出上限は月額50,000円です。

※「事務所専用で月額賃料が15万円の物件を個人で賃借する場合」
(個人または一人会派で交付を受けている場合)

…規定による1/2按分後の金額は75,000円ですが、支出できる額は50,000円となります。

※「自宅が賃借物件(月額賃料が15万円)で、議員事務所と兼用の場合」
(自宅面積に占める議員事務所使用部分の割合が1/5の場合)

…面積割合により1/5を乗じ、さらに1/2按分後の金額15,000円を支出できます。

★面積割合を示す書類(図面)を提出します。

★自身が代表を務める会社事務所の所有者が議員自身の場合も自己所有とみなし支出できません。

【事務所の光熱水費】

・ 自身が代表を務める会社事務所または自宅の一部を議員事務所として使用している場合は、使用部分の面積割合に応じて経費を按分して支出します。

※使用場所が賃貸物件であるか否かは問いません。

※面積割合を示す書類(図面)を提出します。

◆《参考》過去(政務調査費)の判例

調査研究活動に資するためのものと後援会事務所とを兼ねていることがうかがわれ、その合理的な区分が困難であるから、社会通念上電気料金合計の2分の1を政務調査活動に資するために必要な費用と認め、その余の△△円については本件用途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。

※第三者から議員個人としての事務所を賃借している場合の判決

《仙台高裁判決(平成19年4月26日)》

光熱水道費、電話料金及び共同住宅管理費のうち全体の9分の1は、市政に関する調査研究活動のための事務所の維持管理費もしくは備品に関する経費として、その支払に事務所費を充てることが許されると解するのが相当。

※自宅の一部を議員事務所として使用している場合の判決

《大阪高裁判決(平成19年12月26日)》

賃貸借契約に係る賃借人である議員と賃貸人が親子の関係にあり、賃貸借の目的が、賃貸人である父が居住し、かつ父が代表取締役を務める会社が事務所として使用する建物の一室であるとしても、当該部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を有する限り、親子間で当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということとはできず、上記賃貸借契約に係る月間使用料(賃料)の金額(月額5万5000円)にもかんがみると、原告が主張する事実関係から直ちに上記賃貸借契約が実体を欠くものであると推認することはできず、また、上記賃貸借契約に係る建物部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を欠くものと推認することもできないというべきである。

※経済的に同一体ではない親と議員の賃貸借契約についての判決

《大阪高裁判決(平成19年12月26日)》

《人件費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)
政務活動に要する経費細目	○ 議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない ○ 議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記のうえ、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする。

◆支出にあたっての留意事項

【生計を一にする親族】

- ・「生計を一にするの意義」については、P. 11、P. 12を参照。

【政務活動のみを補助する職員の賃金】

- ・ 政務活動の補助として雇用するため按分は不要です。

※勤務内容は「政務活動の補助」である旨を示すため、勤務の実情を示す書類を提出し、その中で具体的に説明します。

(例. 来客対応→「区民相談対応・要望整理」等、書類整理→「〇〇調査の書類作成補助」等)

※区政報告やホームページに関連する業務に従事した勤務日の賃金については、当該発行号等の他の経費支出時と同じ按分率を適用します。

※一定期間内で区政報告の集中的なポストイングが必要な場合、一時期に多人数のアルバイトを雇い、賃金を「広報費」で支出しても、人件費で規定する支出上限(議員1人当たり月額5万円)が適用されます。

※勤務日数が定期的な場合(ex. 毎週月～金の午前9時～午後3時など)は、政務活動のみとは捉えられない恐れがあるため、注意が必要です。

◆《参考》過去(政務調査費)の判例

常勤調査研究補助者は、議員の事務室における電話番号や連絡係のみならず、市民による市政に対する要望の聞き取り調査、市当局に対する陳情等の政務調査活動の補助も行っていることから、その補助者の給料の半額分を政務調査費から支出したとしても、本件条例、本件規則及び本件要綱の定める使途基準に照らして明らかに必要性・合理性を欠いている等、会派及び議員の裁量的判断を著しく逸脱して支出したということとはできない。

《仙台地裁判決(平成20年3月24日)》

政務調査活動の補助職員に家族を雇用するというのはお手盛りの危険を伴うものであり、納税者の立場からすれば、いくら職務に応じた妥当なものであると説明されても、容易に納得できるものではないし、そもそも妥当な支出であったか否かを検証することが困難であるといわざるを得ないことにかんがみれば、政務調査費からそのような支出をすること自体相当ではない。

《仙台高裁判決(平成19年4月26日)》

2 領収書その他の証拠書類の扱い

(1) 宛名の取扱い

①手書き領収書の場合

手書き領収書の場合は、宛名が記載されていることが一般的なため、原則として宛名の記載が必要です。

- ・ 宛名が未記載のものは、不可とします。
- ・ 宛名が上様書きのものも、不可とします。

②レジスター等の機器で印字された領収書の場合

監査の判断でも、小売店やコンビニエンスストアなどのレジスターから出力されたものについては、宛名が未記載の領収書であってもそのまま受領することは妥当であるとされています。但し、次の事項にご注意ください。

- ・ 「発行者、日付、取引内容、金額」が明記されていることを前提としています。（タクシー、有料道路、パーキング、小売店等）
 - ・ 領収書の金額が5万円以上の場合は、あらためて宛名を明記した領収書の発行を求めるか、宛名欄に宛名の記載を求めることとします。（平成21年度政務調査費調査検討委員会での申し合わせ事項）
 - ・ 領収書は、どんなに大きくても折り畳むなどそのまま添付します。
- ※ 劣化する恐れのある領収書については、原本とともにコピーも貼付するか、または発行者・金額・日付・内容などを補記します。

③宛名が議員本人ではない場合

原則として議員本人名義以外の領収書は無効です。

公共料金の契約者が配偶者等であるために領収書が配偶者等の名義となっているケースなどについては、早期に本人名義の契約に変更します。（平成22年度政務調査費調査検討委員会での申し合わせ事項）

ただし、自宅や自身が経営する会社の一部を議員事務所として使用しているときの光熱水費・通信費のように、各種サービスの契約者が配偶者や会社名義になっている場合のみ、次のように取り扱います。

- ・ 領収書の宛名が「配偶者」の場合は、①領収書原本 ②宛名が配偶者であることについての説明 ③配偶者が発行する証明書 の3点が必要になります。

(2) 領収書以外の証拠書類で代用することについて

① 光熱水費や電話料金を口座振替やクレジットカードで支払っている場合

原則領収書原本の提出が必要ですが、紛失等やむを得ない合理的な事情があると認められる場合は、次のように取り扱います。

【口座振替による支払いの場合】

振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。なお、その際、振替口座の通帳の原本は会派・議員が5年間保存します。

【クレジットカードによる支払いの場合】

クレジットカード会社が発行する利用明細書及び振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。

(3) 領収書が発行されないケース等の取扱い

インターネット接続料等が該当しますので、次のように取り扱います。

【口座振替による支払いの場合】

振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。なお、その際、振替口座の通帳の原本は会派・議員が5年間保存します。

【クレジットカードによる支払いの場合】

クレジットカード会社が発行する利用明細書及び振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。

3 提出書類

- (1) 「政務活動費収支報告書」→17ページ参照
- (2) 「出納簿」→17・18ページ参照
- (3) 「領収書その他の証拠書類（領収書等貼付用紙に貼付または別紙添付）」

なお、次の経費を支出する場合は、以下の書類を提出します。

- ①交通費…「政務活動交通費記録簿」→19・20ページ参照
 - ②宿泊を伴うか、または往復の交通費が1万円を超える日帰りの調査・研修会・講演会等の経費…「政務活動視察報告書」→21ページ参照
 - ③広報紙発行に要する経費…「広報紙」
 - ④備品の購入に要する経費…「備品台帳の写し」
※参考様式の「備品台帳」か、同台帳の記載事項を満たしている書類等を提出します。
 - ⑤補助職員の賃金等…次のA・Bのとおり、勤務の実情を証明する書類
 - A 議員活動全般を補助する職員（議員事務所や会派事務所で定期的に雇用している職員）の場合
「雇用契約書の写し」
 - B 政務活動のみを補助する職員（特定の政務活動の補助を行うために雇用する職員）の場合
「氏名、住所、生年月日、勤務日・時間、勤務内容、時給（日給）が確認できる書類」
※参考様式の「政務活動補助職員勤務報告書」か、同報告書の記載事項を満たしている書類等を提出します。
 - ⑥事務所の賃料…次のとおり、事務所の要件を具備していることを証明する書類
 - A 事務所専用の物件を賃借する場合
「事務所の賃貸借契約書の写し」
 - B 自宅と兼用の場合…次のaまたはbの書類
 - a 「自宅の賃貸借契約書の写し」
 - b 「賃貸人、支払先、物件所在地、賃料、図面・写真等が確認できる書類」
- ★ 「自宅等、他の用途と兼用している事務所の賃料・光熱水費」を支出する場合、事務所使用部分の面積等を考慮した按分が規定されているため、上記の書類とあわせて「面積割合を示す書類」も提出します。
※11・12ページ「◆支出にあたっての留意事項」を参照。

4 書類作成上の留意事項 (様式を定めているもの)

(1) 「政務活動費収支報告書」 ※提出必須書類

原本を提出しますので、写しを平成32年4月30日が過ぎるまで保存します。

なお、「収支報告書出納簿入力フォーマット (Excelファイル)」は、平成25年度と共通です。

①日付

- ・事務局への提出日を記載します。

②議員名

- ・政務活動費を会派で受けている場合は「会派名」と「代表者氏名」を記載します。
- ・議員個人で受けている場合は「議員氏名」を記載します。

③備考欄

- ・項目ごとに「主な支出内容」を記載します。

(2) 「出納簿」 ※提出必須書類

写しは平成32年4月30日が過ぎるまで保存します。

①日付

- ・入出金があった日を記載します。(領収書の日付、口座振替日など)

《参考》平成26年度分政務活動費の振り込み日

4月～6月分=4月10日、7月～9月分=7月10日、

10月～12月分=10月10日、1月～3月分=1月9日

- ・「交通費」は、ひと月単位で当月分の金額をまとめ、「月の末日付」で計上します。

《出納簿記載例》1月31日付 交通費(1月分) ****円

②摘要

- ・支出内容、按分率等を記載します。

※年に複数回支払う場合はいつの分か(*月分、*月*日発行分 等)を記載します。

※主な支出の記載例は次のとおりです。

「物品購入」	= (例) 事務用品代 (上質紙、プリンタインク) 1/2
「資料購入」	= (例) 資料代 (世田谷区幼保一体化資料)
「書籍購入」	= (例) 書籍代 (住民と歩む協働型社会、地域からつくる子育てネットワーク 他3冊)
「雑誌購入」	= (例) 雑誌代 (週間△△経済 10月9日号)
「備品リース」	= (例) コピー機リース料 (10月分) 1/2
「賃金」	= (例) 政務活動補助職員賃金 (10月分 鈴木一郎)
「区政報告発行経費」	= (例) 区政報告印刷代 (10月10日発行号) 4/5
	= (例) 区政報告郵送切手代 (10月10日発行号) 4/5

「光熱水費」	= (例) 事務所電気料 (10月分) 1/4
「電話料金」	= (例) 事務所電話料 (10月分 FAXあり) 1/2
「講師謝礼」	= (例) 講師謝礼 (防災・まちづくりに関する勉強会)
「研修等参加費」	= (例) 研修会参加費 (地方議員政策研究研修)
「交通費」	= (例) 交通費 (10月分)
「駐車料金」	= (例) 駐車料 (区民相談)
「有料道路通行料」	= (例) 高速料金 (用賀一御殿場/御殿場市スポーツ施設訪問)
「地方視察経費」	= (例) 宿泊費 (京都市・神戸市視察)

③項目

- ・ 政務活動に要する経費の各項目の内容・例示経費を確認のうえ選択します。

※2～13ページの該当する支出項目の部分を参照。

④整理番号

- ・ 出納簿への記載順（昇順）で機械的に番号をふります。

※「月単位」「年間通し」どちらでも構いません。

(3) 「領収書等貼付用紙」 ※提出必須書類（領収書等とあわせて）

①出納簿整理番号

- ・ 該当する「出納簿の整理番号」を記載します。

※貼付した領収書が複数の支出に該当する場合は、枠外でも構いませんので、該当するすべての支出の整理番号を記載します。

②領収書等貼付欄

- ・ サイズが大きい証拠書類等は、折って貼らずに別紙として添付します。

※その際は、貼付欄に「別紙のとおり」「支出の明細は別紙添付」のように記載します。

- ・ 領収書を複数枚貼る場合は、「他の領収書」と重なったり、「備考欄への記載事項」が隠れないようにします。

※重なってしまう場合は貼付用紙を分けて添付します。

③備考欄

- ・ 出納簿に「支出の内容」を書ききれない場合や、次に該当する場合には必ず説明を記載します。
- ・ なお、説明資料がある場合は、貼付用紙の別紙として提出します。

※領収書と異なりサイズが大きいため、貼付用紙に貼らずにファイルに綴じます。

【領収書等の金額と出納簿に記載の金額が異なる場合】

* 金額が異なることの説明が必要です。

* 実績では次のケースが該当します。

A 複数購入したうちの一部を計上（書籍・事務用品の購入等）

《説明記載例》

購入額8,000円のうち、書名1,050円、書名630円、書名840円、書名2,100円の合計4,620円を計上

B 按分による計上（光熱費、電話料、賃料、備品購入等）

《説明記載例》

支払額10,000円×使用面積の割合による按分 $1/4 \times 1/2 = 1,250$ 円計上

C 発生ポイント分を控除しての計上（家電量販店等ポイント制度導入店での購入）

《説明記載例》

購入額10,500円から発生ポイント分1,050円を値引き相当額として控除した9,450円を計上

【領収書・出納簿の記載内容では購入したすべての品名を確認することができない場合】

* 購入したすべての品名・内訳を記載します。

* 実績では、事務用品等の消耗品や書籍を購入した場合が該当します。

【その他、政務活動との関連性がわかりにくいと思われる場合】

* 適正な支出であることを示すために説明が必要です。

* 実績では、次のケースが該当します。

・ 講師謝礼

《説明記載例》10月10日開催の△△勉強会で、「□□□」についての講義を依頼。

・ 施設の入場料や観覧料

《説明記載例》△△に関する調査。

・ 備品購入

《説明記載例》調査研究先での説明に利用するモバイル用。

機器の性質上、政務活動以外にも使用できるため、1/2按分して計上。

・ 切手購入

《説明記載例》区政報告(No.123)郵送用。80部送付。

・ ホームページ更新料

《説明記載例》△△ページの更新。ホームページのURL http://****.com

(4) 「政務活動交通費記録簿」 ※交通費を支出する場合に提出

交通費以外の支出は領収書等の貼付や支出の説明用に「領収書等貼付用紙（前ページ（3））」を使用しますが、交通費については領収書の発行が一般的ではないケースが多いため、日付単位で金額・出張先・経路・出張目的等を記載できる「交通費記録簿」を領収書等貼付用紙の代わりに使用します。

① 全般事項

・ 領収書が発行される場合（タクシーや一部の鉄道・バス等の利用時）は、記録簿の裏面に領収書を貼ります。

※領収書の枚数が多い場合は裏面ではなく、他の用紙（様式自由）に別途貼付して提出します。

・ なお、「移動に伴う交通費以外の経費」は交通費記録簿ではなく、他の支出と同様に領収書等貼付用紙を使用します。

※ガソリン代、有料道路の通行料、駐車・駐輪料等が該当します。

② 出納簿整理番号

・ 該当する「出納簿の整理番号」を記載します。

③出張先

- ・施設名や団体名等、具体的に記載します。

※地方視察の場合も同様です。

※区民相談等で個人のお宅を訪問する場合は、具体的に所在地・お名前を公表することが好ましくないケースが多々見受けられます。その場合には、利用交通機関・経路が適正であることを示すために「地名・町名」等を記載します。

④利用交通機関

- ・「鉄道」「バス」「タクシー」等に区分して記載します。

⑤経路（出発駅－到着駅）

- ・駅間の移動ではない場合は、「地名・町名・施設名」等を記載します。

※タクシーや一部の鉄道・バスなど、領収書が発行されるものは、領収書ごとに経路を区切って記載します。

⑥備考欄

- ・出張内容を記載します。

《記載例》△△に関する調査、△△会議、△△研修受講、区民相談・意見聴取 等

- ・その他、交通費計上に関する説明等があれば記載します。

⑦視察や研修参加などで、他都市に行った場合

日常の交通費と同様に利用当日運賃を支払う「他都市(現地)での移動交通費」のほか、事前に乗車券を購入する「東京－他都市間の交通費」があります。処理方法等は次のとおりです。

【利用日に乗車券を購入する交通費】

- *該当するケース（実績）

「他都市現地で移動する際」の鉄道・タクシー等の運賃

→タクシー以外は領収書が発行されないケースがほとんどです。

- *処理方法

日常の交通費と同様です。

【乗車券を事前に購入する場合】

- *該当するケース（実績）

「東京－他都市間」の往復のJR運賃・航空運賃（領収書の発行あり）

- *処理方法

乗車券代を支払った日付（領収書の日付）で計上します。

→交通費以外の支出と同様です。領収書等貼付用紙に領収書を貼付し、備考欄に「出張日程・出張先・乗車区間等」を記載します。

※「東京－他都市間」の乗車券等を利用日に購入した場合でも、上記交通費以外の支出と同様の扱いとなります。

※現地での移動交通費もある場合は、備考欄に「現地での移動交通費は**月分交通費記録簿を参照」のように記載します。

(5) 「政務活動視察報告書」

宿泊を伴うか、または往復の交通費が1万円を超える日帰りの視察等経費を支出する場合に提出します。

① 全般事項

・「別途報告書類を作成する場合」は、当視察報告書を表紙にし、作成した書類を添付します。

※報告書の「概要」欄には「添付報告書類のとおり」のように記載します。

・複数の議員による視察で「連名で報告書を提出する場合」もすべての参加議員に提出していただく必要があります。

※次のように処理します。

【代表する議員1名】

※通常どおり当視察報告書を記載し、作成書類や資料を添付します。

【その他の参加議員】

※概要欄以外は通常どおりに、概要欄には「連名で作成したため、〇〇議員の視察報告書を参照」のように記載してください。資料等の添付も不要です。

※会派で政務活動費を受け取っている場合の会派視察は、会派名で提出します。

② 会派・議員名

・政務活動費を会派で受け取っている場合は「会派名」を、個人で受け取っている場合は「議員名」を記載します。

③ 出納簿整理番号

・当該視察・研修について計上したすべての支出の整理番号を記載します。

④ 実施日

・当該出張の期間を記載します。

⑤ 参加者氏名

・参加するすべての議員名を記載します。

⑥ 視察先

・「訪問先の施設名、担当部署」等と「道府県名や市町村名」を記載します。

※研修の場合は「研修場所（施設名）と道府県名や市町村名」を記載します。

⑦ 視察目的

・「何を調べるため（学ぶため）に訪問したのか」を簡潔に記載します。

⑧ 行程

・往復の経路について、利用交通機関や利用区間等を記載します。

⑨ 概要

・「政務活動による現地調査(研修)」であることを明確に記載します。

※視察先で入手した資料、研修内容が確認できる資料等がある場合は、写し等を添付します。

【記載例】政務活動費収支報告書

別記様式(第10条、第11条関係)

提出日を記入します
 ※平成27年4月1日～4月30日に提出していただくこととなります

平成 27 年 4 月 3 日

杉並区議会議員 宛

政務活動費を会派で受けている場合は「会派名」と「代表者氏名」を記入します

議員名 ○○ ○○○ (印)

年度を記入します

平成 26 年度政務活動費収支報告書

朱肉を使用する印鑑を押印します

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 26 年度政務活動費の収支について報告します。

項目ごとの金額と、最下段には支出合計額を記入します

26年度の交付額を記入します

1 収入 政務活動費 1,920,000 円

主な支出内容を記入します
(単位 円)

項目	金額	備考
調査研究費	300,000	○○市視察経費等
研修費	50,000	○○研修参加費
広聴広報費	700,000	区政報告の作成・郵送費等
要請陳情等活動費	0	
会議費	10,000	○○会議会場費等
資料作成費	0	
資料購入費	100,000	書籍購入費
事務費	120,000	事務所の電話料・インターネット接続料等
事務所費	400,000	事務所の賃料・光熱水費
人件費	200,000	政務活動補助職員賃金
合計	1,880,000	

「1収入－2支出」の金額を記入します

3 残 額 40,000 円

※「収支報告書・出納簿入力フォーマット」をご使用の場合、背景が色付の吹き出し部分は自動入力されます

出納簿

【記載例】出納簿

(その2)

年	月	日	摘 要	項 目	整理番号	受	払	残
26	7	1	前葉繰越					
		2	事務用品代(品名)	事務費	1			
		2	書籍代(書籍名)	資料購入費	2			
		3	事務所電話代(**%・5月分) /NTT東日本	事務費	3			
		3	事務所電話代(**%・5月分) /NTTコミュニケーションズ	事務費	4			
		5	事務所電気料(**%・5月分)	事務所費	5			
		7	事務所賃料(**%・8月分)	事務所費	6			
		9	〇〇市視察交通費(東京-〇〇間往復乗車券)	調査研究費	7			
		10	政務活動費(7月~9月分)					
		10	携帯電話料金(**%・5月分)	事務費	8			
		12	ガソリン代(50%)	調査研究費	9			
		15	〇〇市視察宿泊費	調査研究費	10			
		19	駐車料金(高齢者介護の調査研究)	調査研究費	11			
		20	印刷代(**%・区政報告00月00日発行分)	印刷費	12			
		21	郵送料(**%・区政報告00月00日発行分)	広聴広報費	13			
		22	研修参加費(〇〇研修)	研修費	14			
		25	インターネット接続料(**%・6月分)	事務費	15			
		31	交通費(7月分)	調査研究費	16			
		31	交通費(7月分)	研修費	17			
		31	政務活動補助職員賃金(7月分)	人件費	18			
			7月分計					
			次葉繰越 累計					

具体的な品名も記載します
購入点数が多いときには、「〇〇、△△他×点」のように記載し、領収書等貼付用紙の備考欄にすべての品名を記載します

支出項目が同じでも、支払先が異なる場合は、一行ごとに記載します
(電話料金、新聞購読料などが該当)

支出が複数月に亘るものは、何月分かを記載します
(光熱費、電話料金、事務所賃料、新聞購読料などが該当)
また、按分して計上するものについては、按分率も記載します

内容によって支出項目が分かれる場合、詳細を記載します
(例：駐車料金は、調査研究費、広聴広報費のどちらにも該当するため、目的を明記します)

整理番号は、領収書等貼付用紙、交通費記録簿、視察報告書にも必ず記載します
※上から機械的にふります
※月ごとでも、年間通し番号でも構いません

月ごとの計と累計額を記入します
「次葉繰越 累計」欄の金額が、次ページの「前葉繰越」欄の金額となります
※「収支報告書出納簿入力フォーマット」を利用する場合は、自動入力されます

【記載例】領収書等貼付用紙

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	7月分	No. 2・6
----------	-----	---------

該当する「出納簿の整理番号」を記載します

領収書等貼付欄													
<p>複数の枚数を貼付する際は、「他の領収書」「備考欄の記載内容」に重ならないようにします</p> <p>※サイズが大きい証拠書類は、貼らずに別紙として添付します</p>	<table border="1"> <tr> <td>領収証</td> <td>27年 7月2日</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>¥ 〇, 〇〇〇-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>但し、〇〇〇〇として</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇書店 印</td> <td></td> </tr> </table> <p>品名、内容等がわかるよう記入を依頼します</p> <p>※「購入点数が多く書ききれない場合」、「補足説明が必要と思われる場合」は、下段の備考欄を使い補足します</p> <p>※「お品代」という表現は好ましくありません</p>	領収証	27年 7月2日	〇〇〇〇 様		¥ 〇, 〇〇〇-		但し、〇〇〇〇として		〇〇書店 印			
領収証	27年 7月2日												
〇〇〇〇 様													
¥ 〇, 〇〇〇-													
但し、〇〇〇〇として													
〇〇書店 印													
	<table border="1"> <tr> <td>領収証</td> <td>27年 7月 7日</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>¥ 〇〇, 〇〇〇-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>但し、事務所賃料(8月分)として</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(株)〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇 印</td> <td></td> </tr> </table> <p>支出内容の説明を記載します</p> <p>「政務活動費の支出に関する事務処理について」の 〇 〇 ページを参照のうえ、記載します</p>	領収証	27年 7月 7日	〇〇〇〇 様		¥ 〇〇, 〇〇〇-		但し、事務所賃料(8月分)として		(株)〇〇		〇〇〇〇 印	
領収証	27年 7月 7日												
〇〇〇〇 様													
¥ 〇〇, 〇〇〇-													
但し、事務所賃料(8月分)として													
(株)〇〇													
〇〇〇〇 印													
備考	<p>「記入例1」 書籍代 領収書金額のうち〇, 〇〇〇円計上 《書籍名》〇〇〇〇、〇〇〇、……</p> <p>「記入例2」 事務所賃料(自宅兼用) 支払額10,000円×使用面積の割合による按分1/4×1/2=1,250円計上</p> <p>「記入例3」 研修参加費 《研修名〇〇、開催日時〇〇、会場〇〇、主催者〇〇及び概要等〇〇》</p> <p>「記入例4」 購入額10,500円から発生ポイント分1,050円を値引き相当額として控除した9,450円を計上</p>												

【記載例】政務活動交通費記録簿

第2号様式(第3条関係)

政務活動交通費記録簿

出納簿 整理番号 7月分 No. 16・17

出納簿の整理番号を記載し
ます

備考欄には、出張内容を記
入します

議員名 ○ ○ ○ ○

日	出張先	利用交通機関	経路(出発駅→到着駅)	交通費(円)	項目	備考
2	区民宅(阿佐谷南)	鉄道・バス	善福寺→南阿佐ヶ谷 ※往復	2,000	広聴広報費	区民相談
11	横浜市役所	鉄道	西荻窪→日本大通り ※往復	1,560	調査研究費	○○調査
14	○○市役所	鉄道	新大阪→茨木→大阪	420	調査研究費	○○市視察 現地での移動交通費
15	○○センター ○○市役所	鉄道、タクシー	大阪→茨木、茨木→○○センター(タカシ) ○○市役所(タカシ)、茨木→新大阪	2,420	調査研究費	○○市視察 現地での移動交通費
18	板橋区役所 練馬区役所	タクシー	自宅→板橋区役所、板橋区役所→練馬区役所	3,000	調査研究費	○○調査
20	○○駅自転車駐車場 △△駅自転車駐車場	鉄道・バス	善福寺→○○→△△→善福寺	1,120	調査研究費	○○調査
22	○○会館	鉄道、タクシー	荻窪→東京、東京駅→○○会館→大手町(タカシ)、大手町→阿佐ヶ谷	4,000	研修費	○○研修受講 件数が多く、複数枚 使用する場合は、最終 ページにのみ項目ごと の合計額を記入します ※出納簿へは「該当月の 末日」付で項目ごとに記 帳します
<p>◆視察や研修参加などで、他都市に行った場合</p> <p>日常の交通費と同様に利用当日運賃を支払う「他都市(現地)での移動交通費」のほか、事前に乗車券を購入する「東京→他都市間の交通費」があります。詳しくは「政務活動費の支出に関する事務処理について」の19・20ページを参照。</p>						
				2,000	広聴広報費	
				8,520	調査研究費	
				4,000	研修費	

タクシーなど、領収書が発行されるものは...

①領収書ごとに経路を区切って記載

②領収書は裏面に貼付

【記載例】政務活動視察報告書

第3号様式（第4条関係）

政務活動視察報告書

会派・議員名 ○○○○

記載事項は・・・
 ①政務活動費を会派で
 受け取っている場合…
 「会派名」
 ②個人で受け取ってい
 る場合…「議員名」

出納簿 整理番号	6月分 7月分	No.20 No.7・10・16
----------	------------	---------------------

この視察・研修について
 計上したすべての支出の
 整理番号（出納簿）を記
 載します

視察・研修会等報告	
実施日	平成26年 7月14日～平成26年 7月15日
参加者氏名	○○○○ ○○○○ ○○○○
視察先	○○市○○センター ○○市子育て推進課
視察目的	介護保険計画調査 子育てサポート事業調査
行程	

記載事項は・・・
 ①視察の場合
 訪問先の「施設名、担当部
 署」など
 ②研修の場合
 「研修場所（施設名）」など

記載事項は・・・
 ①視察の場合
 「調査対象、何に関する調査
 か」など
 ②研修の場合
 「何に関する研修か」など

記載事項は・・・
 往復の経路について、利用交
 通機関や利用区間など
 書ききれない場合は別紙添付

概要

◆記載する際の留意事項

「政務活動による現地調査（研修受講）」であることがわかるようにします。

- ※視察先で入手した資料等がある場合は、写し等を添付します。
- ※研修・会議等の場合は、内容が確認できる資料があれば添付します。

→報告書を別途作成している場合

- * この欄に「別添、報告書のとおり」のように記載します。
- * 別途作成した報告書やその他資料をこの報告書に添付し提出します。

【参考】備品台帳

議員氏名又は会派名

品目 (形態・型番)	数量	購入価格	①取得年月日 ②廃棄年月日	設置場所 (所在地)	備考
パソコン DELLLATITUDE D531	1	120,000円	平成26年5月14日 ②	議員控室 阿佐谷南1-15-1	Microsoftoffice2003を含む。 出納簿H26.7.20
			① 円		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ①購入価格に付属品等が含まれる場合は記載しておきます。 ②クレジットカードによる支払いの場合は、支払日(出納簿に計上した日付)を記入します。 </div>
			②		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 実際に購入した金額を記入します。 </div>
			① 円		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 取得年月日は、基本的に購入年月日を記入します。 </div>
			②		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 実際に備品が置いてある場所を記入します。 </div>
			① 円		
			②		
			① 円		
			②		
			① 円		
			②		
			① 円		
			②		
			① 円		
			②		

上記のような内容で作成し、各自で保管します。写しを一部議長へ提出します。

【参考】政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類

政務活動補助職員
勤務報告書

(26年 9月分)

議員名 ○○○○

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	月					
2	火	13:00-15:00	2	1000	2,000	区政報告(第○号)作成補
3	水	10:00-12:00	2	1000	2,000	区政報告(第○号)作成補
4	木	時給(日給)のほか、日付ごとに勤務時間・勤務内容を記載します				
5	金					
6	土	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)垂
7	日	—				
8	月	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)垂
9	火	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)垂
10	水					
11	木	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○調査事務補助
12	金	15:00-18:00	3	1000	3,000	○○会議事務補助
13	土					
14	日	—				
15	月	—				
16	火	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○調査事務補助
17	水					
18	木	11:00-20:00	8	1000	8,000	ホームページ更新(区政報告ページ)事務補助
19	金	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○資料作成
20	土	—				
21	日	—				
22	月					
23	火	—				
24	水	18:00-21:00	3	1000	3,000	○○資料作成
25	木					
26	金	勤務した方の「氏名・生年月日・住所」を記載し ます (雇用契約書を作成する場合に準じています)				
27	土	なお、情報公開の請求があった場合は、氏名を開 示しますので、本人にその旨を説明してください ※ご住所と生年月日は公開しません				
28	日					
29	月					
30	火					

「政務活動の事務補助」ということがわかるように、できるだけ具体的に記載します

※政務活動費で支出可能な政務活動補助職員への賃金は、議員活動全般ではなく、「政務活動の補助」に対してのみです。
そのため政務活動との関連性がわかるように記載します。

勤務した方の「氏名・生年月日・住所」を記載します
(雇用契約書を作成する場合に準じています)

なお、情報公開の請求があった場合は、氏名を開示しますので、本人にその旨を説明してください
※ご住所と生年月日は公開しません

押印は朱肉を使用します
※スタンプ印は好ましくありません

合計
出勤日 11日 63,000 円

勤務者
氏名 ○○ ○○ 印 生年月日 ○○年○月○日

住所 杉並区○○○ 1-1-1